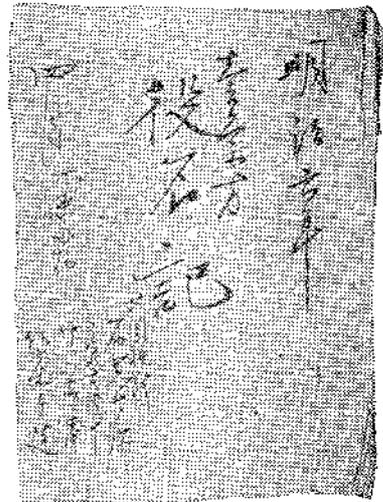
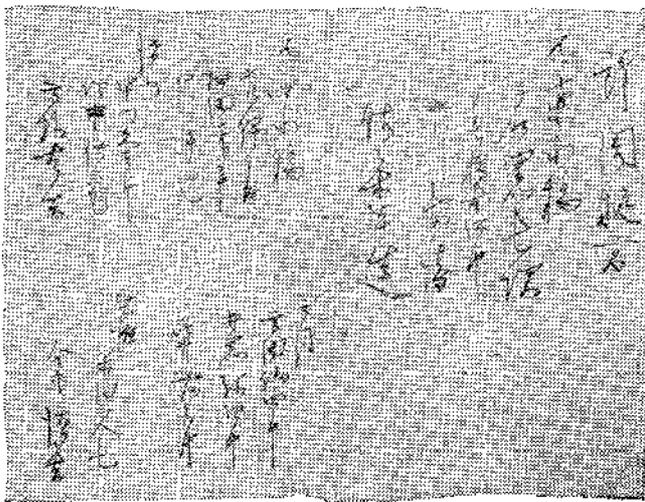


Ⅵ 団 体 ・ 仲 間



明治6年4月 売薬方役名記（財団法人 水橋郷土史料館蔵）

本文1224頁参照

七 明治四年五月 薩摩組仲間示談定法書

明治四未年相改

示談定法書

- 一 薩州表の儀は御上様より重て御趣意を以て御領困中売薬入付方御免許仰付置かせられ年々滞りなく商業仕来候段仲間一同有り難く存奉り候
- 右に付先前より示談定法取り極め置き候得共猶更今般相改候条一統堅く相守り申すべく事
- 一 御国恩忘却なく御国法万事堅固ニ相守申すべく旨肝要の事

- 一 彼御地の儀は先前より唐物葺重御取締仰付置かれ候故別て旅人御糺方葺敷仰付渡置かせられ候ニ付右趣意深く相弁へ聊たりとも唐物は申に及ばず御国産等都て売物の品取扱申問敷候万一心得違いたし故障之れ有るに於ては本人連人に拘らず其親方老人にて万端引受毛頭仲間中へ難題相懸中間敷候事

付り近来連人共彼地に於て種々品物買入自宅等へ相

送り候者も之れ有る由相聞得以の外相済み難く事に候右に付此度相改め葺重中付置候間急度相守り申すべく事

- 一 彼御地にて一向宗門古来より重御禁制の処故一統相慎申すべく候自然得意先の懇意に任せ法語の所望申懸られ候共穩密にも右咄合堅く相成ず候元来得意先請能く扱ひ度き業柄故右に相泥ミ聊にても心得違致候ては仲間一同の差障ニ相成如何体の大難事出来候とも計り難く候故相嗜み申すべく候勿論心得違之れ有るに於ては本人連人に限らず其親方老人にて引受仲間中江少しも難題相懸申問敷候事

- 一 付若内密右咄合にをよび候噂にても仲間の内へ相聞へ候節は其郷より呼寄せ早々帰国申付候事
- 一 彼御地は申すに及ばず道中船中たりとも御法度の博奕賭の諸勝負喧嘩口論惣て悪敷参会堅く致問敷別て遠国へ同道いたし候事故仲間一同和合第一に相心得申すべく候若違背之れ有るに於てハ前条同断の事

- 一 鹿兒島着の砌定宿へ逗留いたし持参の往来証文差出御

改を受夫々自用相調へ申すべく候猶又在廻願の儀は銘々

廻の郷々書上御付状申請候上夫々徘徊申すべく候事

- 一 御城下滞在中夜分は申すに及ばず惣て猥に徘徊不相成若搦無き用向之れ有り節其段仲間の内へ案内に及び指図の通り相心得申すべく候且彼御地は御家中数多御通行之れ有り況勇勢の御地故外出の砌は能々気を付片脇へ差控へ無言ニ而少しも無礼仕らず様相心得申すべく事

付御城下を始諸郷々調練等の節は必ず見物杯に出て申

間敷事

- 一 彼御地出立の節故無く相残り随意に帰国致間敷成べく

だけ前後見合せ仲間同道致べく候事

- 一 当御役所より仰渡され候御定法の趣一々大切に堅く相

守中べく事

- 一 向後得勝手に付所持場廻譲引仕候共最初仲間中聞糺望

人之れ無く時は他へ売出申すべく候尤買人に寄り仲間一

同不納得の人へ売渡候儀相成申さず若我儘に他へ売渡し

候共仲間ニ而差押へ急度破談致すべく事

付譲引之節名前老人足付の外素切にて他へ売渡候儀決

而相成申さず尤仲間内は示談によつて格別の事

- 一 諸所外城境入付の儀先前より仕来の通相心得廻り方致すべく候若不法に及び老軒にても内分入付致居候相顯れ候節は其年の薬代銭は申すに及ばず其得意先白地に聞糺し帰国の上仲間中に於て年々の帳面相調理幾年之分にても取上残らず相揃ひ為料料右取上高倍増にいたし本人ハ勿論連人は其親方より急度差出申すべく事

付銘々所持外城の内老村式村或は飛地老軒式軒等其向

寄の都合によりて先年より引渡りのケ所も之れ有り故

警所持外城地の内たりとも古帳に之れ無く廻は随意に

新入付致間敷何れ境目不審のケ所は其向寄所持人に聞

合双方納得の上新入付致すべく候万一我儘成る働きの

れ有るに於ては本文同断の事

- 一 御城下始郷々旅人問屋に於て廻々より入来り候諸商人

は申すに及ばず都て他郷の者へ内分にても棄下売一切相

成らず段先前より堅定置候得共近來等閑に相心得候のも

の之れ有り以の外事に候向後少分たりとも右下売之儀

之れ有るに於てハ仲間一同へ一形ならざる差障候間毛頭

相成らず候若心得違之れ有るに於ては仲間示談の上急度
申付くべく候の事

一 御城下に於て滞在中並に道中筋等仲間付合を以て酒宴
等相催候儀堅く停止の事

一 御城下田舎に於て為替金取組候共一口に大金取組候儀
堅く相成らず候事

付り両替の儀も帰国の節一時に相成候てハ過分の金高
に相及び候間相成るべくだけ郷々に於て目立申さず候
様両替致べく事

未五月

前条為御読聞の趣本人違人具に承知仕厳重相守申すべく候
若心得違仕候者御座候はゞ御作法通へ仰付下さるべく候為
其印形仕候以上

明治四年五月二十一日

密田 林藏 印

傳 藏 印

喜 助 印

宗 助 印

幸 助 印

伊 助 印

茂 助 印

半 助 印

中屋 信藏 印

順 藏 印

篤 藏 印

半 藏 印

仲 藏 印

林 藏 印

善 藏 印

治 平 印

中屋 清次郎 印

清 五郎 印

休 藏 印

加 次郎 印

庄 五郎 印

井澤屋 庄三郎 印

庄 藏 印

榮 助 印

儀 七 印

清 藏 印

油屋源藏 印

藤 藏 印

宮嶋屋五平 印

調 藏 印

塩屋伊平 印

彌 平 印

文 吉 印

鳥羽屋藤次郎 印

庄 助 印

能登屋兵藏 印

和兵衛 印

太 七 印

〔藤摩藩ト富山宛葉薩摩組〕

七六 明治六年一月 売薬商業改正規則

売薬商業改正規則書

一 西洋薬品、追々相弘度ニ付、奇薬之法方御採用ニ相成居候ハ、何卒御授与被成下候様奉願候事

一 従来、相弘候丸・散・練薬等場所帳面、所持人ニおゐて精密ニ調合可仕候事

一 煎薬之儀者組々入用高取纏メ、一手ニ製方致し、入念検査可仕候事

一 丸薬衣之義者金・銀箔、辰砂等区々ニ不相成候様、治定之事

一 セメン生ニ而商事令禁止、向後丸・散等ニ調合仕候儀可為勝手事

但シ胆類・角類其外不正之生薬取扱候義該ニ不相成候事

付り、阿片割或ハ罂粟・罌取・鼠殺等之儀ハ兼而御達ニも相成居候ヘハ、毛頭取扱申間敷候事

一 諸組薬品直段並ニ目形(方カ)・分量等、道程遠近ニ依而相定

候事

但シ定額直段之内、割引堅ク不相成候事

一 新規薬法組立候節者縮方等示談決定之上、其筋へ御伺
濟之上取扱可申事

一 製味所相設、薬品検査可仕事

但シ舶来之器械ニ当テ分明ニ取調候事

一 示談極合之薬種屋之外、余人は丸薬者勿論、其外合薬
等買入・仕入之手当テ仕候義、嚴重不相成候事

一 旅先ニおゐて薬品仕入致候者有之由、以之外之事情、
今後、堅ク差止可申事

一 薬品能書取調、不都合之ヶ所、判木削当座相用、姓名
等正ク相改可申事

但シ^(逐々カ)遂々判木彫替終功能言可為一円事

一 反魂丹場所帳面校校渡し或ハ仕入渡し等、屹度差止メ
可申事

一 御鑑札之義、帰国之上御役所江返上仕、尚出立之節御
願下ケ、持参可致事

一 子息・連人等ニ至迄、出立之節、心得之事

但シ春秋日限相定候ハ、書取を以組合縮方江可届
出事

雛形八寸紙堅四ツ切

完薬何国廻り	何郡何町村何某ノ惣二男
西何月何日出立	連人 某何十才
	主人 何町何ノ某 印

一 旅先ニおゐて悪敷参会・酒宴ニ長し、喧嘩・口論堅ク
不相成、律義・正路ニ商業可相励事

一 連人暇出し候砌、心得之事
但シ得勝手ニ付、隙ニ致候時ハ已後、何連人召抱ニ

相成候共、私ニおゐて差構無之様、証書相渡可申事、
若又不法・不埒之義有之候者其儀ニ不及

一 連人召抱候砌、心得之事

一 第一人体並先主等、篤々申札候上、究メ、組締方江相
届可申事

一 従来、薬預ケ置候得意先江、後ハ重置仕候向、是迄之
分応答之上、見届之事

但新ニ置合仕候ニおゐてハ罰金為指出可申事

一 場所帳面譲引之儀、最初其組締方江相届可申事

但決算之節、故障懸リ儀ハ其場ニおゐて、双方見計を以、決算可仕候、翌年ニ至リ再決算等堅ク不相成若シ又仕切間違等有之候者、持参之上、締方江差出、^(緩カ)集儀ニ預リ仲人等之扱を以、懸合仕候儀、嚴重不相成候事

付リ、近頃莫太^(大カ)之殘金等致し候由以之外之事ニ候、

已後、拾兩内、適宜ニ相任可申事

一 旅先得意之仁、当地江通り懸リニ売薬人江相尋候節等

阿部弥一郎

中田清平

田中清四郎

密田林蔵

金子傳一郎 等へ

諸組方頼談之上、親方等相定メ候ニ付、彼方江指図ニ可及事

但シ、客人一泊二泊ニ及ヒ諸入費等之義ハ懸リ場所持方可及出銅ニ尚客人鑿底之者、本人方指出し可申

事

右ヶ条、改正仕候者ハ組合一統不洩様相違シ、納得印章取請、毛頭違背致間敷候、万一規則ニ相反シ候者在之ニおゐてハ向後、諸国売脚留被仰付候様仕度、然上者互ニ遂吟味全ク商業永續仕度奉存候、此段御伺ヒ申上候、以上

売薬締方

志波久次郎

碓井傳二郎

井上傳二郎

関野清太郎

中谷善次郎

高木清四郎

吉本藤蔵

密田勘四郎

山の中半次郎

日南田和平

金子傳一郎

田中清次郎

密田林蔵

阿部弥七郎

中田清平

山田弘庵

沢本兵一郎

阿部弥一郎

渋谷孝常

吉川辰次

伊勢組 同 四人

北中国組 同 五人

禮組 締方 三人

九州組 同 五人

四国組 同 五人

奥中国組 同 七人

智組 締方 三人

仙台組 同 四人

秋田組 同 四人

南部組 同 四人

信組 締方 三人

越後組 同 五人

越中組 同 四人

出羽組 同 三人

伊達組 同 四人

北国組 同 四人

参事 三吉周亮殿

権参事 成川尚義殿

仁組 締方 三人

関東組 周擬方(旋之) 八人

上総組 同 三人

信州組 同 六人

駿河組 同 三人

義組 締方

五畿内組 周擬方(旋之) 七人

江州組 同 四人

(富山県立図書館蔵)

七 宛 明治六年四月 売薬方役名記

〔表紙〕
明治六年

売薬方

役名記

所周旋所 石黒七次

尾嶋古四郎

四月 元東水橋

中川安勝

佐々木平造

薬屋商業

惣代

朽木八磨

上田淳二

取締方

高田清次郎

上井又平

小森甚辺

大印圓右衛門

広瀬甚次郎

加藤甚助

所周旋方

元東水橋

石黒七次

尾嶋古四郎

中川安勝

佐々木平造

元西水橋

上口伊兵衛

押田喜平

同 平辺

滑川

早川久太郎

竹中傳藏

高橋太吉

高月

高田仙四郎

越後

中川安勝

井黒弥四郎

羽前

直江十三郎

碓井右三郎

羽後

河合源三

岩瀬

米田又七

飛州

押田佐四郎

金井清吉

三河

梅沢吉之助

新庄

金代善平

美濃

曲淵久右衛門

黒川小助

江州

沢井栄造

黒牧村

畔田平右衛門

五畿内

佐々木平造

東水橋旅方周旋人

下総野州

石黒七次

播州

尾嶋太四郎

上州野州

平野弥平

安芸

尾嶋久兵衛

上州

鶴山徳三郎

雲州

直江利四郎

武州

館川孫八郎

尾張

（財団法人 水橋郷土史料館蔵）

武州

高井与左衛門

信州

上嶋次平

七五〇 明治六年八月 石見国行売薬最寄会宛約定取

決め

約定取極之事

一 旅名前之儀、昨年相改候越中高岡岡本清四郎名前、当年夕相削、従前之小西名前ニ取直シ可申事

一 軒敷之儀者、昨年相廻改置候軒敷之外、一軒為共新掛

一切致間鋪候事

一 昨年不相廻得意并猶掛ニ相成居候分、兩様共一切菜入

替不仕候事

右々条之義、一昨年已来高岡福岡屋清右衛門所持居石見国廻小西白柳軒名前之帳面、当町上口伊平殿取扱ヲ以私引請仕、昨年右帳面越中名前ニ切替相改候処、最寄中ニおゐて差障り之条々多々有之旨にて、今度売薬御締方江御断ニ付、双方御呼立ニ相成、重々御詮議ニ相成、兼而売薬之儀者御定則度可有之ニ付直様指辰可申等ニ候処、所方周旋御人々之扱ヲ以前頭約定取極、和順方被成下難有仕合之義ニ御座候、依而已後、如何様之世上変革ニ相成、御法替被仰出候

共、前頭約定之儀無改相背キ不申候、万々一於後日右々条違約仕候ハ、如何様之越度ニ被成下共其節聊申分之筋無御座候、依而為後日周旋方衆中之役印ヲ請、約定一札指出置候処如件

明治六年八月廿九日 水橋町

本人 馬場屋 太七 印

同町

証人 上口 伊平 印

石見国行売薬

最寄 中

前書之趣相違無御座ニ付承届置候事

売薬周旋人

石 黒 七 次 印

掛 田 平 邊 印

(「富山売薬業史史料集」)

別紙ニアリ

三 明治八年九月 薩摩組仲間諸事留帳

四百三拾七メ九百廿四文

右之利足式割

(表紙)
明治八年九月

七月メ十月迄メ四ケ月也

仲間 諸事 留帳

メ五千九百拾式メ廿四文

寺垣庄蔵

此金百五拾五円五拾八銭也

亥九月 荷物割

拾五円 鹿兒嶋上町下町

四拾メ六百八拾文 運賃、平原取換

蔵敷中勘割

具荷四々

式拾円七拾式銭

大阪より当地迄懸り等

下関伊勢小屋

四貫八百八拾式文 五月メ十二月迄六ケ月り足

蔵敷水上懸り等

メ四拾五メ五百六十六文

尤阿る根上分

此金唐門式拾銭

十九用無印

圓四〇〇〇七メ三拾銭宛

五円 伊勢小屋仲間

此分四軒割

例年 礼

五千四百七拾四貫百文

四口

大廻荷大小百九十箇

金百九拾六円三拾銭

運賃駄ちん水上蔵入口雇等メ

但シ中荷ハ大荷ニ直シ小付ハ半荷ニ直シ

例年之通割賦致候

本荷數ニ直シ百八拾七個半割

老箇ニ付老円四錢七厘宛

一 百六拾五円 例年仲間出金

三門宛五十五人脚分

合

三百六拾貳円五拾錢

但シ貝荷共也

外ニ 跡

一 貳百七拾五円 増割出金

五拾五人分

合

六百三拾七円五拾錢

②

中間例年

一 三拾六円 出金老円脚三門口

拾貳人脚分

一 四拾九円七拾三錢貳厘五毛

老箇老円四錢七厘ニ

大廻荷四拾七半

下関方運賃

鹿府水上蔵入蔵敷利足

下関口敷札等割

ノ

八拾五円七拾三錢貳厘五毛

外ニ三拾錢 貝運賃懸り等

一 六拾円 跡増割

五円宛拾貳人分

圓

一 三拾九円 仲間例年出金

老円足三門口

拾三人脚分

改四十三円四十五錢〇五毛

老箇老円四錢七厘

大廻荷四拾箇半

下関運賃水上敷荷

礼等鹿府水上蔵敷

利足蔵入等割

外ニ三拾銭 貝荷運賃懸り等

改八拾貳円七十五銭〇五毛

六拾五円 跡増割老人前五円宛

拾三人足

⑤

貳拾壹円 仲間例年出金

老人脚三円〇七人足分

拾五円七拾銭

老箇老円四銭七厘

大廻荷十五 下関運賃

蔵敷礼等鹿兒嶋水上蔵

入蔵敷り足等割

一 三拾六円七拾銭五厘

三拾銭 貝荷運賃懸り等

三拾五円 跡増割七人足分

老人分五円宛

⑥

一 拾八円 仲間例年出金

老人足三箇宛六人脚分

改廿三円三銭四厘

老箇老円四銭七厘

大廻荷物廿三箇下関運賃

蔵敷礼等鹿兒嶋水上蔵入蔵敷

利足等割

外に三拾銭 貝荷運賃懸り等

改而四拾壹円三拾三銭四厘也

一 三拾円 跡増割六人足

老人足五円宛

⑦

一 拾貳円 仲間例年出金

老人足三円宛四人脚分

一 拾五円拾八銭壹厘五毛

老箇老円四銭七厘

大廻り荷拾四半下関運賃

蔵敷礼鹿兒嶋蔵入水上

藏敷利足等割

メ式拾七円拾八銭壹厘五毛

一 式拾円 跡増割四人足

老人足五円宛

元

拾貳円 仲間例年出金

老人脚三円宛四人脚分

拾四円拾三銭四厘五毛

壹箇壹円四銭七厘

大廻り拾三半

下関運賃藏敷礼

鹿兒嶋水上藏敷

藏入り足等割

メ式拾六円拾三銭四厘五毛

一 式拾円 跡増割四人足分

老人足五円宛

の

九円 仲間例年出金

老人足三円宛

三人脚分

拾円四拾七銭

壹箇壹円四銭七厘

大廻り荷十箇

下関運賃藏敷礼

鹿兒嶋藏敷水上藏入り足等割

メ拾九円四拾七銭

拾五円 跡増割三人足

老人足五円宛

下

一 六円 仲間例年出金

老人足三円宛

式人脚分

一 七円三拾貳銭九厘

壹箇壹円四銭七厘

大廻り七箇

下関運賃藏敷礼

鹿兒嶋水上蔵敷蔵入り足等割

メ拾三円三拾貳錢九厘

一 拾円 跡増割貳人足

老人足五円宛

④

一 拾貳円 仲間例年出金

老人足參円宛

四人脚分

一 拾七円廿七錢五厘

老箇老円四錢七厘

大廻り六半

下関運賃蔵敷

鹿兒嶋水上蔵敷蔵入り足等割

メ貳拾九円廿七錢五厘

一 貳拾円 跡増割四人足

老人足五円宛

九軒

惣メ

三百六拾貳円五拾老錢貳厘

又貳百七拾五円 跡増割分

五拾五人足

老人足五円宛

合

六百三拾七円五拾老錢貳厘也

外ニ 九円五錢老厘

京大坂等買物代

国許持出金面行

残り金也

又 六円廿五錢 奉書紬老疋

平原江壳渡

又 貳円四拾八錢五厘

上町連中平原等へ土産物壳渡

手拭四ツ

風呂敷貳

真綿貳わ

三口合

メ

VII 固体・仲間

拾七円七拾八銭六厘也

惣メ

六百五拾五円廿九銭八厘

記

八百三拾円 亥八月七日預り

右ノ内ヨリ出

九円五拾三銭四厘

小松藤嶋永介屋ニテ奉書袖式正

百匁ニ付□かへ

百拾匁

百拾七匁

一 式拾貳円三拾五銭七厘

小松村井屋久右エ門殿ニテ奉書袖式正

□かへ

メ五百六拾六匁

一 拾三円四拾壹銭四厘

シハがへワ三正

メ三百五十三匁

一 式拾四銭 十六枚繼

桐油式枚

此分引切なし

一 壹銭六厘 紙沓折

此分仕切なし

一 式拾六銭貳厘五毛

福井ニテ雲丹沓合入三ツ

京都蔦吉殿ニテ

三步式朱 柳筒沓(行李カ)

壹歩五銭 琉球式枚

貳朱ト五銭 細引沓筋

メ壹円三拾五銭

銭 清 殿

拾四円六拾銭 紅板メ縮緬式正

七百六(マ)り二

七百廿貳

一 式円九拾五銭 白越後縮沓反

メ三百七

一 拾八円三拾七銭 縮五反

三百九り八

三百六り八

三百七り四

三百七り五

三百八り二

八銭

文庫代

右之内一ツ十式日行

ノ三拾六円

一 式拾壹円四拾三銭五厘

四条角㊦

越後縮五反

四五二

四五二

四四五

四二六

三八九

ノ

清水亀亭

壹円拾八銭七厘五毛

急須 三ツ

同所七蔵殿

八拾七銭五厘 同 式ツ

守山屋儀兵衛殿

一 四拾壹銭六厘

縮真田老人六半口廿

ノ三丈式尺

但し丸薬箱懸分

一 式拾八銭 胸紐沓筋

ノ六拾九銭六厘

一 五拾七銭五厘 風呂敷五枚

一 八拾七銭五厘 手拭 二反

一 八拾四銭 御影堂

式本入扇子沓箱

ノ 数十四本

美濃期殿

一 三円六拾錢 玉露小半入弐ツ 半斤入三ツ

一 壹円八拾錢 友白髪 半斤入三ツ

一 七拾五錢 鉄刀半入六本

一 拾四錢五厘 同小半入二本

メ六円廿九錢五厘

一 七十五錢 越前中奉書弐帖

一 五拾六錢 伊予中奉書弐帖

メ壹円三拾壹錢

一 九錢八厘五毛 京都夕大坂迄荷老ツ懸り運ちん共

一 拾八錢 のし紙百廿

一 拾錢壹厘 大坂ニテ奉書水引代

一 壹錢六厘 半切一本

一 七錢四厘 九谷焼卷黄木綿代

一 八拾壹錢 大坂福山線行そ外へ人力賃信弥家

メ壹円弐拾七錢九厘五毛

此分仕切高なし

壹円三拾五錢 福嶋屋足袋

緋十文半がへ十足

一 拾九錢 二重相口候㊦へ頼置ニ付のし紙百五拾枚

一 三拾錢 大長水引白赤百把

一 三拾七錢五厘 中長百五十わ

一 三錢七厘五毛 並尺白赤五十わ

一 三錢五厘 同六寸五十わ此二品鹿兎嶋ニテ封開ノ時な

し

メ九拾三錢七厘五毛 ㊦ 渡

一 拾貳錢 黒田清綱様

社中見舞西爪代

メ百貳拾円九拾四錢九厘

百三拾円之内

差引

有金九円五錢壹厘

百五拾五円九拾六錢六厘

平原弘分

大廻り荷物運賃り足付

但し清水書有

四拾貳円九拾壹錢三厘

宮崎行 宗介反義ノ

長藏宗介ノ

兩度分

但し委細別帳書

一 廿五円也 宮崎行御冥加上納信宗

一 四拾七円六拾七錢八厘

宮崎行信宗入費別帳有

一 三円六拾壹錢五厘

信藏取□ 別帳有

一 拾三円三拾貳錢壹厘

庄藏取換分 別帳有

一 四円三十四錢六厘

同別帳 末一人

一 拾六円九十錢

藤藏屋分

真綿十五本 買入分

利三月半 取利共

別紙有

一 壹円也 是迄之出入

壹々依而不足相成

金三拾円 木村様江

例年仲間御札

錢百四貫文 玉子四百

土右田様へ

田舎土産

□金貳円七拾三錢七厘也

二月十三日

三拾壹円五拾貳錢六厘

弥平取換相渡別帳有

夏中滞在中等入費

二月二日

四拾八円七拾貳錢

庄藏利兵衛滞在中入費別帳ニ有

貳拾壹円廿四錢

伊勢小屋藏敷等

五拾貳錢 戌年送り金 過金

差引貳拾四七拾貳錢

荷物駄ちん

五円 例年御礼

拾老錢壹厘 蒸氣上荷荷物割

右伊勢小屋分利兵衛様へ 預ヶ置

三円 京ヶ国許ヶ駄ちん

形へ 四百四拾九円四拾參錢六厘也

三円四拾五錢六厘

六百五拾五円廿九錢八厘 集高

差引

差引

百五拾貳円五錢

貳百五円八拾六錢貳厘

右 密田様へ相渡

市へ 貳百五円五拾錢 有

田中様御渡

此内 五拾円也

右之金子五拾五人割

利兵衛詰合ニ付相渡置

老入足ニ付貳円七拾六錢四厘五毛

外老入止宿

一 三十五円九拾三錢八厘

二月九日

芳尾 十三人

一 拾錢 大坂ニ面白濱様行

一 三十三円拾八錢六厘

人力

密田 拾貳人

十日

一 拾九円三拾五錢壹厘

一 十貳錢五厘大坂三十石船ちん柳箇り(行李カ)

田中 七人

一 貳錢 大坂ヶ④迄手紙ちん

一 拾六円五拾八錢七厘

拾錢 伏水ヶ京迄

寺垣 六人

一 拾壹円五錢八厘

松井 四人

一 拾壹円五錢八厘

成田 四人

一 五円五拾貳錢九厘

高桑 貳人

一 八円廿九錢三厘

密兵 三人

一 拾壹円五錢八厘

金盛 四人

百五拾貳円五錢八厘

一 三十七円五厘

㊦ 出金

一 四十一円三十三錢四厘

㊧ 出金

四口合

貳百四十六円七錢五厘

右之内

百五拾五円九拾六錢六厘

平原殿江支払取替向元り

残り九十円十錢九厘

右之通御改御受取可仕候

十月廿五日 庄藏

よし尾様

一 十九兩四十七錢 刀 出金

ノ百九円五十七錢

一 八円 ㊨ 出金ノ内入

一 廿九円廿七錢五厘

㊩ 出金入

亥十月廿五日改

八十六円三錢二厘五毛

㊪ 出金

一 八十一円七十錢三厘五毛

㊫ 出金

差引

九十四錢一厘四毛

メ

一人

貳百五十錢

(金盛家所蔵文書)

七三 明治九年一月 薩摩組上納金の中請

乍恐奉願上候

私 共

旧御藩代様江往古より合葉商売之儀御免許被仰付置、永々奉蒙御恩難有仕合ニ奉存上候、就而ハ、乍聊御礼金とシテ年々千四百貫文宛御上納仕来申候、然処御一新後、新貨ニ直シ参拾七円三拾三錢三厘つゝ租税課御方江去ル戌年迄御上納仕候に付、是迄之通年々御上納被仰付可被下候様奉願上候、此等之趣成合候様被仰上被下度、此段奉願上候、以上

但シ当分定間屋第三大区小十四区上町行屋下夕通

平原佐平次殿方ニ寄留罷在候

新川県越中国富山 売薬人九軒総代

第九大区小三区富山町

明治九年子一月十七日 平民 寺垣庄蔵 ㊦

同大区小四区同町

平民 杉井弥兵衛 ㊦

鹿児島県令 大山綱良殿

願之趣冥加金者上納ニ不及候条薬品販売之儀者従前通可

相心得事

九年一月廿四日 鹿児島県令 大山綱良 函

(金盛家所蔵文書)

七三 明治十三年十月 石見国向寺一統の売薬商業

申合規則

売薬商業申合規則為取換書

一 従来、示談申合商業仕来候処、今般更に打寄申合規則

ケ条左に

第二章 条

一 太政官御布令之趣旨堅く相守可申候事

但し、犯則之者無きにも非ず、右等之者見聞候時は、商業上相互之義に付可成添心可仕候事

第三章 条

一 薬品調劑之儀は、精々遂吟味を粗漏無之様注意可致候事

第四章 条

一 旅先に於て販売人不埒之者有之候時は、相互に誠実を以教諭可致事

但し、聞入不申候者は株主及び雇入を不論、有合仲

聞見聞之上、諸帳簿・荷物等預り、本人帰國可為致

候事

第四章 条

一 懸方之儀は概ね國中七懸・八懸之事

但し、従来より七懸に振込居候処、本年より下売・

割引等に致し候者無きにも非ず、右等之次第自然

発覚致し、且亦証拠物等取来候時は、該規則に照準

し可取計候事

第五章 条

一 薬品は不中及諸色沸騰にて、仕入方及宿料諸費莫大に相嵩み、就ては是迄之代価にて逆も引合不中に付、一同立会協議之上改正直段取極、依て条外に詳細相記置候事

第六章 条

一 前頭取極候上は、堅く相守可申管之処、万一違約仕、下売・割引杯致候者有之に於ては、向寄一統集會仕、實際不筋之義に候得は、會費は不申及外に金拾円科息可差出候、依之株主は無論売子衆江篤と説諭し激重相心得可被成候事

但し、科息金之儀は、見届人江半額付与致し、残り

半額は集會席派出之人々江配当之事

第七章 条

一 前陳之条日に相触る者有之、科息金差出不申時は、私共連署中にて償金可致極合之事

第八章 条

一 年々帰国次第仲間一統相寄信義を以示談可仕候事

但し、集會席之儀は其節取極可申候事

石見國銀山料(領) 浜田町より東、直段約定

奇心丸	二分升十粒	三錢
熊胆丸	反魂丹	三錢
疝氣藥	萬金丹	三錢
紫金錠	升五粒	三錢
洗日藥	十年下し	正味三厘
無二膏	神藥	老錢貳厘
正氣湯	妙振出し	七厘
五粒感應丸	突母散	老錢五厘
小粒感應丸	はら藥	七厘
セメン	薄荷	正味三錢
黒丸	丁子門	正味四錢
藥王丸	五竜門	正味十五錢
式分升二十四	熊胆丸	三錢五厘
反魂丹	宝丹丸	四錢五厘
指目藥	感應丸	三錢五厘
即功紙	十粒入赤玉	三錢
枇杷葉湯	萬金丹	老錢五厘
宝丸		正味七錢五厘

浜田町西方、直段約定

サフラン湯	四錢五厘	熊胆丸	五錢
-------	------	-----	----

治仙散	四錢	敬靈丹	老粒四錢
壯健湯	四錢	敬靈丹	三百粒升老
鎮虫丸	三錢五厘	敬靈丹	粒に付六厘
ハツ切袋入	貳錢五厘	洗目藥	老錢二厘
笠乃下	貳錢	肝涼丹	三錢
蘇命散	貳錢	救命丸	十粒入
真冷丹	四錢	救命丸	拾貳錢五厘
一角丸	三錢	才角散	貳錢五厘
大粒奇心丸	三錢	安銅煉	五錢
九ツ切袋入	貳錢		

此外銀山領藥品代価同様之事

右之条々仲間一統申合納得之上、連印為取換約定書如件

明治十三年十月二十三日 石見國向寄高月郡

高田清次郎 印

同 同水橋東天神町

同 細川太七 印

同 同水橋東天神町

同 東堂伝一郎 印

同 同東大町

尾島次一郎 印

同 同水橋大町

佐々木平治 ⑩

同 水橋西浜町

尾嶋太四郎

同 水橋出町

東堂もと ⑩

同 同出町

佐竹文蔵 ⑩

同

石黒久右二門 ⑩

富山

阿部彌七郎殿

高木林蔵殿

小見谷茂平殿

黒田六兵二殿 御等

七番 明治十五年 中田町中心の売薬営業所三余堂

創設

中田町では、明治十五年に町を中心付近の業者が合同して売薬営業所三余堂を創立した。この頃、約百名の業者が明治十五年には印紙税法の施行により、一時は、五、六十名にも減退したこともあったが、のちに薬業に志す者が次第にふえ、明治・大正年代を通じて、百二、三十名の配置業者が営業をつづけた。

〔中田町誌〕

七番 明治十七年 薩摩組諸事記簿

〔表紙〕
明治十七年

〔滑川町誌資料〕

諸事記簿

担当 寺垣庄蔵

寺垣常次郎

明治十七年

一 献上留

玉御邸

一 熊胆 老枚

三匁五分四厘

一 大鯛 貳尾

ノ九月十日午前十時ニ御伺首尾能相納マル

頂戴

一金貳拾円 老封

外ニ御書立又茶菓子

酒肴 頂戴

磯御邸

一 熊胆 老枚三匁五分貳厘

一 大鯛 貳尾

ノ九月廿日午前九時ニ御伺首尾能相納マル

頂戴

一 金千疋 老封

一 疏紺木綿縞式端

外ニ御書立老通

請取書老通

玉御邸御方

上後迫中程

家令 伊集院九郎様

一 扇 子 貳握

一 丸打胸紐 老掛

一 平打胸紐 老懸

一 鶏 卵 五拾

ノ九月九日早朝相伺進納ム

御目通被仰付都合宜シク

九月十日献上首尾能相納マルニ付中鯛二枚持参ニテ御請

礼中上乍序御暇乞中上候也

旧二之丸跡

家府 法元様

一 右同断

メ右同日早朝相伺進納ム

御目通被仰付都合宜シク

九月十日献上首尾能相納マルニ付御請礼申上乍序暇乞申

上候也

家府 東郷源四郎様

右同断

中年ヨリ昇級ニテ家令ニナラレ候申年東京行ニテ留守ニ

候得共例年之通進呈シ置候也

扇子 式握

胸紐 式懸

鶏卵 五拾

磯磯械場上之方 尤も後廻伊印様ヨリ行事

相良様御同役

本年ヨリ始メ

松田為兵衛様

一 扇子 式握

一 胸紐 式懸

メ九月九日早朝相伺進納ム

御目通被仰付都合宜シク

九月十日御邸ニテ献上物之御取次ヲ願ヒ首尾能相納マル

鶏卵五拾持参ニテ御請礼申上乍序暇乞申上候

東京詰ニ付辰巳年進無印

午年上京中△

未年上京ニ相成大抵三ヶ年間ノ目的之由也

一 扇子 式握

一 胸紐 式懸

一 鶏卵 五拾

メ九月十九日早朝相伺候処都合能御目通り被付仰進納ム

九月廿日献上首尾能相納マルニ付廿一日午後五時ニ着宅

折持参ニテ御請礼申上候乍序暇乞申上候

中ノ平馬場小路

皆吉様

東京詰ニ付辰巳ニケ年進無印

午年御伺候処速ニ御目通被仰付進印左之通末年御上京之

由内印ニテ敬承候ニ付不呈

一 扇子 式摺

一 胸紐 式懸

一 鶏卵 五拾

メ九月十一日早朝相伺候処都合能御目通被仰付御磯御邸御機

嫌伺之義相尋候処折悪敷昨ばん四才之御女子様御死去ニ

付一周間斗過キテ致セト被仰付ニ付又九月十六日午後四

時ニ着老折持参シテ相伺候処折悪敷留守ニテ又十八日朝

相伺候処御目通リ被仰付候

九月廿日献上首尾能相納マル付同日着老折持参ニテ御請

礼申上候乍序暇乞申上候

一 扇子 式本 庄蔵

常次郎

つかい用取入

武宮様之後也

瀧聞藤左衛門様

家從 スイトウ係リ

一 扇子 式本

一 胸紐 式懸

一 鶏卵 五拾

九月廿日磯御邸ニテ御取次被下成候ニ付九月廿一日午後

四時御伺中上候処都合能御目通被仰付進納ム

千石馬場

木村様

印紙事件ニ付末年ヨリ半高也

一 拾式田五十銭 例年土産向

一 壹円 御内室様

一 五拾銭 御殿サマ

改拾四門

同家

一金參拾円 宍封例年挨拶分

但シ帰国之節進上之事

方江拾五円相渡シ

残り拾五円四元江持参之事

一 五円五十銭 茶太白

胸紐 五部 (マツ)

茶色 七懸

皮色 七懸

白 三懸

葡どう 三懸

メ 甘懸

委取書有

同家 御老母様

一金六円

是迄平原江預り置平原を御当人江一ヶ月ニ付五十銭宛

相渡し約定ニテ引来り候得共申年を御当人江直相渡ス

亭

御同人改名

明治十七年中

本室智源大姉

八月二日

旧六月十二日往生

一 式銭七厘

せんさい色 絹裏田三尺式寸

一 十八銭

小奉書四十枚 あつがみ右方受取書有

一 弍円

斑竹骨白扇十本 胡麻竹骨白扇十本

メ 甘本

御影堂底阿弥ニテ

一 十四銭

だん□ニテ のし折上紙十枚

諸入費

VII 団体・仲間

右二口受取書有

一 四錢 金銀中長水引四わ

一 八厘 同並 式わ

一 八錢七厘 紅白中長廿五わ

一 式錢 紅白七寸廿わ

一 式錢 紅白六寸廿式

右五口受取書有

□りえ

一 五錢 あわびのし式枚

一 九厘 絹 糸

外のり寸法あし四寸式分

一 廿四錢 白木小ノヲリ式ツ

一 尺一寸七分

産四寸五分

一 六錢 胸紐付之板十枚

板 八寸一分

三寸五分

右二品西京仏光寺高倉

右二口受取書有

一 式錢 扇子箱壹つ但胸紐入

一 壹錢 あつ紙

一 廿八錢 表打大下駄壹足

一 卅壹錢五厘 表打大下駄壹足

一 壹円九十錢 嘉平治袴壹具

一 八十五錢 暑寒平袴壹具

右二口受取書有

一 壹円六十錢 あいねづみ色

夏羽織一枚

一 四十七錢五厘 進物入柳合利

壹組

こじやく入小柳合利壹組

一 十一錢六厘 硯壹つ墨壹丁

一 七錢 硯箱壹ツ

一 八錢 はさみ壹丁

一 十七錢五厘 うすば小刀壹丁

一 十錢 定木 壹本

一 貳錢五厘 真書 卷対

一 三錢八厘 水筆まる八巻対

一 卷円〇六錢 筆筒巻ッ

受取書有

一 十三錢 唐晒風呂敷巻枚

一 十七錢 細引巻筋

一 貳錢 國元行郵便賃

九月八日

一 四錢 折のし紙

一 五錢 上々高岡百々用紙
(マン)

巻状

一 貳錢五厘 半紙 巻状

一 壹錢貳厘 手籠貳つ此分不用

一 四錢貳厘 手籠 七ッ

一 十錢 伊印行人力車

メ六文□厘

九日

一 廿錢 伊印松印法印行人力

一 壹錢五厘 折のし台板巻枚

十日

一 四十四錢 玉里御邸人力車

貳挺

一 十五錢 御礼廻り人力車代

十一日

一 廿四錢 皆印行人力式挺

一 卷円九十五錢 鶏卵三百

一 三十八錢 十日祝ニ付肴代

但シ受取書有

一 三錢六厘 燒酎三合

一 卷円八十錢 玉印行大鯛貳枚

伊印行中鯛貳枚

但シ小納屋新太郎仕切書有

一 十式円五十錢 木村様行

一 卷円 御内室様

一 五十錢 御嫁さま

メ十四円 但シ受取書有

Ⅶ 団体・仲間

- | | | | |
|-----------|-------------------|----------|--------------------|
| 一 三円 | 木村善次郎様 | 一 四十四銭 | 磯部行人力式挺 |
| | 昨年分家被成候ニ付粗品料 受取書有 | 廿日 | |
| 九月十二日 | | 一 四十銭 | 皆印行肴 |
| 一 十五銭 | 下町行合乗行戻り | 一 十式銭 | 皆印行人力賃 |
| 十三日 | | 一 一巻銭六厘 | 大小手籠式ツ |
| 一 一式銭 | 国元行郵便ちん | 一 三十一銭 | 瀧間椽行玉子五十 |
| 九月廿六日 | | 一 五十八銭 | 武印行肴壹折 |
| 一 四十三銭 | 肴壹折 皆印行 | 十三日 | |
| 九月十六日午後四時 | | 一 八銭 | 木村西家行 |
| 一 十式銭 | 皆印行人力ちん | | 相国寺行人力賃 |
| 十八日朝 | | 一 一巻円 | 本室智源大姉 |
| 一 十式銭 | 皆印行人力ちん | | 木村御老母おてるさまえ事墓所へ竹之ふ |
| 廿日 | | | し形の燈炉を本寄付代但し受取書有 |
| 一 一式銭 | 郵便ちん | 一 一巻円五十銭 | 石燈半高代 |
| 一 一巻円五十五銭 | 磯部行 | 十七日 | |
| | 大鯛式枚 受取書有 | 一 四円五十銭 | |
| 一 一巻銭 | 手籠 | | 本室智源大姉四十九日相国寺ニテ施餼鬼 |
| 一 一巻銭 | 皆印行手籠 | | |

布施料 請取書有

一 廿 錢 下坂元相國寺千石馬場行人力賃往來但し雨

風ニテ

一 五十 錢 本室智源姉ノ為

相國寺へ祠堂料

但し受取書有

一 五 錢 墓所へ御花

一 壹 厘 線香

ノ十七円五十何錢

ノ五十円三十三錢

一 金拾円 木村様江例年之御礼

未年より五円減ズ

惣ノ六十円三十三錢

方江

八月十七日

一 金四拾円 国元出立之際松井様ヨリ預り候也

九月十日

一 金貳拾円 玉里御殿ヨリ頂戴

一 金貳円五十錢 磯御殿ヨリ頂戴

外ニ琉球紺縞式端

ノ六拾貳円五十錢

差引残り金貳円十三錢

外ニ四十三円 仲間出金請取

惣合四十五円十三錢

御渡し申上候也

右正ニ預り候也杉井掃屋

申二月十日 寺垣庄藏

酉二月十日 寺垣常次郎

十七年八月十五日

彼地献納入費京坂買物等木村土産向等中勘壹人脚

八十六人足 五十錢口

一 貳 円 羽 四人

一 拾 円 ④ 廿二人

一 四 円 五十 錢 ① 九人

一 五 円 五十 錢 ② 十一人

一 八 円 五十 錢 ③ 十七人

Ⅷ 団体・仲間

一 五円五十銭 四 十一人

一 貳円 元 四人

一 三円 可 六人

八軒二月十日受取ニ而

ノ四拾貳円

外ニ老円 ① 貳人

九軒ニ而

合四十三円也

十八年ヨリ

① 七人脚

② 五人脚

③ 八人脚

十八年

④ 四人脚

⑤ 十一人脚

⑥ 四人脚

⑦ 拾人脚

⑧ 貳人脚

①

十八年十月五日

一 金参拾円也

右御預り申候也

未年之残り物一品も高桑脚松様を受取不申

残り物之控

中長水引 八把

小ノ大 五把

小 十五把

のし紙 上三枚

同 下十枚

百田紙 廿枚

小奉書 五枚

胸紐六懸 白貳懸

葡萄貳懸

こぶ茶壹懸

かわ色壹懸

同板三枚

同上紙式枚

扇子四本

のし形上紙三枚

袴 式具

羽織袴枚

唐晒風呂敷袴枚

柳合利式(行李カ)ツ

表打下駄式足

硯箱壹ツ

但シ付道具共

外に小道具類

右小箆筒入ニテ平原江

預ケ置候也

(金盛家所蔵文書)

其 明治十九年十月 和歌山県売薬行商人申合規

約

富山県上新川郡 富山精寿堂

富山県地方
改良売薬事
務所印

行商取締 濱谷幸治郎

和歌山県各郡区置付薬改良ニ付売薬行商人申合規約

第壹条 和歌山県下各郡区ニ到着スルトキハ直チニ其地檢

査官派出所ニ出頭其旨届出ルコト

第貳条 各受持之業務ヲ終へ帰郷スルトキハ出発之際前条

之如ク届ケ出ル事

第參条 是マテ各需用家へ置付アル無印紙之売薬左ノ定宿

ニ収集メタル上期日ヲ定メ印紙ヲ貼用スル事

和歌区本町四丁目 前田 静七

那賀郡粉川村 玉谷蘇右衛門

有田郡湯淺村 油谷 吉造

日高郡小松原村 中野吉右衛門

東牟婁郡新五馬町 高森新兵衛

西牟婁郡用邊袋町 井上虎吉

第四条 前条ノ期日ハ左ノ通り相定メ置キ別紙書式ニ拠リ

其地検査派出所へ願出御立会ヲ受ケ取纏メタル毎ニ印紙ノ売薬ニ悉皆印紙ヲ貼用スル事

明治廿年一月廿五日 二月廿五日 三月三十日

右三回トス

第五条 売薬印紙ハ目下所持之分ニテハ到ル処ハ不足ヲ告

ル見込ニ付和歌山県下各便宜之地ニ於テ売薬営業者ニ印紙買入レ代理ヲ依頼シ其旨検査派出所ニ届出認可ヲ受ケ

左ノ帳簿ヲ調製シ御検査ニ供ス可キ事

売薬印紙臨時買入帳

是レハ依頼ヲ請シ売薬営業人ニ於テ別ニ調製シ買入レタル印紙ニ種類及ビ其月日ヲ明細ニ記載シ置キ行商人へ引

渡シタル時々受取ル印ヲ請ケ置事

印紙受払ヒ帳

是レハ行商人ニ於テ調製シ印紙受払ヒテ明瞭ニ記載シ御検査ニ供スベキ事

第六条 予テ需用家ニ置付アル無印紙ノ売薬之内既ニ御検査官ニ押取セラレタル分ハ同官派出所へ出願シ御下付ヲ

乞ヒ第四条ノ手續ニ依リ印紙ヲ貼用スル事

第七条 置付テアル無印紙藥品ハ悉皆印紙ヲ貼用ノ藥品ト

引換ルハ勿論ナリト雖トモ万一需用家転居其他居所不分

明ナルトノ者有テ引換ル事不能時ハ其住所姓名等及ヒ事

由等ヲ明細ニ取調へ御検査官派出所届ケ出置住所相分リ

次第引換ル事

第八条 此規約ヲ遵守シ無印紙ノ置付ケ薬改良スルハ来ル

明治廿年二月ヲ期セシ者ニシテ其間検査官ノ御保護ヲ受

ル事最厚シ故ニ主人ノ委任受ケタル左ノ氏名ノ者是ガ改

良ノ取締ヲナスヲ以テ各行商人ハ其指揮ヲ受ケ此規約ニ

違背セス期月内必ス目的ヲ果スヘキ事

取締人 横江勝芳

田村豊治郎 ㊦

島田駒治郎 ㊦

岩井安亥 ㊦

濱谷幸治郎 ㊦

第九條 前條之如ク置付ケ藥改良之期ハ來ル明治廿年二月

ナルヲ以テ同年三月ニ至リ若シ不都合ノ者發見スルトキ

ハ相当ノ御所分受ルハ勿論既ニ主人ヨリモ諸書差出シテ

ルニ付各要點ヲ忘却セス必ス期限ヲ過ラス改良スル事

第十條 此規約ノ目的ヲ果シタル上ハ取締人ヨリ明治廿年

三月十日ヲ期シ其改良セシ藥品服數貼用セシ印紙ノ枚數

及ヒ其金額等モ取調書ヲ製シ和歌山縣收稅部檢稅課ヘ届

テ出ル事

右確守ヲ表セン為メ左ニ記名捺印セリ

明治十九年十月廿九日

宮山縣上新川郡富山荒町

師天堂佐久間文明行商人取締

田村 豊治郎

行商連名左ニ

堀 治平

同 龜太郎

鹽井 清治郎

足原 清平

嵯谷 彌平

岩井 安亥

福井 竹二郎

宮山縣上新川郡富山覺中町

弘明堂石井義春行商人取締

島田 駒治郎

行商連名左ニ

石原 一爲

須田 久二郎

同縣同郡富山太田口町

保壽堂古山調治郎行商人取締

和田 儀平 ④

同縣同郡旅籠町

精壽堂中川雅由行商人取締

濱谷 幸治郎

売藥營業人高見康信行商人

横井 勝芳

（以下略）

七七 明治二十年十二月 県同業組合規約認可願

同業組合規約御認可願

富山県下五郡売薬営業者及請売業者行商者組合規約相定度候ニ付各郡ノ同業者總代本月廿日ヨリ三日間ヲ以テ組合方
法別冊之通決了致度候間将来売薬ニ従事スルモノ此規約ヲ
確守シテ従来之弊習ヲ矯正シ商業上倍々盛大ニ赴カシメン
ト欲スル目的ニ付公然履行仕度依テ御認可被成下度此段奉
類候也
但シ営業規約第四十七条ノ各支所(富山町を除ク)ヨリ選
出スベキ議員數割出方御県庁へ出願可仕事ニ會議ニ於テ
評決候間是又可然御取計被下度併テ奉願候也

明治二十年十二月廿六日

上新川郡富山梅澤町二百拾番地

売薬営業人士族 出願總代 邸澤金廣 匳

同郡同所覺中町二十八番地

同 土族 同 石井義春 匳

同郡同所總曲輪

収第四二号

書面願之趣認可候条別紙ノ通心得ベシ

同 土族 同 安達敬直 匳

同郡同所太田口町

同 土族 同 古山調次郎 匳

同郡同所南田町

同 平民 同 志波久次郎 匳

同郡同所太田口町

同 同 古山正人 匳

同郡同所覺中町廿八番地

土族 石井義守 匳

上新川郡富山梅澤町外十四ヶ町

戸長 高瀬修廣 匳

上新川郡富山山王町外八ヶ町

戸長 安達敬直 匳

上新川郡富山總曲輪外十七ヶ町

戸長 岡本信義 匳

富山県知事 國重正文殿

但シ規約書第四十八条ニ掲グル議員選挙区域及其員数別紙

参考ノ為メ下付ス

明治二十一年一月十日 富山県知事 國重正文 圖

(富山県売薬同業組合沿革史)

七六 明治二十一年一月 県下売薬営業組合規約

富山県下売薬営業組合規約

第一章 総 則

第一条 売薬営業組合ハ富山県下一般ノ売薬営業人同受売

人ヲ以テ組織ス

第二条 此規約ハ売薬ノ製剤ヲ改良シ需用者ノ信用ヲ得テ

同業前途ノ隆盛ヲ企図スルモノトス

第三条 組合ハ営業ニ関スル諸般ノ事件ヲ整理スル為メ富

山売薬営業組合事務所ヲ設置ス

第四条 前条ノ外業務ノ拡張及此規約ヲ鞏固ナラシムル為

メ尚組合事務支所及派出所ヲ設置ス其位置区域左ノ如シ

一 富山県売薬営業組合富山事務所

但富山支所八ヶ所ヲ設置ス(区域ハ通常会ニ於テ議定

スル所ニ依ル以下同)

一 同滑川事務支所

一 同東水橋事務支所

一 同東岩瀬事務支所

一 同四方事務支所

一 同高岡事務支所

一 同小杉三ヶ事務支所

一 同中田事務支所

一 同魚津事務支所

一 同魚津事務支所泊派出所

一 同高岡事務支所氷見派出所

一 同中田事務支所今石動派出所

一 同富山事務支所八尾派出所

一 同中田事務支所福光派出所

第五条 他府県管内ニ於テハ行商者取締ノ為メ売薬営業組

合事務出張所ヲ設置ス其位置区域左ノ如シ

一 富山県売薬営業組合事務何地出張所(位置区域ハ通

常会ニ於テ議定スル所ニ依ル)

以上一名毎ニ金五錢ヲ増加ス

第六條 組合員ハ甲乙二種ニ分チ其行商人アルモノヲ甲種

乙種 保証金ヲ要セス

トシ行商人ナキモノヲ乙種トス

第八條 組合員ハ事務所ヨリ組合員タルノ証票ヲ付与ス

第七條 組合員ハ左ノ區別ニヨリ身元証拠金ヲ差出スヘキ

ルモノトス

モノトス

第九條 新タニ組合員タラント欲スルモノハ同業組合員十

但シ金員ハ所在事務所ニ差出シ事務支所ハ其取締人ノ名
ヲ以テ信用アル国立銀行又ハ郵便局ニ預ケ而シテ之レガ

名以上ノ連署アルニ非レハ之ヲ組合員トナササルモノト
ス

預書ヲ事務所ニ交付スヘキモノトス

第十條 組合員中ノ行商者ニハ一定ノ日印ヲ携帯セシムヘ
キモノトス

甲種

一 行商人 三名以下 一円

第十一條 行商者定宿ニハ左ノ標札ヲ掲出シ置クヘキモノ
トス

一 同 七名以下 二円

一 同 十名以下 三円

富山県売薬組合行商人定宿

一 同 十五名以下 四円

第十二條 組合員使用スル行商人ハ別ニ定ムル所ノ行商人
規約ヲ遵守セシメ事務所ノ支配受クルハ勿論支所出張所

一 同 二十名以下 五円

ノ指揮監督ヲ受ケシム可キモノトス

一 同 三十名以下 七円

第十三條 行商人不正ノ所業ヲナシタルモノアルトキハ之
ヲ同業者中ニ報告シ組合員中ニ於テ再ヒ使用セサルモノ
トス

一 同 四十名以下 十円

一 同 五十名以下 十五円

一 同 百名以下 二十円

第十四条 甲支所ヨリ乙支所へ移住又ハ廃業セントスルトキハ其旨十日以前ニ所在事務支所ヲ經テ事務所ニ報告スヘキモノトス

但シ廃業セントスルトキハ証票ヲ添付スヘキモノトス

第十五条 廃業又ハ他府県ニ移住等ノ外組合ヲ脱セス若シ強テ脱スルトキハ管テ差出シタル身元金ヲ返還セサルモノトス

但シ組合員ニシテ他管下へ支店ヲ設クルモノハ此ノ規約ニ加盟スヘシ

第十六条 此規約ニ於テ除名セラレタルモノハ滿一年ヲ經過シタル後更ニ第九条ノ手續ヲナスニ非レハ再ヒ組合員ト為ササルモノトス

第十七条 組合員ハ相互ニ警戒シテ法令告示及此規約ヲ遵守スルハ勿論尚左ノ各項ヲ遵守スヘキモノトス

第一項 売薬装置ノ封緘要部ハ護謨糊ノ如キ年月ヲ経過スルニ從ヒ粘着質ヲ失スルモノヲ用ヒス必ス生麸糊ヲ

用ヒ自在ニ薬品ヲ出入シ能ハサル様固封スヘキ事

第二項 貼用スヘキ印紙ハ管内ニ於テ買受クヘキ事

第三項 行商区域並ニ行商セシム可キ予算日数及其渡シタル売薬高等ヲ行商人出発十日以前ニ事務支所ヲ經テ事務所ニ届出ツヘキ事

但シ營業人請売人ニシテ自ラ行商スルモノモ本文ニ從フヘキ事

第四項 行商者ニ携帯セシムヘキ帳簿ニハ年月日ヲ記入シ最寄事務支所ノ認印ヲ受クヘキ事

第五項 原質品買入高、売薬製造高、同売捌高、印紙買入貼用高ヲ每一ヶ月分取調ヘ翌月五日限り事務支所ヲ

經テ事務所ニ報告スヘキ事

第六項 賦課金ハ差出期限違約金ハ通達ヲ受クル日ヨリ三日以内ニ差出スヘキ事

第七項 日々取扱ヒタル原質品使用高、製造高、発売高、印紙買入高及貼用高等其当日限り無遺漏帳簿ニ記入シ

何時ニテモ検査官ノ臨検又ハ組合役員ノ調査アルモ差支ナキ様ナシ置クヘキ事

第八項 各自使用スヘキ行商人ハ行商人組合規約加盟者

ニアラサレハ之ヲ使用セサル事

第九項 組合員ハ予テ通帳ヲ調製シ置キ營業人受ケ売人

行商人トノ間ニ於テ売薬ヲ授与セントキハ其都度無遺

漏記入スヘキ事

第十項 組合員ハ役員ト否トニ拘ラス同業者中ハ勿論其

他ニ於テ自然法律規則並ニ此規約ニ違背シタルモノア

ル事ヲ認知シタルトキハ直チニ之ヲ官ニ密告又ハ組合

事務所或ハ支所ニ内報スヘキ事

第十一項 組合員ハ売薬方名並ニ使用スル所ノ行商人住

所氏名等ヲ事務支所ヲ経テ事務所ニ届出ツヘキ事

但シ増減ハ其時ニ届出ツヘキ事

第十二項 当県下ノ受売人ニシテ此規約ニ加盟セサルモ

ノハ爾後組合營業人ノ受売ヲナサシメサル事

第十三項 甲營業者ノ行商人廃業シテ乙營業者ノ行商人

タラントスルトキハ甲營業者ノ承認アルニ非ラサレハ

之ヲ使用セサル事

第十八條 此規約施行上ハ勿論其他總テ會議ニ於テ議決ノ

諸件ハ堅ク之ヲ履行シ決シテ異議ヲ申聞敷事

第十九條 此規約ノ増補改正ヲ要スルコトアルトキハ其都

度県庁ノ御認可ヲ受クヘキモノトス

第二章 事務所

第二十条 事務所ハ常ニ内外売薬ノ景況ニ注目シ其利害ニ

係ル要件アルトキハ之ヲ組合員ニ報告スヘキモノトス

第二十一条 事務所ハ組合員各自ノ薬種買入高並ニ売薬調

製高印紙買入貼用高等ヲ調査シ毎月之レカ統計ヲナスヘ

キモノトス

第二十二条 事務所ハ第十七条第四項ノ届出ヲ得タルトキ

ハ之ヲ取纏メ十日毎ニ其行商人派出スヘキ地ノ出張所ニ

報告スヘキモノトス

第二十三条 事務所ハ組合員各自使用スル所ノ行商組合規

約ノ事件ヲ整理スヘキモノトス

第二十四条 事務支所ハ各自ヨリ報告ノ薬種買入高並ニ売

薬調製高、印紙貼用高等ノ適否ヲ調査スヘキモノトス

第二十五条 事務支所ハ總テ組合員ヨリ差出スヘキ諸書類

ノ調査ヲナン之ヲ事務所ニ伝送スヘキモノトス

但シ此場合ニ於テ不当ト認ムルモノアルトキハ意見書ヲ

添付スヘキモノトス

第二十六条 事務支所ハ其区域内組合員各自ヨリ運送スヘ

常務理事 一名（理事中互選ヲ以テ之ヲ定

キ売薬ヲ調査シ其都度之ヲ事務出張所ヘ報告スヘキモノ

ム）

トス

理事 十六名（富山町各支所ヨリ半数、

第二十七条 事務出張所ハ總テ其区域内ニ派出シタル行商

富山町ヲ除ク各支所ヨリ半数）

人ノ取締ヲナシ不正ノ所業アルヲ認知シタルトキハ

監督 無定員

所在ノ官庁ニ密告シ同時ニ事務所ニ内報スヘキモノトス

調査掛 同

第二十八条 事務出張所ハ派出ノ行商人中事故ナクシテ行

會計係 一名

商予算日數後三十日ヲ経過帰郷セサルモノアルトキハ事

一 各事務支所

由ヲ調査シ其旨事務所ニ報告スヘキモノトス

取締 一名

但シ此場合ニ於テ若シ不正ノ所業アルヲ認知シタルトキ

理事 無定員

ハ、之ヲ所在ノ官庁ニ密告スヘキモノトス

調査掛 一名

第二十九条 事務出張所ハ行商者ノ定宿ヲ定メ之ヲ事務所

一 同出張所

ニ報告スヘキモノトス

監督 一名乃至数名

但シ変更ノ都度亦同シ

一 同派出所

第三章 役員及權限

總代 一名

第三十条 組合事務所及支所出張所等ニハ左ノ役員ヲ置ク

第三十一条 頭取ハ此規約履行ノ責ニ任シ業務ノ盛大ヲ企

一 事務所

図シ部下ノ役員ヲ指揮監督シテ組合員ノ取締及ヒ費用ノ

頭取 一名

收支違約者処分其他組合營業上一切事件ヲ統轄スヘキモ

ノトス

第三十二条 常務理事ハ頭取ノ事務ヲ補佐シ頭取欠席ノトキ之レカ代理ヲナスヘキモノトス

第三十三条 理事ハ事務所内一切ノ事務ニ参与スヘキモノトス

第三十四条 監督ハ頭取ノ旨ヲ受ケ組合内外營業者行商者等ノ正否ヲ監督スヘキモノトス

第三十五条 調査掛ハ頭取ノ指揮ヲ受ケ専ラ事務所内ノ処務ニ従事スルモノトス

第三十六条 会計係ハ頭取ノ旨ヲ受ケ費用ノ徴収及支出等専ラ事務所ノ金銭出納ニ従事スヘキモノトス

第三十七条 取締ハ頭取ノ指揮ヲ受ケ支所ノ事務ヲ整理ス

第三十八条 支所ノ理事ハ取締ヲ補佐シ取締不在ノトキハ之レカ代理ヲナスヘキモノトス

第三十九条 頭取、取締ノ任期ハ滿二ケ年トス
但シ前任者ヲ再選スルモ妨ケナシ

第四十条 前条ノ任期内ト雖モ組合員三分ノ一以上ノ同意

ヲ以テ之レヲ會議ニ付シ議定ノ上改選スル事アルヘシ

第四十一条 取締理事ハ其各支所甲種組合員ニテ公選シ頭取ハ取締理事中ヨリ互選ス

但シ其他ノ役員ハ頭取、取締之レヲ選定ス
第四十二条 此規約ニ関スル諸願何届及諸通報ハ総テ頭取ノ名ヲ用ユヘシ

第四章 会 議

第四十三条 會議ハ左ノ事ヲ議定スルモノトス

一 規約改正ニ関スル事

一 營業上ノ利害得失ニ関スル事

一 事務所経費予算役員給料額並ニ賦課徴収方法ノ事

第四十四条 會議ヲ分ツテ通常會、臨時會ノ二種トス

第四十五条 通常會ハ毎年四月ニ於テ開會スヘキモノトス
但シ二十一年ハ此ノ限ニアラス

第四十六条 臨時會ハ頭取ノ意見若クハ議員三分ノ一以上ノ請求ニ因リ之ヲ開ク

第四十七条 毎年通常會ニ於テ頭取ハ前年ノ費用決算ノ報告ヲナスヘキ事

第四十八條 議員選挙区域及其員数左ノ如シ

一 総員数 五十名

内 富山町二十五名 各支所二十五名

第四十九條 議員選挙権被選挙権ヲ有スルモノハ滿二十年

以上ノ男子ニシテ甲種組合員ニ限ル

第五十條 正副議長ハ議員中ヨリ互選スヘシ

第五十一條 議員ノ任期ハ二ケ年トス

但シ前任者ヲ再選スルモ妨ケナシ

第五十二條 事務所ノ理事ハ事務所内ノ常務ニ服セス臨時

左ノ事項ヲ議定スヘキモノトス

一 臨時至急ヲ要スル事件

一 違約者処分ニ関スル事件

第五十三條 會議ノ場所並ニ其期日等ハ五日以前ニ事務所

ヨリ報告スヘキモノトス

第五十四條 會議ノ議案及説明ハ頭取之ヲナスヘシ

但シ事務所役員ヲ以テ代理セシムル事ヲ得

第五十五條 議事ノ細則ハ會議ニ於テ之ヲ定ム

第五章 違約者処分

第五十六條 売薬ニ関スル規則及ヒ此規約ニ違背シタルモ

ノハ其情状ニヨリ一円ヨリ少ナカラス拾五円ヨリ多カラ

サル違約謝金ヲ徴収スヘキモノトス

但シ一応毎ニ処分ヲ受クヘキモノトス

第五十七條 役員ノ外何人ニテモ違約者アルヲ認知シテ之

ヲ事務所ニ通報シタルモノアルトキハ調査ノ上違約ニ相

違ナキ者ハ其違約徴収金ノ半額ヲ付与スヘシ

第五十八條 他府県へ移住又ハ除名廃業後ト雖モ組合員タ

リシトキ此規約ニ違背ノ際ハ組合員同様ノ処分ヲ受クヘ

キモノトス

第五十九條 売薬ニ関シタル規則又ハ此規約ニ違背シタル

事三度以上ニ涉ルトキハ常議員ノ會議ニ付シ組合員ヲ除

名シ身元金ヲ没収スルコトアルヘシ

(「富山県売薬同業組合沿革史」)

七五 明治二十一年一月 売薬行商人組合規約

売薬行商人組合規約

第一条 此規約ハ売薬行商（^(マ)業者者売薬者ニシテ自ラ行商

スルモノ及行商専業ノ者）ノ業ヲ為スモノヲ以テ組織ス

第二条 此規約ハ營業者ハ勿論需用者ノ信用ヲ得ルヲ以テ

目的トス

第三条 組合員ハ売薬營業者ニ付随シタルモノナンハ此規

約ニ関スル總テノ事件ハ富山県売薬營業組合事務所ノ指

揮監督ヲ受クヘキモノトス

第四条 行商中ハ互ニ相警戒シテ不正ノ所業ヲ為サムルハ

勿論組合内外ノモノ万一不正ノ所業ヲ為シタルコトヲ認

知シタルトキハ直ニ官ニ密告又ハ売薬營業組合事務所及

出張所ニ内報スヘキモノトス

第五条 組合員ハ身元証拠金トシテ金一円ヲ差出スヘキモ

ノトス

但シ金員ハ所在事務支所ヲ經テ組合事務所ニ預ケ置ク可

キモノトス

第六条 新タニ組合員タラント欲スルモノハ組合員中五名

以上ノ連署アルニ非レハ之ヲ組合員ト為サムルモノトス

第七条 携帯ノ行商鑑札面ニ異動ヲ生シ報告ヲ受ケタルト

キハ直ニ之ヲ營業者ニ送還スヘキモノトス

但シ此場合ニ於テハ該鑑札ニ関スル売薬ヲ取纏メ同時ニ

送還スヘキモノトス

第八条 組合員ハ出発又ハ帰国ノ都度營業者ノ連署ヲ以テ

売薬營業組合事務所ニ届出ツヘキモノトス

但シ行商鑑札ハ帰国三日以内ニ營業者ニ還付スヘキモノ

トス

第九条 組合員ニシテ營業者ヨリ売薬ヲ受取ルトキハ一々

其正否ヲ調査シ決シテ規則ニ触ルムモノヲ受取ラサルモ

ノトス

第十条 組合員ハ行商スヘキ売薬營業者名並ニ方名等ヲ予

テ売薬營業組合事務所ニ中出承認ヲ受クヘキモノトス

第十一条 組合員ハ前条事務所承認外ノ売薬ヲ取扱フヘカ

ラサルモノトス

第十二条 売薬代価ハ定価額ノ外ニ擅ニ之ヲ増減販売スヘ

カラサルモノトス

第十三条 行商中ハ懸場帳ノ外手控帳ヲ調製之ヲ携帯シ毎

日左ノ事項ヲ記載シ時々監督ノ点検ヲ受クヘキモノトス

一 天候

一 宿泊所地名及旅店名

一 巡回シタル町村名及ヒ支払受ケタル代金等ヲ各人別

ニ記載シ其代金ハ毎日小計通計ヲ為スヘキ事

一 以上ノ外総テ行商中ノ記事

第十四条 営業者二名以上ノ売薬ヲ行商スルトキハ双方営

業者ノ承認ヲ受クヘキモノトス

第十五条 営業者ニシテ自ラ行商スルモノト雖モ行商先ニ

於テハ売薬印紙ヲ所持スヘカラサルモノトス

第十六条 行商中ハ売薬営業組合事務出張所ニ於テ定メタ

ル定宿ノ外決シテ他ニ宿泊セサルモノトス

第十七条 夜中ノ他行ハ午後第十時限トス

但シ同宿ノ組合員アルトキハ其他行先ヲ申告スヘキモノ

トス

第十八条 行商中ハ総テ売薬営業組合事務出張所ノ指揮ヲ

受ケ之ニ違背セサルモノトス

第十九条 行商先ニ於テ擅ニ行商人ヲ雇入レ使用スヘカラ

ス万一不得止事故アリ之ヲ雇入レントスルトキハ此規約

ニ加盟セシメ営業者ニ申立正当行商人ノ資格ヲ得而シテ

第十条ノ手續ヲ履行シタルモノニ限ルモノトス

第二十条 行商先ニ於テハ他ノ商業ヲ兼業セントスルモノ

ハ其派出スヘキ区域内組合員五名以上ノ連署ヲ以テ売薬

営業組合事務所又ハ支所出張所ニ申出之レカ承認ヲ受ク

ヘキモノトス

第二十一条 行商中ハ業務勉勵品行方正ニシテ決シテ懶惰

又ハ酒色ニ沈溺セサルモノトス

第二十二条 行商先ニ於テ発病等ノ事故アルトキハ其地方

派出ノ組合員中申合セ之レカ看護等相互ニ懇親ヲ主トス

ヘキモノトス

第二十三条 法律規則又ハ此規約ヲ犯シタルコト三度以上

ニ渉ルトキハ組合ヲ除名シ身元金ヲ没収スヘキモノトス

第二十四条 前条除名セラレタルモノハ滿一ケ年ヲ経過シ

タル後更ニ第六条ノ手續ヲ為サムレハ再ヒ組合員ト為サ

ムルモノトス

第二十五条 第四条ニ違背シテ之ヲ告ケサルモノ第九条ノ

正否ヲ調査セスシテ不正品ヲ受取り之ヲ所持又ハ配薬ヲ

ナシタルモノハ三門以上七円以下ノ違約金ヲ徴収スヘキ
モノトス

第二十六条 第廿一条ニ違背シタルモノハ身元金ヲ没取シ

組合ヲ除名スヘキモノトス

第二十七条 第七条第八条第十條第十一條第十二條第十四

條第十五條第十六條第十七條第十九條第二十條ニ違背シ

タルモノ及第十三條ノ手控帳ヲ調製セスシテ所持セサル

カ又ハ記入ヲ怠リタルモノハ二門以上五円以下ノ違約金

ヲ徴収スヘキモノトス

右条々ヲ確守シ茲ニ記名調印候也

上新川郡富山梅沢町二百十番地 邨澤 金 廣 ④
 同郡同所覺中町二十八番地 石井 義 春 ④
 同郡同所太田口町四十番地 古山 調次郎 ④
 同郡同所南田町十一番地 志波 久次郎 ④
 同郡同所太田口町四十番地 古山 正人 ④
 同郡同所覺中町二十八番地 石井 義 守 ④
 同郡同所南田町百三十三番地 水上 嘉 平 ④

上新川郡富山砂町廿四番地 佐伯 權三郎 ④
 婦負郡八尾西町二千六百八十番地 城生 越 久 平 ④
 同郡富山手傳町十一番地 利波 豐次郎 ④
 上新川郡新庄町新町村四十八番地 千代田 權四郎 ④
 同郡同所木町四十二番地 奥村 スヽ ④
 同郡同所中町二十八番地 中川 傳 治 ④
 同郡同所豊川町四十二番地 二塚 伊三郎 ④
 婦負郡八尾上新町二千八百五番地 岩 佐 權次郎 ④
 同郡同所東町二千五百五番地 河崎五郎兵衛代 河崎 豐次郎 ④
 上新川郡上滝村四百四番地 柴田 伊 治 ④
 婦負郡并橋今町二十七番地 坪田 松 治 ④
 同郡八尾町千六百八十三番地 小杉 宗三郎 ④
 同郡八尾西新町四千三十三番地 河倉 太 平 ④
 同郡同所西町二千三百六十九番地 吉田 佐次平 ④
 上新川郡富山新川原町三十八番地 若光 兼太郎 ④
 婦負郡八尾東町二千百十番地 橋石 次郎作 ④
 上新川郡富山下河原町五番地 山田 孫右衛門 ④
 同郡同所袋町二十二番地 佐伯 治一郎 ④

婦負郡富山古手傳町七番地	牛島清三郎	①	上新川郡富山新河原町三十八番地	島田織三	①
上新川郡富山柳町三十六番地	松井善次郎	①	同郡大泉村八百八十二番地	村田權次郎	①
同郡同所殿町十番地	山田信昌	①	同郡富山北新町五番地	中沖宇三郎	①
同郡太田本郷村三百二番地	七種五平	①	同郡同所稱荷町百八十一番地	種谷清助	①
同郡下金剛寺村百二十五番地	長谷川直衛	①	同郡同所材木町五番地	稻垣五三郎	①
同郡富山東田町二十番地	高木常太郎	①	同郡同所古鍛冶町三十一番地	金森兵藏	①
婦負郡富山新町二十二番地	西野六兵衛	①	同郡同所長柄町五番地	赤祖父三重郎	①
上新川郡羽根村千九百七番地	上田喜平	①	同郡同所堀端町六十三番地	藤井藤七郎	①
同郡富山南田町七十七番地	武田兵次郎	①	婦負郡富山愛宕町九十番地	若松政次郎	①
同郡東黒牧村百七十番地	眞田平明	①	上新川郡富山八人町十七番地	金子恒三	①
同郡西中野村三百五番地	松井佐平	①	同郡安養寺村七百七十七番地	終夜寶天	①
同郡富山五番町二十三番地	野口藤次郎	①	同郡富山稱荷町七十六番地	鵜原菊太郎	①
同郡同所砂町五番地	鬮野儀平	①	婦負郡八尾町諏訪町二千六百六十二番地	和田宇太郎	①
同郡町新庄村百五十五番地	飯田善四郎	①	上新川郡富山石倉町四十番地	長井庄藏	①
同郡同村二十八番地	金岡又左衛門代理	①	同郡東四十物町四番地	久保庄藏	①
同郡富山西町九番地	河上安三郎	①	上新川郡東雙代村二番地	加藤與四兵衛	①
同郡同所同町拾番地	山岡友太郎	①	同郡仁右衛門町十七番地	石橋治郎	①
婦負郡鵜坂村五百四十七番地	藤井藤藏	①	同郡櫻木町二十三番地	小林伊八郎	①

上新川郡新庄町村四十七番地	植崎 金次郎 ①	上新川郡砂町二番地	永盛 喜平 ①
同郡富山千石町百一番地	澁谷 直次郎 ①	婦負郡八尾町上新町二千七百六番地	若林 庄三郎 ①
同郡同所姥町四十五番地	長江 又四郎 ①	同郡鏡町千番地	五箇 豊次郎 ①
同郡同所八人町三十三番地	三羽 義光 ①	上新川郡泉町百五十番地	青木 喜三郎 ①
同郡富山八人町三十六番地	中島 宗平 ①	同郡泉町百五十番地二号	吉田 忠藏 ①
婦負郡富山藤井町二十九番地	糸田 治平 ①	同郡豊川町廿四番地	中川 久一郎 ①
上新川郡東四物町廿六番地	山本 爲雄 ①	婦負郡富山古手傳町百廿八番地	黒田 清次郎 ①
同郡立町廿五番地	萩原 甚次郎 ①	同郡八尾東町二千百十番地	橋爪 治郎作 ①
同郡袋町五番地	寺田 久藏 ①	同郡富山愛宕町八十五番地	七高 太平 ①
同郡東堤町三十九番地	志鷹 傳平 ①	同郡同町八十四番地	口邊 健太郎 ①
婦負郡富山愛宕町廿三番地	大間知 傳平 ①	同郡同所二十番地	内山 甚兵衛 ①
上新川郡町新庄村二十六番地	上井 キク ①	上新川郡富山柳町廿七番地	松井 源右衛門 ①
同郡岩嶺寺村七十五番地	佐伯 岩見 ①	同郡根塚村二百二十番地	築山 了現 ①
同郡石倉町四十四番地	井上 清光 ①	同郡黒崎村三百一番地	黒田 七右衛門 ①
同郡稻荷町百六十四番地	日水 清吉 ①	婦負郡杉谷村千五百八十五番地	川瀬 善三郎 ①
婦負郡東松瀬村五百廿五番地	松田 源三郎 ①	同郡小竹村三千七百五十番地	朴木 トウ ①
同郡下田池村五十一番地	北川 助三郎 ①	上新川郡富山常盤町七番地	密田 林藏 ①
上新川郡富山砂町三十二番地	宮川 安太郎 ①	同郡伏木村六百八十四番地	山下 音次郎 ①

上新川郡今泉村九十六番地	細野 助四郎 ㊦	上新川郡富山總曲輪二十一番地	松田 安太郎 ㊦
同郡富山立町二十三番地	水上 喜四郎 ㊦	同郡同所二番町十五番地	廣島 傳次郎 ㊦
同郡同所稻荷町百五番地	石瀬 傳四郎 ㊦	同郡同所中野新町十六番地	金森 久平 ㊦
同郡羽根新村三百二十番地	久郷 武平 ㊦	同郡同所辰巳町五十五番地	島 喜平 ㊦
同郡町新庄村	金代 權七 ㊦	同郡同所堀端町一番地	福井 正光 ㊦
同郡富山稻荷町五十三番地	二ノ井 彌三平 ㊦	同郡同所山王町七十八番地	波多野 三吾 ㊦
同郡富山衣服町二十五番地	長 練 平八郎 ㊦	同郡同所同町七十四番地	長瀬 和三郎 ㊦
同郡富山星井町百八十一番地	土田 傳次郎 ㊦	同郡同所梅澤町二百四十五番地 一号	鯨 茂平 ㊦
同郡富山千石町六十五番地	常田 彌次平 ㊦	同郡同所南田町六十六番地	横井 清次郎 ㊦
同郡同所長柄町十二番地	若林 傳藏 ㊦	同郡同所太田口町三十四番地	横井 清七 ㊦
同郡同所土居原町五番地	市田 藤治 ㊦	同郡同所東仲間町二十五番地	久郷 清郷 ㊦
同郡同所長柄町七番地	本郷 長藏 ㊦	婦負郡富山舟橋新町四十二番地	内山 幸次郎 ㊦
同郡同所總曲輪五十三番地	中村 清四郎 ㊦	上新川郡富山大工町三十八番地	志甫 和三郎 ㊦
同郡同所星井町百五番地	土田 治三郎 ㊦	同郡同所同町三十七番地	三海 清次郎 ㊦
同郡同所同町百五十九番地	舟邊 治平 ㊦	同郡同所五番町二十六番地	石黒 喜平 ㊦
同郡同所總曲輪五十九番地	渡邊 喜平 ㊦	同郡同所太田口町一番地	宣川 喜平 ㊦
同郡同所桃井町六番地	芦原 嘉平 ㊦	同郡同所千石町二百十三番地	安井 春雄 ㊦
同郡同所柳町七十七番地	氷見谷 文五郎 ㊦	同郡同所古鍛冶町九十番地	松井 伊平 ㊦

上新川郡富山南新町五十七番地	高木 與平	上新川郡富山平吹町十六番地	市川 武平
同郡同所旅籠町十六番地	山本 久藏	同郡同所平吹町三十四番地	河口 善次郎
同郡同所總曲輪十九番地	野村 エキ	同郡同所南新町八十八番地	松本 ヒサ
同郡同所二番町二十二番地	永井 平助	同郡同所五番町四十二番地	堀江 六三郎
同郡同所總曲輪九十五番地	田知本 伊平	同郡同所同	堀江 爲太郎
同郡同所星井町百二十二番地	小杉 政義	同郡同所桃井町百十八番地	清水 忠平
同郡同所東仲間町二十四番	板津 甚五郎	同郡同所三番町七十五番地	大谷 善清
同郡同所相生町四十六番地	松下 慶則	同郡同所稻荷町九十四番地	山本 龜次郎
同郡同所南出町百四十番地	島 豊次郎	同郡同所大泉村千七十三番地	笹川 十郎
同郡同所衣服町七番地	長谷川 平七	同郡同所旅籠町三十六番地	中川 雅由
同郡同所土居原町十四番地	長澤 美清	同郡同所總曲輪百五十九番地	久郷 治三郎
同郡同所總曲輪百七十三番地	杉井 彌平	同郡同所中野新町五十七番地	桑田 安左衛門
同郡同所柳町七十九番地	中谷 源三郎	同郡同所土居原町二十八番地	塚田 ハル
同郡同所鐵砲町三十五番地	都 築 治三郎	同郡同所東仲間町七番地	田邊 文藏
同郡同所柳町八十八番地	水落 宗三郎	同郡同所鹿島町十五番地	最上 春好
同郡同所西四十物町一番地	藏 島 藤次郎	同郡同所桃井町四十八番地	廣井 新七
同郡同所柳町	石場 清右衛門	同郡同所星井町百九十番地	河上 宗衛
同郡同所二番町十七番地	大間知 太平	同郡同所五番町四十九番地	青木 久平

上新川郡宮山荒町十八番地	澤田 金太郎 ④	上新川郡富山東四十物町	中田 清兵衛 ④
同郡同所鹿島町三十一番地	長谷川 伊平 ④	同郡同所西堤町六番地	赤尾 善兵衛 ④
同郡同所荒町十八番地	波岡 安太郎 ④	同郡同所總曲輪十二番地	金井 久兵衛 ④
同郡同所西堤町廿九番地	田中 六平 ④	婦負郡富山愛宕町三番地	松本 宗七 ④
同郡同所旅籠町三番地	田邊 藤平 ④	同郡富山黒木町二番地	熊口 善藏 ④
同郡同所長柄町十一番地	島田 ヒロ ④	同郡同所南新町九番地	清水 立治 ④
同郡同所東堤町一番地	佐伯 クニ ④	同郡同所泉町百三十番地	細 善次郎 ④
同郡同所大工町廿七番地	日南田 宇八 ④	同郡同所總曲輪百四番地	片山 文誓 ④
同郡同所千石町九十番地	日南田 和平 ④	同郡同所姥町三十七番地	密田 兵藏 ④
同郡同所梅澤町百廿番地	芳尾 健吉 ④	同郡同所二番町二十番地	清水 安平 ④
同郡同所南新町三十五番地	近藤 りい ④	同郡同所南新町一番地	野島 松次郎 ④
同郡同所南新町五十三番地	常山 新七 ④	同郡同所土居原町三番地	高松 徳藏 ④
同郡同所南新町十五番地	田邊 庄太郎 ④	同郡同所南田町九番地	野口 市松 ④
同郡同所上リ立町三十番地	岩城 忠藏 ④	同郡同所古鍛冶町四十番地	密田 勘四郎 ④
同郡同所五番町八番地	澤田 九平 ④	同郡同所太出口町四十一番地	奥田 佐平 ④
同郡同所諏訪川原	市村 作輔 ④	同郡同所中野町廿五番地	中川 善七 ④
同郡同所荒町廿五番地	佐久間 文明 ④	同郡同所山下町六十番地	高林 庄七 ④
同郡同所荒町十八番地	横山 甚七郎 ④	同郡同所上金屋町十六番地	岡田 善四郎 ④

上新川郡富山北新町三十七番地	神谷平藏	上新川郡清水村七十番地	堀内彌三郎
同郡同所一番町十一番地	本郷新七	同郡富山星井町五十七番地	高木善次郎
同郡同所木町四十九番地	蓮間長次郎	同郡同所同町	尾山小三郎
同郡同所五番町十二番地	阿部彌七郎	同郡同所千石町六十二番地	清水孫次郎
同郡同所清水村	阿部利兵衛	同郡清水村四十九番地	佐伯久平
同郡同所山王町二十六番地	織田彌三郎	同郡富山中野新町八十一番地	金子伊三郎
同郡同所柳町四十一番地	吉池甚兵衛	同郡同所星井町三十七番地	森仙藏
同郡同所東四十物町三十六番地	松木宗平	同郡同所南田町百八番地	藤田喜三郎
同郡同所南新町十番地	梅本久藏	同郡清水村五十八番地	吉野長次郎
同郡同所中長村町九番地	金尾宗三郎	同郡同村百四番地	藤城吉三郎
同郡同所總曲輪百三十九番地	坪田勤七	同郡富山東三番町十五番地	島田治三郎
同郡同所中野新町	進藤市次郎	同郡同所荒町百三十三番地	日南田甚七
同郡同所東三番町十番地	北野宗平	同郡同所西三番町四十番地	小池治郎吉
同郡同所山王町二十六番地	桐井清次郎	同郡同所桃井町五十四番地	福田覆三郎
同郡同所古鍛冶町六番地	池田嘉平	同郡同所中町八番地	河合彌三郎
同郡同所千石町百九十七番地	安村善次郎	同郡同所常盤町四番地	西野時太郎
同郡同所千石町	池下平次郎	同郡同所海老町廿九番地	寺垣庄三郎
同郡同所中野新町八十八番地	淺内佐平	同郡同所石倉町二十九番地	織田平五郎

上新川郡富山三番町一番地	淺田 平五郎 印	婦負郡四方町二千二百三十番地	畑 榮吉 印
同郡同所中野町十三番地	岡田 三折 印	同郡四方町二千百廿三番地	樹野 吾平 印
同郡清水村二十六番地	貴堂 捨次郎 印	同郡四方町二千十三番地	池田 清次郎 印
同郡富山土居原町三十番地	宮島 治助 印	同郡四方町二千二百六十四番地	田中 龜太郎 印
同郡同所鍛冶町三十一番地	島田 和平 印	同郡四方町二千二百四十七番地	下村 万助 印
同郡同所中野新町五十三番地	林 忠右衛門 印	同郡西岩瀬百八十五番地	矢後 藤次郎 印
同郡同所山王町六十六番地	長谷川 與平 印	同郡西岩瀬	塚本 磯次郎 印
同郡同所相生町十八番地	福澤 直明 印	同郡西岩瀬	加納 長造 印
同郡同所總曲輪五十二番地	高島 藤藏 印	同郡四方町二千二百十六番地	飯森 松太郎 印
同郡清水村	守山 藤藏 印	上新川郡東岩瀬百六十九番地	佐藤 與八郎 印
同郡富山鍛冶町二十三番地	田中 清次郎 印	同郡東岩瀬三百十七番地	羽田 與一 印
婦負郡練合村六百九番地	長谷田 儀平 印	同郡東岩瀬四百二十番地	高木 平治 印
上新川郡東岩瀬二百八十七番地	渡邊 政之助 印	同郡東岩瀬三百五番地	森 善次郎 印
同郡同所百四十四番地	宮塚 忍 印	同郡東岩瀬	網谷 藤七 印
同郡同所八番地	龜谷 徳重 印	同郡金泉寺村百三番地	牧野 九右衛門 印
同郡同所七十一番地	宮城 忠左衛門 印	婦負郡四方町二千五百四十二番地	白石 又三郎 印
同郡同所九十二番地	道正三郎右衛門 印	同郡八町村四千五百五十番地	村井 半四郎 印
婦負郡四方町二千六百六十番地	茶木谷 治平 印	上新川郡東岩瀬三番地	上田 善右衛門 印

上新川郡東岩瀬四百五十番地	山崎 榮次郎 ①	上新川郡石政村	酒井 傳四郎 ①
婦負郡四方町	城尾 喜八 ①	同郡西水橋五百四十七番地	室谷 宗兵衛 ①
同郡四方町	山本 善次郎 ①	同郡東五郎丸村十九番地	松島 宗五郎 ①
上新川郡大村九十五番地	飯倉 平兵衛 ①	同郡東水橋	尾島 三郎平 ①
同郡東岩瀬百二十番地	高井 文治 ①	同郡辻ヶ堂村	辻澤 勘兵衛 ①
同郡東水橋五百八十四番地	中川 安衛 ①	同郡同村二千三百六十番地	本田 津次郎 ①
同郡同所百八十八番地	石黒 七三 ①	同郡二ツ屋村二百十九番地	大橋 祐三郎 ①
同郡同所五百八十九番地	河合 源三 ①	同郡針原中村千十六番地	柳瀬 與右衛門 ①
同郡西水橋五百四十五番地	押田 喜訓 ①	同郡針原中村	高見 源次郎 ①
同郡東水橋町二十七番地	佐々木 平兵衛 ①	同郡同村	柳内 與右衛門 ①
同郡同所六百五十八番地	館川 孫兵衛 ①	同郡榎木村一番地	植田 理吉 ①
同郡西水橋五百十七番地	岡本 スミ ①	同郡西水橋六百四十三番地	市田 文吉 ①
同郡高寺村百四十三番地	佐竹 久四郎 ①	同郡東水橋町十六番地	平野 彌平 ①
同郡西水橋百六十五番地	上口與四右衛門 ①	同郡宮村六十五番地	宮井 長藏 ①
同郡東水橋二番地	角田 平五郎 ①	同郡東水橋町九百五十四番地	高田 久太郎 ①
同郡市江村	齋藤 六三郎 ①	同郡荒又村八番地	藤 繩金造 ①
同郡西水橋六百三十一番地	岡本 藤次郎 ①	同郡東水橋町五百九十四番地	京堂 權五郎 ①
同郡石政村	酒井 清平 ①	同郡石政村七百十三番地	井澤 庄造 ①

上新川郡石政村四百九十六番地	酒井 清四郎	①	上新川郡西水橋町十四番地	石金 長四郎	①
同郡水橋西大町五百十六番地	押田 藤左衛門	①	同郡松本開村	上井 モト	①
同郡松本開村五十六番地	細川 源作	①	同郡同村	山本 由松	①
同郡松本開村	佐伯 傳次郎	①	同郡西水橋町二千五百四十番地	越谷 覺兵衛	①
同郡立泉寺村百四番地	土地 不左衛門	①	同郡東水橋町八百二番地	押田 佐一郎	①
同郡高寺村百二番地	佐竹 榮吉	①	同郡大永田村六十番地	藤田 梅次郎	①
同郡尊光寺村六百七十一番地	本田 喜平	①	同郡東水橋町九番地	廣瀬 順平	①
同郡水橋西大町	勝山 四郎右	①	同郡辻ヶ堂村	館村 久次郎	①
同郡高寺村九十二番地	上肥 宗十郎	①	同郡同村	館山 久太郎	①
同郡宮成新村六番地	和田 安左衛門	①	同郡同村	岡本 ツネ	①
同郡東水橋町五百五十五番地	中山 善三郎	①	同郡同村	土肥 キン	①
同郡水橋山王町六百三十番地	黒田 儀左衛門	①	同郡西水橋町	上口 伊平	①
同郡西水橋町二千五百七十二番地	飯田 甚平	①	同郡東水橋町五百二十四番地	上島 次平	①
同郡西水橋町五百十九番地	平田 甚四郎	①	同郡西水橋町	中田 八郎左衛門	①
同郡辻ヶ堂村二千九百九十一番地	勝山 儀助	①	同郡東水橋町七百二十番地	浦田 元良	①
同郡同村二千四百四十一番地	勝島與三左衛門	①	同郡濱黒崎村五十三番地	高田 吉左衛門	①
同郡同村二千五百十二番地	石黒 仁左衛門	①	同郡同村百三十六番地	吉田 彦右衛門	①
同郡西水橋町五百五十七番地	勝山 儀平	①	同郡同村三十八番地	松本 小右衛門	①

上新川郡濱黒崎村四番地	山井 佐助 ④	上新川郡東水橋町	尾島 半七 ④
同郡同村三十二番地	谷井 又藏 ④	同郡針原中村七百四十五番地	堀内 興次右衛門 ④
同郡同村百五十八番地	水落 孫吉 ④	同郡西水橋	野村 林之助 ④
同郡同村百三番地	松井 勘助 ④	同郡同村	伊藤 七右衛門 ④
同郡同村百十三番地	松井 鐵次野 ④	同郡西水橋六百二番地	勝島 孫作 ④
同郡濱黒崎村百五十六番地	水落 彌三郎 ④	同郡滑川町荒町千六百六番地	宮崎 太左衛門 ④
同郡同村九番地	水落 又吉 ④	同郡寺家村百八十五番地	鍋島 小左衛門 ④
同郡同村	松井 勘七 ④	同郡下小泉村三百五十一番地	浦山 幸七郎 ④
同郡東水橋町六百四十八番地	直江 重三郎 ④	同郡滑川町火町	佐々木 龜次郎 ④
同郡濱黒崎村三十三番地	前澤 平五郎 ④	同郡寺家村	島田 又平 ④
同郡東水橋町六百五十二番地	東堂 傳一郎 ④	同郡同村	長谷川 太吉 ④
同郡同町六百五十一番地	鶴山 徳三郎 ④	同郡滑川堺町二千二百廿一番地	有川 藤右衛門 ④
同郡辻ヶ堂村二千五百三十番地	勝島 半次郎 ④	同郡同荒町千六百二番地	蜷川 治三郎 ④
同郡濱黒崎村百五十三番地	山崎 孫右衛門 ④	同郡寺家村三百七十四番地	奥野 文次 ④
同郡辻ヶ堂村	馬場 文造 ④	同郡赤濱村六百九十三番地	奥野 治四郎 ④
同郡濱黒崎村六十一番地	新敷 文吉 ④	同郡柿澤村二千十四番地	碓井 竹次郎 ④
同郡辻ヶ堂村	石橋 又太郎 ④	同郡大坪新村百七十三番地	松井 喜造 ④
同郡西水橋町五百二十二番地	篠田 宇一郎 ④	同郡滑川松原町千六百五十番地	柚木 勘三郎 ④

上新川郡寺家村二百二十五番地	渡邊 甚平	上新川郡滑川荒町	杉本 太七
同郡滑川大町千七百四十八番地	橋本 文七	同郡高月村	酒井 秀次郎
同郡寺家村	吉見市郎右衛門	同郡同村	藤堂 利八
同郡滑川常盤町千五百五十一番地	吉田 覺右衛門	同郡同村	碓井 嘉平治
同郡下小泉村百七十六番地	高塚 宗右衛門	同郡同村	井黒 彌八
同郡田中村百七番地	吉田 佐四郎	同郡滑川荒町千五百九十六番地	高橋 伊助
同郡滑川中町千三百七十八番地	石政 喜右衛門	同郡同大町千七百六十五番地	神保 東作
同郡同町千四百六十六番地	松井 禎三郎	同郡同西町	齋藤 太右衛門
同郡同荒町千五百九十番地	高橋 直基	同郡同同町	笠松 新七
同郡同瀨羽町千八百六十番地	宮崎 紋次郎	同郡同同町	黒崎 榮吉
同郡常光寺村六百七十番地	高田 清次郎	同郡上市村八番地	安田 才次郎
同郡滑川瀨羽町千八百四十九番地	菅田 與八郎	同郡同村	碓井 藤兵衛
同郡同田中村四百四十一番地	中林 清右衛門	同郡同村	佐伯 耕平
同郡滑川荒町千六百四番地	金子 宗吉郎	同郡同村	佐伯 景吉
同郡同田中町	飯坂治郎右衛門	同郡法音寺村	細川治郎右衛門
同郡同所	小澤 喜一郎	同郡上市村三十番地	岡田 勝次郎
同郡高月村四百二十五番地	山淵 久平	同郡同村八番地	池田 藤七
同郡同村五百十番地	細谷 菊次郎	同郡同村四百四十九番地	平井 庄平

上新川郡下田村	伍島 勘兵衛 ④	上新川郡田中村四百二十二番地	大田 庄吉 ④
同郡滑川大町千七百四十九番地	石尾 文助 ④	同郡滑川瀬羽町	渡邊 甚四郎 ④
同郡同瀬羽町千八百七十五番地	村上 背右衛門 ④	同郡同南町	松井 登平 ④
同郡田中村五百番地	松井 吉平 ④	同郡同南町	松井 太右衛門 ④
同郡同村百二十四番地	松井 久左衛門 ④	同郡高月村五百六十一番地	酒井 庄作 ④
同郡滑川吾妻町二千四百六十三番地	松井 一久 ④	同郡同村	宮崎 治八郎 ④
同郡同西町二千百九番地	齋藤 仁平 ④	同郡滑川瀬羽町千八百三十五番地	鷹取 喜代作 ④
同郡同塚町二千百七十二番地	齋藤 吉造 ④	同郡領家村四百七十三番地	田島 長四郎 ④
同郡小泉村二百八十八番地	加藤 甚右衛門 ④	同郡堀江村八百八番地	水野 權四郎 ④
同郡滑川荒町千五百九十三番地	藤田 五左衛門 ④	同郡同村	伊藤 善藏 ④
同郡高月村四百二十四番地	碓井 宗八 ④	同郡同村	赤松 林藏 ④
同郡同村六百八番地	鷹取 嘉重郎 ④	同郡同村	松井 伊平 ④
同郡同村	鷹取 嘉三郎 ④	同郡滑川大町千七百六十三番地	早川 久長 ④
同郡同村	網谷 太兵衛 ④	同郡沖田新村八十二番地	新村 甚七 ④
同郡同村	寺西 平部 ④	同郡高月村六百十一番地	高田 清次郎 ④
同郡同村五百六十一番地	松井 喜三八 ④	同郡同村百八番地	水橋 仁七 ④
同郡領家村三百九十四番地	松井 次三郎 ④	同郡滑川中町四百四十三番地	竹中 彦九郎 ④
同郡寺家村百四十番地	高川 茂七 ④	同郡同西町	蛭谷 吉造 ④

上新川郡堀江村千六百六十一番地	土井重吉	⑩	上新川郡滑川瀬羽町	平野調次郎	⑩
同郡同村千百十九番地	伊藤三郎平	⑩	同郡同中町	高田重吉郎	⑩
同郡同村九百九十一番地	川崎清助	⑩	同郡高月村四百四十二番地	伊藤清助	⑩
同郡同村九百九十番地	奥平伊三郎	⑩	同郡寺家村百五十番地二号	成瀬伊右衛門	⑩
同郡同村	赤松源吉	⑩	同郡滑川吾妻町二千三百九十二番地	松倉一貞	⑩
同郡同村千二百五十二番地	山本六郎平	⑩	同郡堀江町	伊藤新藏	⑩
同郡同村千二百八十八番地	高田清次郎	⑩	同郡高月村	井黒彌四郎	⑩
同郡同村	高田與兵衛	⑩	同郡高月村	島川重右衛門	⑩
同郡同村	和泉太吉	⑩	同郡滑川中町	竹中禎次郎	⑩
同郡滑川中町	橋本紋吉	⑩	下新川郡魚津紺屋町百十八番地	松平善譽	⑩
同郡同神明町	菊川助八郎	⑩	同郡魚津大町廿五番地	大久保權右衛門	⑩
同郡同西町	辻澤榮次郎	⑩	同郡同大町八十八番地	芝山清七郎	⑩
同郡同荒町	笠松ヨシ	⑩	同郡同下新町三十一番地	井上甚左衛門	⑩
同郡早月下田村二百二十一番地	黒田彦右衛門	⑩	同郡生地村二百十六番地	經塚藤兵衛	⑩
同郡滑川中町千三百九十二番地	高田松三郎	⑩	同郡魚津岡町四番地	青山甚三郎	⑩
同郡領家村	松井治八郎	⑩	同郡三日市村三千四百七十番地	石塚孫平	⑩
同郡柿澤村八百九十八番地	碓井喜三吉	⑩	同郡上野村五百六十九番地	板川市郎左衛門	⑩
同郡高月村四百五十二番地	久和久助	⑩	同郡魚津金屋町六十九番地	新田小七	⑩

下新川郡田家新村千七百七十七番地	高島 ム卜	下新川郡同村八十四番地	鷹田 與七郎
同郡船見村	河合 久右衛門	同郡魚津金屋町十五番地	新田 榮藏
同郡魚津金屋町	大久保 與平	同郡魚津神明町三十一番地	山崎 平七郎
同郡泊町二百九十九番地	水野 茂左衛門	同郡宮崎村千四百九十八番地	水島 石松
同郡同町二百九十四番地	山口 巳之助	同郡魚津真成寺町六十六番地	戸田 甚七
同郡道下村二百廿四番地	椿 彌五左衛門	同郡泊町	廣瀬 治兵衛
同郡宮崎村千三百四十番地	水島 忠五郎	同郡荒川新村	野田 長次郎
同郡長引野又新村四百七十八番地	佐々木 米次郎	同郡泊町	松田 又右衛門
同郡魚津真成寺町三十四番地	太田 與三兵衛	同郡同町	松田 新右衛門
同郡住吉村二千七百四十五番地	淺野 傳三郎	同郡同町	玉枝 榮七
同郡魚津大町百十八番地	濟 <small>(マ)</small> 藤 貞山	同郡同町	永井 治左衛門
同郡生地村七百七番地	糍屋 吉右衛門	同郡沼保村	金森 ふん
同郡觀音堂村千四百七十六番地	寺崎 善四郎	同郡泊町	後藤 六兵衛
同郡東草野村六百七十六番地	下澤 市次郎	同郡生地村五百四十六番地	富山 イサ
同郡三ヶ村千六百廿一番地	高橋 吉兵衛	同郡魚津四方町三十四番地	金光 理兵衛
同郡經生地新村四千三百七十八番地	濱屋 安太郎	同郡同真成寺町七十三番地	田邊 理右衛門
同郡同村四千四百十五番地	車屋 吉右衛門	同郡三日市村三千百十二番地	石塚 清平
同郡生地村二百十八番地	能田 甚兵衛	同郡下山村三百十八番地	稻村七郎左衛門

下新川郡魚津神明町七十三番地 龜井 與三八 ①
 同郡同新鹽屋町七番地 北野 米次郎 ①
 同郡濱經田村五百五十六番地 高瀬 長五郎 ①
 同郡上村木村五百廿六番地 成瀬 永吉 ①
 同郡魚津大町七番地 簀智 加一郎 ①
 同郡同餌指町 五十嵐 清吉 ①
 同郡同下新町五十番地 松田 フミ ①
 同郡同荒町五番地 川上 宗平 ①
 同郡下村木村四百四十九番地 松田 三之丞 ①
 同郡魚津真成寺町五十八番地 島田 六左衛門 ①
 同郡同新下獅師町 宮田 ミナ ①
 同上村木村六百四番地 橋本 閔右衛門 ①
 同郡同村三百三番地 松澤 庄兵衛 ①
 同郡三日月市村三千三百六番地 寺島 榮二 ①
 同郡同村 辻 庄右衛門 ①
 同郡魚津神明町七十八番地 木下 佐久造 ①
 同郡魚津真成寺町十五番地 鳥山 甚太郎 ①
 同郡同岡町二十二番地 佐藤 久平 ①

下新川郡同寺町 佐々木 孫四郎 ①
 同郡同新鹽屋町六十三番地 五十井 饒兵衛 ①
 同郡同荒町九番地 富田 清左衛門 ①
 同郡高月村 藤田與三右衛門 ①
 同郡同村 車谷 與兵衛 ①
 同郡田中村 八尾 市郎平 ①
 上新川郡富山中長柄町九番地 金尾 宗三郎 ①
 同郡同餌指町五十二番地 水岡 善三郎 ①
 同郡同稻荷町百八十番地 長越 久平 ①
 同郡同總曲輪百十六番地 京田 伊平 ①
 同郡同星井町百六十二番地 井戸 茂輔 ①
 同郡同下川原町四番地 鍛 庄次郎 ①

(富山県元薬同業組合沿革史)

明治二十一年二月 壳薬営業者仲間組合取締
 りの互選

○上新川郡役所告示第四十八号

Ⅶ 団体・仲間

富山各町

本年一月当庁告示第三号富山商工会規程第四条ニ基キ売薬
 営業者仲間組合ヨリ出ス議員員数左記ノ通相定ムルニ付仲
 間組合規約第十七条ニ拠リ仲間取締中ヨリ互選シ来ル二十
 五日限り其人名当庁へ届出スヘシ

明治廿一年二月廿三日 富山県上新川郡長尾越徳輔

組合

議員々数

売薬営業者

三人

○上新川郡役所報告第四号

富山各町

売薬営業者仲間組合取締左記ノ通当選ス

明治二十一年二月廿三日 富山県上新川郡役所

売薬営業者仲間組合取締

覚中町 石井義春

同

南田町 志波久次郎

同

諏訪河原 布村作輔

同

東四十物町 中田清兵衛

同

泉町 塚本善次郎

(中越新聞「明治二十一年二月二十三日」)

七一 明治二十七年十二月 県売薬業改良組合設立

昨年末富山市に設立したる改良組合の主意書は左の如し

我が富山売薬の発達を計らんと欲せば売薬に従事する人
 士が世運の風潮に伴ひ薬学に關する智識を涵養せざるべ
 からず而して薬学の教育普及は当業関係者が嚴肅なる規
 約を設けて後進子弟の就学を厲行するより良法はあらざ
 るなり是れ此の組合を設立する所以なり

夫れ日進月歩する世運の開化と共に医業の營業大に発達
 し普通の素人すら其の処方解し得て自衛の道を講ずる
 ものあるに至れり売薬にして衛生上欠くべからざる必要
 品たる以上は人智の開発医業の進歩に依じて其上に超越

する進歩を期せざるべからず徒らに未開時代の遺物として開明当時より擯斥せらるゝが如きことありて可ならんや蓋し売薬は疾病治療の処方に基づいて調進し之を病者に推薦するものにして疾病治療の手段に過ぎずと雖も其の売薬が社会より待遇せらるゝ好悪は当業者の智識如何と売薬の品位如何とに關するや論を俟たざるなり殊に売薬の盛衰は行商者の智識如何に依りて消長するものなれば行商者の無学にして之が応用を知得せざるに於ては如何に当業者が薬劑を研究し之が改良を企図するも決して奏功する能はざるなり果して然らば売薬を發達せしめんと欲せば売薬の品位を高尚にすると同時に当業者及び行商者の智識を涵養せざるべからざるなり

我が富山の売薬は古來慣用せる行商の良法あり能く山間僻浜に至るまで普及し且つ其の伎倆は因襲に依りて特得とする所なり乃ち売薬を調進し病者に推薦するに方り行商者が薬学上に得る所の伎倆に依り薬品効能及び用法を開示して之が販売を為すときは其の適中を誤すして世間の信用を博すること往古に倍蓰すべし特に目下我か文武

に俗化しつゝある清韓兩國は医薬に乏しく回生の道絶え病魔横行して殆んど全土靡然たらんとするの觀あり故に朝野の人士は売薬移播を説き我が富山の行商に囑望すること切なり乃ち兩國は富山売薬の金花主にして行商の伎倆如何に依りては將來兩國売薬の全權を占領すること敢て難きにあらざるなり当業者豈に奪起せざるべけんや

今や我が富山の売薬は富山県唯一の物産と特稱せらるゝに至れり其の此に至れる所以のもの固より当業者の智識如何に因ると雖も而かも行商者の智識如何に關するや最も大なり即ち売薬盛衰の全權は当業者乃至行商者の智識が掌握するものとせば其の薬学上の智識を涵養して之を實地に応用することは一日も忽諾に付すべからず夫れ然り斯学の發達を計ること多年之感ずるものあり又た着々就学するものなきにあらざると雖も未だ我が富山売薬の面目を一新するを得ず隨て充分世間の信用を博する能はざる所以は職として從來關係者が薬学の教育普及を放任し姑息偷安の弊慣に甘したるに因らずんばあらざるなり故に目今の急務は未開時代の弊慣を破り文明当時の改良

を謀らざるべからず是れ此の組合を設立し当業関係者相
盟約して後進子弟を養成し行商従業者を誘拔せんと欲す
る所以なり嗚呼我が元薬の前途は実に多量なり吾等が計
画する目的を遂行せば尙に富山売薬の面目を一新するの
みならず清韓両国にも無限の新花主を得て彼地売薬の商
権を占領するに至るや期して俟つへし当業関係諸君請ふ
猛進会盟せよ

○富山県売薬業改良組合設立の主意

富山県売薬業改良組合規約

第一条 本組合は売薬業の改良進歩を図り内地及支那朝鮮
に渡航し本業の拡張を期するを以て目的とす

第二条 本組合は県下売薬営業者売薬請売営業者売薬関係
者及薬業者を以て組織す

第三条 本組合員の行商者は明治式拾八年一月一日を起点
とし満十四年以下のものは総て共立富山薬学校本科若く
は速成科を卒業したるものに限る

新規に売薬業を営み又は売薬業を譲受けたる者及び他よ

り入籍したるものにして年齢満十五年以上なるときは共
立富山薬学校へ入学の上行商することを得

第四条 本組合事務所を共立富山薬学校内に設置す

第五条 本組合に評議員十五名及名誉職理事一名を置き任
期は二ケ年となし組合員中より互選す

評議員は評議員会に参与し本組合万般の事を評決す理事
は本組合を代表し評議員会の評決を執行し且一切の事務
を処理す

第六条 本組合員は一ケ年に金拾銭出金し之を以て経費に
充つ

第七条 本組合員にして第三条を犯すものは行商者一員一
回金五円の違約謝金を徴収す

第八条 第七条の徴収金は評議員会の評決により共立富山
薬学校へ入学する生徒の授業料等に充るものとす

第九条 本組合員は廃案若くは関係を絶ちし場合の外は何
等の事情あるも脱する事を得ず

第十条 本組合に於ては毎年一回組合員の總會を開くもの
とす

第十一条 本総会は組合員半数以上を以て開会し出席者過

半数の意見にあらざれば決議する事を得ず

第十二条 第三条は明治貳拾八年一月一日より実施す

第十三条 本組合規約は総会の決議にあらざれば改正増補する事を得ず

本組合員は此規約を遵守遵行するの証として此規約書に記名詞印す

〔富山日報〕明治二十八年一月二十五・二十六日

七三 明治二十九年二月 北信売薬人同盟組合発足

富山市より北信地方へ売薬に赴く人々は一昨日梅澤町妙國寺に於て集会を開き世運の進歩に伴ひ大に売薬の改善を図る趣旨にて同盟組合会規約を編成し、其れより役員を選挙せしに、組長金井久兵衛氏、副組長牧田清六氏当選、次に評議員十名、事務員二名を選定したり

〔富山日報〕明治二十九年二月二十三日

七三 明治二十九年三月八月 薩摩組組合員申合規

約創設経過

一 (素紙) 明治貳十九年再興

規約創設史

薩摩組

組合規約創立史

一 明治貳十九年三月密田兵藏氏、杉井文吉氏、金盛長蔵氏ノ三氏相謀リ、旧薩摩組規約ハ西南役以後中絶シ居ルヲ遺憾トシ、之レガ再興ヲ協議シタリ

相談会之開催

發起人 密田兵藏氏

杉井文吉氏

金盛長蔵等

同年四月三日、千歳館ニ於て旧仲間八軒ノ旧好ヲ温ムル為メ親睦ヲ益ス相談会ヲ開設シ

出席者左ニ

密田林蔵君代理

田中清次郎君代理

密田清蔵君

田中清五郎君

密田兵蔵君

宮田久蔵氏

杉井彌平君

杉井文吉君

金盛長蔵等

計七名

開談

發起人代表 密田兵蔵君

氏ハ兼而三氏協議ノ規約再興之件ニ就而一座ニ相謀リタ

ルニ、満場賛成シ茲ニ於而此七名ヲ以テ規約再興發起人

ト定メタリ

一 密田兵蔵君ヲ座長ニ推定ス

一 規約草稿委員式名ハ座長ノ指名トス

一 杉井文吉君

一 金盛長蔵君

右指定シタリ

規約草稿遷延之理由

却而草稿委員兩氏ハ翌日広貫堂へ出頭シ、各組合規約六

部ヲ借受ケ即チ(山城)(江越)(美濃)(総武)(栃木、茨

(マト)木団体)(越後)等是ナリ、而シテ兩氏時々示談スルト雖

共、何分旧薩摩組ハ往古ヨリ全国廿組外ニ設ケ置レタル国

柄ニシテ、更々文明世ノ流行ニ打變モ出来ザルノ事実アリ、

加フルニ七月初旬ニ至リ富山市過半ノ水害アリ、旁々遅延

シタルハ事実也、但シ曩キニ規約草稿老部ヲ發起人中へ順

連ヲ以テ内訖ニ供シ修正意見ヲ求メタリ。

發起人会

明治貳拾九年八月五日八清樓ニ於而

一 規約草稿評定ノ為開催シ

出席者

密田林蔵氏代

田中清次郎君代

密田清蔵君

田中清五郎君

寺垣庄三郎氏代

密田兵蔵君

同姓庄司氏

杉井文吉君

杉井彌平君

金盛長蔵等

計七名

立法之要旨

一 当薩摩組ハ從來棒杭之場所ニシテ即チ外城分ケヲ以テ
規律トセラレタリ之レガ今日ノ開明ニ最モ適當ナルコト
ト自信シタルヲ以テ、今尚ホ此郷分ケヲ維持シテ、左記
ノ参拾式ケ条ヲ立法シ草稿トシタル以所也

要領左ニ

- 第一条 富山売薬ノ帳主ヲ以テ組織スルコト
- 第貳条 目的ハ配置売薬商
- 第三条 棒杭即チ外城分トス
- 第四条 行商人ノ増減ノコト
- 第五条 役員ヲ置コト
- 第六条 組長ノ職務
- 第七条 助役ノ職責
- 第八条 行商取締役ノ職務
- 第九条 役員ノ選、被選ノ資格
- 第十条 選挙ノコト
- 第十一条 役員ノ任形^(マカ)
- 第十二条 総会ノコト
- 第十三条 通常総会ノコト

付リ、行商人一同懇親会ニ列席ノコト
及ヒ宴会費ノ制限

- 第十四条 臨時総会ノコト
- 第十五条 定式総会ノ通知ハ三日以前ノコト
- 第十六条 会議ノコト
- 第十七条 組合ノ目面ヲ汚損セザルコト^(マカ)
- 第十八条 所有懸場外ニ行商為サズルコト
- 第十九条 相互持ノ土地ハ重置ヲ禁ス
- 第貳十条 違反者罰金ノコト
- 第貳十一条 総会等ノ報道ニ背カザルコト
- 第貳十二条 品行方正、業務勉勵ノコト
- 第貳十三条 総会ノ決議ニ欠席者ハ、異議申サズルコト^(勉カ)
- 第貳十四条 違反所分ノ費ハ自弁ノコト
- 第貳十五条 懸場売買ノコト
- 第貳十六条 組合ノ為ニ費シタル費ハ組合ヘ請求ノコト
- 第貳十七条 行商人ノ行為ハ使役主ノ負担タルベキコト
- 第貳十八条 行商人ニ必用ノ条項ヲ適用スルコト^(要カ)
- 第貳十九条 脱組ヲ免サズルコト

第三十条 規約変更場合ノコト

右御下賜 旧薩摩組へ頂戴シタリ

第三十一条 会計年度ノコト

之レヲ本組合ノ重宝トシテ秘蔵ス

第三十二条 過怠金収入ハ組費ニ充スコト

一 御酒 一 対

右ニ対シ審議シ又立法者金盛等ノ説明アリ、后チ条々ニ就

一 御鏡 一 重

而修正ヲ加ヘ評定ヲ了シタリ

右御供候也

一 座長密田兵藏君口ク、自分ハ近々内ニ上京スルヲ以テ、

出席者左ニ

創立委員定メタキ云々

密田林藏氏代 密田清藏殿

一 創立委員ハ座長ノ指名トス

田中清次郎氏代 田中清五郎殿

座長、左ノ通り指名シタリ

密田兵藏氏代 密田孝吉殿

一 杉井文吉氏 一 金盛長藏氏

寺垣庄三郎氏代 寺垣庄司殿

右ニテ了ル

杉井弥平殿

規約確定会

杉井文吉殿

創立委員 杉井文、金盛両氏

高桑信代 川倉庄太郎殿

一 明治三十九年八月十九日 八清楼ニ於テ開催シ、楼上

松井伊平氏代 田中辰次郎殿

ノ裝飾左ノ如ク

宇津善吉氏代 金岡勝貞殿

上床ニ 行草之御堅幅

藤井諭三代 坂井治悦殿

一 大勲位島津久光公 御真筆

田村兵四郎氏代 田村健太郎殿

一 従三位島津忠義公 御真筆

飯田宗助氏代 吉田忠藏殿

村尾定源殿

杉井友三郎殿

金盛長藏等

計 拾五名

但シ猪谷宗右衛門氏ハ差支欠席

開 会

創立委員代表金盛ハ議事ニ先チ旧薩摩組ノ總會ハ西南
役後中絶シ居タルヲ遺憾トシ旧仲間共發起ニテ新規約設
定シ薩摩組ヲ再興シタル以所也 願クハ諸君モ共ニ賛同
アツテ規約確定アラシムコトヲ望ム

議 事

新規約逐条決定シ遂ニ三十式ケ条、無異議確定シタリ
次ニ役員ノ選挙ニ取掛リ

当選者左ニ

一 組長ニ 密田兵藏君

一 助役ニ 金盛長藏氏

一 行商取締役ニ

杉井文吉君

密田清藏君

田中清五郎君

小西嘉三郎君

内田宗助君

右選定ス

一 第一定式總會ヲ米ル八月廿二日、八清樓ニ於テ開催ス
ル事ニ決ス

右閉会愛組(後カ)合員一同懇親会ヲ開ク配膳了スルヤ

御酒ヲ下ケ、組合員一同ハ順次出デ、御頂戴シタリ、茲ニ

密田孝吉君ノ演説、氏ハ本組合ノ捧杭規則ニ就而之レガ文

明的無比ノ組合ナルヲ賞賛セラレタル一場ノ演説アリタリ

組合員一同八十式分ノ歡ヲ尽シテ散会シタルハ午後十一時

ナリ

創設史畢

(表紙)

一 明治廿九年四月決議

創立中 模様書

薩摩組 創立委員

薩摩組成立原況

兼テ我々、旧薩摩組之厚情近来微薄ニ経過セシヲ懷ヒ、先キニハ成田、芳尾之両氏モ懇場ヲ他人へ譲与シ、新所持人之数モ八個ヲ増シタル場合ニ依リ、旧仲間共集会協議シ、將來之利益ヲ図ラン為メ相談会ヲ催スコトニ決シ即チ左ニ概意ヲ陳シ

從來、薩摩組ハ時々集会懇話等親密ニ致米処、世之變遷ト俱ニ甚疎遠致ニ付、今回旧好ヲ温ムル為メ、且業務上種々懇談致度義モアリ、四月三日祭日ヲトシ、江畔千歳館ニ於テ懇親会ヲ相催シ候間、此挙ヲ御賛成御出席之様致度云々

廿九年四月一日

発起者

杉井文吉

金盛長藏

密田兵藏

右書面密田君之認メニテ、回章ハ懇場主外年古ノ行商人等モ出席之都合ニシ既ニ同日午前八時ヨリ出頭シ追々各位モ出席アリ随而久々之面会ニテ現行商之諸氏ニ就キ彼之地之景況ヲ拝聴スルニ年ト俱ニ開ル之由大ヨリ業務上既ニ売業値段モ近年原品ノ高値及装置ヲモ体裁ヲ極ムルニ至レリ、

從ツテ仕入原価相嵩ミ販売値段ト不釣合ニ依リ団体シテ値上ケ件ヲ發言アルモ、反対者今ヤ他売業ト競争最中ニシテ偶々値下ケセスハト云フ品モアリ、故ニ發明業ヲ勉メテ弘メ是ニテ少シク償フ見込テアルトノ説モアリ、兩説決定セス、次ニ規約設立之説發言シ各位ハ我々之素志ニ賛同アリ、而シテ草稿委員式名ヲ選定致度之義、密田兵藏君指名ニ依リ杉井文吉氏及不肖之私等ニ委托セラレ兩名速ニ承諾ス、爰ニテ相談会ハ決了ス

時于午後四時頃

但シ廣貫堂ニ於テ薩摩組ヲ分立老組トナス可事ニ決ス

規約評定会八清楼ニ於テ八月五日午前八時ヨ

リ出席報告ス

却説、四月三日相談会ニテ我々承諾シタル規約草稿ニ取掛リニ先チ、廣貫堂へ兩人出頭シテ、他組之規約書六部即チ(山城)(江越)(美濃)(総武)(栃木、茨木^(マ)团体)(越後)等是ナリ、借用シ杉井君等時々示談シ居レトモ、何分旧薩摩組ハ廿組外ニシテ、□々設有困柄于今旧風之存セル

モノアレハ更々文明世ノ流行ニ打變ルモ難出來場合モアリ、其レ是レヲ取り第一ニ懸場主組織ニシテ、第二旧称ニ依リ郷分ヲ以定ム 第三行商脚數ヲ増サンニハ、最寄之承認ヲ得可コト、第四役員、組長、助役、取締役五名ヲ選ビ組長ハ規約諸般ヲ所理シ、助役ハ長ニ代ル、取締役ハ旅行先キ行商人ヲ監督シ及ビ懸場ニ景況ヲ通スルモノトシ、役員ノ選挙、任期及ヒ總會ハ臨時式種トシ、議事等ノ事ハ官制(附カ)ニ櫛フ、夫ヨリ警戒(マ)ニ移リ第十七、十八、第十九、廿等ヲ以行商ハ從來之慣行ニ依リ各自所有懸場土地外ニ徘徊ヲ禁シ、第廿七ヨリ廿七迄ハ組合員ノ心得ニシテ廿八条ハ、当組ノ行商人ニ適用スルコトニシテ廿九ハ組合ヲ脱スルコトヲ得スト、三十ハ規約ヲ同意ヲ以テ變更スルコトヲ得ル、三十一、三十式ハ會計之コト、組合之經費ハ行商數ニ依ルトシテ結了ス

一 第拾參条通常總會了ルヤ親睦之為メ組合員ハ懇親會ヲ催ラス、行商人一同ヲ宴席ニ列スルコトヲ得セシメ、

右規約遵守進行スルノ証トシテ組合員調印スルモノトス如斯条日三十式ケ条ヲ設ケ、各位之内覽ニ供シ、各位ノ意見

ニ依リ訂正、改正ノ場合アルト控テ見ルニ、敢テ御異存モナカリシモ、我々共ニ於テ種々之多忙ニ打過、其内水害旁々延引シ居モ幸ニシテ杉井君等八月五日ノ決定シ既ニ回章シ、各位御承諾アリテ同日午前八時ヨリ出頭シ、追々御出席ヲ待、頼テ七名ヲ以テ會ヲ開キ、規約書文言ノ訂正、文字ヲ直シ終ニ滿意ノ賛成ヲ以テ原案ニ決定シタル是ヨリ□所持主諸君等袖ヲ俱ニスル事ヲ議シ、十九日ヲ以テ規約確定會ヲ開クコトニ予定シ了ル

右評議之間、既ニシテ旧ニ復シ實ニ穩當ニシテ親密之情体ハ、他人ヲシテ誠ニ羨ム可クト思フ感アリ、統テ酒宴會ヲ催フシ、半ニシテ、密田君ノ御話ニハ、今回富山ノ利益之為メ飛越濃鐵道創立之請願ニ付上京スルコトニテ不在ナルモ、務メテ次會之準備ニ力尽セヨト懇諭アリ宴會之終リシハ午後十一時ナリ、尤我々兩人ヲ以テ創立委員トセラル

規約草稿委員

杉井文吉

金盛長藏

規約確定之儀ニ付總會ヲ八清樓ニ於テ八月十

九日午後壹時ヨリ出席報知ス

(尚カ)

不省ナル我々、前回ニ於テ創立委員之任ヲ受ケ、規約ヲ

清書シテ予メ行商人之數ヲ五十余ト認メ、規約書六十五部

ヲ吉田活版所ニ印刷注文シ、回章ニハ來ル十九日ヲ以テ、

薩摩組合員之規約ヲ設ケ前送、^(マ)行商、取締等其他業務上、

懇談致度義有之、同日午後一時ヨリ此挙ヲ賛成アリテ必ス

御出席ノ様致度云々、通知シ夫ヨリ旧恩ヲ不朽ニ伝ヘンカ

為メ、同日上床ニ

兩御殿ノ御豎幅ヲ拝シ、酒ヲ神前ニ献シ置、追々各位出席

ニ依リ、規約書ヲ熟読之為メ忒部宛渡シ置、其条目ニ就テ

数条ニ質問アリ、^(交々カ)□□答弁致居内十四名之出席アリ、密田

林君猪谷君等承諾之後チ差支ニ依リ出席遅カリシ故ニ、規

約議定会ヲ開ク旨ヲ諸員ニ報シ、是ニ前チテ過日來ヨリ之

心配振リヲ陳述左之如ク

扱テ今日皆様ヲ御招キ中マシタハ外デモ御座リマセンガ

旧薩摩組仲間ハ廿組外ニシテ特ニ規約之設ケアリ、年々総

会ヲ開キ數百年ノ昔ヨリ明治九年迄実行シテ來マシタ、其

レカ拾年ノ戦争テ一變シマシテ總會ハ暫ク止メ置マシタカ

規約ハ確ク守リテ今日迄実行シテ來マシタノテ御座リ升、

ソコテ今日皆様ト袖ヲ連ネマシタハ、實ニ我々悦ブ可キコ

トデ御座リマス、如斯致タイト云フコトハ式、參年前ヨリ

思フ所テアツタカ時期ノ至ランコトト思ヒ止マサリシカ既

ニ今度ハ時至リシカ、私共密田兵藏君ト相謀リ旧薩摩組之

親睦会ヲ催フセンカ為メ義キニ旧仲間及行商人、監督諸氏

等相談会ヲ開キ、久々之談話親密ニ致、茲ニ規約改正之説

起リ、^(尚カ)杉井君ト不省ノ私ト兩名草稿委員ニ托セラレマシタ、

而シテ規約草稿ヲ去ル五日ヲ以テ規約評定会ヲ開キ、草稿

ニ加除シテ確定致マシタカ唯今御覽ニ供ヘマシタ規約、是

レテ御座リマス、諸君モ敢テ差問モ御座リマセンナレハ、

御賛成ヲ願マス、而シテ今後ハ精誠互ニ親睦ヲ厚フシ、当

組合之利益ヲ図ラント熱神致マス、^(執カ)諸君モ俱ニ力ヲ尽レン

コトヲ偏ニ希望致所ニ御座マス、

是ヨリ議事ニ取掛リ、規約朗読モセスシテ数条ニ動議ア

リ、其レ是レニ説明シ居ル内満堂原案ニ賛成ヲ表セラル、

爰ニ確定了セリ

是ヨリ御神酒ヲ下ケ老人宛神前ニ拝フシテ、御神酒ヲ頂

右選定ス

戴シ去ル、順序了リテ酒宴会懇談、旧風儀ヲ陳述シテ親ミ

創立委員 杉井文吉

ヲ厚フシ好機嫌ニテ散会シタルハ午後十時過キ也

金盛長藏

但シ前後ナレ共、規約決定之末役員選挙シ組長ハ、密林、

両御殿之御堅幅保管者へ送ル件ハ杉井弥平君へ便宜

密兵、両君五点ツム同点故ニ年長ヲ拳ク

依頼候也

助役ハ十四点

当選者左ニ

懇親会八清楼ニ於テ

組長 密田兵藏君

八月廿二日午後二時ヨリ出席報告ス

助役 金盛長藏

斯テ当日ハ組合員十六名出席、行商人ハ差間モアリ三十

取締役之選挙ハ新規入者ニテハ選ブニ苦シマル、委員ノ

四名、都合五十名ナリ

意見問ハル、左ニ答フ

一 創業中雑費ヲ報告ス

取締区域ハ予メ東西南北ニ分ケ

一 両御殿之 御懸幅ヲ上床ニ安置シ御酒ヲ供ヘアリ

東方 一名 杉井文吉氏

却説閉会之趣旨ヲ金盛陳述シ、続ヘテ御神酒ヲ多数故、

西方 一名 田中清五郎氏

乍居頂戴シ了ル

南方 一名 小西嘉三郎氏

次キテ密田孝吉君演説アリ其意ハ薩摩組之數百年來親密

北方 二名 密田清藏氏

ニテ尚盛ナル会ニ見ルハ組合員諸士ノ執神等ニアル、尚前

メ四区 内田宗助氏

途頼母數旨陳ラルニ了ル

メ 五名

(喝カ)
満場諷采拍手耳ヲ貫ク計リナリ

第二

一 田中清次郎君行商人富田勝之助ナル者演説、其ノ趣旨ハ当組之棒杭ニアマンズル勿レ、大阪売薬其傳諸所之売薬者及地方売薬者等統々入采、行商人ハ務メテ勉勉セヨト云々、尚当世諸物價高値ニ不拘三十年來一定不変ハ遺憾ニ不堪ス、是非値上ケ企圖スル云々

右演説中満場不穩、式ハ大声ヲ呼フ、(喝カ)母采のふノアリ

終ニ田中之監督富田久蔵氏之制ニ止ム

第三

寺垣庄三郎君ノ行商、高塚一忠氏滑稽演説、其趣旨ハ行商人ハ「ぐるくくく」と廻リテ精誠勉強セヨ、今日ハ結構ナル懇親会故ニ実ニ目出度事限リナシトテ徳利と飯上ガレニテ切上ケ満場大恐悦ナリ

散会シタルハ凡ソ十時ナリ

組長代理、取締役等の方々ニテ取始末シテ帰リシハ全ク

午後十一時過キナリ

一 御懸幅ハ杉弥君へ依頼シテ後チ密兵君へ御納被下様、依頼致置候也

(金盛家所藏文書)

七六 明治二十九年八月 薩摩組組合員申合規約

第一章 組織及懸場

第七條 当組合ハ富山売薬ニシテ薩摩大隅日向之内南北西諸県郡等ヲ置付懸場トシ其ノ營業者並ニ組合員等ヲ以テ組織ス

第八條 当組合ノ懸場主ヲ以テ組合員ト称シ其ノ懸場ハ式ケ因參郡ニシテ之レヲ旧称ヒニ依リ百二十四個郷ニ分チ一郷毎ニ其所有主ヲ定ム

但シ懸場留帳ヲ備ヒ各所有主ノ記名調印シ置クモノトス

第九條 組合員ハ行商人ヲ増加セント欲スルトキハ過半組

合員ノ承認ヲ得テ組長へ届出可シ

第十條 役員及職務

第四條 当組合ハ左ノ役員ヲ置ク
一 組長 助役 取締役 五名

第五條 組長ハ此規約万般ノ事務ヲ掌リ總會ノ決議ヲ施行

スルノ責ニ任ス可シ

第六條 助役ハ規約施行上ニ付組長ノ協議ニ与ルモノニシ

テ組長事故アルトキ之レヲ代理ス

第七條 取締役ハ旅行先ニ於テ本業ノ景況及ビ組合員或ハ

行商人ニシテ此規約ヲ犯スノ意アルト認ムルトキ

ハ之レニ説諭シ尚応セザル者ハ其旨組長へ通告ス

ルモノトス

但シ在兩中組長事務多忙ノトキ之レヲ補助ス可シ

第參章 選挙及任期

第八條 組長及ヒ助役ノ投票ハ總會ニ於テ組合員丁年以上

ニシテ本組懸場先キ壹年乃至數年行商成シタル在

困者ヲ選挙ス

第九條 取締役ノ投票ハ總會ニ於テ十年以上同行商スル者

ノ内組合員之レヲ選挙スルモノトス

第十條 選挙ハ投票多數ヲ以テ当選者トス同數ナルトキハ

年長ヲ挙グ同年ナレハ抽選ヲ以テ之レヲ定ム

第十壹條 役員ノ任期ハ各式ケ年トシ満期再選スルコトヲ

得

第四章 總會及議事

第十貳條 總會ヲ分チテ通常總會臨時總會ノ式種トス

第十參條 通常總會ハ毎年五月開会シ壹ケ年ノ精算報告シ

且本業ノ利害得失ヲ講究シ続テ懇親会ヲ催フス本

組合ノ行商人一同親睦ノ為メ宴席ニ列席スルコト

ヲ得

但シ宴會費ハ各自貳拾錢欠席ニテモ徴収ス

第十肆條 臨時總會ハ役員ノ必要ト認ムルカ或ハ組合員中

ヨリ必要ノ事件ヲ申込ムトキハ組長之レヲ招集ス

第十伍條 總會ノ期日ハ少クモ三日以前ニ其ノ要件及ヒ會

場出席時間等組長ヨリ通報ス可シ

第十陸條 議會ハ全員半数以上ノ出席ニ於テ開会シ議事ハ

會員ノ過半数ヲ以テ議決トス

第五章 警戒

第十柒條 組合員ハ本組宛稟ノ面目ヲ汚損スルカ或ハ不議

ノ企圖ヨリ組員ニ対シ間接ニモ損害ナル行為アル

ト認ムルトキハ總會ニ付シ會員ノ評決ニ依リ營業

者へ申込行商停止ハ勿論其ノ業績ニ依リ嚴重ノ所
置ニ行フコトアル可シ

第二十二條 組合員ハ旅行先キニ於テ品行方正業務勉勵シ

第拾八條 組合員ハ從來ノ慣行ニ依リ相互ニ所有懸場ノ土

苟モ酒色ニ耽ルコトナク且ツ取締役等ニ對シ讒謗
罵詈簡問數コトハ深ク自省謹慎ス可シ

地外ニ行商ナスコトヲ得ス若シ違反シタルトキハ
直チニ其配置業並ニ売得金ヲ没収ス

第二十三條 組合員ハ總會ノ決定シタル件ヲ断然実行スル
モ欠員ニ於テ異議申立ツルヲ得ス

第拾九條 組合員ハ郷境ノ小字叢リ若クハ飛地ニシテ舊來

第二十四條 組合員ニシテ勉分ヲ受ケタル者ハ其件ニ對ス
ル一切ノ經費ハ自弁トス

双方ヨリ立入り行商シ來ル土地ニ依リ花主ヨリ乞

第二十五條 組合員ハ所有懸場ヲ他人へ譲与セント欲スル
者ハ最寄組合員ノ意見ヲ問フモノトス

ハルムモ互ニ配業重置ナスコトヲ得ス、若シ違背
シタル者ハ第拾八條末項ニ依リ勉分スベシ

第貳拾條 組合員ニシテ此ノ規約ノ情ヲ知り内密ニ配業シ

第二十六條 組合員ハ当組ノ為ニ支出シタル入費ハ組長へ
之レヲ請求スルモノトス

置クモノ又ハ被害者ニ對シ虚言ヲ施シ尙取揚ザル

者ハ組長ニ申告シ總會ニ付シ會員ノ決議ニ依リ配

第二十七條 組合員ハ各自行商人ノ身上ヲ負担シ各出立前
ニ其族籍住所氏名ヲ組長へ届出可シ

業及売得金没収ハ勿論花主一戸ニ付金五拾錢以上

壹円以下ノ過怠金ヲ付加シ或ハ行商停止スルコト

第二十八條 当組合ノ行商人ニハ第拾七條第拾八條第拾九條
二十條第二十二條ヲ適用ス

アルベシ

第六章 心得

第二十一條 組合員ハ總會等其報道ニ背クヲ得ス若シ出席

第二十九條 組合員ハ何等ノ事情アルモ資格ヲ失シタル場
合ノ外脱組スルコトヲ得ス

シ能ハザルトキハ相当ノ代理ヲ出サシム可シ

第三十條 組合員ハ此規約ニ加除セント欲セハ本員五名以

七六 明治三十四年一月 富山売薬同業組合設立認可

法律第三十五号を以て重要物産同業組合法公布せらるゝや同会中の有力者邸澤金廣、中田清兵衛、阿部彌七郎、澤田金太郎、安達周平、松井伊兵衛、中川久正、田中清次郎、金井久兵衛、中田太七郎、横江清次郎、日南田守八郎の諸氏発起し同法に依り重要物産として売薬の保全を図るは事業の発展に特に必要と認め一般同業者と相図つて同法施行細則により組合地区を富山市一円と定め富山売薬同業組合を設立したものであつた。而して翌三十四年一月八日に設立を認可（後略）

〔富山県売薬業者名鑑〕

七七 明治三十四年～昭和十九年 薩摩組内受賞者

〔表紙〕
明治参拾四年六月

賞 罰 録

薩摩組

年次別	受賞者	授与者	備考
明治三十四年	金盛長 蔵薩	摩組	薩摩組の創設に尽力
〃 三十七年	富田久蔵 密田兵蔵	〃	田中清次郎の行商人として永年勤務
〃	内出宗助	〃	密田林蔵の行商人として永年勤務
〃 三十九年	密田兵蔵 金盛長 蔵	〃	（感謝状）薩摩組再興以來の組長を勤める
〃 四十年	和田喜三郎 田中清次郎	〃	密田林蔵の手代として四十年勤務
〃	中村吉兵衛	〃	〃
〃 四十二年	杉井文吉	〃	四十年行商
〃 四十四年	密田清蔵	〃	密田林蔵の行商人として三十年以上勤務
〃	澤田宗四郎	〃	〃
〃	松井清治	〃	〃
〃	杉森半次郎	〃	〃
〃	廣野宗四郎	〃	田中清次郎の行商人として三十年以上勤務
〃	桜井豊太郎	〃	〃
〃	井上伊助	〃	密田兵蔵の行商人として三十年以上勤務

明治四十四年	龜澤林藏	田中清次郎	金盛長蔵の行商人として三十年以上勤務
"	清水兵蔵	"	"
"	若林甚蔵	"	"
"	富田勝之助	"	田中清次郎の行商人として二十年以上勤務
"	密田長蔵	"	密田林蔵の行商人として二十年以上勤務
"	内田政次郎	"	"
"	高木兵二	"	田中清次郎の行商人として二十年以上勤務
"	横野久七	"	二十年以上行商
"	村尾定保	"	薩摩組創立以来の幹事として精励(在職六年)
"	杉井文吉	"	"
"	澤田宗四郎	"	密田林蔵の行商人として四十年勤務
"	和田喜八	"	"二十年勤務
"	猪谷宗右衛門	"	富田勝之助の行商人として二十年勤務
"	杉井友三郎	"	二十年行商
"	田中清次郎	金盛長蔵	(感謝状)明治三十九年以来組長を勤める
大正二年	密田兵蔵	"	組の幹事を勤める(在職六年)
"	密田林蔵	"	組の相談役を勤める
大正二年	和田喜三郎	金盛長蔵	密田林蔵の行商人として四十七年勤務
"	松井清治	"	"四十年勤務
"	小西寅太郎	"	密田兵蔵の行商人として二十年勤務
"	成田忠蔵	"	田中清次郎
"	三年 亀沢林蔵	"	金盛長蔵の行商人として四十年勤務
"	村尾定保	"	二十年勤務
"	田村兵四郎	"	"
"	西野音次郎	"	"
"	石黒虎次郎	"	密田林蔵の行商人として二十年勤務
"	四年 密田清蔵	"	同四十年勤務
"	金盛元太郎	"	金盛長蔵
"	河倉庄太郎	"	二十年
"	田中辰次郎	"	隅田
"	五年 中村吉兵衛	"	松井伊兵衛
"	杉森半次郎	"	密田林蔵
"	廣野宗四郎	"	"四十年
"	桐井良太郎	"	田中ニキの行商人として四十年勤務
"	高木兵二	"	密田林蔵
"	六年 杉井文吉	"	田中ニキの行商人として三十年勤務
"	清水兵蔵	"	(感謝状)副組長兼任 金盛長蔵の行商人とし

年次別	受賞者	授与者	備考
大正	七年若林茂藏 <small>延長</small>	金盛長藏	て四十年勤務 金盛長藏の行商人
〃	〃 桜井豊太郎	〃	田中清次郎の行商人
〃	〃 大森林之助	〃	〃
〃	〃 余川佐平	〃	密田兵藏の行商人
〃	〃 八年井上伊助	〃	〃
〃	〃 内田政二郎	〃	密田林藏の行商人
〃	〃 九年村尾定保	〃	〃
〃	〃 杉井友三郎	〃	金盛長藏の行商人
〃	〃 清水兵藏	〃	三十年行商
〃	〃 十年富田勝之助	〃	田中清次郎の行商人として四十二年勤務
〃	〃 桜井豊太郎	〃	二十年行商
〃	〃 高山長次郎	〃	密田林藏の行商人として三十年勤務
〃	〃 十一年和田喜八 <small>副社長</small>	密田兵藏	〃二十年勤務
〃	〃 北川岩次郎	〃	密田林藏などの行商人として五十年勤務
〃	〃 高橋文次郎	〃	〃の行商人として四十八年勤務
〃	〃 沢田宗次郎	〃	三十年行商
〃	〃 十二年密田清藏	〃	金盛長藏の行商人として四十年勤務
〃	〃 西野音次郎	〃	〃
〃	〃 若林甚藏	〃	〃

年次別	受賞者	授与者	備考
大正	十二年廣野宗四郎 <small>副社長</small>	密田兵藏	田中清次郎の行商人として四十七年勤務
〃	〃 十三年杉井友三郎	〃	三十年行商、幹事を三十年勤める
〃	〃 杉森半次郎	〃	密田林藏の行商人として四十八年勤務
〃	〃 田村兵四郎	〃	三十年行商、幹事を二年勤める
〃	〃 石黒虎次郎	〃	密田林藏の行商人として三十年勤務
〃	〃 十四年田中辰次郎	〃	三十年行商
〃	〃 若林保則	〃	金盛長藏の行商人として二十一年勤務
昭和	二年永盛喜兵衛	〃	〃二十年勤務
〃	〃 河倉庄太郎	〃	行商三十年
〃	〃 高村徳次郎	〃	〃二十年
〃	〃 三年大森林之助	〃	〃三十年
〃	〃 桑田松次郎	〃	台湾行商二十年（明治四十一年より）
〃	〃 横野幸太郎	〃	行商二十年
〃	〃 七年密田兵藏 <small>副社長</small>	田中清次郎	（感謝状）組再興以米幹事・副組長・組長を勤める
〃	〃 温井勝治 <small>副社長</small>	田中清次郎	田中清次郎などの行商

年次別	受賞者	授与者	備考
昭和十七年	村井弥之助 <small>組長</small> 田中清次郎		行商十九年
"	北野忠一	"	行商十八年
"	矢後秀	"	行商十七年
"	松林作次郎	"	"
"	森内茂蔵	"	"
"	松井政次郎	"	行商十五年
"	西野清隆	"	行商十四年
"	高田秀雄	"	"
"	稲垣宗俊	"	"
"	村田廣保	"	"
"	温井源七	"	行商十三年
"	堀井松次郎	"	行商十二年
"	西野清正	"	行商十一年
"	塩井芳太郎	"	行商十五年
"	高橋武則	"	行商十四年
"	梶尾鶴次郎	"	行商三十年
"	澤田宗太郎	"	行商二十年
"	村井弥之助	"	金盛長蔵の行商人として二十年勤務
"	今村徳石衛門	"	行商二十年
"	山田与三郎	"	田中清次郎の行商人として十年勤務
"	矢郷仁信	"	"
"	温井俊次	"	"

年次別	受賞者	授与者	備考
昭和十九年	若林保則 <small>組長</small> 田中清次郎		金盛長蔵の行商人として四十年勤務
"	中林鶴次郎	"	密田林蔵の行商人として三十年勤務
"	北野忠一	"	行商二十年
"	萩原長一郎	"	行商十年
"	金尾敬一郎	"	密田俊平の行商人として十年勤務
"	西野文知	"	田中清次郎の行商人として十年勤務
"	黒田良太郎	"	密田俊平の行商人として十年勤務

〔薩摩紀實別録二（内藤記念くすり博物館蔵）より作成〕

七六 明治三十五年一月 売薬懸場等周旋業者

○売薬懸場廣商会 同会は売薬懸場帳簿、地所、建物等の周旋業者を以て組織せるものにてこの程該規約を議定し左の役員を選定したりと

△会頭 古谷宗七△副会頭 中澤安平△幹事 布上久次

郎△會計 山田調造、松井清作、外に評議員六名

〔富山日報〕明治三十五年一月二十一日

薬の前途を憂ふる諸君は一致共同誠意以て本会に加盟せられんことを

〔富山日報〕明治三十五年八月三日

七六 明治三十五年八月 富山売薬行商會発足

富山売薬行商會設立趣意書

近來我富山売薬會の現状を觀察するに徳義の制裁日(マ)に月に類廃し徒らに我利の輩跳梁して其の極売薬業の實質たる行商者の冷遇ますます甚しく為めに行商者の知識品位を墜し加ふるに近時に於ける人頭黒焼を以て大に反魂丹の声価を傷くるあり今に於いて之れが挽回策を講ぜずんは何れの日は是れを恢復するを得ん義きに營業者の同業組合を起し又は信用組合の設立を見しも一方行商組合の實力を養成せずんは肥料と勞力とを用ひずして收穫の多きを望む懦夫と均しきに了らん本會は茲に見る所あり行商會を設立し富山県売薬業者の根本的改善を計り斯業の進歩發達を期し同業組合と両々相待つて行商者の品位を保持し將來ますます富山売薬の富山売薬たる名戸を顕揚せしめんと欲す乞ふ我が売

七〇 明治三十五年九月 富山売薬協會発足

今度当市に設立した富山売薬協會は、昨日富山ホテルに於て発會式を挙行、終りて懇親會を開けり

〔富山日報〕明治三十五年九月三十日

七一 明治三十五年九月 富山売薬協會總會議決

富山売薬協會の發會式と總會

- 一 売薬協會々則決定の件
- 一 富山売薬學校の建設遠成を期すること
- 一 富山売薬者の品位を高尚ならしむること
- 一 富山売薬の販路を海外に拡張すること
- 一 富直鐵道の速成を当局大臣並に貴衆兩院へ請願すること

と

一 富山売薬組合の区域を拡張富山県一円となすこと

〔富山県売薬同業組合沿革史〕

ある可し△本会経費は有志者之寄付金又は会員の徴収金を以て之に充つ

〔富山日報〕明治三十六年八月三日

七三 明治三十六年八月 富山売薬研究会発足

富山売薬研究会々則要領

本会は薬業に従事する者を以て組織す但し薬種商業に従事する者は幹事会の同意を得るに非ざれば会員となるを得ず
△本会は薬業の開發改良を計り新薬に関する諸般の問題を研究するを以て目的とす△会員を分て通常会員特別会員名誉会員の三種とす名誉会員は幹事会に於て推薦す△本会員たらんと欲する者は会員式名の紹介を得て通常会員は金二十銭特別会員は金壹圓の入会金を添へ申込可し△本会は会務を処理する為め左の役員を置く幹事十名評議員二十名會計式名會計は幹事互選之事△役員は定期總會に於て之を選挙す其任期は壹ヶ年とす△本会は毎年一回定期總會を開き会務の報告を為す但し必要な場合に於て臨時會を起す事

七三 明治三十七年七月 売薬甲辰会発足

富山売薬有志者の組織せる売薬甲辰会發會は一昨十七日發會式を舉行したるに出席者約五十名外に來賓として本市の藥種商數名列席あり

先づ師天堂直営事業問題に關し調査委員の報告あり、次て三輪吉二郎氏は甲辰会創立の理由と其経過を述へて後該宣言書を朗読せしに満場拍手を以て迎へたり

引続き小田金太郎氏の時事問題に就いての演説あり右終りて役員選挙に移り幹事及評議員を定め会頭副会頭の推薦は之に一任する事となして会は全く終了を告げた

〔富山日報〕明治三十七年七月十九日

七四 明治二十九年六月 薩摩組組合員中合規約

第一章 組織目的懸場

第壹条 当組合ハ富山壳藜ニシテ鹿児島県老田及宮崎県下ノ内南、北、西ノ諸郡等ニ置付懸場トシ其帳主ヲ以テ組織シ之レヲ薩摩組ト称ス

第貳条 当組合ハ斯業ノ前途隆盛ヲ図ルヲ以テ目的トス

第参条 当組合ノ懸場ハ老田郡ニシテ之レヲ町村制ニ依リ老ケ村毎ニ其所有主ヲ定メ懸場台帳ヲ備ヒ各所有主ノ記名調印シ置クモノトス

第四条 当組合員ハ行人ヲ増減スルトキハ其最寄組合員貳名以上ノ同意ヲ得テ組長ヘ届出可シ

第二章 役員及職務

第五条 当組合ハ左ノ役員ヲ置ク

一 組長 一名 一 副組長 一名

一 幹事 三名

第六条 組長ハ此規約諸般ノ事務ヲ整理シ總會ノ決議ヲ施行スルノ責ニ任スベシ

第七条 副組長ハ組長ヲ補佐シ組長事故アルトキハ之レヲ代理ス

第八条 幹事ハ諸般ノ事務ヲ監査シ正副組長ノ諮問ニ応スルモノトス

第九条 当組合ノ全員ハ取締員タル可シ若シ懸場先キへ派出セザル者ハ代理人ヲ組長ヘ届出可シ

第拾条 取締員ハ旅行先キニ於テ内外壳藜ノ景況ヲ注目シ行人者ノ取締及ヒ此規約ヲ犯スノ意アリト認ムルトキハ之レニ説諭シ尚応セザル時ハ其旨組長ヘ通告スルモノトス

第三章 選挙及任期

第拾壹条 正副組長ノ選挙ハ總會ニ於テ組合員廿五年以上ノ男子ニシテ在国者中ヨリ選挙ス

第拾貳条 幹事ノ選挙ハ組合員ニ於テ選挙スルモノトス

第拾参条 選挙ハ投票多数ヲ以テ当选者トス同数ナルトキハ年長者ヲ挙ク同年ナレハ抽選ヲ以テ定ム

第拾四条 役員ノ任期ハ各二ケ年トシ満期再選スルモ妨ゲナシ

第四章 総会及議事

第拾五条 総会ヲ分チ通常臨時ノ式種トス

第拾六条 通常総会ハ毎年六月十日ニ開会シ一ケ年会務精

算ヲ報告シ且本業ノ利害得失ヲ研究シ行商人ハ本業ニ関

スル建議及意見ヲ述フルコトヲ得然レトモ決議ノ數ニ加

フルコトヲ得ズ総会終了後組合員及ヒ行商人一同懇親會

ヲ開ク宴會費一人ニ付金五拾錢以上金八拾錢迄トス相当

事故ナキ欠席者ハ必ス徴取スルモノトス

第拾七条 臨時総会ハ役員ノ必要ト認ムルカ或ハ組合員七

名以上ノ同意ヲ以テ必要ノ事件ヲ申込ムルトキハ組長之

レヲ招集ス

第拾八条 総会ノ期日ハ少クモ二日以前ニ其要件及ヒ会場

日時等ヲ組長ヨリ通告ス可シ緊急場合ハ此限ニアラズ

第拾九条 総会ハ組合員半数以上ノ出席ニ於テ開會シ議事

ハ出席員ノ行商脚數ノ過半数ヲ以テ議決トス老人脚以上

五人脚迄老人脚ヲ壹票トシ五人脚以上參人脚迄ハ壹票ヲ

増スモノトス

第貳拾条 総会ノ議長ハ組長ヲ以テス組長事故アルトキハ

副組長之レヲ代理ス

第五章 心得

第七壹条 組合員ハ總會等其報道等ニ背クヲ得ズ若シ出席

能ハサルトキハ相當ノ代理者ヲ出席セシム可シ

第廿貳条 組合員及ヒ行商人ハ旅行先キニ於テ品行方正業

務ニ勉勵シ荷モ酒色ニ耽ルコトナク且取締員ニ對シ讒謗

罵詈ケ間敷コトハ深ク自省謹慎ス可シ

第廿參条 組合員ハ總會ノ決定シタル件ヲ断然実行スルモ

欠席員ニ於テ異議申立ルヲ得ズ

第廿四条 組合員ニシテ処分ヲ受タル者ハ其件ニ對スルー

切ノ経費ハ自弁トス

第廿五条 組合員ハ所有懸場ヲ売渡シ又ハ譲与セント欲ス

ルトキハ先ツ組長へ届出其当日ヨリ三日間経サレハ組合

員外ニ売渡譲与スルコトヲ得ズ組長ハ其届出ニ接シタル

トキハ直ニ各組合員ニ通告シ此場合ニ懸場接統組合員相

互問ニ於テ売買譲与ノ成立シタルトキハ各組合員ハ異議

申立ツルコトヲ得ズ

第廿六条 組合員ハ当組合ノ為メニ支出シタル入費ハ組長

へ申出之レヲ請求ス可シ

第廿七条 組合員ハ各自行商人ノ住所姓名ヲ組長へ届出可シ又變更モ亦同ジ

第廿八条 組合員ハ所有懸場ヲ売渡シ或ハ譲渡シタルトキハ買受人或ハ譲受人ト連名ヲ以テ懸場移転届ヲ組長へ差出す可シ

第廿九条 当組合員ノ行商人ニハ第六章ノ各条ヲ適用シ各自行商人ノ行為ハ使役組合員ハ其責ヲ負フ可シ

第参拾条 組合員ハ何等ノ事情アルモ資格ヲ失シタル場合ノ外脱組スルコトヲ得ズ

第参拾壹条 組合員ハ此規約ニ加除セント欲セハ全組合員票数参分ノ式以上ノ同意ヲ得テ變更スルコトヲ得

第六章 警 戒

第参拾貳条 組合員ハ当組売薬ノ面目ヲ汚損スルカ或ハ不義ノ企図ヨリ間接ニモ損害ナル行為アルト認ムトキ及ヒ規約ヲ違反シタル者ハ總會ニ付シ組合員ノ決議ニ依リ厳重ノ所置ニ行フコトアルベシ

第参拾参条 組合員ハ従来ノ慣行ニ依リ相互ニ所有懸場土

地外ニ行商ナスコトヲ得ズ

第参拾四条 組合員中營業売薬ヲ相互ニ行商セシムルコトヲ得ルト雖モ其他ノ売薬ヲ自己ノ懸場内而已ニ行商セントスルトキハ全組合員ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ為スコトヲ為ス

第参拾五条 組合員ハ村界ノ小字叢リ若クハ飛地ニシテ旧来双方ヨリ立入り行商シ来ル土地ニ於テハ花主ヨリ乞ハルモ相互ニ配薬重置為スコトヲ得ズ

第参拾六条 組合員及ヒ行商人ニシテ第参拾参条第参拾四条第参拾五条等ヲ犯シタル者発見シタルトキハ直ニ配薬并ニ薬価ヲ取揚懸場所所有組合員ノ有ニ帰ス此場合組合員ハ処分シタルトキハ得意家一戸ニ付金貳円宛ノ過怠金ヲ付加シ或ハ行商停止スルコトアル可シ

第参拾七条 組合員ハ第貳拾五条ノ懸場売渡シノ届出ヲ違犯シタルトキハ懸場売人脚毎ニ基本金没収ハ勿論金貳拾円宛ノ違約金ヲ付加シ又ハ除名スルコトアル可シ
但シ売人脚未滿ノモノハ売人脚ト見做ス

第七章 会 計

第参拾八条 会計年度ハ毎年六月ヨリ翌年五月迄トシ其諸
経費ハ組合員ノ負担タルベシ徴収法ハ行商脚数ニ依ルモ
ノトス

第参拾九条 組合員ハ当組ノ経費トシテ行商老人脚ニ付毎
年金廿銭宛組長ヘ納入スルコト又過怠金ヲ收入シタルト
キハ当組ノ経費ニ充スモノトス

第八章 基 本 金

第四拾一条 当組ノ基本金トシテ組合員ハ行商老人脚ニ付金
老円宛必ス毎年六月総会ニ出金スルモノトス

第四拾二条 当組ノ基本金ハ毎年利殖ノ法ヲ以テ積立トシ
組長ノ名義ニテ公債買入或ハ銀行ヘ預ケ入レ該証書ハ幹
事ニ於テ保管スルモノトス

第四拾三条 基本金ハ組合員ニ於テ懸場ノ売讓ニ付随スル
モノトス

第四拾参条 組合員ニシテ脱組セントスルトキハ役員会ニ
於テ正当ト認ムル者ニ限り基本金中自己出金額而已ヲ返
還ス除名者ハ返戻セズ

第四拾四条 組合員ニシテ行商人ヲ増脚スルトキハ積立金

初回ヨリ回数ノ元金而已ヲ合算シ一時ニ出金スヘキコト
減脚ノ場合ハ又初回ヨリ回数ノ元金而已ヲ合算シ之レヲ
返戻スルモノトス

第四拾五条 組合員ニシテ積立金ヲ滞納シタルトキハ老人
脚ニ付老ケ月金式銭宛ヲ延滞利子トシテ徴収スルモノト
ス

右規約確守遵行スルノ証トシテ組合員ハ左ニ記名調印スル
モノ也

明治三拾九年六月十日確定

組合員姓名書

密 田 林 蔵
田 中 清 次 郎
密 田 孝 吉
金 盛 長 蔵
杉 井 文 吉
高 桑 信
村 尾 定 保
横 野 久 七

金岡勝貞

木谷傳次郎

井戸茂輔

松井伊平

田村兵四郎

猪谷宗右衛門

杉井彌平

杉井友三郎

千田芳太郎

武田嘉藤

前川定治

若林直次郎

(内藤記念くすり博物館蔵)

七三 明治三十九年六月 富山売薬倶楽部発足

売薬倶楽部総会

富山売薬倶楽部の総会は一昨日午後五時より富山ホテルに

於て開けり第一鈴にて部員一同、第二鈴にて阿部部長、日南田番外等着席、第三鈴にて阿部部長は左の開会の辞を朗読せり

開会の辞

我が富山売薬倶楽部の目的は売薬業の改善発達を図り業権の拡張を期するに在り其創立実に至る明治三十四年四月十四日にして爾後今日に至るまで五年有余の星霜を経過し其間に於ける部員諸君の熱誠尽力により能く各般の問題を解決し以て今日の面目を保つに至りしは役員一同切に拝謝する所なり而して倶楽部創立の当時と今日とを較比すれば時勢の転変少小ならず戦後の経営方に急なると同時に我が売薬業の改善発達を図り業権の拡張を期すること亦益急要なるにあらずや莫くは諸君茲に鑒み前程幾層奮勵し克く倶楽部の為めに貢献せられんことを本日定時総会を開くに当り聊かに所懐を述べ

富山売薬倶楽部部長

阿部初太郎

明治三十九年六月十七日

夫れより議事に入りしが日南田番外は同倶楽部規定の補足に付満場に諮りしに異議なく左の通り決定せり

富山売薬倶楽部規則

第一条 本倶楽部は富山売薬倶楽部と称し其事務所を富山市 町 番地に設置す

第二条 本倶楽部は売薬業の改善発達を図り業権の拡張を期するを以て目的とす

第三条 本倶楽部は富山市の売薬業者及び斯業に關係あるものを以て組織す

第四条 本倶楽部は事務整理の爲め左の役員を置く

部長 一名 副部長 二名 理事 二十名
評議員 七十名 幹事 五名 会計 二名

第五条 部長は本倶楽部を統轄し副部長を補佐し部長事故欠席のときは其代理をなすものとす

理事は部長指揮の下に其事務の一部を分掌し正副部長欠席の時は之れが代理をなし又部長より理事会を召集し必要問題を議定せしむるものとす

評議員は必要問題に付部長の召集する評議員会に於て意

見を提供するものとす

幹事は部長の命を受け一切の事務を執るものとす

会計は幹事より互選し経費一切の収支を司るものとす

第六条 役員は総て定期総会に於て之を選挙するものとす

第七条 本倶楽部員にして公職に就けるもの及び公職に就きしことあるものは理事待遇となす

第八条 役員任期は一ケ年とす

但再選することを得

第九条 会議は定期総会臨時総会理事会評議員会の四種と定め定期総会は毎年一回六月を以て開会し臨時総会は部長の意見若くは理事会の決議によりて臨時開会するものとす

とし理事会評議員会は部長の意見により隨時召集するものとす

但理事会評議員会は各会員に於て必要と認むる場合には

会員二分ノ一以上の同意を以て開会を請求することを得

第十条 本倶楽部の経費は凡て部員の負担となす其負担方は評議員会に於て之を定む

第十一条 本倶楽部員たらんとするものは部員二名の紹介

により部長の承認を受くべし

第十二条 本倶楽部員にして脱退せんとするものは部長へ届出づべし

第十三条 本倶楽部員にして不都合の行為あるときは評議員会の決議を以て除名す

次に左の第一、二号案に移りしに満場拍手を以て之を可決せり

△第一号案 印紙税法（全廃）の改正を期する事

△第二号案 富山薬業学校を県立とする事

將に第三号案に入らんとするに先だち村田藤太郎（売薬青年会員）は動議として左の建議を為して其理由を述べ

△富山売薬同業組合地区を拡張して富山県売薬同業組合の速成を期する事

満場の歓迎する所となり直ちに異口之を可決し尋で水上嘉平も亦た動議ありと左の建議を為して其の理由を説く

△清韓輸出売薬に対し一大株式会社を組織する事を当業者に促す事

是れ亦満場一致を以て可決し次に役員の改選に取掛らんと

したるに大菅昇平指名推選とし部長副部長の指名推選は委員を挙げたし且つ理事以下は部長の指名とすべしと直ちに満場の容るる処となりしを以て土田真雄を同委員に推薦せり乃ち土田は左の如く指名推選す

部長阿部初太郎△副部長村澤金廣、澤田金太郎而して阿部議長は理事以下は後日指名報告すべしと告げて議事を了るや倶楽部員の演説に移り久郷米次郎、牧田清一郎、井黒義正、水上嘉平、佐藤菊次郎、大菅昇平、岩田大中の演説あり澤田副部長は閉会の辞を朗読し茲に總會は全く終了し將に宴に入らんとするや村澤副部長の発声にて同倶楽部万歳を三唱し夫れより酒と折詰とを来会者に配付し盃を挙げて散会せるが当日の来会者は無慮六百名にて近来になき盛会なりきと

〔富山日報〕明治三十九年六月十九日

七六 明治三十九年～昭和八年 薩摩組組員名簿

〔表紙〕
明治参拾九年六月

組合員名簿

薩摩組

組合員姓名

富山市常盤町 密田 林 蔵 殿

十四人脚 買入年号不詳

明治式拾九年八月 現規約創立之際入会⑩

七人

買入年号不詳ナレトモ享保之頃ヨリ所有ス
明治式拾九年八月 組合規約創立之際入会⑩

中野新町 横野 幸 太郎 殿

明治式十六年 増山勝ヲ買入

明治三十年五月 臨時会ヨリ入会⑩

改メ壹人

大正六年十二月一人脚ヲ岡本基右衛門氏ニ譲
渡ス

鍛冶町 田 中 清 次 郎 殿

改七人脚 明治式拾九年八月 現規約創立之際入会⑩

明治四拾四年七月 参人脚売却

五人

鶴指町 木 谷 傳 次 郎 殿
明治卅八年十二月 寺垣庄三郎ヨリ買入翌年
六月十日 定式総会ニ入会⑩

星井町 密 田 兵 蔵 殿

四人脚 弘化四年六月十九日 烏羽屋昌太郎 同姓

喜太郎等ヨリ買入 現規約創立之際入会⑩

一人

星井町 井 戸 茂 輔 殿
明治卅九年一月 寺垣庄三郎ヨリ買入
同年六月 定式総会ニ入会⑩

鶴指町 金 盛 長 蔵 殿

泉町 松 井 友 三 郎 殿

一人 明治廿六年 松井弥平ヨリ譲受

明治廿九年八月 組合規約総立之際入会㊦

リ

一人 新川原町 野村 安栄 殿

清水町 武田 嘉藤 殿

大正四年 廣貫堂へ入社 新規琉球へ配業

一人 明治三十三年六月 松井彌平ヨリ買入

大正五年六月十日 定式総会より入会㊦

明治三十四年六月 総会ヨリ入会㊦

覚中町 杉井 元次郎 殿

南田町 富田 勝之助 殿

明治四十年七月 杉井文吉ヨリ譲受

一人 明治四十一年三月 猪谷宗右衛門殿ヨリ買入

同四十一年六月 定式総会ヨリ入会ス㊦

明治四十一年六月 定式総会ニ入会㊦

改メ宅人 大正七年五月二人脚杉井鉄之助氏へ譲渡ニ相

成

一人 梅沢町 西野 音次郎 殿

明治四十四年七月 田中清次郎殿ヨリ買受

富山市今木町 萩原 長蔵 殿

翌四十五年四月 臨時総会ヨリ入会ス

一人 大正五年九月三日 横野幸太郎ヨリ買入

翌年五月十日ノ臨時会ヨリ入会ス㊦

一人 星井町 桑田 松次郎 殿

明治四十五年六月十日 定式総会ヨリ入会

御届

但シ明治 年ヨリ台湾ニ新規配業セラレタ

今般薩摩組売業懸場宅人脚買受候処、爾後ハ同組売業ニ

Ⅶ 団体・仲間

関スル協議ハ凡テ大上松太郎ヲシテ代理出席セシムルニ付
同人へ御通知相成度、双方署名捺印及御届候也

富山市千石町二四〇番地

大正六年五月廿六日 帳主 太田梅太郎[㊟]

同 同

行商人 大上松太郎[㊟]

薩摩組長金盛長藏殿

一一・一一 細野信一(未成年)より 南幸太郎

富山市梅沢町 高田長次郎殿

一人 大正九年六月十五日 岡本甚右衛門より買入

六・一二 金岡勝貞より 澤田宗四郎
廣田辰之助 除ク
竹林恒光

富山市大工町 和田興三郎殿

一人 大正九年八月 富田勝之助ヨリ買入会

一人 清水町 南幸太郎殿

梅沢町二五四

九・一一 廣田辰之助より 高村徳次郎

一人 星井町 高林徳次郎殿

安野屋町二五一

廣田辰之助ヨリ十二年六月譲受ケ

九・一一 廣田辰之助より 橋本豊太郎

安野屋町貳百五十一番

上新川郡山室村山室三〇六

一〇・一一 竹林恒光より 京田豊吉

泉町一一九

九・一一 金岡勝貞ヨリ 橋爪政次郎

泉町七二

一一・一一 細野信一(未成年)より 南幸太郎

細野定次郎 泉町七

六・一二 金岡勝貞より 澤田宗四郎

富山市梅沢町 高田長次郎殿

一人 大正九年六月十五日 岡本甚右衛門より買入

廣田辰之助 除ク
竹林恒光

富山市大工町 和田興三郎殿

一人 大正九年八月 富田勝之助ヨリ買入会

一人 清水町 南幸太郎殿

梅沢町二五四

九・一一 廣田辰之助より 高村徳次郎

一人 星井町 高林徳次郎殿

安野屋町二五一

廣田辰之助ヨリ十二年六月譲受ケ

九・一一 廣田辰之助より 橋本豊太郎

安野屋町貳百五十一番

一人 橋元^(本カ)豊太郎殿

廣田辰之助ヨリ十一年六月譲受ケ

一人 富山市惣曲輪一五五番地
北野忠一殿

大正十三年十月七日 松井金太郎氏ヨリ買入

泉町百十九番

一人 橋爪政太郎殿

金岡勝貞ヨリ十二年六月 譲受ケ

一人 富山市星井町一四〇番地
稲垣太次郎殿

大正十三年十月七日 松井金太郎氏ヨリ買入

三人 市内砂町 金岡忠治殿

金岡勝貞ヨリ大正十三年五月十六日 相続

一人 富山市柳町九七番地
堀芳次郎殿

大正十四年二月廿四日 桑田松次郎氏ヨリ買入

一人 富山市外西中野 清水政治殿

大正十三年八月二十一日 若林直次郎氏ヨリ買入

射水郡作道村貳〇七八番地

一人 四柳與八殿

大正十三年九月二十二日 中瀬佐平氏ヨリ買入

一人 富山市梅沢町二六三番地
河倉庄太郎殿

大正十四年四月六日 高桑良吉氏ヨリ買入

上新川郡大久保町二六〇一

一人

森内甚蔵

明治三十一年四月十七日生

婦負郡長岡村北代新三〇一

中林鶴次郎

昭和三年九月十五日 横山太吉氏ヨリ買入

上新川郡鱈川村小杉七一四

婦負郡鵜坂村一区四九四

一人

松林作次郎

藤井林之助

昭和四年九月三日杉政政次郎氏ヨリ買入

富山市寺町一五五一番地

谷正義

婦負郡速星村増田四四

大正十五年八月二十八日 栗山林作ヨリ買入

稲林善六

昭和五年八月七日 田中勝造氏ヨリ買入

富山市五番町一番地

大浦喜平

市内鉄砲町四五

大正十五年九月三十日栗山林作ヨリ買入

田中英一

親権者田中ノブ

中新川郡西水橋村辻ヶ堂式三三四

押田正二

市内小泉町三九六

昭和三年九月二十日 清水米作ヨリ買入

和泉清次郎

昭和七年九月三十日 田村兵四郎氏ヨリ買入

山室村館出式十三 沢田宗太郎

昭和八年二月七日 寺島清太郎ヨリ買入

(内藤記念くすり博物館蔵)

七七 明治四十一年九月 県売薬同業組合認可

富山売薬同業組合にては予ねて県組合と為すべく県下同業者の調印を得て其の認可申請中の処未だ認可なかりしに付富山売薬同業組合事務長日南田宇八郎は過日上京して認可の急速を迫り居たるが幸ひに好果を得て一昨日帰富した

予ねて富山県売薬同業組合設立認可申請中の処愈よ一昨日農商務省より認可ありたるに付既記の如く同認可速急運動の爲め上京したる日南田富山売薬同業組合事務長の運動顛末報告に兼ね県組合設立總會準備に關し本日富山売薬俱樂部内に県下重立つ当業者を招集し諸般の協議を為した

(富山日報) 明治四十一年九月七日

七七 明治四十一年十月 県売薬同業組合各支部役員

員

△水橋支部議員 ○小森太郎平 ○横山清太郎 ○上口與

右衛門 ○石林勘次 ○東堂傳治 評議員岡本重左衛門

○館川孫兵衛 ○中川安衛 評議員直江重義 同石黒七

三 支部長佐々木平兵衛 副支部長押田喜訓

△魚津支部議員 評議員鳥田六左衛門 副長紙谷梅次郎

○寺坂孫三郎 ○大久保權右衛門 本部代議員金光栄

支部長川上宗平 評議員野崎米次 ○松田政次郎 評議

員竹村榮次郎 ○鷹田與平

△石動支部 本部代議員鞍馬高憲 評議員長田嘉一郎 支

部長川原長平 同副長平野幸太郎 評議員逸見法宣 同

沼田彦左衛門 ○大野平四郎 ○吉田木四郎 ○永森菊

次郎 ○波多米次郎

△小杉支部 支部長青江兵作 副長森一雄 評議員竹内鍋

太郎 ○荒木聞太 ○松井善三郎 本部議員菅原至誠堂

△東岩瀬支部 ○成田喜平 ○松田文吉 ○鏑木孫三 ○

中村豊三 ○松本澤次郎 評議員高木平治 ○飯倉平兵衛 本部議員岩瀬亮葉株式会社 ○吉田彦一 ○前澤保支部長佐藤與八郎 副長四十萬小平

△滑川支部 代議員早川久之丈 松井一久 高田松三郎
吉見市郎右衛門 澤井條次郎 日本売薬合資会社 伊藤清助 山淵久平 烏川重五郎 伊藤三郎平

△上市支部 支部長池田勝太郎 評議員中山源之助 ○磯井豊春 ○安田太三郎 ○平井甚七 評議員牧野重助

○北陸売薬合資会社 ○佐伯傳次郎 ○藤縄金造 ○越中売薬合資会社

△滑川支部 支部長宮崎太左衛門 副長鷹取嘉三郎 評議員有川正則 太田俊次郎 鷹取嘉十郎 本部議員高橋直基 高田清次郎 伊藤三郎平

△氷見支部 支部長池島覺太郎 同副長中村作次郎 評議員松田三九郎 屋舖太作 岩林豊太郎 代議員若林豊太郎 川上惣松 瀧本真一 村上喜一 松木義貞

△中田支部 支部長小松善助 同副長神田貞幹 評議員朝日九右衛門 中田改良売薬合資会社代表者石丸佐四郎

荒井長蔵 本部評議員小松善助 他に代議員鈴木治助
五島寛平 笠原功淨 中島庄蔵 川合僧音 伊藤理吉

△高岡支部 支部長菅野傳右衛門 副長岡本清右衛門 評議員棚田喜作 津島小八郎 富田小六郎 本部議員田代半兵衛

△富山支部 支部長阿部初太郎 同副長中川久正 評議員 郵澤金廣 塚本庄平 富山薬業株式会社 本部議員中川久正 日南田八郎 長谷川伊三郎 中谷善次 塚本庄平 金井久兵衛 土田真雄 藤井諭三 村尾小平 中井孝蔵 密田勘四郎 田知花理三郎 富山薬剂株式会社 青木喜太郎 金盛長蔵

(○印は代議員)

(富山県売薬同業組合沿革史)

七九 明治四十二年〜昭和十五年 富山売薬の組別と最寄会

明治四十二年時代に五十三組即ち次の如く組織されたり。

京都組(山城) 摂河泉組(河内、和泉、摂津、淡路) 大和組(大和) 伊勢組(伊賀、伊勢、志摩) 尾三組(尾張、三河) 遠州組(遠江) 駿豆組(駿河、伊豆) 武相組(相模、武蔵) 房総組(安房、上総、下総) 常野組(常陸、下野) 甲州組(甲斐) 江州組(近江) 美濃組(美濃) 飛騨組(飛騨) 信州組(信濃) 上毛組(上野) 伊達組(磐城、岩代) 仙台組(陸前) 南部組(陸中) 津軽組(陸奥) 出羽組(羽前) 秋田組(羽後) 北海道組(渡島、後志、石狩、天塩、北見、胆振、日高、十勝、根室、釧路、千島、樺太) 三丹組(若狭、丹波、丹後、但馬) 越前組(越前) 加賀組(加賀) 能州組(能登) 越中組(越中) 越後組(越後、佐渡) 雲伯組(因幡、伯耆、出雲、隠岐) 石州組(石見) 播磨組(播磨、美作) 三備組(備前、備中、備後) 芸州組(安芸) 防長組(周防、長門) 紀州組(紀伊) 阿波組(阿波) 讃岐組(讃岐) 伊予組(伊予) 土佐組(土佐) 筑紫組(筑前、筑

後、老岐、対馬) 豊前組(豊前) 豊後組(豊後) 肥前組(肥前) 肥後組(肥後) 日向組(日向) 薩摩組(大隅、薩摩) 海南組(琉球、台湾) 南洋組(南洋諸島) 南清組(南清) 今の中華民国南部) 北清組(北清) 中華民国北部) 満洲組(満洲)

その後また変遷を重ね昭和六年に至り各府県単位に統制をとるべき必要ありと叫ぶるゝに至り、遂に昭和七年売薬同業組合定款の一部を変更し各最寄会の離合集散を行ひその上に「富山県」の三字を加ふることになりて統一し、これらを連合したる富山県売薬行商最寄会連合会新たに生れ会長、理事を置き、その下に各府県最寄会は会長、副会長、支部長、理事等を置くこととなりしが、この最寄会は左の五十三なりき。

栃木県売薬最寄会 三九〇名
 茨城県売薬最寄会 二〇〇名
 群馬県売薬最寄会 三〇二名
 福島県売薬商隆会 九四九名
 秋田売薬組合 三〇三名

売薬越後組合	一、二八一名	北海道渡島売薬同盟会	八〇名
長野県北信最寄会	三〇一名	北海道売薬同業会	一、〇一三名
長野県南信最寄会	四二六名	北見売薬同盟会宗枝最寄会	七二名
山梨県売薬最寄会	二一〇名	利礼最寄会	三九名
愛知県最寄会	六〇〇名	十勝売薬同盟会	四一六名
石川県最寄会	六〇五名	日高売薬同志会	七〇名
福井県最寄会	四五〇名	樺太売薬革正会	一〇八名
五畿内最寄会	四八六名	東京府埼玉県売薬最寄会	一、一五〇名
江州共励会	一九一名	神奈川県売薬最寄会	八〇〇名
兵庫県播陽会	一一七名	東京府下八島南洋最寄会	三六名
防長組同盟会	三〇四名	和歌山最寄会	一八〇名
山陰同盟会	三三二名	海南売薬同志会	一五一名
山陽最寄会	六八二名	青森県岩手県最寄会	五二〇名
香川県最寄共同会	七〇三名	佐賀最寄会	五二名
愛媛県売薬最寄会	一八二名	長崎県最寄会	一九〇名
老岐国最寄会	一三名	徳島県売薬最寄会	四六名
福岡県売薬同盟会	二五一名	宮城県売薬商盛会	四〇〇名
熊本県最寄会	二八二名	宮崎県最寄会	三〇七名

山形最寄会

五二二名

北川 東二 堀 彦次郎

南九州菓業会

五〇五名

長谷川儀作 日水 清治

朝鮮売菓鮮盛会

八〇名

故木金次郎 堀 兵四郎

大分県豊州同盟会

一四八名

田中 清衡 金森 哲治

三丹最寄会

二四〇名

△最寄会（括弧内の氏名は会長）

富山県売菓最寄会

二、五〇八名

神奈川県最寄売菓会

（金岡 忠治）

三重県最寄会

二〇〇名

群馬県売菓最寄会

（廣瀬 重造）

富山県売菓台湾組合

一一〇名

富山県売菓千葉最寄会

（金岡 忠治）

静岡県最寄会

五四八名

栃木県売菓最寄会

（西野 傳平）

岐阜県最寄共栄会

四五七名

愛知県最寄会

（池谷 甚七）

而して昭和十五年に於ける組別は次の如く県売菓最寄会連合会これを統制し、県売同業組合と一体化し業界発展のため努力せり。

△富山県売菓最寄会連合会役員

（会長） 吉本理八郎

（副会長） 廣瀬 重造

（理事） 水上 嘉平

内田 佐孝

金岡 忠治

岡田 義秀

渡邊儀三郎

秋田県売菓組合

（中川 秀定）

富山県売菓山形最寄会

（北川 東二）

売菓越後組合

（岡田 義秀）

福井県売菓最寄会

（笠井 傳蔵）

- | | | | |
|-------------|----------|---------------|----------------|
| 和歌山県最寄会 | (田中 清衡) | 全北海道売薬同業会 | (正満 又七) |
| 富山県売薬三重県最寄会 | (中川七左衛門) | 山陰同盟会 | (高松兵四郎) |
| 滋賀県最寄共励会 | (三井 清平) | 五畿内最寄会 | (織田平八郎) |
| 富山県売薬最寄商盛会 | (白水 清治) | 三丹最寄会 | (村田藤太郎) |
| 防長最寄会 | (水上 嘉平) | 兵庫縣播陽会 | (中島善二郎) |
| 徳島県売薬最寄会 | (中瀧 清松) | 長野県売薬最寄会 | (車谷定次郎) |
| 香川県最寄讃岐共同会 | (密田虎次郎) | 東京府埼玉県売薬最寄会 | (内田 佐孝) |
| 愛媛県売薬最寄会 | (芝田 正則) | 山陽最寄会 | (故木金次郎) |
| 海南売薬同業会 | (金森 哲治) | 宮城県商盛会 | (福田 勝治) |
| 石川県最寄加能同盟会 | (志波重五郎) | 青森県岩手県最寄会 | (吉本理八郎) |
| 大分県豊州同盟会 | (本郷兼次郎) | 東京府下八島南洋諸島最寄会 | (柿澤政次郎) |
| 宮崎日盛会 | (堀 兵四郎) | 樺太売薬共正会 | (時澤 元固) |
| 熊本県最寄会 | (渡邊儀二郎) | 富山県売薬台湾最寄会 | (岸岡關次郎) |
| 鹿児島南九州薬業会 | (金岡 忠治) | 朝鮮売薬最寄会 | (井上清二郎) |
| 福岡県売薬同盟会 | (深山 新治) | | (富山県売薬同業組合沿革史) |
| 長崎県最寄会 | (安部善市郎) | | |
| 佐賀県最寄会 | (吉田佐久造) | | |
| 福島県売薬商隆会 | (長谷川儀作) | | |

七六〇 明治四十三年二月 県売薬同業組合、売薬規

則改正の請願

県売薬同業組合長阿部初太郎は貴衆兩院に向け左の請願書を提出すといふ

売薬規則改正の儀に付請願

謹みて奉請願候現行売薬規則は今より卅余年前に規定せられたるものにして現下の売薬状況に徴し之が改正を要する条項少からず就中該規則第參条管轄庁に於ては願書を検査し其の製薬配伍の藥品劇毒微毒に拘らず取扱上失誤を生し易きもの及毒薬劇薬取締に關係するものは之を許さるべしとの規定並に第拾条免許内と雖其製薬第參条に掲ぐる処の有害品なるを更に発見するとき或は営業者製薬を粗悪にしたる又は粗悪に外国売薬を輸入販売する等のことある時は直ちに鑑札を取上げ発売を禁止することあるべしとの規定は一大欠陥にして之れが為めに本邦売薬は欧米各国の売薬に較比し有効確實の点に於て大に歩を譲るの止を得ざるものあり今や当路に於て輸出売薬を奨励せられ將た業者各自に於て海外販路の拡張に熱中しつゝあるも奈何せん斯の規定に沮格せられ常に欧米各国売薬の後へに墮着たるを免れず若し今日の儘に放委

するときは内地売薬も亦竟に欧米各国の売薬に圧倒せらるゝの不幸に陥るや必然ならんと信ず就ては前述の事情を諒察せられ本邦売薬の改善発展を期する為め本期議會に於て売薬規則第三条を管轄官庁に於て願書を検査し其製薬配伍の藥品毒薬又は劇薬にして第三改正日本薬局方第四表の一日の極量を超ゆるものは之を許さざるべしと改正し同第十條中第參條に掲ぐる処の有害品とあるを第參條に違ふたるものを改正することに御決議被成下候様仕度此段謹みて奉請願候也

非常特別税全廢の儀に付請願

謹みて奉請願候今度議會へ提出せられたる売薬税法中改正法律案は非常特別税に売薬規則中の營業税金貳円を加へ之を売薬税法に移されたるものにて永久的に戦時税即ち非常特別税を賦課する不当の法案たるのみならず是まで免税たりし輸出売薬に対し内地売薬同様に其定めたる価格を以て定価と看做して課税し又貳円の課税に止まりし營業者に対し參円の税を課する事に定められたるは優に増税の実あるものなり今更繁説するまでもなく非常特

別税は戦後一定の時期に於て全廃せらるべきものに属するより各税制の整理を執行せられんとする今日に於ては宜しく全廃せらるべき事と予期したるに却て之を永久税として賦課するの提案に接したり是れ毫も理巾の存せざるものにして従らに当業者を苦しむる悪税法案と断了するの外なし就ては売薬営業税は従来通りの一方剂式円となし非常特別税は全廃せらるゝ事に御決議被成下候様仕度此段謹みて奉請願候也

〔富山日報〕明治四十三年二月九日

六一 明治四十三年八月 水橋売薬倶楽部発足

水橋売薬倶楽部創立協議会報告

去ル六日照蓮寺ニ於テ協議会開催シ来会者数拾名直江重義氏ヲ座長ニ推ス左ノ議案満場一致ヲ以テ可決セリ

部則

第一条 本倶楽部ハ其事務所ヲ東水橋町

番地ニ設

第六条

役員ハ渾ノ定期総会ニ於テ之ヲ選挙シ其任期ハ一

置ス

第二条 本倶楽部ハ売薬業ノ改善發達ヲ期シ業務ノ拡張ヲ

図ルヲ以テ目的トス

第三条 本倶楽部ハ東水橋町ノ売薬業者及ビ売薬業ニ關係

アルモノヲ以テ組織ス

第四条 本倶楽部ニ左ノ役員ヲ置ク

部長 一名

幹事 二名

理事 拾名

評議員 二拾名 顧問 若干名

第五条 部長ハ本倶楽部ヲ統轄ス

幹事ハ部長ヲ補佐シ部長事故アル時ハ其代理ヲナ

ス又部長指揮ノ下ニ事務ヲ分掌スルモノトス理事

ハ部長及ビ幹事ヲ補佐シ且理事会ノ決議ヲ以テ部

長ヘ意見ヲ提供スル事ヲ得

評議員ハ評議員会ニ参与シ部長ノ提出シタル議案

ヲ議定スルモノトス

ケ年トス但シ再選スル事ヲ得

第七条 会議ハ定期總會、臨時總會、理事会、評議員会ノ

四種トス定期總會ハ毎年一回六月ヲ以テ開会シ臨時總會ハ部長ノ意見ニ依リ臨時開会スルモノトス理事會評議員會ハ部長ノ意見ニ依リ隨時開会スルモノトス

第八条 本俱樂部ノ經費ハ渾テ部員ノ負担トシ其ノ負担方

法ハ評議員會ニ於テ之レヲ定ム

第九条 本俱樂部員タラント欲スルモノハ部員二名以上ノ

紹介ニ依リ部長ノ承認ヲ受クベシ又部員ニシテ脱退セントスルモノハ部長ヘ届出ツヘシ

第十条 本俱樂部員ニシテ不都合ノ行為アルトキハ評議員

會ノ決議ヲ以テ除名ス

右拾ヶ条ヲ滿場異議ナク可決

決議事項

一 寄付金ノ処分方法

イ 寄付金ノ利用ハ評議員會ニテ決定スルコト、

ロ 寄付金ハ三回ニ徴収スルコト

但シ家屋購求スル際半額ヲ徴収シ其殘額ヲ二回ニ

徴収スルコト

二 水橋売藥俱樂部ヲ当分本乗寺ニ置ク

(直江家所藏文書)

大正二年三月 県売藥同業組合、売藥税法改

正の請願

売藥税法改正之儀ニ付請願

謹ミテ奉請願候聞ク所ニ依レハ当路ニ於ケル税制整理調査ハ今ヤ大ニ其歩武ヲ進メタリト果シテ然ラハ夙ニ与論ノ最惡税ト確認シタル売藥印紙税ノ改正ノ如キハ其第一着手ニ屬スルモノナラント奉恐察候今更懇説スルマデモナク印紙税ノ実施ニヨリ大ニ売藥業ノ發展ヲ沮格シ殊ニ富山地方ノ売藥ハ配管売藥ヲ主トスルニヨリ其苦痛激甚ニシテ活路ニ窮スルモノ往々之レアリシガ為メ本税實施以來屢当局大臣並ニ貴寮兩院ヘ之ガ全廢ヲ請願シタルモ不幸ニシテ税法改正ニ接スル能ハズ爾後日露ノ開戦ニ遭遇シタルニヨリ國家

ノ財政状態ニ鑿ミ余儀ナク印紙税ノ全廃ヲ断念シ茲ニ印紙税ニ代ハルヘキ課税即チ売上高ニヨリ課税セラレンコトヲ兩院並ニ当局大臣ヘ請願シタルニ兩院トモ売薬ニ印紙税ヲ課スルハ当業者ノ収支償ハザル為メ斯業ノ萎靡不振ヲ来シ他方ニ於テハ購買者ノ負担ヲ重クスルノ結果貧困ナル病者ヲシテ服薬治療ノ途ヲ失ハシメ尙ホ検査手續ノ繁雜ナルト徴税費ノ莫大ナルハ単ニ当業者ノミナラズ政府ノ為メニモ不便甚シキモノナリトノ理由ヲ以テ請願ヲ採択セラレ爾後議會ノ開設セララルモ毎ニ請願ヲナシ常ニ同一理由ヲ以テ採択セララルモ今ニ税法ノ改正ヲ見ル能ハズ之レガ為メニ売薬業ノ進歩尙ホ大ニ遲緩ナルヲ免レズ遺憾至極ニ奉存候因テ前条御諒察ヲ賜ハリ本期議會ニ於テ特ニ戦後ニ於ケル税制整理ノ御趣旨ニヨリ印紙税ヲ全廢シ売上高一割以内ノ範圍ニ於テ課税セララルモコトニ御改正相成候様御取計被下度玆ニ本組合ノ決議ニヨリ謹ミテ奉請願候也

売薬規則改正之儀ニ付願

謹ミテ奉請願候現行売薬規則ハ去ル明治十年公布セラレン

モノニシテ今日売薬界ニ適セザルハ贊ヲ待タズ該規則第三条管轄庁ニ於テハ願書ヲ検査シ其製薬配伍ノ藥品劇毒微毒ニ拘ハラズ取扱上失誤ヲ生シ易キモノ及ヒ毒劇取締ニ關係スルモノハ之ヲ許サムルヘントノ規定並ニ第十条免許内ト雖モ其製薬第三条ニ掲クル所ノ有害品ナルヲ更ニ発見スルトキハ直チニ鑑札ヲ取上ゲ発売ヲ禁止スルコトアルベントノ規定ヲ首トシ各般ノ拘束アルガ為メニ本邦売薬ハ欧米売薬ニ比シ常ニ有効確實ノ点ニ於テ對抗スル能ハズ当路ニ於テ夙ニ輸出売薬ヲ奨励セラレ將タ当業者常ニ海外販路ノ擴張ニ努力スルモノ大ニ欧米売薬ニ歩ヲ譲ルヲ免レザルナリ故ヲ以テ年来之レガ改正ヲ切望シ貴院ノ開會セララルモ毎ニ規則第三条ヲ管轄庁ニ於テハ願書ヲ検査シ其製薬配伍ノ藥品毒薬又ハ劇薬ニシテ第參日本薬局方第四表ノ一日ノ極量ヲ超ユルモノハ之ヲ許サムルベント改正シ同第拾条中第參条ニ掲クル所ノ有害品トアルヲ第參条ニ違フタルモノト改正セラレンコトヲ請願スルモ今ニ願意ヲ貫徹スル能ハズ遺憾至極ニ奉存候就テハ今期議會ニ於テ前記式条ヲ改正シ尙是レマデノ如キ繁雜ナル売薬請売許可ニ因スル手續ヲ廢止

シ単ニ届出ヲナスコトニ定メ之レト同時ニ請売約定書ヲ全
廢シ又免許鑑札料ヲ全廢シ内地ニ於テ免許ヲ得タル売薬營
業者ハ其売薬ヲ朝鮮及関東州ノ如キ地方ニ於テ販売ヲナス
モ更ラニ其地方ニ於テ発売ノ許可ヲ受クルコトヲ要セザル
コトニ御決定相成候様仕度切ニ奉希上候伝承スル所ニ依レ
ハ昨年来当路ニ於テモ売薬規則改正ノ議アリト是レ実ニ参
拾余年前ニ公布シタル規則ノ売薬現下ノ実状ニ適セザルコ
トヲ認メラレタル次第歟ト確信罷在候因テ何卒前条御諒察
ヲ賜ハリ速カニ規則改正ノコトニ御取計被下度此段本組合
ノ決議ニヨリ謹ミテ奉請願候也

〔藥業新報〕大正二年三月二十三日

六三 大正二年七月 売薬業者の商業會議所議員選

拳権意見書

意見書の提出

會議所と売薬業

去月十一日富山商業會議所の臨時總會に於て売薬業者に会

議所議員の選挙権を有せしむるの議を可決し農商務大臣に
對して商業會議所法中改正の意見書を提出したることは既
報の如くなるが其の全文は即ち左の如し

意見書

現行商業會議所法制定以來今日に至るまで多くの歳月を
閱し其の同時代の進運に伴ひて改正の必要を認むるも未
だ之れが実行を見る能はざるは本會議所の頗る遺憾に堪
へざる所なり而して或は事務権限の拡張の如き或は経費
滞納の処分之如きは屢々他の會議所より意見を開申せる
に依り敢て蛇足を添へざるも而かも本會議所は我が地方
の实情に鑑みて最も緊切に必要を感ずるものあり即ち売
薬業者に會議所議員の選挙権を有せしむること是れなり
抑も売薬は古來我が富山の特産にして年々歳々其の産額
を増加すると共に其の販路を拡張するに至り今や市内の
みにても之れを営業する人員三百余名、方數二千六百余
方に上り製産の価格は実に三百三十余万円に達したり而
して売薬の盛衰は延て地方の隆替に及ぼすを以て本會議
所の如きは常に其の改良を促し發達を圖りつゝあるなり

然るに売薬業者は何等會議所に関係する所なく全然局外者の地位に立つに依り俱に發展の方策を講ずる能はずして相互の不便頗る大なるものあり且つ売薬業者は売薬税法に支配せられて營業税法に支配せられざるのみならず會議所法制定當時に於て売薬營業税は間接国税にして衆議院議員及び府県會議員の選舉権を有せざりしに随ひ會議所議員の選舉権をも有せしむる必要なぎに因りしやも知るべからずと雖も既に法律を改正して売薬營業税は直接国税となり売薬業者は衆議院議員及び府県會議員の選舉権を有するに到りし今日に於ては會議所議員の選舉権を有せしむるを以て相當の理由ありと認む況んや我が地方の如きは売薬を以て唯一の特産と為し斯業の關係は延て一般に影響を及ぼすこと大なるに於てをや故に本會議所は特に現行法第九條第一項第三号の取引所税を納むる取引所、第四号の鈷業税を納むる鈷業権者と同じく第五号に売薬營業税を納むる売薬業者を追加せられんことを切望するものなり本會議所は會議所法中改正を求めんとする条項甚だ多く苟も商工業の發達を図り會議所の活動

を促すに必要な改正は他の會議所に譲らず熱心に希望する所なりといえども前陳の意見は地方の實情に鑑みて緊切に必要な感ずるを以て特に閣下の採納を請い、他の改正を要する条項と共に來るべき議會に提出せられんことを望むものなり茲に總會の決議を具し謹みて意見を陳中す

大正二年七月十二日

富山商業會議所会頭 山田信昌

農商務大臣 山本辰雄殿

(「富山商業月報」大正二年八月十五日)

大正二年十月 富山開催の第一回全国藥業大

會決議事項

決議事項

△第三号議案 売薬の定価を維持する方法如何(長野県提出)

売薬の定価を維持する方法は種々ありと雖も当業者をし

て売薬の品質を精選せしめ濫造を防止し濫売を矯正するを以て最善の策なりと認む其実行方法は重要物産同業組合法により各県毎に組合を設置し検査員を置き廠に製造品に検査を施し尚売薬の改善は各府県に渉るを以て各府県平等の検査方針を採る必要あり全国売薬同業組合会を設置し之れが統一を期するに在り此の方法を以て定価の維持を図らんとす依つて各府県に同業組合を設置せられんことを本会の決議を以て通告すること

△第四号議案 売薬規則改正の速成を期す（富山県提出）

本案に対して改正事項を左の如く具体的条件を付して速成を促し当路者に請願せんとす

一 売薬業者の資格を制限し薬剤師又は特種の経験智識あるものに限る

一 法人若しくは個人其他の者にして第一項の資格無き者も薬剤師を雇傭し製造の責任を委託するときは営業を許可すること

一 既得営業者は前項により営業権を存すること

一 請売及行商の許可は方名制度によらずして営業人制

度となすこと

一 請売約定書等は全廃すること

一 営業鑑札料は之を全廃すること

一 営業の薬味分量許可制度は総て医用範囲とす但し毒薬に限り医用の半量以内とす

〔富山県売薬同業組合沿革史〕

七五 大正二年十一月 中新川郡売薬同業連合会発

足

茲に本県売薬業者は主務省の奨励に基き富山県売薬同業組合を組織し富山市に事務所を置き県下各都市に支部を設置して進展を計らんとせしに偶々幹部に加はりし某々等は巧に組合員を弄絡して自己政党的の運用に供し組合員より会費を徴収する収支決算報告を為さず、為めに各郡支部は組合の前途を悲観したるに、果せる哉今や殆んど有名無実の状態に陥り為めに県内各郡市同業者相嫉視し本県売薬の真価を落すものあるより上市税務署長内山英氏は卒先管内中新

川郡内の統一を期せん為め去月主なる同業者を招きて懇々談ずる所ありたるに評議一決して中新川郡売薬同業連合会を設立して滑川、水橋、上市、五百石の各町に支部を置きて改良発展を計る事に決定其後各町同業者寄々協議を遂げ居りしが十五日滑川町清水亭に会合し同会定款規約の審議を為し更に来る二十日同清水亭に集會して各支部内規の打合を為し二十五日頃上市町に於て郡長及び当局者を招待して盛なる発会式を挙行する

〔富山日報〕大正二年十一月十五日

七六 大正五年三月 県売薬同業組合財政

同業組合各支部予算案申請

富山県売薬同業組合各支部に於て夫々代議員会を開催して大正五年度経常費予算案を付議し本部に申達し來たるを以て本部に於ても去月十三日より代議員会を開きて本年度予算を計上し各支部予算を審査して去月廿日認可申請したる内容左の如し

大正五年度経費予算		經常部歳入	
		科	目
		本年度予算額	
第一款本部費		一、〇〇五、八八〇	
第一項製造品定価割		五三八、二八〇	
第二項營業免許方数割		一三五、一〇〇	
第三項雜收入		三二、五〇〇	
第四項公借金		三〇〇、〇〇〇	
第二款滑川支部費		二八二、八二〇	
第一項製造品定価割		一八一、九二〇	
第二項營業免許方数割		四五、四〇〇	
第三項手数料		五〇、〇〇〇	
第四項繰越金		一〇五、五〇〇	
第三款水橋支部費		三二〇、八五〇	
第一項製造品定価割		八九、四六〇	
第二項營業免許方数割		二一、八四〇	
第三項手数料		五、〇〇〇	
第四項繰越金		六九、五五〇	

第四款上市支部費	一五七、〇〇〇	第三項手数料	五、〇〇〇
第一項製造品定価割	一一四、四〇〇	第八款小杉支部費	一二〇、〇〇〇
第二項營業免許方數割	二八、六〇〇	第一項製造品定価割	八八、〇〇〇
第三項手数料	一四、〇〇〇	第二項營業免許方數割	二二、〇〇〇
第五款岩瀬支部費	一五二、五〇〇	第三項手数料	二〇、〇〇〇
第一項製造品定価割	一一四、〇〇〇	第九款高岡支部費	八五、〇〇〇
第二項營業免許	二八、五〇〇	第一項製造品定価割	六四、〇〇〇
第三項手数料	一〇、〇〇〇	第二項營業免許方數割	一六、〇〇〇
第六款富山支部費	四、五一〇、二四四	第三項手数料	五、〇〇〇
第一項製造品定価割	一、六〇九、八五〇	第十項中田支部費	六二、八六〇
第二項營業免許方數割	四〇二、三〇〇	第一項製造品定価割	四九、一二〇
第三項手数料	三〇、〇〇〇	第二項營業免許方數割	一二、二八〇
第四項雜收入	五〇、〇〇〇	第三項手数料	一四、六〇〇
第五項繰越金	一四八、〇九四	合計	六、八二一、八八四
第六項公借金	二、〇〇〇、〇〇〇		
第七款四方支部費	一一四、七三〇		
第一項製造品定価割	八七、七四〇		
第二項營業免許方數割	二一、九九〇		

〔葉業新報〕大正五年四月八日

大正六年四月 売薬業者の富山商業会議所議

員

○富山商業会議所議員

今回の総選挙に当選したる富山商業会議所議員の氏名又は
名称及び住所職業は左の如し但し括弧内の数字は年齢なり

△一級選出

富山市総曲輪百九十六番地

売薬業

富山薬劑株式会社

富山市一番町二十二番地

銀行業

株式会社富山銀行

富山市袋町五番地

売薬業

金岡清彦(三四)

富山市中町二十五番地

銀行業

株式会社第四十七銀行

富山市二番町二十二番地

小問物商

永井平助(四二)

富山市愛宕町二十八番地

株式会社富山県
農工銀行支配人

大間知 圓兵衛(三四)

富山市梅澤町二百十番地

売薬業

株式会社廣貫堂

富山市蛸町三十七番地

富山電気株式会社
支配人

密田 兵藏(四六)

富山市荒町二十五番地

売薬業

株式会社師天堂

富山市袋町十九番地

銀行業

株式会社十二銀行

△二級選出

富山市越前町二十二番地

貸金業

長谷川 儀作(三六)

富山市西堤町二十九番地

太物古着商

吉崎 正太郎(四一)

富山市荒町五番地

写真業

中林 喜三郎(五二)

富山市向川原町六番地

鼻緒商

矢郷 小平(四三)

富山市総曲輪三百八十七番地

銃器火薬商

松田 順太郎 (五五)

富山市神通町六百六十一番地

肥料商

小川 亀次郎 (六六)

富山市立町六番地

漬物商

近藤 嘉久吉 (四三)

富山市山王町二十五番地

米穀商

江本 力作 (六三)

富山市太田口町九十三番地

陶磁器商

吉田 外次郎 (五一)

富山市北新町五番地

雜貨商

長越 仙太郎 (四二)

△三級選出

富山市中町四番地

紙商印刷業

若林 元四郎 (四〇)

富山市木町六十五番地

砂糖麥粉油商

須田 藤次郎 (四二)

富山市材木町五番地

薬種商

高桑 直助 (四四)

富山市向川原町二十番地

砂糖石油商

並木 文右衛門 (五二)

富山市中町十四番地

硝子製造販売商

村山 直太郎 (五二)

富山市舟橋今町三十四番地

醬油醸造業

吉川 傳四郎 (五一)

富山市鍛冶町八番地

材木商

金山 善次郎 (三七)

富山市若木町一番地

米穀商

永森 竹次郎 (六一)

富山市千石町百二十一番地

醬油醸造業

渋谷 佐一郎 (四七)

富山市一番町三十二番地

麻苧商貸金業

大場 彦三郎 (五二)

尚ほ右の内法人議員代表者の氏名、住所、職業、年齢左の

如し

富山市星井町百八十二番地

株式会社十二銀行
取締役 田邊 賞一 (三九)

富山市荒町六番地

第二条 行商人へ行商中非常ノ災害ニ遭遇シ或ハ疾病等ノ

株式会社第四十七銀行
取締役 金井 久兵衛 (五五)

富山市愛宕町一番地

場合ハ其地方派出ノ行商人互ニ之ヲ援助スル義務アルモノトス

株式会社富山銀行
取締役 山田 善蔵 (六〇)

富山市清水町百一番地

第三条 行商人ハ品行方正ヲ旨トシ業務ニ精励スルモノトス

株式会社廣貨堂
取締役 吉本 藤兵衛 (六〇)

富山市南田町六十八番地

第四条 行商人ハ常ニ法令及本組合ノ定款並ニ本細目ヲ遵守シ違背ノ行為ヲナサズルモノトス

株式会社師天堂
取締役 吉木 理八郎 (四七)

富山市総曲輪百九十五番地

第五条 行商人ハ雇主(營業者及請売人又ハ懸場帳主)ノ信用上ニ関シ又ハ行商人相互ノ体面ヲ汚損スルノ行為ヲナサズルモノトス

富山薬剤株式会社
取締役 安達 敬直 (三六)

(「富山商業月報」大正六年四月十五日)

第六条 行商人ハ最寄会ノ決議ヲ嚴守ス可キモノトス

第七条 行商人ニ対シ雇主ヨリ本細目ニ違背スルノ指示ヲ

ナシタルトキハ当該行商人ハ直チニ其事情ヲ本組合ヘ申告シ何分ノ指揮ヲ受クベキモノトス

七六 大正七年十一月 売薬行商人取締細則

第一条 定款第二十六条ノ行商人ハ互ニ親睦ヲ旨トシ徳義

第八条 同一地方へ派出スル行商人ニシテ本細目ニ違背ス

ヲ重シ業務上ノ円滑ヲ計リ斯業ノ発達ニ資シ相互ノ

利益ヲ保全スルニ努ムヘキモノトス

ルモノアルトキハ其事実ヲ知リタル他ノ行商人ハ直チニ其顛末ヲ本組合ニ申告スベキモノトス

第九条 第六条及第七条ニ抵触ノ雇主又ハ行商人ニ対シテ

ハ定款第二十九条ニ依ルノ外同第三百三十条ヲ適用ス

第十条 前条ノ雇主又ハ行商人ニシテ組合員ニアラザルト

キハ定款第三百三十条ノ処分ハ其販売スル完業ノ重ナル營業者タル組合員ニ対シ之レヲ為ス

第十一条 本細目ノ違背ニ依リ定款第二十九条ノ処分ヲ為

スニ当リ組合員ニシテ懸場帳主若クハ行商人ヲ兼ヌルモノニ付テハ定款第三百三十一条ヲ準用ス

〔大正七年十一月十三日決議〕

(内藤記念くすり博物館蔵)

七九 大正十年五月 県売薬同業組合に対する県補

助金交付

補助金下付申請

本県売薬ハ大正六年ヨリ長足ノ進歩ヲ致シ大正九年中ハ千参百貳拾万参千七百七拾参円ノ産額ヲ算シ大正六年ニ比シ其ノ産額殆ト倍加セリ当組合ハ此機ヲ逸セス倍々發展向上ヲ企図シ原料ノ精選、製剤ノ改良方ニ重キヲ置キ組合員ノ

指導誘掖ニ一層努力セン為メ本年度ハ新事業トシテ検査員

ノ増設売薬状況視察等ノ経費ヲ計上シ既ニ代議員会ノ決議

ヲ経候モ当組合ニ於テ徴取スル経費ノミニテハ実行不可能ト認メ予テ補助金御下付ノ請願ヲナシタル次第ニ有之候条

何卒御洞察アリテ事業費トシテ金貳千円ノ補助御下付相成

度別冊予算書添付此段及申請候也

而して五月二十六日富山県指令座六一七号を以て東園知事

より左の命令ありたりき

命令書

一 補助金ハ検査員ノ俸給、旅費等ノ経費其ノ他ノ事業

費ニ充ツヘシ

二 補助金ハ左ノ四回ニ分チ、請求ニ依リ之ヲ下付ス

金五百円 大正十年五月

金五百円 大正十年八月

金五百円 大正十年十一月

金五百円 大正十一年二月

三 事業成績及経費決算ハ年度後報告スヘシ

四 其ノ組合事務長ノ任免ハ当庁ノ承認ヲ受クヘシ

事務長ニシテ不適任ト認ムルトキハ之カ更任ヲ命ス
ルコトアルヘシ

五 第一項第三項及第四項ニ違背シ又ハ事業ノ成績不良
ト認メタルトキハ補助ヲ取消シ又停止シ若クハ既ニ下
付シタル金額ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命スルコトアル
ヘシ

六 本命令ヲ応諾シタルトキハ請書ヲ差出スヘシ
依りて六月三日富山県知事宛左記請書を提出せり

大正十年五月二十六日付富山県指令産六一七号ヲ以テ御
命令相成候左記事項ハ堅ク遵守可致候条此段御請仕候也

(富山県売薬同業組合沿革史)

七九〇 大正十三年三月 富山売薬行商會発足

富山売薬行商會組織

発会式の挙行

富山県の重要物産たる売薬は漸次他府県の製薬に圧倒され
てゐるので茲に富山市内の売薬行商人の重なるものが奮起

して富山売薬行商會なるものを組織し去る五日華見橋畔八
濱楼で発会式を挙げた、先づ中塩憲之助氏が開会の辞を述
べ座長に井上清三氏を推薦して議事に移り会則制定に關し
協議し三名の起草委員を設けて休憩此間に起草委員は会則
を起草して再開、座長は其会則を議題に供し満場異議なく
原案を可決し次で役員の選挙に入り座長から会長副会長は
当分設けず幹事制を以て会務を遂行することを諮り是亦異
議ないので座長は幹事には発起人二十四名を推薦し顧問に
は廣田竹次郎、東福佐平、寺田文次郎、堀彦次郎の四氏を
推薦し次に左の宣言及び綱領を可決した

宣言

本県売薬の其の特有を誇りしは過去の歴史に属し久しき
伝統的因襲に惰眠を貪りつゝある間に時代の進運は他府
県売薬が新興に漲溢の気分を示し非常なる勢を以て抬頭
し来り今や其の産額遙かに我れを凌駕し又は墨を塵せむ
とするもの頗る多し而して一面製剤の統一は漸く実行の
緒に就きつゝありと雖も品質の向上及び印紙税の撤廃且
又医業分業に対する将来の覚悟等幾多の問題横はりて業

界の前途は多事多端なり之等四囲の情勢に遅れず本県売薬の面目を維持する上に於ては本県売薬が店頭に抛らず配置に抛るものなるを以て直接衝に当る吾等行商者の責任は最も重且つ大なり此の故に吾等は茲に行商会を組織し各自の品性向上に努め智識の進歩を図るは素より同時に労資の協調をして円滑ならしめ以て業界の進歩発展を期せむとす

綱領

- 一 本会は売薬行商者の品性向上を図り労資の協調を円滑ならしめ斯業の進歩発展を期す
- 一 本会は斯業将来の爲め必要なる智識を授くる簡易なる徒弟学校の創設を期す

一 本会は売薬行商者自体の利権擁護の爲め将来行商組合の設立を期す

次で米賀富山県売薬同業組合長代理押田同組合事務長、廣田竹次郎、同業組合富山支部長安達敬直、東福佐平、寺田文次郎氏の祝辞演説、平井健三氏の閉会辞ありて祝宴を張り散会したが同会の区域は県下を一円とし宣言の趣旨を貫

徹せむとするもので現在の会員加入者は六百余名あるも今後県下の行商人二万人余りを網羅する意気込みで来る六月大会を開く予定であると

〔富山商業月報〕大正十三年三月十五日

七九 大正十三年六月 薬友会発足

本県の重要物産として年産額実に貳千万円に上る、之等薬業の従事者の間に一の団体無き爲め従来他の少数業者の願使に任せ常に利権を奪はれつゝあつたことに憤慨し業界の先覚者である館村五三郎氏や廣田竹太郎氏等主唱で多数新人の共鳴するところとなつて薬友会組織の議起るや大早の雲霓を得たる勢ひで成立し、前号所報の如く去月十日華見橋畔八清楼で盛大な発会式が挙行された、会衆百余名で午後三時開会司会者として廣田竹太郎氏先づ起つて

本会組織の理由は従来我々多数の業者が本県中唯一の大産業薬業に従事しながら、業者の利権を主張し得ず、徒らに他の願使に扞従して鋭意保守的態度にあるは独り業

権上の損失に止まらず惹ひて業界の進展を阻止するものであつて、内に之れを見るも猶斯くの如き損失があり更に眼界を大にせは今や邦家は外交に内治に経済に一大恐怖時代にありて前途多事多端である、我々国民の將に奮起すへき秋に遭遇しつゝあるのである即ち国家富強の基礎は産業立国と国民の衛生保健に俟たなければならぬ、之れに対し我々の業務は二つ乍らに完全に應じ得る要素を備へて居るのである、即ち業者は一致団結して最新の智識を注入し協力以つて利権を擁護し併せて国力の充實國威の伸張に努めなければならぬ、本会は此時代の要求に因つて生れたのに外ならないのである

と述べ急遽の如き喝采裡に宣言、綱領（前号記載）を可決し次いで会則を付議し左の通り決定

薬友会 仮規則

第一条 本会は薬業並に政事に関する諸般の事項を研究し其の改良発達を促し吾等民衆の福利増進を企図するを以て目的とす

第二条 本会は薬友会と称し事務所を富山市南田町七十七

番地に置く

第三条 本会は其の目的を達する為必要な事業は會員の決議に依り適当に之を行ふ

第四条 本会は各般の問題に関し又は会の態度を決定する必要生じたる場合等は成る可く総会の決議を以て之れを決す、但し緊急止むを得ざる場合に限り役員会に於て決定することあるべし

第五条 本会は随時総会を開く、総会は役員会の決議を以て招集す

第六条 本会の事務及会計の報告は春季の総会に於て之れを行ふ

第七条 本会に左の役員を置く

会長 一名

総務 若干名

幹事 若干名

評議員 若干名

幹事中より常任幹事若干名を推選す

第八条 会長は会務を処理す

総務は一般会務の相談に応じ会長を補佐す

幹事及評議員は重要会務を評決す

常任幹事は会務を掌理す

第九条 役員は総会に於て之れを選挙し其任期は二年とす但し重任を妨げず

第十条 本会の役員は総て指名又は公選とす

第十一条 本会の経費は会費及寄付金を以て之れに充つ

付 則

第一条 本会に入会せむとする者は金貳円の入会金を添へ申込むべし

第二条 本会員にして脱会若は除名を受けたるもの又は如何なる事由あるも入会金を還付せず

第三条 本会員にして本会の秩序を紊し又は体面を汚すものあるときは役員会の決議に依り除名す

第四条 其他本会に必要な事項は総会の決議に拠り之れを決す

次ぎに会長以下役員の選挙に移り、満場一致で左の通り推

薦

会長 木谷 傳次郎

総務 館村 五三郎

同 廣田 竹太郎

会計 高野 健太郎

幹事 谷口 理三郎 久保 彌一郎

碓井 豊春 室田 泰一郎

布上 亀次郎 押田 勇次郎

井上清三郎(以上常任)

大谷 善知 柴 政太郎

北森 庄次郎 杉森 三松

清水 忠久 福島 彌四郎

藤田 庄三郎 江川 梅作

加村 庄三 奥野 久七

福田 勝治 野上 松太郎

中塩 憲之助 弘田 芳太郎

片桐 良明 田村 正直

寺田 文次郎 浅野 常次郎

〔北陸薬報〕大正十三年七月五日

七三 大正十四年二月 輸入課税贅沢品中より麝香

等売薬原料撤廃運動

贅沢品中売薬原料撤廃運動

曩に贅沢品等の輸入税に関する法律が議會を通過し、將さに政府より公布せられんとするや、贅沢品目中に挙げられた天然麝香を始めとし、売薬原料に属するものを削除されたいと、富山県売薬同業組合よりも請願し、富山商業會議所よりも建議して其の主旨の徹底に力むる所あつたことは、當時所報の通りであつて、爾米売薬界の一問題として其の希望を達成せん為め不断に努力しつゝあるのである。

蓋し該法の制定が贅沢品の輸入を防遏し、国民の奢侈心を抑制して以て貿易の逆調を緩和するの主旨にあつたことは、其の當時に於ける提案の説明に拠つて明かな所である、然るに該品中には全然贅沢品でない売薬原料、殊に藥品以外には一切使用せない天然麝香までが包含せられて居るのは、全く調査を誤まつたもので、之れが為めに雷定に当業者に苦痛を与うるのみでなく、延て需用者にも影響を及ぼす

ことの尤なるは類推するに難くない。

抑も天然麝香が藥品以外に使用せられぬことは前述の通りで、而かも其の用途は病者が九死一生の場合に起死回生の靈藥として投ぜらるゝもので、決して他の奢侈品と同一視すべきものでない、殊に法律改正の結果、一斤八百円内外の原価が一躍千五百円程度に暴騰した為め、一箇年四百斤を消費する県下の売薬界では三十万円に近い損害を招くこととなる、斯の如きは實に法律改正の主旨に副はないのみか、特有物産の發展を妨ぐるものと謂はねばならぬ。

此の故に売薬界の当業者は贅沢品税より売薬原料を撤廃せんことを熱望して已まず、頃者売薬組合より運動員を出し、商業會議所よりも代表者を派して共に上京陳情せしめ、略ぼ政府当局の諒解を得た模様だと云ふことである、政府にして幸ひに其の陳情を諒としたなら、速かに之が撤廃を提案せんことを望むと同時に、議會に於ても直ちに協賛せんことを望むのである。而して之が關係者は更に不断の努力を続けて目的の貫徹を図らねばならない。

〔富山商業月報〕大正十四年二月十五日

七五三 大正十四年五月 高山開催の第五回全国売薬業団体連合大会、売薬税廃止決議

売薬税廃止に関する件 決議

- 一 売薬印紙税廃止運動は此好機を逸せず速に進行すること

第五回大会の決議を以て税務調査会其他主局、貴衆両院に請願すること

- 一 運動方法は全国各代表委員会の決議を以て之を定む
- 一 運動費は金拾万円と定め売薬印紙使用高百分の一以上を各団体より徴収すること

- 一 徴収金は連合団体の本部に於て確実なる銀行に預金し各団体代表委員と協議の上随意支出すること
- 一 醸出金は大正十四年六月より実行のこと

△第六号議案 営業税廃止促進に関する件 決議

- 一 実業連合会と相互に気脈を通じ協力して実現方努力すること

〔富山県売薬同業組合沿革史〕

七五四 大正十四年十二月 県売薬同業組合、定款一部改正

大正十四年十二月十九日一部改正認可（◎改正条項）

富山県売薬同業組合定款

第一章 総 則

第一条 本組合ハ富山県売薬同業組合ト称シ売薬營業者ヲ以テ組織ス

第二条 本組合ノ地区ヲ富山県一円トシ本部事務所ヲ富山市ニ設置ス

◎第三条 本組合ニ支部ヲ置ク其ノ名称、事務所ノ位置及所轄区域左ノ如シ

名 称	事務所位置	所 轄 区 域
滑川支部	中新川郡 滑川町	下新川郡一門、中新川郡ノ内、滑川町、濱加積村、早月加積村、東加積村、北加積村、西加積村、中加積村、下條村ノ内、鏡田、上砂子坂、下砂子坂、東五郎丸、堅田、

名称	事務所位置	所轄区域
水橋支部	中新川郡 東水橋町	中新川郡ノ内、東水橋町、西水橋町、西三郷村、上條村、東三郷村 下條村ノ内、伊勢屋、石政、柳寺、下條開発、狐塚、櫻木新、上櫻木、下櫻木、戀塚、水橋館、水橋中、市江
上市支部	中新川郡 上市町	中新川郡ノ内、上市町、音杉村、相ノ木村、宮川村、南加積村、白萩村、山加積村、弓庄村、大岩村、柿澤村、東谷村、上段村、立山村、釜ヶ淵村、大森村、下段村、高野村、五百石町、寺田村、舟橋村
岩瀬支部	上新川郡 東岩瀬町	上新川郡ノ内、東岩瀬町、濱黒崎村、大広田村 富山市一円、上新川郡ノ内、新庄町、針原村、奥田村、豊田村、烏村、堀川村、山室村、太田村、月岡村、大庄村、磯川村、大久保町、熊野村、下夕村、大澤野村、船舛村、福
高岡支部	高岡市	高岡市一円、射水郡ノ内、佐野村、伏木町、二上村、守山村、二塚村、野村、横田村、西條村、能町村、氷見郡一円
富山支部	富山 市	澤村、新保村、大山村、婦負郡ノ内、櫻谷村、百塚村、草島村、長岡村、寒江村、西貝羽村、朝日村、鶴坂村、神明村、遠星村、熊野村、宮川村、杉原村、千早村、宮川村、古里村、池多村、古澤村、音川村、大長谷村、山田村、仁歩村、室牧村、野積村、八尾町、黒瀬谷村、卯花村、細入村
四方支部	婦負郡 四方町	婦負郡ノ内四方町、倉垣村、八幡村
小杉支部	射水郡 小杉町	射水郡ノ内、老田村、橋下條村、黒川村、大江村、下村、七美村、本江村、海老江村、堀岡村、片口村、作道村、小杉町、水戸田村、金山村、櫛田村、淺井村、二口村、大島村、塚原村、新湊町、牧野村、大門町

第四条 本組合ハ組合員協同一致シテ、営業上ノ弊害ヲ

矯正シ其利益ヲ増進スルヲ目的トス

第五条 本組合ニ於テ執行スル業務左ノ如シ

- 一 製造薬ノ検査及ヒ改良ノ指導ヲ為スコト
- 二 他府県ノ売薬同業組合ト気脈ヲ通シ連合会ヲ組織スルコト
- 三 業務上ノ利益得失ニ関スル事項ヲ調査スルコト
- 四 業務上ニ関シ官庁公署又ハ法律ヲ以テ組織シタル、議會ニ請願若クハ建議ヲ為シ又ハ諮問アリタルトキハ之レカ答申ヲ為スコト

◎五 専門家ヲ招聘シ、売薬ノ改良ヲ図リ、又ハ機械、器具ヲ購入シ、若ハ借入レテ組合員ニ貸与シ、或ハ自ラ試用シテ、組合員ヲ指導シ、製薬ノ能率ヲ増進セシムルコト

六 内外有名ノ売薬ヲ購求シ参考品トシテ、陳列スルコト

- 七 内地及ヒ海外へ業務視察員ヲ派遣スルコト
- 八 海外ニ売薬ノ輸出ヲ奨励シ、販路ノ拡張ヲ図ルコト

◎九 団体標章ノ登標ヲ受ケ、組合員ノ販売スル商品ヲ保証スルコト

一〇 懸場帳簿ノ信用ヲ保全スル為メ取締^(マム)役及保護スルコト

◎一一 組合員ノ使役スル行商人ノ品位、向上ヲ図リ且ツ、智識増進ニ必要ナル取締及保証ヲナン尚行商最寄会ヲ組織セシメ指導監督スルコト

一二 製造薬ノ濫売ヲ矯正スルコト

一三 得意家ニ関スル登記ヲ為スコト

一四 業務上ニ関シ紛議ヲ生シタルトキハ之レカ仲裁判断若ハ調停ヲ為スコト

一五 業務上ノ統計ヲ整備シ組合員及其他ノ参考ニ供スルコト

一六 篤志者及功勞者ヲ表彰スルコト

一七 営業上不正ノ行為者ヲ処分スルコト

一八 其他必要ノ事項

第六条 本組合員ノ証標左ノ如シ

表

製寸
木五
横

第 号
宮山県売薬同業組合員証
宮山県売薬同業組合

縦一尺五寸

裏

作 所
売薬営業人 何 某
年 月 日

右ハ組合員ノ製造場毎ニ掲クルモノトス

分 富 山 県 売
紙 六 薬 同 業 組
方 合 員 之 証

右ハ組合員ノ製造薬ヲ配置スル預袋ニ貼用スルモノ

第七条 本組合ノ執務時間ハ祝祭日及日曜ヲ除ク外左ノ

通り定ム

自四月一日 自午前八時
至八月卅一日 至午後四時

自九月一日 自午前九時
至翌年三月卅一日 至午後四時

第八条 本組合員全般ニ対スル通知ハ法令又ハ定款ニ特
別ノ規定アルモノム外ハ時宜ニヨリ富山県内ニ於テ発
行スル日刊新聞紙ノ公告ヲ以テ之ヲ為スコトアルヘシ

第二章 組 合 員

第九条 本組合員ノ地区内ニ於テ、売薬営業ヲ為スモノ
ハ、住所、氏名、営業開始ノ年月日及方名ヲ所轄支部
ヲ經テ本部ニ届出テ、組合員ノ証標ヲ受ケ店頭見易キ
場所ニ掲クヘシ組合員其ノ証標ヲ紛失毀損シ又ハ改名
転居シタルトキハ再下付又ハ書換ヲ請フヘシ

第十条 新ニ証標ヲ受ケ又ハ再下付ヲ受ケタルトキハ実
費ヲ納付スヘシ

第十一条 組合員ハ左ノ事由アルニ非サレハ本組合ヲ脱
退スルコトヲ得ス

一 死 亡

二 營業ヲ他人ニ讓渡シ又ハ廢止シタルトキ

前項ノ事由生シ本組合ヲ脱退セントスル者ハ証標ヲ

添へ所轄支部ヲ經テ本部ニ届出ツヘシ脱退者ハ本組

合ノ財産ニ對シ一切ノ權利ヲ失フモノトス

第十二条 組合員ハ定款ノ規定ニ從ヒ、代議員ノ選舉權、

被選舉權及役員ノ被選舉權ヲ有ス

第十三条 組合員ハ組合ノ業務ニ關シ執務時間内ニ限り

帳簿書類ノ閱覽ヲ請求スルコトヲ得

◎第十三条ノ二 組合員ノ製造スル売薬ニ組合専用ノ標章

ヲ使用セントスルトキハ組長ノ承認ヲ受クヘシ

第十四条 組合員ハ組合業務又ハ組合ノ利害ニ關シ組長

ニ意見ヲ陳述スルコトヲ得

◎第十五条 組合員ハ免許以外ノ売薬ヲ製造シテ販売スル

コトヲ得ス

第十六条 組合員ハ本組合ノ指揮命令及議決ノ執行並ニ

役員及検査員ノ臨檢ヲ拒ムコトヲ得ス

第十七条 組合員ハ定款ノ規定ニ從ヒ賦課金ノ負担及手

数料納付ノ義務アルモノトス

第十八条 組合員ハ組合員ノ營業ヲ妨害シ又ハ信用ヲ毀

傷スル等ノ行為ヲ為スヘカラス

第十九条 組合員カ諸官庁ヘ營業ニ關スル願書又ハ届書

ヲ差出ス場合ハ其都度所轄支部ヲ經由スヘシ

第二十条 組合員カ法人ナルトキハ業務ヲ執行スル社員、

又ハ取締役、理事中ヨリ代表者一名ヲ選定シ、其ノ住

所、氏名、生年月日及法人ニ於ケル地位ヲ記載シテ、

之ヲ本部及其所轄支部ニ届出ヘシ

前項ノ事項ニ變更ヲ生シタルトキ亦同シ

第二十一条 組合員ハ地区内ニ於テ、支店又ハ支調製所ヲ

設ケタルトキハ、所轄支部ヲ經テ本部ニ届出ツヘシ、

其ノ位置ヲ變更シタルトキ亦同シ

第二十二条 組合員ハ毎年一月廿日限り、前年中ニ属スル

左ノ事項ヲ所轄支部ニ届出ツヘシ

一 付屬懸場帳簿主ノ数並ニ住所氏名

二 使役スル行商人ノ数並ニ住所氏名

三 自己ノ製造薬ヲ請売スル者ニシテ行商人ヲ使役ス

ルモノアルトキハ其請売人及行商人ノ数並ニ住所氏

名

- 四 営業ニ使用スル職工ノ員數
- 五 製造薬ノ個數並ニ定價格
- 六 売得金高

第廿三条 組合員ハ得意家ニ付左ノ事項ノ登記ヲ猶予ナク、所轄支部ニ請求スヘシ、但シ本条ニ於テ、得意家ノ所有權ト称スルハ、華客ニ配置シタル薬品ノ所有權、及華客ニ於テ、其薬品ヲ消費シタル場合ノ代金請求權ヲ謂フ

- 一 従来所有スル得意家ノ所有權ノ保存及得意家ヲ設タル場合ハ其得意家ノ所有權ノ保存
- 二 第一号ノ事項ニ変更ヲ生シタルトキハ其変更ノ事項
- 三 得意家ニ対スル權利ノ質入及其ノ抹消
- 四 得意家ノ売讓及相続ニ因ル所有權ノ移轉
- 五 得意家ニ関シ行商人ト利潤請負契約ヲ為シタル場合ハ其ノ契約ノ条項

◎第廿四条 組合員、行商人ヲ使役セントスルトキハ、他

ノ組合員ニ於テ、現ニ使役中ノ者ハ、其ノ承諾書ヲ又他ノ組合員ニ於テ、使役セラレタルコトアル者ハ解僱ヲ証スル書面ヲ行商届書ニ添付シテ所轄支部へ届出ツヘシ

第廿五条 組合員ノ使役スル行商人ニシテ、本組合員外ノ売薬營業人ノ行商ヲ兼營セントスル者アルトキハ直ニ所轄支部ニ届出ツヘシ

第廿六条 組合員ハ左ノ各号ニ該当スルモノニ対シ、本組合ノ定款及定款執行細則中請売人懸場帳主及行商人ニ関スル規定ヲ遵守セシムル義務アルモノトス

- 一 組合員ノ製造薬ヲ請売ナス請売人ニシテ、行商人ヲ使役スルモノハ其請売人
- 二 組合員又ハ前号請売者ニ附属スル懸場帳主
- 三 組合員又ハ本条第一号、請売人ノ使役スル行商人

第廿七条 組合員ハ第二十六条第一号ノ請売人アルトキハ其請売人ヲシテ本定款第十九条及第廿二条、第一号、第二号、第六号ノ届出ヲ其組合員ノ所轄支部ニ為サシメ、並ニ第廿三条ノ登記ヲ其ノ組合員ノ所轄支部ニ請

求セシメ、且ツ第廿四条、第廿五条、第廿九条中懸場帳主及行商人ニ関スル規定ヲ遵守セシムル義務アルモノトス

第廿八条 組合員ハ第廿六条第二号ノ懸場帳主アルトキハ、其懸場帳主ヲシテ第二十三条ノ登記ヲ組合員ノ所轄支部ニ請求セシムル義務アルモノトス

第二十九条 第二十六条ノ各項ニ該当スルモノニシテ、本組合ノ定款、又ハ定款ノ執行細則中請売人懸場帳主、又ハ行商人ニ関スル規定ニ違背シタルコト五回以上又ハ營業ニ関シ、信用ヲ害スル罪ヲ犯シ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者アルトキハ、組長ハ本部評議員会ノ決議ヲ経テ、其ノ旨各組合員ニ通知スルモノトス此通知ヲ受ケタルトキハ、組合員ハ其第廿六条第一号ノモノナルトキハ請売約定ヲ解除シ、且ツ請売約定ヲナサムルモノトス

其ノ第廿六条第二号ノモノナルトキハ、其ノ付屬ヲ解除シ、且ツ新ニ付屬セシメサルモノトス、其ノ第廿六条第三号ノモノナルトキハ其使役ヲ解除シ、且ツ新ニ

使役セサルモノトス、但シ本条ノ処分ヲ受ケタルモノニシテ、悔悟ノ実顯著ナル者アルトキハ組長ハ支部長ノ意見ヲ聞キ、本部評議會ノ決議ヲ経テ之ヲ取消スコトアルヘシ、此場合ニ於テハ、本部ハ各組合員ニ其ノ旨ヲ通知スルモノトス

第三十条 組合員ハ相互ニ警戒シ、若シ本組合ノ定款又ハ規定ニ違背シタルモノアルコトヲ知リタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ本部ニ申告スヘシ（後略）

（内藤記念くすり博物館蔵）

七五 昭和元年四月 県売薬同業組合、売薬最寄会
設置規程決定

最寄会設置規程 富山県売薬同業組合

第一条 地区ヲ定メ其地区内ヲ行商スル本組合員及其付屬懸場帳主並行商人間ニ於テ本規程ニ依リ行商最寄会ヲ設置スベシ

第二条 最寄会ハ組合ノ指導ヲ受ケ協同シテ營業上ノ弊害

ヲ矯正シ其利益ヲ増進スルヲ以テ目的トス

第三条 最寄会ヲ設置セントスルトキハ五名以上ノ関係者

發起人トナリ会員トナルベキモノノ四分ノ一以上ノ

同意ヲ得テ会則ヲ議定シ本組合ノ承認ヲ受クヘシ

第四条 最寄会ノ会則ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 業務

二 名称

三 事務所ノ所在地

四 会員ノ加入及脱退ニ関スル事項

五 会員ノ権利義務ニ関スル事項

六 役員ノ定数、権限及任免ニ関スル事項

七 業務ノ執行ニ関スル事項

八 会議ニ関スル事項

九 会計ニ関スル事項

十 善行者又ハ違約者ニ関スル賞罰事項

第五条 会則ヲ変更シタルトキハ其都度組合ノ承認ヲ受ク

ベシ

第六条 最寄会ニハ左ノ役員ヲ置クベシ

一 会長 一名

一 副会長 若干名

一 評議員 若干名

前項役員ノ外会則ノ定ムル所ニ依リ他ノ役員ヲ置ク

コトヲ得

第七条 役員ハ会員中ヨリ選挙シ組合ヘ届出ツヘシ変更シ

タルトキ亦同シ

第八条 最寄会ハ其業務ニ関シ組合ニ建議シ又ハ其諮問並

ニ質問ニ対シ応答スベキモノトス

第九条 最寄会ハ組合ニ対シ業務ニ関スル報告ヲナスベシ

第十条 最寄会ヲ解散セントスルトキハ会員四分ノ三以上

ノ同意ニヨリ組合ノ承認ヲ要ス

付則

第十一条 本規程ハ大正七年十一月二十日ヨリ施行ス

第十二条 既設行商最寄会ハ本規定ニ依リ第三条ニ準シ其

設立ノ承認ヲ受クベシ

第十三条 既設行商最寄会則ニシテ本規程第四条ニ準拠セ

サルモノアルトキハ第五条ニ依リ相当変更ヲナス第

十二条ノ設立承認書面ニ添付提出スベシ

一 最寄会設置規程第一条ノ地区左ノ通相定ム

但シ組長ニ於テ必要ト認メタル場合ハ之レヲ變更スルコ

トアルベシ

最寄会設置地区

名称	地区		
京都組	山城一円	越中組	越前一円
摂河泉組	河内・和泉・摂津・淡路一円	越後組	越後・佐渡一円
大和組	大和一円	雲伯組	因幡・伯耆・出雲・隠岐一円
伊勢組	伊賀・伊勢・志摩一円	石州組	石見一円
尾三組	尾張・三河一円	播磨組	播磨・美作一円
遠州組	遠江一円	三備組	備前・備中・備後一円
駿豆組	駿河・伊豆一円	芸州組	安芸一円
武相組	相模・武蔵一円	防長組	周防・長門一円
房総組	安房・上総・下総一円	紀州組	紀州一円
常野組	常陸・下野一円	阿波組	阿波一円
甲州組	甲斐一円	讃岐組	讃岐一円
江州組	近江一円	伊予組	伊予一円
		美濃組	美濃一円
		飛騨組	飛騨一円
		信州組	信州一円
		上毛組	上野一円
		伊達組	磐城・岩代一円
		仙台組	陸前一円

VII 団体・仲間

土佐組	土佐一円
筑紫組	筑前・筑後・杵岐・対馬一円
豊前組	豊前一円
豊後組	豊後一円
肥前組	肥前一円
肥後組	肥後一円
日向組	日向一円
薩摩組	大隅・薩摩一円
海南組	琉球・台湾一円
南洋組	南洋諸島一円
南清組	南清一円
北清組	北清一円
南部組	陸中一円
津軽組	陸奥一円
出羽組	羽前一円
秋田組	羽後一円
北海道組	渡島・後志・石狩・天潮・北見・胆振・日高・十勝・根室・釧路・千島・樺太一円

三丹組	若狭・丹波・丹後・但馬一円
越前組	越前一円
加賀組	加賀一円
能州組	能登一円
満洲組	満洲一円

(内藤記念くすり博物館蔵)

五九六 昭和二年一月 売薬法人協会、県売薬同業組

合経費の帳主・行商人負担提唱

富山県売薬同業組合の経費は売薬営業者のみ負担してゐたがこれを改正し、懸場帳主及行商人も負担すべきものと云ふ建議を売薬法人協会より提出したが、これに関し組合は評議員会に付議するに至つた、その理由とする処は他人名義の懸場帳に依り自己が資金を投じて売薬を仕入れて行商してゐるもので営業者とは何等異ならず随つて組合の事業に直接交渉を有し行商上は勿論凡ての方面に於て得る処あり、こうした次第より組合経費の負担は当然であると云ふ

にあるがこの問題は今に始まつた件でなく従来法人側により提唱してゐた事であつた、而して経費を賦課徴収する事には組合に於ても異論ないがサテ実施するとせば種々差障りが出来、実施困難として来てゐたものである、然し行商を本体とする本県の売業の性質よりせば行商人と云はず帳主と云はず組合員となり組合経費の負担に應ずべきである、何れ本問題は実施するに至るであらうが、其場合は資格制限の必要もあるやうだから実施するとしても相当研究し審議を重ねて規則を改正し万遺憾なきを期すべきであると伝えて居る

〔宮山口報〕昭和二年一月二十日

七七七 昭和二年十月 売業業者の鉄道運賃建議

売業界の二問建議

塗箸の運賃と売業運賃等級

富山商工会議所では九月十九日の議員総会に於て予て地方の売業業者が苦痛を訴へつゝある鉄道貨物特別小口扱の運

賃割増品漆器中箸の削除方に関し鉄道大臣へ建議することに決議したので翌二十日出水会頭から之を提出し、又た本月八日の定期役員会に於て売業同業組合より援助方依頼の売業の鉄道運賃等級引下に関しても同様鉄道大臣へ建議するに決し十日同しく出水会頭から小川鉄相宛之を提出したが右二問題とも建議書の提出と同時に名古屋鉄道局長及び金沢運輸事務所長へ目的の貫徹に配慮方を依頼する所あつた

特別小口扱運賃割増品漆器中箸の削除に関する建議
鉄道貨物特別小口扱の割増品漆器は普通運賃の五割増にして塗箸亦之を漆器として取扱ひ一般漆器同様五割増を課せらるゝが富山県下の売業業者は得意先に対する進物用品として多くの箸を使用せり而して若し売業中に此の進物用品たる塗箸を混包して特別小口扱に託せんか売業は普通運賃なるに抱らず箸が漆器として取扱はれ為めに其の全部が五割の高率なる割増運賃を徴せらるゝは当業者の苦痛少からざる所なるのみならず一面之を普通小口扱に就て見るも塗箸と雖も其の他の箸と同様三級品にして二級品の売業よりも

下級にあり然るに特別小口扱に於て売薬よりも却て五割の高率を増課せらるゝことは不合理と謂はざるべからず殊に審其の物の性質よりするも之を一般漆器として取扱はるゝことは妥当ならずと信ず仍て特別小口扱増品漆器中塗等を削除せられんことを切望の至りに堪へず茲に本会議所議員総会満場一致の決議を以て證みて建議す

売薬の鉄道運賃等級引下に関する建議

不日改正せられんとする国有鉄道貨物運賃の等級及び之が賃率は産業政策並に社会政策に重きを措いて定められんとすと聞く固より当然のことたるを信ず然るに同改正案に拠れば医療薬品中日本薬局方に依るものは現行の一級より二級に引下げられんとするに拘はらず売薬を依然二級に据置かれんとするは吾人の甚だ遺憾とする所なり抑も売薬は家庭に於ける簡易治療薬として国民一般に使用せられ近來売薬に依りて疾病を治療せんとするもの益々多きを加へ今や国民の保健衛生上欠くべからざる必需品たるに至れるのみならず医薬を求むるに不便なる山間僻陬の地に在る者又は之を求むる能はざる貧困病者の以て唯一の恃みとせる治療

薬にして政府の曩に其の印紙税を廃止せられたる如き全く是に鑑みたる社会政策に外ならずして医師の使用を目的とする高貴なる医療薬品類とは大に其の趣を異にせり更に之を産業関係より観るも其の産額年を逐うて増加し我が富山県のみにも年産額三万円以上に達する重要物産たり而かも売薬は其の品質上輸送に何等危険の伴はずして格別の注意を要せず斤量亦其の大部分は包装及び容器之を占めて薬局方に依る医療薬品類とは同一視すべきものにあらざるに独り彼の等級を引下げて此を其儘据置くことは啻に權衡を失するのみならず当業者の以て甚だ苦痛とする所にして延いて斯業の進展を妨け一面貧困病者の負担を重からしむる結果を生し即ち産業政策上並に社会政策上當を得ざるものと謂はざるべからず宜しく如上の事情を諒せられ今次の改正を機に売薬の等級をも適當に引下げ以て産業政策、社会政策の趣旨に副はれんことを切望の至りに堪へず茲に本会議所の意見を具し謹みて建議す

（富山商工月報「昭和三年十月十五日」）

五九 昭和四年二月 全国配置売薬団体連合会提出

の規約

第一条 本会は全国配置売薬団体を以て組織す

第二条 本会の目的は左の事項を協定し厳守を期するものとす

一 粗製造を防止すること

二 濫売を防止すること

三 同一種類の売薬は可成的定価の統一を図ること

四 加盟団体の組合員中売薬配置先に於て不正行為あり

たることを発見したるときは其詳細を所属団体に通報すべし之を受けたる団体は直ちに会長に報告することを要す

五 会長は前項の報告を受けたるときは直ちに其の事項を加盟団体に報告すること

六 加盟団体の組合員は常に気脈を通じ互に営業上の妨害を避くること

第三条 加盟団体の会員にして前条の協定事項に反したる

ときは其所属団体に於て適當の処分を為し其の顛末を會長に通報すべし

第四条 本会は會長の所在団体に於て会務並に會計事務を處理す

第五条 本会に左の役員を置く

會長 一名 副會長 一名 理事 若干名

第六条 會長副會長は定期總會に於て選舉し理事は會長之を指名す其任期は各二年とし再選を妨けず

第七条 會長は會務を管理し副會長は會長を補佐し會長事故あるときは其の事務を代理す

理事は會長の諮問に応ずるものとす

第八条 配置売薬団体は本会に加入すべき義務あるものとす

第九条 本会は毎年定期總會を開き業務上の重要問題を審議し且つ前年度の業務成績及會計事務の報告を為すものとす

定期總會の日時場所は全国売薬団体連合大会を開催せらるゝ場所に於て開きその日時会場を定め會長之を招集す

但し臨時總會を開く必要あるときは其都度日時場所を定め会長之を招集す

(「富山県売薬同業組合沿革史」)

第十条 加盟団体より總會に提出する議案はその成文に理由を付記し開会二十日以前に会長に送付すべし

七九 昭和四年十月 薬業同志会発足

第十一条 本会の所要経費は等級を付し定期總會に於て査定委員会を設け其の負担額を定む其の負担額を受けたる団体は納付期日迄会計部へ納付すべし

但し隨時加盟団体の負担額は会長之を定む

第十二条 本規約を履行せざる団体の処分は總會の決議に因るものとする

富山市経済の根幹を司る売薬業者は新業の研鑽と一部偏見者流の集団を斥け政党政派を超越して発展を期すべく薬業同志会を組織し、発会式を十三日午後五時より八清楼に於て開催した永盛松次郎氏の開会の辭について吉本理八郎氏を座長に推し会則の議定、役員選挙を了し、田邊精三氏宣言及左記決議を朗読するや満場一致拍手で可決した

付 則

第十三条 本会の議事規則は別に之を定む

決 議

等 級	一ヶ年負担額	代表者選出議員数
一級	円	名
二級	円	名
三級	円	名
四級	円	名
五級	円	名

- 一 内容包装の改善進歩を期す
 - 一 劇毒薬配伍範圍の拡張を期す
 - 一 營業収益税の軽減を期す
 - 一 鉄道運賃等級の引下を期す
- 右決議す

次で野村文部次官外数通の祝電披露をなして発会式を終了、

続いて祝賀会に移り長澤米太郎氏の閉宴の辞、公会代表
澁谷市議の祝辞にかねて謝辞あつて宴に入り酒間会員の東
堂久範、松崎善平、澤田佐一郎の三氏交々起つて某会の如
き羊頭を掲げて狗肉を売る様な醜態を演ぜず健全なる発達
を遂げるやう激励し、藤井諭三氏の音頭で同会の万歳を三
唱して盛況裏に午後六時散会した

〔富山日報〕昭和四年十月十五日

八〇〇 昭和四年十一月 泉売菜同業組合最寄会設置

規程・準則

最寄会設置規程

第一条 最寄会は組合の指導をうけ協同して営業上の弊害
を矯正し向上進歩を計り利益増進を目的とす

第二条 最寄会の区域は別表の通り之を定む

但し組長に於て必要と認むる時は関係最寄会に諮問し変
更する事あるべし

第三条 最寄会は其の区域内を行商地とする組合員を主と

し其の所属張主又は行商人を以て組織す

第四条 最寄会の設置は其地域行商の関係者五名以上発起
し会員となるべき者の四分の一以上の同意を得て会則を
議定し組合の承認を受け成立するものとする

第五条 最寄会の会則は左の事項を制定するを要す

一 名称 二 事務所 三 区域 四 業務

五 会員の加入、脱退に関する事項

六 会員の権利義務に関する事項、

七 役員の定数権限及任免に関する事項

八 業務執行に関する事項

九 会議に関する事項

十 会計に関する事項

第六条 会則の変更は其の都度組合の承認を受くべし

第七条 各最寄会は總會を毎年一回会長招集し之を開く

第八条 最寄会は左の役員を置くべし

一 会長 一名 二 副会長 若干名 三 評議員
若干名

前項役員の外会則の定むる所により他の役員を置く事を

得

第九条 役員は会員中より選定し組合へ報告すべし

其の変更したる時亦同じ

第十条 最寄会は其の業務に関する事項は隨時之を組合へ報告するを要す

第十一条 最寄会は其の業務に関し組合に建議し又は質疑する事を得

第十二条 最寄会は組合の諮問並に質問に対し速に応答すべし

第十三条 最寄会を併合分立せんとする時は其の關係最寄總會に於て出席会員三分の二以上の同意により組合の承認を要す

第十四条 既設最寄会にして本規程に準拠の変更をなし承認を与ふるものは第四条の成立手続を要せざるものとす

最寄会準則

第一条 本会は（何々会）と称す

第二条 本会は（何地何番地）に事務所を置く

第三条 本会は富山県売薬同業組合定款規程に基き之を設置す

第四条 本会は（何地）区域を行商地とする組合員及帳主行商人を以て組織す

但し組合員及帳主並に利潤受負行商人を以て甲会員とし甲会員に属する行商人を以て乙会員とす

第五条 本会は組合定款規定を遵守し且つ組合の指導監督に依り協同一致以て信用を向上せしめ業務の発展を図り福利増進を目的とす

第六条 本会は左記各項に属する業務を執行するものとす

- 一 会員の品性向上及知識増進を図る事
- 二 売薬の粗製及濫売を防止する事
- 三 売薬の改良研究を進める事
- 四 懸場帳簿の保全を図る事
- 五 業務上の利害得失に関する調査をなし指導及監督をなす事

六 会員相互間業務上紛擾の調停に関する事

七 売薬同業組合の諮問に応答し又建議をなす事

八 本会の主旨に基き会長又は総会に於て必要と認めたる事項

第七条 新に第四条の地区域に売薬行商地となす組合員及帳主行商人は総て本会に入会すべきものとす

前項入会者は直に自己所属組合支部經由入会の届出をなすべし

第八条 前条の規程は相続売買其の他の継承者に付ても之れを準用す

第九条 本会員にして規定区域の売薬行商関係を廃止したる場合は脱退の届出をなすべし此の場合第七条の後段に抛るものとす

第十条 左に掲ぐるものは此れを脱退せしむ

一 組合法定規定により違約処分を受け脱退を命ぜられたる者

二 本会則に違反し総会の決議により除名処分をうけたる者

第十一条 脱退者には其の既納会費は之を還付せざるは勿論本会財産に關し何等の権利なきものとす

第十二条 本会員は総て会議の決議事項を遵守すべきものとす

第十三条 本会の経営は総て甲会員の負担とす

第十四条 本会員にして住居移転の場合は速に会長へ届出すべし

第十五条 本会に左の役員を置く

会長 一名 副会長 若干名 評議員 若干名

第十六条 役員は総会に於て甲会員中より之を選挙す

第十七条 役員の任期は二ケ年とす

但し再選を妨げず

第十八条 役員の就任退任は即時組合へ報告する事を要す

第十九条 会長は本会を代表し事務を統轄処理す

第二十条 副会長は会長を補佐し会長事故ある時は之を代理す

第二十一条 評議員は、会長の諮問に応じ幹事は会長の命により会務を処理するものとす

第二十二条 会員にして会則に背きたる者あるときは役員会の決議により百円以内の過怠金を徴する事あるべし

第廿三条 役員会及総会は会長之を招集す

但し会長に於て必要を認めたる時は臨時総会を開く事あるべし

第廿五条 組合に於て議定を要する案件左の如し

- 一 財産処理に関する件
- 二 予算、決議(補充)及会費賦課の件
- 三 役員選挙の件
- 四 会則の制定及改訂に関する件
- 五 会員の除名処分に関する件
- 六 前各項の外本会に関する件

第廿六条 会議の議事は出席者の多数を以て之を決す

第廿七条 総会役員会の招集は少くともその三日前に於て

目的事項及日時場所を示し之を通知すべし

前項期間会議の事項にして急を要する場合は之を適用せ
ず

第廿九条 会議に関しては組合会議事細則を準用す

第三十条 本会の事業年度は毎年 月に始まり 月に終る

第卅一条 本会の予算は毎年度本会長之を作成し通常総会

に提案するを要す

其の決算は次年度通常総会に事業報告と共に承認を求め
るものとす

第二条別表

北海道	千島、根室、日高、天塩、北見、釧路、胆振、十勝、石狩、後志、渡島	青森県	陸奥	岩手県	陸中
山形県	羽後	宮城県	陸前	福島県	岩代、磐城
新潟県	越後、佐渡	長野県	信濃	群馬県	上野
栃木県	下野	茨城県	常陸、下総	千葉県	上総、
安房	埼玉県	武蔵	東京府(武蔵)	東京市	神
奈川県	相模	山梨県	甲斐、駿河	静岡県(東京府	
小笠原列島を含む)、遠江	愛知県	三河、尾張	岐		
岐阜	美濃、飛騨	滋賀県	近江	富山県	越中
石川県	能登、加賀	福井県	越前、若狭	鳥取県	
因幡、伯耆	島根県	出雲、石見、隠岐、長門、河防			
広島県	安芸、備後	岡山県	備中、美作、但馬	兵	
広島	播磨、淡路、摂津	大阪府(摂津)	大阪市、和		
京都府	京都市、山城、丹波、丹後				

奈良県 大和 和歌山県 紀伊、志摩 三重県 伊勢
 愛媛県 伊予 香川県 讃岐 徳島県 阿波 高知
 県 土佐 福岡県 筑前、筑後、豊前 大分県 豊後
 佐賀県 肥前 長崎県 壱岐、対馬 熊本県 肥後
 宮崎県 日向 鹿児島県 大隅、薩摩 沖縄県 琉球
 朝鮮 台湾 樺太 南洋 支那 満洲 山東

〔富山県売薬同業組合沿革史〕

八〇一 昭和四年十二月 農民売薬会社発足

消費組合運動による建設的農民運動として注目されてゐた―農民売薬会社は、十日午後一時より富山市四十物町一九〇農業団体連合会本部に於て創立総会を開催した、上島仁三郎氏外二十八名出席、河原治作氏の開会の挨拶並に経過報告あり、定款を承認決定満場一致左の役員を推薦決定した

△取締役 河原治作・北山玄四三・鶴居孫之丞・佐野庄三

郎・中橋憲太郎・上島仁三郎・小室奥次郎・吉野虎松

△監査役 森瀧三・翠馬直次・黒田清藏・金森七藏・青木美郎

△顧問 宮崎喜知藏・河合長藏尚取締役の互選によりて、社長に佐野庄三郎、常務取締役に河原治作氏を推薦決定し五時に散会した

来る十五日取締役会を開催して薬種の買入れをなし、年内中に県下五千人の小作組合員に配置することとなった

〔富山日報〕昭和四年十二月十二日

八〇二 昭和五年十月 サントニン購買組合発足

県売薬同業組合のサントニン購買組合の設置に当つて、先月以來、各組合支部に於て口数を募集中のところ、反対者もあつて、目的口数たる三千五百口は容易に纏らなかつたが、今日までの各支部の出資は左の如く千二百余口になつたので、現在の儘で飯倉組合長より県に設置届け出をなした

富山三百口、水橋二百口、上市二百口、滑川三百口

岩瀬百口、四方三十口、小杉五十口、高岡二十口、
中田二十口

〔富山日報〕昭和五年十月九日

八〇三 昭和五年十月 売薬原料購買利用組合設立認可

売薬原料購買利用組合生る

飯倉富山県売薬同業組合長主唱の売薬原料購買利用組合は、十月十日県より組織設立方を認可されたるにより、これが創立総会を廿二日午後二時より売薬同業組合本部事務所会議室に於て開けり。出資者約廿名出席し、先づ定款を審議し二三訂正して原案通り可決し、役員選挙に移れるが創立当時の理事監事通り決定し、理事互選の結果理事長（組合長）に飯倉平兵衛氏を推し、常任理事には石黒七次氏当選、事務長に押田勇次郎氏就任し、更に運転資金（銀行等より借入れ）は参万円限度に定め、こは低利資金に融通を求むる事とし、預金銀行は十二銀行、富山銀行、岩瀬銀行とし

定款による顧問には

滑川 妻木宗吉 宮崎乙雄 藤井益太郎 上市 荒
木甚助 高岡 尾間久次郎 岩瀬 吉田久藏

の六氏を推薦して午後四時散会せり。而して先づ第一回取引は五十キロとし、押田事務長は弐万余円を携へて十月八日上京し、十日帰富持参したるが此れを直ちに売り捌き、第二回取引として三十キロを注文したりき。

〔富山県売薬同業組合沿革史〕

八〇四 昭和五年十一月 売薬改良研究会

富山県売薬は年産額三千二百万円を有するとて県下の重要産業となつてゐるが本年は深刻なる不景気に禍ひされて懸金の回収容易ならず殊に養蚕地は殆んど全滅とあつて大減収をみ、平均三割五分の激減とみられてゐる。平均三割五分とすれば実に一千百二十万円の大減収となるので業界の指導者はひとしく対策に苦慮しつゝあり、その上県外売薬がどしどし地盤を蚕食してゐるのでこの対策も容易ならず

とし富山県売薬同業組合では官民合同の売薬改良研究会を設置することとし十一月一日正午より富山市醸造試験場に於いて飯倉組合長、堀事務長、橋富山支部長（館村検査長は病欠）、竹島富山市勸業課長、及富山県衛生課本庶技師、商工課松岡主事等協議打合せを行ふところあつた。

その結果、売薬業者、組合本支部薬剤師会、薬専、薬学校関係者県衛生課、商工課富山市勸業課其他関係者を網羅して売薬改良調査会を設けて内容包装の改良販路の開拓、濫売防止、中小売薬業者の合同営業等に関して研究調査することに決定した。

〔富山薬事新聞一昭和五年十一月十五日〕

八〇五 昭和六年一月 県売薬改良調査会の目的、事業、各部門担当者

目的及事業

第一条 本会は本県売薬業の統制合理化を計るため調査研究をなし目的の遂行を期す

第二条 本会は第一条の目的を達するため左記事項を調査

し調査完結の事項より直に実行に着手するものとす

一 原料品に関する事項 原料の共同購入方法、原料品の自給方策、高価並に主要原料の生産者と需用者との直接取引開始方法、原料品の国産愛用実行方法、原料の製粉、細碎、貯蔵上の統制、其の他

二 製剤及装置に関する事項 製薬研究の設立並に技術者職工養成方法、製剤並に記載事項の規格統制、製剤の機械化の普及方策、製品の変質防止並に売残品の処分減少方法、容器装置の研究並に統計方法、製剤品内容の保証並に粗悪品の製産防止方法、其他

三 販売方法に関する事項 不正競争並に不良行商行為防止方法、営業者相互知識普及方法、行商者の養成機関の充実並に徳育知育向上普及方法、販売区域の調査並に販路拡張方法、区域販売団体の統制活動方法、其他

四 本県売薬の広告宣伝に関する事項 本県に妥当なる売薬広告術の研究方策、本県売薬を県外に宣伝する機

関の設立、其他

名称及事務所

第三条 本会は富山県売薬改良調査会と称す

第四条 本会の事務所は富山県庁内に置く

事業の実行方法

第五条 本会の目的事業を達成するため左の実行方法を取る

県法規の改廃（商工、衛生両課の規定制定改廃）同業組

合定款の改廃制定、購買組合其他の新実行機関の設立、

県及組合協力の指導奨励、其他

役員

第六条 本会に左の役員を置く

会長 一名 富山県知事を推薦する 委員 若干名

幹事 若干名

調査会各部門

生産費各部門

売薬原料共同購入方法、原料の自給自足方法、高価並に

主要原料の生産者より直接取引方法、原料愛用普及方法、

原料の製粉其他剉碎の統制、其他

製品の科学合理化

製剤研究所の設置並に優良技術者職工養成、製剤品及其

の記載事項の規格統制方法、売薬製造上の機械化普及方

法、製品の変質防止並に売残品低減方法、処方研究機関

の設置並に其の普及方法、容器装置の改良方法、其他

営業の統制

不正競争並に不良商行為の矯正方法、製品の保証方法並

に粗悪品産出防止法、営業者の業務知識普及および方法、

行商者養成機関内容充実並に知識向上方法、販売区域固

体統制活動方法、販売区域の調査並に販路拡張方法、本

県売薬に妥当なる広告術研究、本県売薬の宣伝機関設置

方法、其他

各部門と担当者

第一部（生産費値下方法）

一 売薬原料共同購入方法

二 原料の自給自足方法

三 高価並に主要原料の生産者より直接取引方法

四 原料の兩産愛用普及方法

五 原料の製粉其他剉碎の統制

六 其他

指導者 内務部長 警察部長 商工課長 衛生課長

商工主事 河上属 石倉属 本庶技師 内山技手 飯

倉同業組合長 石政同副組合長 堀同事務長 館村同

検査長 各支部長 富山副支部長 各会社長 竹島市

産業課長 金尾、廣瀬、富田、廣田、富川、寺田各市

議 高橋藥専校長 望月藥専教授 森廣貫堂調剤課長

山田市立藥学校長 北野師天堂調剤課長 寶井滑川保

壽堂製藥会社製剤課長 横井富製藥会社調剤課長 藤

井諭三

第二部（製品の科学合理化）

一 製剤研究所の設置並に優良技術者職工養成

二 製剤品及其記載事項の規格統制方法

三 売薬製造上の機械化普及方法

四 製品の変質防止並に売残品低減方法

五 処方研究機関の設置並に其普及方法

六 容器装置の改良方法

七 其他

担当者 内務部長 警察部長 商工課長 衛生課長

商工主事 河上属 石倉属 本庶技師 内山技手 飯

倉同業組合長 石政副組合長 堀事務長 館村検査長

各支部長 同富山副支部長 市産業課長 廣田、金尾、

廣瀬、富田、寺田、富川各市議 藤井諭三 各会社長

高橋藥専校長 山下藥学校長 望月藥専教授 森、北

野、室井、横井、各藥劑師 武内宗七 村山直太郎

富山市長 県會議長 吉田県議 金山市會議長 金岡

商工会議所会頭 磯野陳列所長 市衛生課長

第三部（營業の統制）

一 不正競争並に不良行商員矯正方法

二 製品の保証方法並に粗悪品産出防止法

三 營業者の業務知識普及方法

四 行商者養成機関内容充実並に知識向上方法

五 販売区域団体統制活動方法

六 販売区域の調査販路拡張方法

七 本県売薬に妥当なる広告術の研究

八 本県売薬の宣伝機関設置方法

九 其他

担当者 内務部長 警察部長 商工課長 衛生課長

商工主事 河上属 本庶技師 内山技手 飯倉組長

石政副組長 堀田事務長 館村検査長 各支部長 富

山副支部長 竹島市産業課長 廣田、金尾、廣瀬、宮

田、富川、寺田各市議 各会社長 阿部初太郎 阿部

安太郎 邨澤金廣 中川久正 長谷川儀作 富山市長

県会議長 吉田、金山、尾山各県議 市会議長

役員

会長富山県知事山中恒三 委員富山県内務部長小西善次郎

同警察部長崎山省吾 同県会議長藤田義爲 同富山市長上

埜安太郎 同富山県会議員吉田清平 同尾山三郎 同富山

県会議員富山市議会議長金山米次郎 同富山商工会議所会

頭金岡又左衛門 同富山市会議員富田勝之助 同廣瀬重造

同廣田竹太郎 同金尾義信 同富川保太郎 同寺田仙之助

同橋文藏 同富山県売薬同業組合長飯倉平兵衛 同副長石

政辰次郎 同富山県商工課長柳川久雄 同衛生課長平山長

藏 同富山市産業課長竹島敬一 同衛生課長山田秀石 同

富山市商品陳列所長磯野富之助 同富山薬学専門学校長高

橋隆造 同校教授望月直 同富山市立薬学校長山下豊三

同富山県売薬同業組合富山支部長(兼)橋文藏 同滑川支

部長宮崎乙雄 同上市支部長荒木甚助 同水橋支部長石黒

七三 同岩瀬支部長梅野吾一 同小杉支部長西田彌八郎

同高岡支部長尾間忠次郎 同中田支部長森田傳吉 同株式

会社永生堂笠井傳藏 同富山精壽堂高野健太郎 同富山売

薬盛貫堂榮政太郎 同富山薬剂株式会社安達敬直 同富山

薬業株式会社鹽井向三郎 同富製薬株式会社大上庄藏 同

廣貫堂(兼)橋文藏 同田中清衛 同下間衛生合名会社竹

中淺次郎 同株式会社師天堂岡田義秀 同太陽薬品株式会

社吉本理八郎 同保壽堂製薬株式会社(兼)宮崎乙雄 同

株式会社保壽堂碓井増太郎 同日ノ本売薬株式会社妻木宗

吾 同東洋製薬株式会社(兼)石政辰次郎 同株式会社仁

濟堂伊藤三郎平 同越中薬業株式会社(兼)荒木甚助 同

富國薬業株式会社安田太三郎 同富山売薬同業正金 同

配薬同(兼)石黒七三 同株式会社博愛堂曾我與助 同保
壽堂中田八郎 同北陸売薬株式会社開伊吉 同岩瀬売薬同
(兼)黒崎孝吉 同日本製薬同吉田久三 同富山売薬同森
善三 同株式会社茶木谷廣貫堂内田佐孝 同厚生師天堂
(兼)西田彌八郎 同越中薬業株式会社杉山安造 同朝日
製薬同(兼)尾間忠次郎 同高岡薬剂同西島淺次郎 同株
式会社大貫堂宮本又吉

(富山県売薬同業組合沿革史)

八〇六 昭和六年七月 売薬革新同盟会発足、売薬改

良促進の陳情

不況に面し危機に瀕せる富山県売薬の時局問題に關し業界
の心ある有志はかねて振興發展のため刷新運動を起すべく
協議中のところ機熟し薬友会、薬業同志会の中堅及旧行商
会の中立派等発企となり六日午後七時より売薬革新同盟会
を組織しこれが発会式を挙げて大氣勢を煽つた。当日会場
たる富山市徳風会館に参集する業者無慮一千名場外に溢れ

るの盛況で先づ定刻発企人を代表して泉島保次郎氏今日ま
での経過報告に於て開会の挨拶を述べ久保彌一郎氏を座
長に推して左記の決議を満場一致可決しそれより左の発企
人及実行委員を選び

牧野彦一郎、井上清三郎、多田梅次郎、杉森義松、高見
善兵衛、永盛松次郎、中川隆正、城川瀧次郎、松住敬清、
小杉一喜、中鹽憲之助、村井平義、布目順義、久郷良太
郎、清水政治、村澤金廣、野上松太郎、中鹽吉之助、粟
島保次郎、久保彌一郎、宮崎乙雄

の諸氏は六日午前上県して鈴木知事に会見決議を手交して
陳情することにして閉会次いで業者大会に変更を決議し業
界の中堅大立物新人等入代り立代り大獅子吼を試み夫々の
立場より真摯痛切なる批判を下し館村五三郎、藤川圭三、
押田勇次郎、野上松太郎、中鹽憲之助、久郷良太郎、篠田
幸藏、若林源吾、越谷豊平、中鹽吉之助の諸氏は満場に多
大の感動を与へ割るゝが如き大盛會裡に午後十時半井上清
三郎氏の閉会の辭で解散した。而して六日村澤金廣、井上
清三郎、野上松太郎、中鹽憲之助、牧野彦一郎外二十名の

実行委員は午前県庁に鈴木知事を訪れて会見、二十分間に亘つて陳情書と決議文を手交して陳情し知事の諒解を得、それより大挙して県会議事堂に於いて開かれた県売薬改良調査会に臨んで氣勢を挙げ第二部委員会委員の内諾と賛成を得その主張を認めさせ、^(三脱也) 県調査会の決議たる第一項のホ「組合員は其關係帳及行商人をして必ず行商最寄会へ加入せしめること、加入せざるものに対しては同業組合定款に依り処分すること」の次に「但し適當の時機に帳主を組合に加入せしめ統制ある最寄会を組織すること」の但し書きを付加せしめるに至つた。然し乍らこの「適當なる時機」については飯倉組合長の言質を得て置く必要ありとし十一日夜組合事務所幹部会を開いて善後策について協議し今後の態度を決するところあり組合長に陳情することとなり知事へ提出の陳情書と同文のものを更に組合長に提出して実現を期することになった。

本県売薬改良促進の議に付陳情

売薬は現下経済界不況の深刻化するに連れ値段の競争愈よ劇甚を極め来り業者の統制全く廢れ割引に割引を重ね収入

激減し甚だ憂ふべき状態に陥りつゝ有之候今にして適切なる方法を講じ之が根本的革新を図るに非ざれば忽ちにして品質の低下を招来し信用を失ひ此の由緒ある本県売薬も遂に挽回の途なきに至る閣下は夙に其事情を視察せられ売薬改良調査会を起し目下營々之が甦生策を講ぜられつゝあるも業界今日の実情は瞬時も之か放任を許さざるものあり、茲に同志相寄り別紙の通り決議致候願くは速かに其主旨の実現を為す様御高配を賜り度伏して及陳情候也 謹言頓首

売薬革新同盟会

富山県知事 鈴木敬一殿

決議

一 売薬懸場帳主ヲ売薬同業組合員タラシメ業者ノ統制ヲ期スルコト

(理由) 売薬同業組合ノ定款ヲ改正シテ売薬業者ヲ甲トシ売薬懸場帳主ヲ乙トス又懸場帳主カ組合員トナレハ定款ニヨリ財産権ノ確立トナリ自ラ帳簿ノ価格ガ認メラレ維持奔騰スルモノナリ

二 売薬ノ濫売防止ヲ徹底セシメ値下ケヲ断行スルコト

(理由) 売薬ノ品位ヲ高メ權益アル商取引ヲ行ヒ易クナリ且ツ時代化商品トシテ博セラルムモノナリ

三 売薬行商届出ニ対シ地方庁ノ認可制度ニ改正スルコト

(理由) 現在ノ売薬派出員ニ既得權ヲ与ヘ以後認可制度ニヨリ優秀ナル派出員トシテ認メ權威アル商人トナス

四 売薬一般ノ指導機關トシテ県ニ其ノ試験場ヲ特設セラレタキコト

(理由) 売薬試験場其他施設ノ發展ヲ期シ業者ノ利便活用其他益スル所大ナルモノナリ

五 配置先地方ニ於ケル本県売薬ノ取締ト宣伝ヲ兼ネ県及組合ヨリ隨時監視員ヲ派遣スルコト

(理由) 本県売薬ノ眞価ヲ認メラレ歓迎セラレ且ツ売薬派出員ノ素質向上ヲ助ケ又ハ濫売粗製其他ノ状況ヲ取締ルモノナリ

六 売薬配合薬品ノ許可範囲ノ拡張及分量ヲ増量セラレタキコト

(理由) 時代の要求ニ合理化サレテ益々有効売薬トナリ

重要サルムモノナリ

七 売薬法規中行商売子ノ名義ヲ廢シ「売薬營業者並ニ売薬請売營業者自ラ營業所以外ニ於テ販売シ又ハ他人ヲ派出シテ販売セシメントスルトキハ云々」ト改正シ同時ニ売薬行商届済之証ヲ売薬派出現販売認可之証ト改正スルコト

(理由) 卑劣ナル行商売子ノ文字ヲ排除シテ品格アル字句ヲ用ヒ売薬派出員トナスモノナリ

八 団体決議ヲ以テ売薬不買及歩引同盟ヲ行フ事ヲ撤回セシムル様果ノ努力ヲ願フコト

(理由) 濫売ヲ防止スルノ最高手段ナルカ故ニ組合及最寄会ノ結束ナリ

富山売薬革新同盟会

以上昭和六年七月五日富山市総曲輪徳風会館に於いて売薬業者大会を開催し決議し左記各調印者の外一千名の賛成を得たるものに有之此段中添候

(富山藥事新聞「昭和六年七月十五日」)

八〇七 昭和六年八月 売薬試験場の移管

売薬試験場移管

組合が県へ陳情

実現は結局時期の問題

業界挙げて運動に邁進

県営売薬試験場設置ニ付請願

売薬ハ本県三百年來ノ歴史アル唯一ノ産業ニシテ之カ販路ハ全國都鄙ノ別ナク進ミテ支那滿洲南洋ハ勿論今ヤ遠クメキシコニ及ヒ其年産額ハ内外ヲ合シテ優ニ三千余万円ヲ超ユルノ盛況ニ達セリ

如斯由緒アル而カモ巨額ノ生産ハ他ニ比類ナキ地方名産タルト共ニ一面県經濟界ニ対シ極メテ重大性ヲ有スルモノト被存候即チ昭和四年度県統計表ノ重要物産額ヲ通覽スルニ第一ハ米穀ノ四千三百余万円(當時石二十五円九十八錢ノ割ナルモ県内ニ於ケル消費額ヲ除ケハ県外ニ輸出セラルムハ其ノ一半二千百余万円ニ過キス以下織物ノ千四万円ニシテ水産製肥ノ如キ數百万円ニ充タサル状態ニ候然ルニ売薬

ハ當時三千余万円ヲ産シ其全部ヲ県外ニ輸出スル)一大産業ニシテ隠然本県財界ヲ左右シツムアリト謂フモ不可ナン故ニ若シ一朝ニシテ此ノ産業ノ崩壞スルコトアランカ本県一戸当リノ生産力千余円ハ忽チニシテ八百円台ニ下リ之レ恰モ全國中最下位タル鳥取島根ノ夫ニ該當シ斯カル貧弱ナル生産力ニテハ本県ノ如キ電氣治水等ノ一大事業ヲ控ヘ県民ノ負担ニ待ツヘキ之カ遂行ニ甚大ナル支障ヲ來スヤ推察スルニ難カラサル次第ニ候斯ク觀シ來レハ売薬ハ米穀ニ對等ニシテ本県民經濟力ノ双翼ヲ為ス重要産業ナリ故ニ以テ閣下ハ御着任ノ首途ニ於テ之カ現状ノ委曲ニツキ畏クモ聖上陛下ノ御上聞ニ達セラレタリ此ニ於テ吾等業者ハ舉県一致一意専心ニ万難ヲ排シテ其ノ振興ニ努力シ謹ミテ叡慮ニ副ヘ奉ル覚悟ナカルヘカラサルモノト恐察罷在候然ルニ本県売薬ノ現状ヲ冷静ニ注視スルニ近時製剤ハ旧來ノ面目ヲ一新セリト雖モ尚科學的獨特ノ研究改善ニ欠クル所アリ之カ為メ營業上ノ弊害百出シ時代ノ産業トシテ根柢極メテ危キニ在リ殊ニ製劑界ノ大勢ハ化學ノ異常ナル発達ニ伴ヒ理想的ノ新藥日ヲ追フテ發見セラレ一般民衆ノ衛生思想ノ

向上ト相俟ツテ科学的ニ信頼ヲ博スヘキ内容ヲ示シ巧妙ナル廣告戦術ヲ以テ使用ノ簡易化一般民衆化ニ努力シツムアルノ際吾富山売薬ハ依然トシテ局部的弥縫改良ニ止マルコトアランカ此ノ由緒アル一大産業モ遂ニ崩壊ヲ見ルニ至ルハ勿論延イテ県経済界ニ至大ノ影響及ホスモノト痛心罷在候

今ヤ本県売薬ハ甚タ苦境ニ陥リツムアリ此ノ難局ヲ打開シ永遠ノ隆盛ヲ図ルノ途他ナシ速カニ県営売薬試験場ヲ設置シ之ヲ中心トシテ科学的ニ研究シ合理的特色アル而カモ低廉ナル売薬ヲ製出スルハ日下ノ急務ナリト信ス候是業者ノ挙ケテ切望措カサル所ナルノミナラス閣下会長ノ売薬調査会ニ於テモ亦同一意見ノ下ニ之カ決議ヲ見タルモノニ有之候

深刻ナル経済界ノ不況時ニ於テ財政ノ要諦ハ一ニ緊縮ニアルハ勿論ナルモ其ノ不況ヲ永遠ニ救済シ国力ノ伸張県勢ノ充実ヲ計ル根本対策ハ一ニ統制アル科学研究機関ヲ中心トシテ産業ノ根抵ヲ^(底カ)確立シ積極的ニ發展ヲ図ルヲ第一義ナリト被存候希クハ知事閣下何卒前陳ノ事情御明察ヲ賜リ今日

死活ノ岐路ニ立テル本県売薬ニ向テ甦生ノ中心機関タル試験場ヲ速カニ設置アランコトヲ茲ニ組合会ノ決議ニ依リ謹ミテ奉請願候也

昭和六年八月二十五日

富山県売薬同業組合

組長 飯倉平兵衛 ㊦

富山県知事 鈴木敬一殿

(「富山薬事新聞」昭和六年九月一日)

八〇八 昭和七年八月 県売薬最寄会連合会発足

県売薬最寄会連合会生る 富山県売薬最寄会連合会の
発会式は、去る八月十二日午後一時より富山市千石町の売
薬組合事務所会議室に於て挙行、出席者は飯倉組長始め左
の各最寄会長等四十数名

京濱組合北川政次郎 内田佐孝 房総会金岡忠治 栃

木県売薬最寄会西野傳平 茨城県売薬最寄会清水善三

郎 越後売薬組合岡田義秀 北信売薬同盟会並木東藏

飛濃共栄会 稲垣 太平 岐阜県最寄会 石黒政次郎 福井
 県最寄会 松永安次郎 石川県最寄会 志波菊次郎 江越
 共励会 米澤正介 和歌山県和親会 佐伯耕三 兵庫県播
 陽会 田中清衡 中島善三郎 防長同盟会 水上嘉平 山
 陰同盟会 高松興四郎 山陽最寄会 故木金次郎 平井鎌
 三 徳島最寄会 金尾健治 海南売薬同盟会 中島重馬
 福島県売薬商降会 金尾義信 宮崎太左衛門 青森県最
 寄会 北龍会 吉本理八郎 青森最寄会 弘田芳次郎 青森
 県岩手県最寄会 永田作次 秋田売薬組合 中川秀定 山
 形県最寄会 金子義次 熊本県最寄会 碓井七之助 宮崎
 日盛会 堀兵四郎 南九州薬業会 金盛長藏 北海道売薬
 同業組合 中村桑次郎 十勝売薬同盟会 轡田米次 日高
 売薬同盟会 大上庄藏 朝鮮売薬盛會 井上清三郎 南
 洋最寄会 黒崎正太郎

定、これより会則の制定を議し、会則の起草委員を選定。
 金尾義信 岡田義秀 水上嘉平 内田佐孝 金盛長藏
 中島重馬
 の六氏は委員に推され別室に於て会則を起草し、金尾委員
 長より報告あり一部修正の上委員長案を可決、それより役
 員選挙に入りしが以上の六委員に飯倉座長を加へ別室に於
 て銚衝、その結果を報告するや満場拍手を以てこれを可決、
 飯倉座長閉会を宣して午後五時散会せり。会則、役員左の
 如し。

富山県売薬行商最寄会連合会則
 名称及組織

第一条 本会は富山県売薬行商最寄会連合会とす
 第二条 本会は富山県売薬同業組合所轄地域内における売
 薬営業者並に懸場帳主及行商者の最寄会を以て組織す
 第三条 本会の事務所を富山県売薬同業組合内に置く
 事業及施設

第四条 本会は各最寄会の連絡統一を図り業界の向上発展
 を策するを以て目的とし左の事業を行ふものとす

- 一 売薬販売統制及不正競争の防止を図る事
- 二 売薬定価の合理的改善を図る事
- 三 売薬懸場の保全を図る事
- 四 業務上必要な施設及研究をなす事
- 五 各最寄会地域間の関係協調をなす事
- 六 富山県売薬同業組合の諮問に応じ又建議をなす事

機関及権限

第五条 本会に左の役員を置く

会長 一名

副会長 二名

理事 若干名

代議員 若干名

幹事 若干名

役員は総会に於て選挙し任期は二ヶ年とす代表者は各

最寄会より各一名宛選出するものとす

尚選出されたる役員左の如し。

会長 橋文藏

副会長 宮崎乙雄 西田彌八郎

理事 岡田義秀 吉本埋八郎 水上嘉平 廣田竹太郎

金尾義信 金盛長藏 内田佐孝 碓井七之助 日

出島久造

顧問 飯倉平兵衛

幹事 堀組合事務長 春川、牧野両組合書記

なほ会計問題を議定するため二十日午後一時より組合本部事務所に於て理事会を開き協議するところありき。

(富山県売薬同業組合沿革史)

八〇九 昭和七年十一月 薬種商組合内の不正事件

今夏暴露した富山市某薬種商の不正事件から富山市薬種商の名誉と信用保持のために、富山薬種商組合では十四日午後二時から富山商工会議所で総会を開催した

組合長中川清兵衛氏始め組合員二十四名出席、中田組合長を座長に推し全市薬種商信用回復保持の対策を協議した結果、不正薬品を販売するものがあれば薬品自体の信用はもとより一般顧客に対する信用も全然破壊さるゝので、斯

くの如き不正者には断乎たる処置をとることに無記名投票で決定

右該当者富山市内外薬品商會笹山順造氏を組合規約により除名、これを県下発刊新聞紙上に公告することと決定した、組合規約による除名者は組合員相互間の商取引はもちろん各地間屋との商取引も停止さるゝので組合最高の処罰であり殆んど致命的の処置である、かくして売薬王国富山市より薬種商が峻厳な態度を表明、破壊されんとする信用の維持を誓つた

〔富山日報〕昭和七年十一月十五日

八一〇 昭和七年十二月 鑑札発行と受売関係会社

本県売薬の濫売防止と統制問題に一般不況の深刻化に一層その必要を認められ各会社でも真剣となつて努力しつゝあるが、県法人協会幹部は左の如く語る

従来本県の配置売薬に対し行商鑑札の濫発から種々弊害を醸成した嫌ひあるので県売薬同業組合各支部に於て今後

努めて之が防止すると共に一面請売営業には必ず関係会社の承認を必要とする事に協会役員会で取り定めた

〔富山日報〕昭和七年十二月二日

八一 昭和八年一月 全国配置売薬業団体連合会、

臨時総会決議

決議

- 一 各団体は行商最寄会を設置すること
- 二 売薬の広告、宣伝、配置預ケ箱、配置預ケ袋、仕切書等其他如何なる方法を以てなすも売薬定価割引額を表記したる印刷物を用ひざること
- 三 在郷軍人分会、消防組、青年団、農会、産業組合、婦女会其他団体にして売薬配置又は家庭訪問に等しき販売の行為者に対し売薬の卸小売の商取引をなさざること
- 四 請売営業者及得意持売子以外の需用者へ卸売定率額に拠る商取引をなさざること
- 五 通信販売又は現金販売者は其の販売に方り小売定率額

に拠る以外の商取引をなさざること

六 右決議は本年度内に於て実行すること

付 帯 決 議

一 未加入団体へ加入方勧誘すること

(『富山県売薬同業組合沿革史』)

八三 昭和九年二月 県売薬同業組合、最寄会会則

追加条項通知

県売薬同業組合より二月十四日各最寄会長に就て左の通知状を發せり

最寄会々則中条項追加に関する件

客年一月奈良畝傍に於て開催の第四回全国配置売薬団体連合総会へ本組合より提案せし事項決議したる条項に基き商是を各最寄会員が遵守せらるるは一般同業者の共榮此の信条に候就ては之が「条項」貴会の規程又は細則中に追加編入無之遺憾に被存候間急必其の条文編入相成候事に致度此段通知候也

追て正式に条文編入の上は其の旨本組合へ申告方申添候

左 記 条 項

一 売薬の広告、宣伝、配置預ケ袋、仕切書等其他如何なる方法を以てなすも売薬定価割引額を表記したる印刷物を用ひざる事

二 在郷軍人分会、消防組、青年団、農会、産業組合、婦女会其他の団体にして売薬配置又は家庭訪問に等しき販売の行為者に対し売薬卸、小売の商取引をなさざる事

三 請売業者及得意持売子以外の需要者へ卸売定率額に拠る商取引を為さざる事

四 通信販売又は現金販売者は其の販売に方り小売定率額による以外の商取引をなさざる事

(『富山県売薬同業組合沿革史』)

八三 昭和九年六月 茨城県売薬最寄会会則

茨城県売薬最寄会々則

第一 一条 本会へ茨城県売薬最寄会ト称ス

第二条 本会ハ事務所ヲ会長宅ニ置キ左記支部ヲ設置ス

東岩瀬支部、水橋支部、滑川支部

第三条 本会ハ富山県売薬同業組合定款並ニ規定ニ基

キ之ヲ設置ス

第四条 本会ハ富山県売薬同業者ニシテ茨城県ヲ行商

地トセル懸場帳主並ニ行商人及ビ営業者ヲ以

テ組織ス

第五条 本会ハ売薬同業組合（以下単ニ組合ト称ス）

定款並ニ規定ヲ遵守シ且ツ組合ノ指導監督ニ

依リ協同一致以テ信用ヲ向上セシメ業務ノ発

展ヲ図リ福利増進ヲ目的トス

第六条 本会ハ左記各項ニ関スル業務ヲ執行スルモノ

トス

一 会員ノ品性向上及智識増進ヲ図ルコト

二 売薬ノ粗製濫売ヲ防止スルコト

三 売薬ノ改良研究ヲ進ムルコト

四 懸場帳簿ノ保全ヲ図ルコト

五 業務上利害得失ニ関スル調査ヲナン指導

監督ヲ為スコト

六 会員相互間業務上ノ紛擾ノ調停ニ関スル

コト

七 売薬同業組合其他ノ諮問ニ応答シ又ハ建

議申請ヲ為スコト

八 本会ノ主旨ニ基キ会長又ハ総会ニ於テ必

要ト認メタル事項

九 営業上ノ不正競争ヲ防止スルコト

第七条 新ニ第四条ノ地域ヲ売薬行商地ト為ス懸場帳

主並ニ行商人ハ総テ本会ニ加入スベキモノト

ス

但シ新懸場設定ノ目的トスル新加入者ハ行商

地域ヲ届出デ別ニ定ムル所ノ加入金ヲ納入ス

ベキモノトス

第八条 前条ノ規定ハ相統売買其他ノ継承者ニ付テモ

之ヲ準用ス

第九条 本会員ハ行商区域並ニ其宿所ヲ届出置キ之ヲ

変更又ハ廃止シタルトキハ其旨直チニ届出ツ

第十五条 本会ノ功勞者ヲ役員会ノ決議ニヨリ顧問ニ推

ベシ

戴ス

第十条 退会者ニハ其ノ既納会費ハ之ヲ還付セザルハ

第十六条 役員ハ總會ニ於テ会員中ヨリ之ヲ選舉スルモ

勿論本会財産ニ関シ何等ノ權利ナキモノトス

ノトス

但シ繼承入会ニシテ前行商人ノ手帳ニ組合ノ

第十七条 役員ノ任期ハ二ケ年トス 但シ再選ヲ妨ゲズ

廃止証明ヲ會長ニ届出デアル者ハ既納会費ヲ

任期满了ト雖モ後任者決定スル迄ハ事務ヲ取

繼承スルコトヲ得

扱フモノトス

第十一条 本会員ハ總會ノ決議ノ決議事項ヲ遵守スベキモ

第十八条 役員ノ就任退任ハ即時組合へ申告スルヲ要ス

ノトス

第十九条 會長ハ本会ヲ代表シ事務ヲ統轄処理ス

第十二条 本会ノ經費ハ總會ノ負擔トス

第二十条 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキ之ヲ

第十三条 本会員ニシテ住居移轉ノ場合ハ速カニ會長へ

代理ス又支部ヲ代表シテ其事務ヲ統轄ス

届出ズベシ

第二十一条 評議員会ハ會長ノ諮問ニ応ジ幹事ハ會長ノ命

第十四条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

ニ依リ会務並ニ會計ヲ処理スルモノトス

會 長 一名

第二十二条 区主事ハ行商地ニ於ケル各担任シタル区分地

副 會 長(支部長兼任)四名

域ノ商業上ニ関スル統制ヲ管理スルモノトス

幹 事(會計ヲ含ム)若干名

第二十三条 会員ニシテ本会則及商行為細則ニ違反シタル

評 議 員 若干名

トキハ最寄副主事ノ要求ニ依リ懲罰委員會

行商区主事 若干名

(會長副會長及ヒ評議員ヲ以テ組織ス)ガ其

事項ヲ審議シ処分ヲ決定ス其処分トシテ違約

第二十七条

總會ニ於テ議定ヲ要スル案件左ノ如シ

會員一名ニ付金拾円以上金千円以下ノ違約金

一 財産処理ニ関スル件

ヲ徴收スルモノトス

二 会務並ニ會計報告ニ関スル件

但シ懲罰委員会ハ区主事ノ要求アリタル日ヨ

三 役員選挙ノ件

リ二十日以内ニ開会スベキコト

四 会則ノ制定及改訂ニ関スル件

懲罰委員会ノ決議ニ付特別ノ利害關係ヲ有ス

五 會員ノ商行為ニ関スル細則制定及改訂ニ

ルモノハ其ノ決議權ヲ行フ事ヲ得ズ

六 前各項ノ外本会ニ関スル重要ノ件

第二十四条

第二十二條ノ処分ヲ受ケタルトキハ其ノ処分

但シ出席會員ヲ以テ開会ス

ニ對シ何等ノ異議ヲ申立ツルヲ得ザルモノト

本会ノ通常會費トシテ會員一名ニ付一ケ年左

ス

第二十八条

記ノ通り毎年六月十日迄ニ必ず會計へ納入ス

第二十五条

役員会及總會並ニ懲罰委員会ハ會長之ヲ招集

ス

ベキモノトス

會長及副會長事故アルトキハ評議員ノ決多数

金五拾錢 甲 (帳主ニテ行商スル者)

ニ依リ之ヲ招集スルモノトス

金參拾錢 乙 (帳主ニテ行商セザルモノ
帳主ニアラザル行商人)

第二十六条

本会ハ毎年六月十日定期總會ヲ開クモノトス

金式拾錢 丙 (十日以内行商スルモノ)

但シ會長ニ於テ必要ヲ認メタルトキハ臨時總

但シ通常會費ニテ不足ノトキハ臨時會費トシ

会ヲ開ク事アルベシ總會ノ招集ハ期日場所及

テ會員ヨリ徴集スルモノトス若シ會費ヲ期日

議案ヲ記シ以前ニ通知スルモノトス

マデ納入セザルモノアル時ハ帳主ハ之ヲ立替

納入スル義務アルモノト定ム

第二十九条 会員ニシテ会費並ニ違約金ヲ皆納セザルモノ

ハ會議ニ於テ其議決權及同意權ヲ行フ事ヲ得ズ

第三十三条

(所有權ノ移転シ居タル場合ハ現在ノ帳主)ノ承諾ヲ要スルモノトス

第三十条 処分ヲ受ケタル行商會員ノ違約金ハ其帳主會

員モ亦連帶シテ納入スベキモノトス其帳主會員ハ自己ノ指揮ニ出ザル故ヲ以テ違約金ノ納入ヲ免ルム事ヲ得ズ

會員ハ自己ノ使用スル預ケ箱並ニ預ケ袋等ノ目印ヲ本會ニ届出テ其承認ヲ受クヘシ

第三十一条 會員ニシテ懸場帳ヲ売却讓渡シ又行商會員ニ

他人ト同一懸場区域内ニ於テ同一又ハ類似ノ目印ヲ模擬シ自己ノ預ケ箱預ケ袋ニ使用シ重配置等ヲナスコト得ズ同一又ハ類似ノ目印ヲ使用セントキハ前ヨリ使用セル會員ノ承諾ヲ要スルモノトス

第三十四条

本會ノ會則並ニ商行為細則ハ昭和七年六月十日

タル後ニ於テ會則並ニ商行為細則ニ違反ノ行為アリシ事ヲ発見シタル時ト雖モ第二十二條ノ例ニ依リ決定スル違約金ノ納入ヲ拒ム事ヲ得ズ其違約処分ノ決定ニ付テハ仍ホ第二十三條ノ規定ヲ適用ス

第三十五条

本會ニ功勞アリタルモノ及模範行商會員ヲ表彰ス

第二十二條 解雇又ハ辭任シタル行商會員其他懸場帳ヲ売

一 棗価ノ割引ハ四割ヲ限度トス

却讓渡ノ後チ前ノ懸場ト同一ノ区域内ニ商行為ヲナサントスル者ハ其区域ノ旧帳主會員

二 從來ノ五割引ハ是ヲ認メ逐時矯正スルコト但シ同一得意家ニ於テ割引ノ差異アル場合割引ノ少キ者ニ倣ヒ直ニ引上ケルコト

三 免許アル請売業者ノ取引ハ相對ノ事

ザルコト

四 新得意ハ拡張懸指函懸ヲ問ハス前ニ會員ノ配置シタル

六 懸場譲受新加入者ハ入会金トシテ金五拾錢納入スベキ

割引ヨリ下ラザルコト

モノトス

五 薬価ノ割引ハ預袋ニ明記或ハ文書ニ記載配付セザルコト

右之規定ヲ犯シタルモノハ第二十二條ニヨリ処分ス

ト

定価表

六 本県売薬業者ノ信用ヲ失墜スル如キ不正行為ヲセザル

清涼劑

百二十粒入
小粒三百粒入

貳拾錢

コト

発汗散(風薬)

七 行商手簿ハ毎年一回六月十日定期總會迄ニ本会へ提出

散劑

二包入

拾錢

会長ノ点検ヲ受クルコト

丸劑

同

同

追而旅行セラルム會員ハ旅行前ニ会長ノ点検ヲ受クル

煎劑

二匁五分

同

事

特製

貳拾錢

八 進物ハ百分ノ三以内タルコト

トンプク

二包入

貳拾錢

九 商品ハ見本トセザルコト

實母散

三匁五分入

拾五錢

十 新懸場設定ヲ目的トスル加入者ニハ姓名ニ付金參拾円

特製

貳拾錢

也ヲ又他懸ノ営業懸場ヲ買受ケ加入スルモノハ金貳拾円

はら薬

八粒入

拾錢

也ヲ納入スベキモノトス

熊膽円

拾粒入

同

十一 青年団、軍人会、婦女会、産業組合等ノ公共団体ニ対

熊膽円

一分入

拾錢

シ売薬ヲ販売シ又ハ販売方ヲ依頼スルカ如キ行為ヲ成サ

六神丸

八粒入

五拾錢

セメン円 参厘入 拾五銭 山丸三濱谷佐次平 カネキ西野常次郎

萬病感應丸 一 粒 参拾銭 マル十二ノ井彌市 大黒柞山義治

救命丸 十二粒入 式拾銭 マル大鷲田義治 カネ久富田安太郎

ピルス 一匁三分入 拾五銭 カネ七岡田義太郎 マル萬若林良之助

二匁入 式拾銭 山上上瀧彦八 マルサ金山安次郎

右以外ノ製劑ハ法人会社付属社ハ会社ノ設定ニ基キ個人營

業者ハ夫レニ倣フコト

昭和七年六月十日 会長 清水善三郎

昭和九年六月十日増補改訂

會員名簿 (順位不同) 帳主會員ノ部

宮山区

日印 帳主氏名 目印 帳主氏名

ダルマ 稻野良治 ダルマ 稻野重夫 丸ツ星田村義治 マル小武田三市

山セ石瀬佐一郎 カネ玉榎 與市 カネキ土田石次郎 山傳長澤健太郎

サクラ 今井三郎 三ツ星石割清藏 神武公長江信二 カネ七中田隆資

マルセ井城清作 カネ文石井米次郎 山マル三中村重正 マル万村井治郎作

大黒岩城武四郎 竹大黒岩城俊一 マルサ村井信一 マル谷長谷川眞正堂

御幣市江直次郎	ヒシタ田藏金次郎	御幣藤田豊吉	カネ久東原長次郎	九曜五島豊光	熊女川直基	三ツ達磨サ柿澤貞次郎	大カネ黒長金木芳郎	桜マル喜上野幸次郎	マル中杉木太作	ママル上三萩原茂一	マル三川尻勘治	マルタ竹中啓太郎	馬上軍人水野庄逸	大マル黒野尻辰次郎	大相模黒城戸正治	山サ高倉松次郎	マルカ川西徳造
御幣中林徳増	飛行機中林徳太郎	御幣吉田佐四郎	ダマ倉本清四郎	ママルサ木宗吉	マルサ稻垣作造	カネマ曲淵幸太郎	相マル高水口清三	マル八島川利雄	マル三川尻恒次	カネマ辰尾清	マル三川尻仁四郎	大黒野尻幸次郎	マル万横田常次郎	マル一酒井慶三	山サ高倉清吉	山ト彌生與佐久	マ会御幣大澤田彌
ヒシカ稻場重次郎	大黒正吉森正吉	マル高橋嘉七	御幣新村甚吉	ママルホカ前佛定信	中加積区	マルい津田與四郎	熊山本六郎	マル久高田源傳	マルカ川崎清八	高ヒシ一川崎清三	山キ毛利平吉	カネ太上山龜次郎	熊カネ一三浦太左衛門	マル一杉本甚一	山三ツ星松島周太郎	熊ニビス中島兵作	水橋区
マル一石坂直次郎	桃太郎常田時次郎	西郷澤田重造	御幣新村重次郎			ヒシ一熊齋藤清六	山ト高田與平	山サ熊伊東三郎平	ヒシ一熊川崎清三	高ヒシ一伊東鶴次郎	馬ダルマ深井重吉	山一碓井作造	熊高橋平吉	九曜星金子仙次	伊藤公谷川善吉	金御幣岩城林治	

岡田義夫	上瀧信常	鈴木政雄	岩瀬区	榊原孝吉	森一之儀	万見茂次
小林喜一	山川武雄	佐脇小三郎				
中田間佐義	經澤五平	松浦善作	古市由次郎	杉村一郎	押田晋二	
古河茂治	井城清助	氏正雄	石田隆尙	日影安正	植田安光	
寺田久光	新村信一	岩井友義	牧野久信	濫井周一	押田喜吉	
新城清一郎	穴田信吉	岡里庄一	石田修三	土井關三	杉本安高	
金山一信	田邊忠道	土田清吾	上田専次	小林徳一	中田美則	
廣野正義	松浦了治	田林善二	野村光政	上野義久	山口正雄	
山崎久吉	桑島安信	深井朝一	宮成外次郎	高木友吉	押田勝治	
高原與七	松井世吉	清水重右衛門	尾鳥健次	松田岡松	林磯松	
谷口友太郎	碓井榮治	中林正義	菅田信照	奥村竹造		
高柳國次郎	山口正男	石動一夫	滑川区			
三井寅治	清水重次郎	中島善一郎	浦本喜一	彌生一義	前佛繁春	
高柳敏男	安川甚二	大場清作	石黒權七郎	横見幸則	網谷太吉郎	
大場源次郎	坂本清勝	高松治郎作	梅津清太郎	菅原作平	寺崎繁治	
宇野津武之	永森清之丞	竹田友治	菅田重雄	齋藤直二	渡邊庄辰	
安川久三	老田龜次郎	東俊雄	中林政次郎	高倉才治	梅原秀頼	
大場弘	清水善七	宇野津保	佐藤平治	碓井宇一	松井章	

高司直義	梅原政行	谷宗二	砂原正一	岩城忠二	堀田兼次郎	太田隆二	前佛榮信	長谷川政次	堀田庄吉	伊藤彌市	高橋政春	川上政義	齋藤友一	下田義一	島田弘造	倉本靜治	直井直丈
北島治市	北山孝	山田喜一	碓井敬三	山内宗次郎	勝島勝治	藤名利雄	山淵光太郎	横井兼三	水橋勳	石坂清一	山淵洋之助	石坂保隆	高田晃一	中林徳一郎	永原義一	成瀬元七	杉本伊作
齋藤錦一	金山幸市	畑松二	前田榮一	齋藤保造	水口常太郎	高倉清司	齋藤重基	齋藤保造	酒井太市	松井利雄	松倉幸藏	渡邊彌之助	齋藤俊二	稻場實二	吉田佐一	淺井作光	柳原省三
馬淵喜一	稻場清二	三門市政太郎	福島源吾	横井梅吉	高川實次郎	富川隆吉	高木武直	濱田安次郎	直井行文	砂原敬重	西野正夫	辰田長次郎	萩原茂一	牧野實	高倉時次	東原政次郎	曲淵實
早川清	畑岸榮一	吉田保次	坪井金二	山口正雄	野尻光雄	水橋與三次郎	山田與一	水口義雄	横井宗八	松尾時雄	藤田豊次	曲淵治一郎	長谷川竹次郎	谷堅	吉崎忠義	吉野忠義	上野幸一
渡邊信二	田藏與宗二	寺岡作造	石黒廣行	久松元一	田中敏雄	吉田薫	大井章	川尻義正	松井久次	富川元二	館盛英夫	濱田安次郎	椎名傳次	濱田松太郎	中林徳一	堀田文次	砂原敬作

川尻善一郎 早川重清 竹中啓造 東堂直義 曾我増三 藤野峰忠
金山久義 酒井吉次郎 高倉米次 石黒豊次郎 林彦市 高田健次
吉田末次 曾我義雄 次田菊二 森勝義

中加積区

岩城喜市 松山秀二 福島敬作 野村彌代次 針山權作 井上敬三

和泉久雄 奥平彌重 有澤重義 押田秀雄 金木一郎 千石藤市

山本與吉 岩城信次 二川治 鹽原力次郎 菅田一男 市井秀雄

武田一 木下時次郎 黒田留次 本多津一郎 良峰豊次郎 土肥忠勝

石山外明 石田正一 岩城松次郎 山淵洋之助 金木唯

山本與次衛門 藤堂精一 有澤彌一 上市区

土肥正則 徳山精平 松島淺次郎 清水政雄 吉井敬三 藤田忠吉

今家清次 村井喜一 藤堂與三三郎 網谷由楯 水岡周造 種章

松本亮一 高本重雄 碓井常次 樋口義秀 辻長平 榎健次郎

松島健次 井原茂次郎 高田精一 魚住清治 土井直二 市田秀夫

佐竹宗吾 生駒勇二 松波清盛 田中哲夫 角井健太郎 石黒喜市

酒井清行 松田瀧三 伊井才吉 廣田一雄

水橋区

高瀬正雄 高松清一 本多文三郎 酒井茂夫 毛利重次 以上

(内藤記念くすり博物館蔵)

八四 昭和九年八月 売薬監視員設置

県売薬同業組合では本年度の新規計画として売薬監視員を設置し濫売防止、不正売薬の実際的調査をする事になり之が監視員任命方を荒木組長から知事に依頼してあつたところ前富山警察署長安ヶ川虎次郎氏に略確定したので本月下旬組合会を開いて定款の一部を変更して実施することになつた

〔富山日報〕昭和九年八月七日

をして失業せしむる暴案なり茲に於て吾等同業者は協力一致死力を竭し斯かる反社会政策案には絶対反対を表明し之が撤廃を期す

付 帯 決 議

- 一 速かに本決議を携へ組合代表二名宛上京すること
- 二 県、市会に於て反対決議せらるゝ様運動すること
- 三 全売と歩調を一にして目的貫徹のため善処すること
- 四 直ちに総理大臣、内務、大蔵、商工各大臣へ決議の主旨を打電すること

〔富山県売薬同業組合沿革史〕

八五 昭和九年十月 第六回配売大会、国民健康保

険制度反対の決議

決 議

昭和十一年度より実施せんとする国民健康保険制度は其の内容を検討するに社会政策の主旨を没却し国民思想上に及ぼす累弊亦甚大なる悪制なり而して吾等売薬業者を極度に圧迫し生活を脅すのみならず延いては全国幾百万人の業者

八六 昭和九年十一月 全国売薬業団体連合会臨時大会、国民健康保険制度案反対の決議

国民健康保険法案絶対反対の叫びをあぐる全国売薬業団体連合会臨時大会は昭和九年十一月三日兵庫県賣塚水明館に於て開催

決 議

本質的に反社会性を内包せるのみならず我等売薬業者を倒産失業の窮境に陥れんとする国民健康保険制度案に対し我連合会は断然之に反対し其提案阻止に勇往邁進せんことを期す。

昭和九年十一月三日

付 帯 決 議

- 一 反対運動を効果的ならしむるために全国各機関を総動員し善処すること
- 一 貴衆両院議員を通じ目的達成のため斡旋尽力を煩はすこと
- 一 本決議に抛り全売本部に於て全国的の業界の意志を付度し陳情並に意見を関係当局に提出すること

(官山県売薬同業組合沿革史)

八七 昭和九年十二月 全国配置売薬最寄会中央会

会 則

全国配置売薬最寄会中央会々々

第一条 本会ハ全国配置売薬最寄会中央会ト称ス

第二条 本会ハ全国配置売薬業団体連合会加盟組合所屬ノ最寄会連合会ヲ以テ組織ス

第三条 本会ハ事務所ヲ会長ノ所屬スル組合事務所内ニ置ク

第四条 本会ハ各組合ニ設置セル最寄会連合会ノ指導統制ヲ為スヲ以テ目的トス

第五条 本会ハ業務上ニ関スル諸般ノ事項ニ就キ全国配置売薬業団体連合会及全国売薬業団体連合会ト常ニ緊密ナル連絡提携ヲ為シ業界ノ進歩向上ヲ図ルモノトス

第六条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク其ノ任期ハ一ケ年トシ満期再選ヲ妨ゲズ

一 会 長 一 名

一 副 会 長 若 干 名

一 事 務 理 事 一 名

一 理 事 若 干 名

但シ必要ニヨリ適當ナル職制ヲ設クルコトヲ得

第七条 会長ハ總會ニ於テ選挙ス

副会長ハ各組合ニ設置シ、最寄会連合会長ヲ以テ之ニ充

ツ

専務理事ハ会長之ヲ指名ス

理事ハ各組合ニ設置セル最寄会連合会役員中ヨリ会長之

ヲ指名ス

第八条 会長ハ本会ヲ代表シ会務ヲ統轄処理ス

副会長ハ会長ヲ補佐シ会長事故アルトキハ之ヲ代理ス

専務理事ハ庶務及会計ヲ掌理ス理事ハ会長ノ諮問ニ応ズ

ルモノトス

第九条 本会ニ顧問ヲ置ク

顧問ハ全国配置売薬業団体連合会加盟各組合組長ヲ推戴

ス

第十条 本会ニ左ノ職員ヲ置ク

一 主 事 一 名

一 主 事 補 若干名

主事及主事補ハ会長之ヲ任命シ諸般ノ事務ニ従事ス

第十一条 会議ハ役員会及総会ノ二種トシ会長之ヲ招集ス

第十二条 役員会ハ役員ヲ以テ組織シ重要ナル事項ヲ審議

ス

第十二条 本会ハ毎年一回定時総会ヲ開キ業務上ノ重要問

題ヲ審議シ且ツ業務成績及会計事務ノ報告ヲ為スモノト

ス

但シ必要アルトキハ臨時総会ヲ開クコトヲ得

第十四条 総会ハ代表員ヲ以テ組織ス

代表員ハ各組合ニ設置セル各最寄会長ヲ以テ之ニ充ツ

第十五条 総会ニ正副議長ヲ置ク

第十六条 総会ノ議決ハ出席代表員ノ過半数ノ同意ヲ以テ

之ヲ決ス可同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニヨル

第十七条 本会ノ経費ハ加盟各最寄会連合ノ負担金及ビ其

ノ他ノ収入ヲ以テ毎年予算ニヨリ之ヲ經理ス

第十八条 本会則ハ総会ノ決議ヲ經ルニ非ザレバ之ヲ變更

スルコトヲ得ズ

付 則

本会則ハ昭和九年十二月十九日ヨリ之ヲ施行ス

本会則施行ト同時ニ役員ヲ選挙及ビ選任スルモノトス

第十七条ノ規定ニ拠ル負担金ハ当分ノ間富山五、大和四、

滋賀三、肥前二ノ比率ニヨリ各組合ニ設置セル最寄会連合
会ヨリ之ヲ徴収ス

全国配置売薬最寄会中央会役員氏名

会長	橘 文藏(富山)
副会長	中島 太兵衛(大和)
同	吉川 治右衛門(滋賀)
同	天本 龍之助(肥前)
専務理事	
理事	廣田 竹太郎(富山)
同	吉本 理八郎(同)
同	水上 嘉平(同)
同	廣瀬 重造(同)
同	北川 東二(同)
同	中村 泰三(大和)
同	藤原 駒治郎(同)
同	前田 長三郎(同)
同	齋藤 信晴(同)
同	藪 周平(滋賀)

同	大原 榮三郎(同)
同	大北 正史(同)
同	愛野 浩三(肥前)
同	堤 正之助(同)
議長	吉川 治右衛門(滋賀)
副議長	藤原 駒治郎(大和)
主事	未 定
主事補	未 定

(「薬都の産業」昭和十年一月十五日)

八六 昭和十年三月 富山薬種商組合、薬業商組合
と改称

富山薬種商組合を解散して薬業商組合と改めて一日午前
十時から県売薬同業組合富山支部に於て之が委員会を開き
新薬の協定値段統制の件を協議し組合長に中田清兵衛氏、
副組合長に金岡又左衛門氏を選挙した

(「富山日報」昭和十年三月二日)

八一九 昭和十年八月 寒江村薬盛会発足

婦負郡寒江村の売薬業者を以て今回薬盛会を組織し去る
七日午後一時より小学校に於て挙行

(富山日報「昭和十年八月十四日」)

八三〇 昭和十年十月 第七回配売大会、公営売薬と

全購連売薬策の反対決議

第七回全国配置売薬団体連合総会は昭和十年十月十一、

十二の両日佐賀市教育会館に於て開会、本県側の提案は

一 公営売薬並に全購連売薬策に関する件

決議

近時名を社会政策に藉り各地に於て官公営売薬又は之に
等しき売薬を配給し我国経済機構に於て重要な職分を
有し配給機関の光輝ある歴史を有する我国売薬業者の商
権と生活権とを脅威する如きは社会問題として由々しき
民業圧迫の暴挙なりと言はざるを得ず。

茲に我連合会は断乎反対す。

右決議す

付 帯 決 議

一 富山、大和各二名其他の加盟団体は各二名の実行委
員を選任し其運動の衝に当ること

二 決議文に反対陳情書を付し各関係官庁に猛運動をな
すこと

(富山県売薬同業組合沿革史)

八三一 昭和十一年五月 第八回配売大会、売薬印紙

税復活反対決議

決議

本会は売薬印紙税復活に絶対反対す凡そ課税は負担すべき
者の範囲種類とその担税力を計り担税力範囲に於てのみ賦
課すべきものなり然も課税がその他の課税との均衡を保つ
や否や又その担税者と担税せざるものとの均衡如何及び課
税自身の有する社会性を研究し進んでその徴収方法の難易

を併せ考究せざるべからざるものと信ず

売薬印紙税は課税すべき各般の条件に適合せず最悪の課税なりとして遂に廃税せられたるものにして一面課税せざる事により売薬の素質向上内容の充実を計り国民大衆の治病促進と保健衛生の発達に資せんとせられたるものなり廃税後業者は鋭意努力して素質向上内容改良充実或は定価の引下げ又は内容増量等に依り政府の趣旨を尊重し国民大衆の利益の為め力を致したり其の進歩改良は社会を裨益せしむる所甚大なるものあり今不幸にして売薬印紙税復活の議ありと聴く国民大衆の治病保健衛生を阻害しその負担の不当と過重を致さんとす凡そ売薬の重要性及社会性を無視せしものにして曩に廃税なし善政を布きたるもの再びせざるところと確信して疑はず農山漁村の窮乏今日より甚しきはなし政府茲に見るところあり国力の根本を培養し国力の充実を計らんとすこの期に当り売薬印紙税を復活し売薬の最大消費者たる農山漁村に対し負担の加重を強ひんとす之れ矛盾の極みとすべし今日この復活の声を聞く我等直接業に従ふ者治病促進保健衛生の完璧を期せんとする至念に燃ゆ

るもの国民大衆の利益の為に起ち絶対に反対して之を阻止せんとす

右決議す

付 帯 決 議

本件の目的遂行の為に常設委員制を設け時機に応じ善処し適応の処置を講じ実現せしめんとす

(富山県売薬同業組合沿革史)

八三 昭和十一年五月 全国売薬業大会の県売薬同

業組合提案

△官営 県営売薬実行全廃の件

△全購連売薬並に公営売薬対策に関する件

(富山県売薬同業組合提出)

(決議)

一 全購連売薬並に官公営売薬対策に関する件

全国購買組合連合会は凡ゆる特典と主務省の保護助長に依り売薬を製造し又は近時社会政策の美名をかり官

公営或は之に類する売薬の製造配給を行へるは吾人の
 営業を奪取し一大脅威を与ふるものにしてその及ぼす
 処思想上由々しき社会問題といはざるべからず依つて
 吾人の既得権擁護の爲め本会特別委員同はこれが目的
 遂行に一段の努力を要す

(付帯決議) 右目的達成の爲め加盟団体に連絡委員一名
 を置く事全購連および官公営売薬を製造する製薬家の製
 品は不買同盟を欲す

△価格統制上本舗の販売奨励方法に対し要望するの件
 △売薬販売取締に関する件

(富山県売薬同業組合提出)

(決議) 近時製造本舗発売元は販売能率の増進に焦慮の
 余り協定価格の如何を考慮せず過当不当の各種販売奨励
 方法を講ぜらるるは往々にして売崩の弊を誘致するの素
 因となり組合統制励行に影響する処少からざるを以て製
 造本舗発売元に対し奨励方法を行はるゝに方りては特に
 協定販売に留意し善処せらるゝやう全売連合会より各地
 加盟団体を通じ其趣旨の徹底するやう取計られんことを

望む

一 売薬の販売に関しては他の商品と異り売薬法施行規
 則第十三条及第十五条に基き売薬請売許可並に売薬行
 商届済証の交付を得るにあらざれば請売行為又は行商
 行為を為し得ざるに拘はらず近時各地に於て青年団婦
 女会或は産業組合其他各種団体に於て配給若くは斡旋の
 名の下に売薬の販売を為すは明らかに違法なりことに
 吾等当業者は立法の精神を尊重し善処しあるに拘はら
 ず前述の如く各種団体に於ては本来の使命を没却しか
 る行為あるは遺憾に堪へざる処なりよつて茲に本大
 会の決議に基き関係各省並に地方行政庁に陳情し嚴重
 なる取締方を要望す

(「富山県売薬同業組合沿革史」)

八三 昭和十一年五月 県売薬最寄会連合会の状況

富山県売薬最寄連合会は、組織以來漸次発展をなしたが、
 昭和十一年五月一日の陣容は左の通りである。

会長 橋文藏、副会長 金岡忠治、吉本理八郎。

理事 金尾義信、廣瀬重造、水上嘉平、岡田義秀、碓井

七之助、北川東二、堀彦次郎、故木金次郎、堀兵

四郎、中島重馬、大泉政義、内田佐孝。

顧問 荒木甚助（富山県売薬同業組合長）

北海道

富山県全北海道売薬同業会

会長 堀彦次郎。

常任理事 中島重馬、太田庄左衛門、日出鳥久造、岸谷

庄之助、正瀬又七、林龜次郎、佐伯慶治。

理事 城川三四郎、伊藤善作、西島浅次郎、寶田安秀、

押川宗太郎、三枝慶治、山田幸次郎、岡本甚右衛

門、堀田重良、成田儀兵衛、平野賢治、保科義光、

酒井貞吉、大村兼次郎、安井久吉、布目順義、栗

島保次郎、佐々木作次郎、藤井作次郎。

會計 佐伯慶治、安井久吉、室田長助、山内重太郎、島

田健治、押田久次郎。

会員数一、一〇七名

十勝売薬同盟会

会長 生駒與平、副会長 坂上庄藏、中島與三郎。

幹事 木谷傳次郎、兒島正之、沖田宗一、黒川精次郎、

金子義一、森山外次郎、小野庄次。

顧問 轡田米次。

奥羽地方

宮城県売薬商盛會

会長 福田勝治、副会長 今井龜七郎、齋藤吉助。

常任幹事 永井秀次郎。

會計 片桐良明、井上梅二、入部元次郎、岡本準一

郎、小田嘉四郎、浦上作太郎、野尻幸次郎、宮崎

太左衛門、杉沢啓三、宮越治作。

会員数四八七名

福島県売薬商隆會

会長 金尾義信。

副会長 岡田義秀、横山藤吉、齋藤清兵衛。

滑川支部長 久保角次郎。水橋支部長 廣瀬豊次。

顧問 長谷川儀作、宮崎太左衛門、吉田佐四郎。

相談役 久郷米次郎、福田勝治、永井秀次郎、芝田正則。

会員数六六四名

青森県岩手県最寄会

会長 吉本理八郎。

副会長 高見吉次郎、島田信一。

会計 河崎定次郎、島谷収三。

富山支部長 澁谷庄次郎、水橋支部長 針谷権六、

滑川支部長 松村庄作、上市支部長 佐々木傳藏、

小杉支部長 荒川喜太郎。

会員数五〇〇名

山形県最寄会

会長 北川東二、副会長 立野盛平、同兼 高橋直基、会計

会計 室田茂孝。

理事 岡本梅次、室田茂孝、立野盛平、中川秀次郎、池

田嘉吉、村井元平、酒井寛次郎、若林東助、柿沢

政次郎、金子義次、山本安三、金子宗作、立野平

次、辰尾熾七、高木定次、柳原政幸、廣田松太郎、

柳原竹次郎、布瀬久二、渡辺治義、福田榮七。

会員数五〇〇名

秋田売薬組合

組長 中川秀定。

副組長 蓮間長次郎、直江安次郎、伊勢吉次郎。

会計 池上兵藏、藤木友則、稻谷久次郎。

相談役 林太三次郎、井上清三郎、開爲太郎、藤木豊次

郎。

会員数四〇〇名

関東地方

東京府・埼玉県売薬最寄会

会長 内田佐孝。

副会長 高木盛、伊藤三郎平、浜崎元太郎。

富山支部長 五十嵐庄平、上市支部長 佐伯源三郎、

滑川支部長 松村庄作、四方支部長 森善三、

水橋支部長 館川英夫、中加積支部長 山本六郎。

会員数一、二〇〇名

東京府下、南洋諸島最寄会

会長 柿沢政太郎、副会長 酒井太平、武田弘。

幹事 大橋兵治、酒井政治、白石兵左衛門、渡辺喜多次

郎、橋本紋兵衛、水野鹿造、山田数次郎、正道寺

正一、五十嵐庄平、柿沢政久。

会員数四名

神奈川県最寄売薬会

会長 金岡忠治。副会長 梅沢與三郎、内田佐孝。

会員数一、〇〇〇名

群馬県売薬最寄会

会長 廣瀬重造。

副会長 若杉菊次郎、妻木宗吉、横山藤吉。

富山支部長 西野傳平、滑川支部長 野尻幸次郎、

水橋支部長 横山藤吉、上市支部長 岡田長太郎。

相談役 若杉重五郎、堀内五平、北川政次郎、久保常次

郎、伊藤三郎平、沖田宗一、高田藤次郎、正満又

治、谷田五左衛門、小柴正直、杉村久左衛門、温

井七之。

會計 有岡健次郎、田添徳次郎。

会員数六〇〇名

千葉県最寄会

会長 金岡忠治。

副会長 曾我與助、齋藤清兵衛、布瀬久二。

会員数五〇〇名

茨城県売薬最寄会

会長 清水善三郎。副会長 上市正良。

岩瀬支部長 温井七之、滑川支部長 中林徳助、

東水橋支部長 曾我與助、上市支部長 佐伯源三郎。

会員数五五〇名

栃木県売薬最寄会

会長 西野傳平、副会長兼會計主任 金尾信太郎。

副会長 磯井豊春、館川英治。

顧問 金尾義信、廣瀬重造、石黒七次。

常任幹事 井沢伊三郎(兼會計)、妻木宗七、野尻幸次郎、

津田才次、佐伯源三郎、廣田信次、河本庄兵衛、

林良一、田村忠平、石黒豊次郎。
 会員数五〇一名

中部地方

愛知県最寄会

会長 八木長則。

副会長 石黒政次郎、酒井佐平、中山榮次郎。

会計 稻泉乙治、池谷甚七。

幹事 鹽谷外次郎、稻泉乙治、鹽谷留次郎、眞木正信、

村田直義、青木忠次郎、増山山次郎、松田岩次郎、

田上芳太郎、松崎善平、池谷甚七、早川松次郎。

会員数四九八名

静岡県最寄会

会長 大泉政義。副会長 宮崎太左衛門、七高虎次郎。

支部長 網谷照一郎、池田太吉、武田弘、伊藤主藏。

幹事 (兼会計) 長田米次郎、会計 袋井善次郎、山西定吉。

相談役 長沢米太郎、中村金太郎、若杉重五郎、稻垣太

平、武脇長平、寶井兼太郎、若杉宗平、亘清右衛

門、横井友次郎、石坂勝二、神保芳郎、山淵久平、
 池口嘉市郎、勝島隆吉。

会員数六五〇名

山梨県最寄会

会長 南日直太郎。副会長 (滑川支部長) 水橋作次郎、

副会長 (上市支部長) 酒井嘉藤、副会長 (水橋支部長)

押田政治、副会長・会計 (富山支部長) 小西幸次郎。

幹事 西野傳平、東久八、盛傳四郎、福光清三郎、藤田

政次郎、尾崎磯次郎、平野宗次、青川善五郎、山

西定吉、酒井與之助、宣慳宗次郎。

会員数二〇〇名

岐阜県最寄共栄会

会長 松崎善平。副会長 入部元次郎、種井政次郎。

常任幹事兼会計 福岡宗治。

会計 渡辺安忠、常田政信、高堂清次郎、長沢三郎、萩

野基治郎、三井治正。

顧問 稻垣太平、石黒政次郎、大泉主藏。

滑川支部長 廣瀬徳二郎、水橋支部長 中山栄次郎、

岩瀬支部長 寶田安之丞、 上市支部長 大西関太郎。

會員數五五〇名

長野県北信売薬同盟会

会長 並木東藏。 副會長 淺野安次郎。

幹事 金井常次郎、小泉清平、荒川元吉、大稻萬次郎、

牧田俊之助、岡田善次郎。

會員數三〇〇名

同 県南信同盟会

会長 小林正太郎。

富山支部長 杉坂爲恭、 滑川支部長 酒井佐平、

滑川副支部長 女川直基、 水橋副支部長 市田文吉、

水橋副支部長 岩田久一郎。

幹事 高田代次郎、押田康平、種井政次郎、車谷林次郎、

廣瀬清造、深井長之助、豊田権四郎、安川伊兵衛、

川腰正信、紺道信吾、岡田善助。

會員數二八四名

新潟県売薬越後組合

組長 岡田義秀。 副組長 日南田喜七郎。

常務幹事 奥野久七、片桐菊次郎、田辺文藏。

常務幹事兼會計 牧野傳次郎、島滋太郎。

滑川支部長 倉本作次郎、 水橋支部長 横山清太郎、

上市支部長 岩城千四郎、 小杉支部長 田中覺十郎。

會員數一、一〇〇名

富山県売薬最寄商盛會

會長 日水清平、

副會長 中谷儀平、山淵久逸、吉田清三。

理事兼庶務 堀井新三郎、 理事兼會計 野村龜次郎。

理事 堀兵四郎、稻垣傳吉、奥野銀治、廣田竹太郎、久

郷米次郎、箱井止太郎、小泉健藏、立野喜文、八

百木德次郎、酒井美敬、藤倉吉次郎、妻木宗吉、

高田文次郎、鹽原幸次郎、佐伯三郎、土肥良雄、

押田康平、轡田作助、橋本儀太郎、永森峯松、田

中忠二、浦上作太郎、佐伯平太郎。

顧問 金尾義信。

富山支部長 堀兵四郎、 水橋支部長 押田康平、

滑川支部長 妻木宗吉、 上市支部長 佐伯三郎、

四方支部長 酒井美敬、 小杉支部長 橋本儀太郎、
高岡支部長 浦上作太郎、 中田支部長 佐伯平太郎。

会員一、二二三名

石川県最寄加能同盟会

会長 大津賀作次郎。 副会長 渡辺久次郎、松浦興吉。

常任幹事兼会計 日水清平、堀井彌一郎。

常任幹事 鹽井幸次郎、加藤作次、志波秀之、中村宗八

郎、川住政知。

富山支部長 志波重五郎、 小杉支部長 永森峯松、

高岡支部長 山崎初太郎、 中田支部長 鶴居孫之丞、

四方支部長 浜谷國太郎、 滑川支部長 近堂喜一、

上市支部長 佐伯三郎、 水橋支部長 篠田幸藏。

幹事 島田捨次郎、竹内采次郎、橋本儀太郎、伊藤善藏。

会員数七二〇名

福井県売薬最寄会

会長 國枝辰次郎、 副会長 松永安太郎、

幹事 金尾信太郎、川辺繁太郎。

会員数三六八名

近畿地方

五畿内最寄会

会長 橋文藏。 副会長 窪田直次郎、 吉田治作。

富山支部長 瀬川伊之助、 四方支部長 田島仙太郎、

滑川支部長 酒井庄左衛門、水戸田支部長 池田松次郎、

中田支部長 吉田仁作。

会員数四七〇名

兵庫県播陽会

会長 田中清衡、 副会長 中島善三郎。

幹事兼会計 大塚治郎。

幹事 松住敬清、小幡多次郎、酒本清太郎、横山清太郎。

顧問 橋文藏。

会員数一一〇名

三丹最寄会

会長 村出藤太郎。 副会長 森正英、前田三郎、

滑川支部長 鷹取嘉三郎、 小杉支部長 寺崎利作、

中田支部長 吉田仁作、

會計兼幹事 谷岡常藏、松原政次郎。

會員數一七四名

幹事 太田金次郎、閑野重之、馬場辰治、酒井脩三、渡

江州共励会

辺作治、杉林清重、天野太一、杉沢敬三、高橋久

會長 米沢正介。 副會長 今井正義、三井清平。

吉、米沢貞方、松倉作藏、水橋藤喜雄、毛利元一。

幹事 今村德太郎、西野茂二、青木喜八郎、長森彌三、

會員數一六七名

金子和助、舟木源平、柴宗七郎。

和歌山県最寄会

評議員 高見善兵衛、高橋德兵衛、北川理吉、古川清市

會長 田中清衛、 副會長 八木長則。

郎、高瀬安次郎、友杉松次郎、清水茂義、小池象

上市支部長・副會長 佐伯耕三、

次郎、奥田岩次郎、久郷賢太郎。

射水支部長・副會長 堀井徳藏。

顧問 田村象次郎、蛭谷竹次郎。

幹事 瀨川伊之助、福島彌四郎、室庄藏。

會員數一七八名

會員數一四七名

三重県最寄会

中国地方

會長 増山中次郎、

山陰同盟会

副會長 中川七左衛門、蓮間長太郎、水野藤次郎。

會長 高松兵四郎。 副會長兼富山支部長 村杉武治、

幹事 杉森義松、喜多野金廣、早川清、田添徳次郎、阿

副會長兼滑川支部長 高田清次郎、 同副會長兼小杉支

部時久、水野鹿藏、林徳治、千出徳太郎、鮎山久

部長 櫻井與吉、 副會長兼上市支部長 佐伯才

松、林貞次郎

次郎。

會計 田添徳次郎、喜多野金廣、阿部時久。

會計兼幹事 荒川久平、岡本重由。

相談役 稻土清太郎、長沢寅太郎、村井由次郎、直江利

三郎。

会員数三四〇名

富山県売薬山陽最寄会（岡山市、広島県）

会長 故木金次郎。

副会長 平井鎌三、本林外次郎、宮崎庄助、松島宗五郎。

幹事長 堀甚三郎、会計 横江清一郎。

会員数六八二名

富山県売薬防長最寄会

会長 水上嘉平。副会長 阿部平五郎。

幹事 村井幸作、小倉常次郎、水上才次郎、関野金三、

足洗耕三。

会計 小幡多次郎、

評議員 森常太郎、米田金次郎、古川治郎古、兒玉勝治、

牧石直次郎、山本兵松、清水義信、鳥谷桑次郎、

出辺間七郎、島田利喜、藤川正則、室川義治、口

又政次郎、吉岡豊次郎、瀬川榮太郎。

顧問 水上金太郎、東福佐平、金子宗作、鈴木吉次郎、

東福作太郎。

会員数三二〇名

四 国 地 方

徳島県売薬最寄会

会長 中滝清松。副会長 金尾健治。

副会長 城東支部長 安田久、

副会長 城西支部長 松下作太郎。

幹事 岡野勝、石田喜重、金谷一雄、岩城正治、宇出伸

三、原源作、萬治又次郎。

会員数四二名

香川県最寄讃岐共同会

会長 密田虎次郎。副会長 廣瀬豊治。

会計 深山新治、島田由右衛門。

幹事 神島清三、島倉巳次郎、右坂喜右衛門。

会員数四二名

愛媛県売薬最寄会

会長 橘文藏。

富山支部長 柴政太郎、小杉支部長 堀田定次郎、

上市支部長 藤堂與一。

幹事 岡本定義、太田忠四郎、志波富彌、宮尾由太郎、

橋本易人、細川小次郎。

會員二八四名

海南壳業同業会

會長 中島重馬、副會長 萩行清太郎。

幹事長 駒宮權七郎。

會計 沢田久吾、稻野源吾。

幹事 福岡宗治、金森哲治、木江久次郎、津田榮八、黒

田義一、尙和安治、針原清太郎、金瀬要作、米原

治吉、池田松次郎。

會員數一七〇名

郎。

會計兼幹事 土田清治、浦田幸次郎。

主事、巻区 中川幸次郎、武区 松井作次郎、

参区 槻市造、四区 三鍋庄一、

五区 青木清助、六区 萩原総太郎、

七区 舟崎仙次郎、八区 吉岡庄作、

九区 前田佐久藏。

支部長 浦元次八郎、浜谷憲治、和泉太市。

會員數二六六名

大分県豊州同盟会

會長 堀兵四郎、

副會長 高田次郎、堀三吉、本郷兼次郎。

會計 黒崎直次郎、守田久一。

外幹事十八名

廣盛會

會長 鹽田文三郎。

理事 二名。

會員數一四〇名

九州地方

福岡県壳業同盟会

會長 深山新治。副會長 江尻與四郎、杉田由治。

顧問 中田清兵衛、阿部初太郎、板津勇次郎、久保常次

長崎最寄会

会長 寺田文次郎、副会長 橋恒次郎、松浦信太。

会計 高井忠章、荒井栄次郎。

顧問 松浦銀次郎、橋文藏。

会員数一九九名

佐賀最寄会

会長 吉田佐久造、

副会長 金山岩太郎、田崎金太郎、西方憲三。

会計 田口良太郎、貫田久義。

幹事長 鹽谷外次郎。顧問 橋文藏。

会員数六〇名

熊本県最寄会

会長 碓井七之助。

副会長 村尾定保、高橋徳兵衛、久保常次郎。

幹事 千田栄太郎、岩田久一郎、加村文吉、高島義房、

松谷春若、打出辰次郎、窪田留次郎、梅原義平、

細川小次郎、川村文治。

会員数二八〇名

宮崎日盛会

会長 堀兵四郎。副会長 若林定二、林美規、松井兵吉。

会計 本郷長三郎、川上義衛。

外二幹事十七名

鹿児島県南九州葉業会

会長 金盛長藏。副会長 金岡忠治、木谷傳次郎。

会員数七〇〇名

台湾地方

台湾組合会

会長 岸岡関次郎、副会長 杉沢安次郎。

顧問 金岡直治、桑田松次郎。

会計 兒玉勝治、針山梅次郎、小林九八、山本七造、

中田間一郎。

幹事 前田久之、蛸谷竹次郎、平田繁喜、相川與三次郎、

横田松之助、池田吉二、倉本清澄。

会員数一〇四名

樺太地方

樺太売薬共正会

会長 土肥勇太郎、副会長 時沢元圃。

会計 酒井慶三。

幹事 石井菊藏、飯野六次。

滑川支部長 正道寺正一、水橋支部長 松倉久次郎、

岩瀬支部長 大村栄吉、四方支部長 保科義光、

富山支部長 砂川由次郎、小杉支部長 佐伯吉助。

西海岸最寄会

会長 前沢巳作。

会員数一二〇名

朝鮮地方

朝鮮売薬最寄会

会長 井上清三郎、副会長 堀岡甚四郎、大井正則。

会計 内山常治、野島延一。

顧問 山室梅次郎、木田力次郎。

会員数一二〇名

満洲地方

満洲売薬最寄会

会長 長谷川儀作、副会長 直江宗重、宮本慶喜。

会計 平野敬之助。

顧問 矢郷鷹之丞、佐地隆利、米田信宗、久保彌之助。

会員数七〇名

〔廣貨堂史〕

八四 昭和十一年七月 全購連と官公営売薬に対する

る時局対策委員会設置

全購連並に官公営売薬は物凄き勢にて進出し、配置売薬業者を脅かし業者を戦慄せしめつゝあるを以て五月の配置大会にてもこれが進出阻止の気声を挙げ、結局全売特委員団並に幹部一任となりたりしものなるが之が対策下相談の爲め七月十三日午後三時より昭和会館に於て県売薬同業組合

協議会を閉催出席者は

△組長 荒木甚助

△副組長 宮崎乙雄 西田彌八郎

△評議員 石黒七三 榊野吾一 高畑貴一 笠井傳藏

金尾義信

△代議員 妻木宗吉 伊藤正信 中島重馬 土地關太

郎 杉村久右衛門 安田太三郎 閉清次郎 曾我

與助 渡邊儀三郎 宮川保太郎 民谷林次郎 堀

田定次郎 鶴居孫之丞 藤川圭三 橋本一井 日

水清平 棚田喜作 栗島保次郎 松崎善平 田知

花理三郎 金森哲治 平野賢治

△支部長 吉本理八郎 内田幸次郎 山下館盛(代理)

の諸氏にて荒木組長より組合事務所を昭和会館へ移転並に出事務所跡の売却、配売、全売の決算を夫々報告なし承認を求めし後、全購連業、官公營売薬対策の件を協議せし処売薬時局対策委員会を設置なすことになりその委員任命方を荒木組長に一任し組長より左記の如く任命あり逐次対策を協議することになり午後五時閉会せり

△議長 宮川保太郎

△副議長 齋藤清兵衛

△評議員 笠井傳藏 金尾義信 村井由次郎 石黒七

三 榊野吾一

△支部長 黒崎孝吉 内田幸次郎 松下玖資 伊藤三

郎平

(「富山県売薬同業組合沿革史」)

八三 昭和十一年十一月 県売薬同業組合、任意検

査制等決議

- 一 本県売薬更生振興の爲め売薬課を設置せられ度きこと
- 一 売薬試験場を充実し売薬の包装及内容の試験研究を主とし併せて業者の研究道場として開放すること
- 一 売薬指導員を設け製薬場の実地に就き指導啓発なすこと
- 一 売薬指導員駐在所を各地に置くこと
- 一 薬草の栽培並に原料薬品の生産研究(薬専校の協力を)

得て)及助成

- 一 本県売薬の声価を發揚し信用を回復し将来性を保持なす為め割引販売を廃し正価販売を実施すること
- 一 売薬原料品及生産検査を県営にて行ふこと
- 一 検査は希望検査とすること
- 一 検査の主たる目的は原料品の精選、製造、容量等を基準として販売価格を定むるにあり
- 一 右検査製品に対しては県発行の検査貼紙を貼付すること
- 一 右趣旨を県及組合名により全行商人をしてポスター又は引札によりて宣伝なさしむる外場合により新聞紙に広告なすこと
- 一 売薬業者の素質向上を爲る爲め学校教育、講習会に重点を置くべきは勿論特に徳育涵養に努むること
- 一 仮想業者及不良不正業者の取締りを厳になすこと
- 一 不正、不良行商人に対し制裁を行ふこと
- 一 行商人の取締監督をなす為め監視員を置くこと

(「富山県売薬同業組合沿革史」)

八二六 昭和十二年一月 売薬時局対策同盟会発足

苦境にたつ本県売薬の打開策として先づ去月二十八日昭和会館ホールに於て富山県最寄会連合会主催の下に業者大会を開き国保実施反対、全購連排撃の悲痛の叫びを挙げて県民に呼びかける一方決議文を携へて吉本、廣瀬、金岡正副組長等は県市、商工会議所を訪問して縷々援助方を懇請したが更にこれが対策会を四日午後一時から売薬同業組合本部に於て開催し今後に処する方法に対し協議を遂げた結果本部評議員等に最寄連合会理事を打つて一丸とする指導者を得て新たに売薬時局対策同盟会を組織し大会決議の貫徹に向つて邁進することを申合せ、実行委員の上京については東京本部と打合せの上近く大挙上京する筈であるが正副会長は左の如くである

△会長吉本理八郎△副会長廣瀬重造、富川保太郎

尚常任理事十名の詮衡は二、三日中に決定する筈である

富山県売薬時局対策同盟会では十一日午前十時から組合

本部に於て初幹部会を開催、出席者十七名で吉本会長から昨春上京の際陳情経過報告、今後の対策について協議を遂げたが、今後の上京運動については会長に時機を一任、更に適當の時機に於て本県選出代議士を訪問、援助方を懇請することを中合せて散会した

（『富山日報』昭和十一年十二月六日・十二年二月十二日）

八三 昭和十三年三月 富山県全北海道売菜同業会

規約

第一章 総 則

第一条 本会ハ富山県売菜同業組合定款、定款付帯協定、行商人取締細目、最寄会設置規定並ニ同準則ニ準拠シ北海道渡島国、胆振国、後志国、石狩国、日高国、十勝国、天塩国、北見国、釧路国、根室国、千島国、即チ全北海道ヲ行商区域トスル本県売菜懸場帳主、行商人及売菜営業人ヲ以テ組織ス

第二条 本会ノ事務所ヲ富山市梅沢町ニ置ク

第三条 本会ニ左ノ地方支部ヲ置キ本部直屬事務及業務支部ヨリ委嘱ナサレタル事務ヲ処理ス

第一 富山 支部

第二 東岩瀬 支部

第三 水橋 支部

第四 滑川 支部

第五 四方 支部

第六 小杉 支部

第七 上市 支部

第八 高岡 支部

第九 浜黒崎 支部

第十 中田 支部

第十一 七美 支部

第十二 中加積 支部

第四条 地方支部規約ハ別ニ之ヲ定ム各地方支部ノ区域及事務所所在地ハ別表ニ依ル

第五条 本会ニ左ノ業務支部ヲ置キ其ノ行商地域ニ於ケル会務ヲ処理ス

- 第一業務支部 渡嶋売薬同盟会
- 第二業務支部 後振 最寄会
- 第三業務支部 小樽 最寄会
- 第四業務支部 札幌 最寄会
- 第五業務支部 室蘭 最寄会
- 第六業務支部 夕張 最寄会
- 第七業務支部 南石狩 最寄会
- 第八業務支部 石狩中央 最寄会
- 第九業務支部 旭川 最寄会
- 第十業務支部 留萌 最寄会
- 第十一業務支部 名寄 最寄会
- 第十二業務支部 宗谷 最寄会
- 第十三業務支部 紋別 最寄会
- 第十四業務支部 網走 最寄会
- 第十五業務支部 釧根売薬同業会
- 第十六業務支部 日高売薬最寄会
- 第十七業務支部 十勝売薬同盟会

会ノ承認ヲ承クルモノトス

第七條 業務支部規約及決議ハ本会総会ノ決定ニ依リ其ノ規約及決議ハ本会ノ規約及決議ト同一ノ効力ヲ有スルモノトス

第八條 本会ハ會員相互ニ富山県売薬同業組合定款、付帯協定、行商人取締細目、本会規約、決議、其他所定ノ事項ヲ嚴守シ會員一致協同營業上ノ弊害ヲ矯正シ業務ノ向上ヲ計リ其ノ福利ノ増進ヲ計ルヲ目的トス

第九條 本会ハ左記各項ニ関スル業務ヲ計ルヲ目的トス

- 一 會員品性向上及知識ノ増進ヲ計ルコト
- 二 売薬ノ粗製濫売ヲ防止スルコト
- 三 売薬ノ改良研究ヲ進ムルコト
- 四 懸場帳簿ノ保全ヲ計ルコト
- 五 業務上ノ利害得失ニ関スル調査ヲナシ指導監督ヲ為スコト
- 六 會員相互間ノ業務上ノ紛擾調停ニ関スルコト
- 七 売薬同業組合其ノ他ノ諮問ニ応答スルコト
- 八 本会ノ主旨ニ基キ會長又ハ總會ニ於テ必要ト認

第六條 業務支部ノ規約ハ業務支部ニ於テ制定シ本会総

メタルコト

トス

第十条 本会員ハ総テ会議ノ決議事項ヲ遵守スベシ

第十六条 本会へ入会セントスル者ハ本会所属各業務支部

第十一条 売薬定価及割引歩合ハ総テ總會ノ決議ニ依ル

所定ノ入会金ヲ納入スベシ

第十二条 本会員ハ正當ノ事由ナクシテ本会ヲ脱退スルコトヲ得ス

第十七条 本会員ハ行商区域並ニ住所及宿所ヲ業務支部及

トヲ得ス

地方支部へ届出ヅベシ之ヲ変更廃止セルトキハ直チ

第十三条 本会ヲ脱退セル者ハ理由ノ如何に拘ラズ本会ノ

ニ業務支部へ届出ヅベシ

財産ニ対シ一切ノ権利ヲ失ウモノトス

第十八条 会員ノ死亡通知ヲ其ノ遺族ヨリ受ケタル時ハ甲

一 懸場帳ヲ新入会者ニ譲渡シタル者ノ入会金及既

慰金參円ヲ贈呈スベシ(後略)

納会費ニ限り後継者ニ継承スルコトヲ得

(〔北海道売薬史〕)

二 本会所定ノ規約及決議ニ違反シ其ノ責任転嫁ノ

目的ヲ以テ故意ニ懸場帳ヲ譲渡シ其ノ譲渡ヲ受ケタル者ハ第一項ノ場合ト雖モ継承スル権利ナ

八六 昭和十三年四月 県売薬振興会会則

キモノトス

富山県売薬振興会々則

第十四条 本会ノ本部費ハ各地方支部所属員各別毎ニ負担

第一条 本会は富山県売薬振興会と称し、事務所を富山県

スルモノトス

売薬同業組合内に置く

一 各業務支部費ハ各業務支部員ノ負担トス

第二条 本会は富山県売薬同業組合に富山県売薬最寄会連

二 各地方支部費ハ各地方支部員ノ負担トス

合会、富山県売薬法人協会を以て組織す

第十五条 会費ヲ納入セザルモノハ会員ノ資格ヲ失ウモノ

第三条 本会は本県売薬の振興発展を計る為め各般の調査

研究をなし目的の遂行を期す

第四条 本会は前条の目的を達する為め左記事項を調査し、調査完結の事項より実行に着手するものとす

- 一 売薬の向上発展に関する事項
- 一 売薬の統制に関する事項
- 一 海外発展に関する事項
- 一 時局対策に関する事項
- 一 其の他必要なる事項

第五条 本会に左の役員及職員を置く、会長、副会長、理事、常任委員は役員総会に於て之を互選す但しその任期は二ヶ年とす

会長一名、副会長三名、理事若干名、委員若干名内常任委員若干名を置く、但し委員は富山県売薬同業組合役員、支部長、代議員、最寄会長、富山県売薬法人協会員を以てす、幹事若干名

第六条 会長は本会を総理す

副会長は会長を補佐し会長事故あるときは之を代理す、理事は会務を処理す、委員は各般の調査を分担し其の実

行に任す、幹事は会長の指示により会務の整理をなす

第七条 本会に顧問及相談役若干名を置く、顧問及相談役は理事の決議により之を推薦す

第八条 理事会及び理事常任委員会は会長随時之を招集し役員総会は毎年四月之を開く

第九条 本会の経費は醸金、補助金、助成金を以てす、本会の予算は理事委員の決議を要し、決算はその承認を経るを要す

第十条 本会則を変更せんとする場合は役員総会の決議を要す

(富山県売薬同業組合沿革史)

八三 昭和十四年一月 県売薬工業組合事業案

富山県売薬工業組合(仮称)実施事業

(一) 売薬に要する原材料の共同購入をなすこと

(二) 組合に於て組合員の使用する原料を製造し又は他の製薬工場と特殊原料薬の一手購入特約をなし組合員以

外の売薬に使用せしめざること

(三) 共同製剤所を設置すること

(四) 共同製剤所に於て調製する製剤は可成的其の内容を統一すること

(五) 組合に於て商標の登録を受けたる売薬の宣伝広告は組合に於てなすこと

(六) 組合員所有の登録商標は協議の上組合に譲り受け元権利者の承認を得て其の支障なき範囲に於て他の組合員にも使用し得る如くすること

(『富山県売薬同業組合沿革史』)

八三〇 昭和十四年三月 県売薬法人協会、工業組合

結成試案

県売薬振興会で目下審議しつつある工業組合結成に関し、県売薬法人協会では、対策委員会を組織して審議をとげつつあつたが左のごとき委員会試案を決定した、それによると出資額は六万六千九百円である

一 工業組合は売薬原料材料の購入を以て主たる目的とす

二 工業組合出資割当 法人会社三一各平均三〇〇円として九三〇円、個人営業者六五〇円各平均二〇〇円として一三〇〇円、三〇〇円として六六、九〇〇円、資金は払込金不足の場合低利資金等の借入をなす事

三 組合薬品購入 申込みと共に証拠金二割を納付する事

四 輸入組合並に配給組合へ加入し若しくは特殊関係を結ぶこと

五 医薬品自治統制委員会に加入する事

六 製薬会社及地方薬種商と協調する事

七 原料の保管及検査並に配給は工業組合の指定したる県下の薬種商に於てなさしめ内容検査は組合にて行ふ

八 組合員は薬品別に昭和九年十年十一年の三ヶ年平均使用額を組合に届出る事

九 配給は前項使用高の中込高を考慮して配分する事
なほ組合結成に関し薬種商と懇談会をひらくことになつ

ている

〔富山日報〕昭和十四年三月二十二日

日の両日広島市小町県立広島第一中学校講堂にて開催（中略）

本県の提出案件審議状況次の如し。

八三 昭和十四年七月 県売薬工業組合結成

富山県売薬工業組合結成に因し売薬振興会一部会委員及び県下各支部長（富山支部欠席）の共同会合をなし富山市側の申入れである郡市別の工業組合結成について最後の協議を遂げた結果矢張り県下を打って一丸とする工業組合を結成することになり県へ認可の手続きを執ることになった。しかしながら富山市側でも両論があるので自由参加を求めめる方針で進む筈である。

〔富山日報〕昭和十四年七月六日

八三 昭和十四年十月 第十九回全売大会の富山県

提案

第十九回全国売薬業団体連合大会は昭和十四年十月七、八

決議

- 一 売薬原料薬品資材の配給機構改善に関する件
- 一 原料配給問題は業界にとり最も重大なる事項に付大会の決議を以て速かに政府当局に陳情すること
- 二 本連合会加盟団体は配給の円滑を期するため速かに商業組合、工業組合を組織すること
- 尚本会に加盟せざる業者団体に対しても進んで之が組織を見る様勧誘すること
- 三 売薬原料配給に因しては業者として死活の大問題なるを以て配給機関の整備、配給の方法其他配給に関し実行委員を設け挙げて一任すること
- 一 売薬業者の権利擁護に関する件

決議

保健衛生上簡易治療薬として殊に事変下の今日売薬の持つ使命は益々重大性を加ふるに至れり、近時社会の動向

経済の変遷に依り動もすれば売薬に関する本来の業権を侵犯せられんとするは吾人の断乎排撃する処なり

実行方法

本会内に売薬業権擁護対策委員会を常置すること但し本委員会に要する経費は当該委員会の負担とするものとす

(「富山県売薬同業組合沿革史」)

八三三 昭和十四年十一月 県売薬工業組合設立認可

県売薬工組認可 昭和十四年十一月十八日、主務省に向ひて認可申請中なりし富山県売薬工業組合設立の許可は県商工課に正式指令ありたり。

(「富山県売薬同業組合沿革史」)

八三四 昭和十五年一月 県薬業組合連合会結成

県下における売薬原料薬品の価格統制を行ふため、二市八郡の薬業組合が打つて一丸となり、富山県薬業組合連合

会を組織することになり、二十三日午後一時から県売薬同業組合富山支部に於て、結成式を挙行した

(「富山日報」昭和十五年一月二十四日)

八三五 昭和十五年二月 日本配置売薬工業組合連合

会役員選挙

配売工組連合会創立委員会 日本配置売薬工業組合連合会創立委員会は二月十七日午前十時より奈良県庁商工課分室会議場にて開催(中略)出資持口(一口百円、払込二十五円)富山二十三、奈良二十三、滋賀五、岡山五、徳島三
 △理事 (富山) 金尾義信 廣瀬重造 (大和) 中島太兵衛 岡村一雄 (滋賀) 吉岡藤吉 (岡山) 薬師寺清三郎

△監事 (富山) 石黒七三 (大和) 南才一郎 (滋賀) 藤原英一

(「富山県売薬同業組合沿革史」)

八三 昭和十五年三月 県売薬同業組合需給対策委

員会の請願書

請願書

今次事変起るや忠勇なる皇軍將士は銃をとつて立ち、吾等また銃後産業戦士として聖戦目的達成のため総ゆる困苦欠乏に耐ゆるの決意をもつて努力なし来れるも現今の国内物資の需給不円滑は益々その度を高め国民疾病治療に必要な医薬品もまた営利の対照として利潤追及の犠牲となり市場よりの影を没し市井には不正取引を醸成し憂慮すべき事態を惹起しつゝありこれが原因は医薬品の価格と生産並に消費と配給組織に欠陥を有するに外ならず総力戦時体制下われ等売薬業者が医療設備乏しき農山漁村における唯一の疾病治療薬の配給者として存在する使命達成を念とするも原料薬品逼迫の極にある売薬業者の現状御諒察被下閣下の御明鑑を仰ぎたくその資料とも存じ左に理由を具し謹みて及請願候也

理由

一 医薬品適正価格の急速なる設定

医薬品の生産費と協定価格とに適正ならざるものあるため生産業者はその操業を中止し或は協定価格薬品を製造せずして価格統制なき新薬新製剤等の製造に転化するもの続出するの実態なり

二 医薬品国内必要量の確保

国家は医薬品必要量確保のため適切なる生産命令を下し或は輸出入の調節により我が国医薬品の必要量確保を期せられんこと緊急なりと信ず

三 医薬品需給の円滑化

現今の如き配給機構においては現在行はれつゝある如き増産の計数を見ると雖も必需者に普遍せず徒に中間ブローカーの買占め売惜みの犠牲となりつゝあり故に仮令政府の生産命令により生産せらるゝと雖も生産より配給まで一貫せる強力なる組織機構を有するに非ざれば其需給円滑を期し得ず

以上列挙せるごとく医薬品の価格と需給に適正を期するたためこれが抜本塞源の方途を講ぜんとするには製薬の配給の

國家管理をなすのほかなしの結論に達しこれによりてのみ我が國必要量の医療薬品の確実を期し得られ吾等売薬業者また祖先伝来の仁業を維持し國民衛生保健に寄与し得るものなりと確信し敢て我が國製薬事業の配給機構の國家管理を主張致すものに候茲に現下医薬品需給に關し吾等の卑見を率直に披瀝し是非國家管理の途を講ぜらるゝ様何分の御高配賜り度く非礼を願ず謹而及請願候也。

（富山県売薬同業組合沿革史）

八三 昭和十五年四月 県薬品卸商業組合発足

富山売薬原料薬品卸商業組合では四月二十六日富山商工会議所に於て臨時議會を開催、出席者は金岡理事長、中田、松井両理事、島、高桑監事外全組合員にして金岡理事議長席に着き開議、現下医薬品不足の激化は大眾の保健及衛生に及ぼす影響大なるものあるに鑑み厚生省当局に於ては五月一日より医薬品需給の円滑に資するため「医薬品配給統制」を実施せんとするところ、之に伴ひ組合の採るべき対

策に付慎重審議の結果、配給機構整備の國策に副ひ一元的統制を図るべく組合機構を拡充して富山県薬品卸商業組合と改称之が定款変更の手續を理事長に一任することに満場一致可決し亦之に伴う組合事業の膨大化に備へ運営の万全を期すべく理事四名、監事一名を増員することとなったが右組合機構の改組は統制医薬品を組合に於て共同購入した上で共同販売を断行して積極的集同經濟に乗出さむとするもので、斯ることは全国に其の例なく斯業に一転機を画するものとして其の成果は大に期待されて居る

（富山日報「昭和十五年三月十三日」）

八三 昭和十五年十月 配置売薬懸場整理組合規定

配置売薬懸場整理組合規定

- 第一条 本組合は〇〇懸場整理組合と称す
- 第二条 本組合は富山県配置売薬業者にして〇〇〇最寄会所属帳主を以て之を組織す
- 第三条 前条に規定する最寄会帳主は総て本会に加入すべ

きものとす

第四条 本組合事務所は〇〇〇に置く但し時宜に依り変更することあるべし

第五条 本組合は各組合員所有懸場の配置の整理を為し一戸一袋と為すを以て目的とす

第六条 本組合は本組合全地域に涉り整理を為すものとす但し整理上市郡町村単位区域に分轄整理を為すことを得

第七条 本組合は懸場整理を為さんとするとき左の諸点を考慮するものとす

(一) 従来の実情(新懸、旧懸、専業、副業其他)を考慮し懸場帳主の集金等に大なる変更を来たさざる様努むること

(二) 従来に於ける得意の交換又は譲渡

(三) 都市と郡村落の実情

(四) 区域の整理

第八条 本組合の懸場の整理は昭和十六年十二月末日迄に完了すべきものとす

第九条 本組合の経費は総て組合員の負担とす

第十条 本組合に左の役員を置く役員は組合員総会に於て選任す

組合長一名 副組合長若干名 会計若干名 委員若干名 役員任期は整理完了までとす

第十一条 組合長は本組合を代表し諸般の事務を総理す副組合長は組合長事故あるとき之を代理す会計は本組合の金銭出納を司り委員は懸場整理に関する事項を処理す

第十二条 交換又は譲渡に依り重畳整理を為さんとするとき第十三条の算定価格に依り之れを為すものとす

第十三条 重畳整理に関する懸場の価格は昭和十三、十四年度二ヶ年の取上金平均率を標準とし最終配置業と対照判定し、取上金等に乘すべき恒数(文)決定については組合員又は委員会に於て定む但し取上金に付特殊の事情あるときは委員会に於て協議の上之を決す

第十四条 譲渡又は交換に依り重畳整理を為さんとするときは関係組合員は委員会に於て定めたる保証金を組合に供託すべきものとす

第十五条 懸場整理完了したるときは整理関係組合員は明

細書を作り組合長に報告すべし

第十六条 懸場整理後に於て整理漏れの得意家存在することと発見したるときは速に関係者協定の上専有者を決定すべきものとす但し算定方法については第十三条を適用するものとす

第十七条 懸場整理に因り専有したる懸場に対しては本組合員は新に配置又は販売することを得ず組合員が行商人を使用する場合に於て其の行商人に対しても又同じ

第十八条 整理関係組合員又は其の承継人は懸場整理完結に至るまで本規程を遵守すべきものとす

第十九条 特殊の懸場整理に要する経費は関係者に於て負担すべきものとす

第二十条 整理後に於て左の各号の一に該当するものあるときは損害賠償又は相当の処分を為すものとす

(一) 整理以前に於て為したる不正に因り関係組合員に損害を与へたるとき

(二) 整理決算以前に於ける天災、地変、死に絶え、破産、引越不明のものありたるとき

(三) 懸場帳面に誤記又は違算ありたるとき

第二十一条 前条第一項の不正行為のため関係組合員に損害又は迷惑を及ぼしたるときは委員会に於て之が処分方法を決定するものとす

第二十二条 委員会に於て決定されたる処分に対しては異議を申立つることを得ず

第二十三条 本組合に於て特別の事情に依り整理し得ざるときは別に設けられたる審議機関に提出し其の決定を受けるものとす右決定に対しては異議を申立つることを得ず

第二十四条 本組合の整理細則は(各最寄会の事情に依り)別に之を定む

(「富山県売薬同業組合沿革史」)

八元 昭和十五年十二月 県売薬同業組合、一県

一社、一戸一袋の承認

富山県売薬同業組合では二十五日午後一時から昭和会館

会議室において本年掉尾の協力会議を開催し荒木組長、宮崎副組長、金尾、廣瀬、石黒の各幹部をはじめ県下各支部長ならびに法人および個人営業代表、最寄会代表者ら六十余名出席、新体制下に本県売薬の最後の動向を決定すべく評定をかさね各支部長からそれ／＼支部長の意見を開陳し小委員をあげ審議の結果左記結論に到達

一 合同整理委員会案一県一社、一戸一袋に賛成する

二 富山売薬統制株式会社設立発起人の選考方法は売薬同業組合の正副組長、最寄会正副会長、振興会正副会長に一任すること

三 転失業、分工場設置、特殊製剤等の問題については発起人において善処する

四 統制会社の株の申込は法人、有限、個人を問はず便宜の方法で中込すること

以上四項目を全会一致で承認、既定方針通り新体制下に即応し一県一社の下、富山売薬は歩調を合せて職域奉公に邁進することとし、最後に平山県衛生課長の挨拶があつた

〔北日本新聞〕昭和十五年十二月二十六日

八〇〇 昭和十六年二月 県薬品統制株式会社発足

富山県下の薬品問屋即ち薬品卸商たちが経済統制に即応して、全県一丸とする富山県薬品卸商業組合を結成し足並を揃へて因策街道へ邁進しつゝあつたが組合と組合員の関係は家族的であつて組合の事業と組合員の営業と錯雑し結局組合は組合員の組合と墮し組合員の商取引に組合の名を利用する傾きがある上将来は配給機構上、中間業者が姿を消さねばならぬ運命にあるといふ所から金岡理事長以下、常務理事、理事、監事等は昨年十月以来東京、大阪、名古屋等に赴き種々調査研究の結果、同商組を発展的解消し新たに富山県薬品統制株式会社を創立、定款に製薬、薬品の卸、購買、販売等を定め一貫作業を行つて富山県薬業界の発展に貢献することと決定、来る四日株式の割当を定め八日に払込を了し二十五日頃富山市総曲輪の事務所（日報ビル階上）で創立総会を開いてたくましくも華々しい発足をみることとなつた、この富山県薬品統制株式会社は売薬業者が全県一社の富山県売薬統制株式会社を創立するのと同じく

全県一社のものであり名称も薬品と売薬の違いだけであるが売薬側に一足お先に出発するものであり、しかも東京、大阪、名古屋、京都を除いては地方最初の全県一社の薬品統制会社であるので注目されてゐる

新時代に即応して全県一社の薬品統制会社が今月下旬新に生れるについて金岡県薬品卸商業組合理事長は語る

県薬品統制会社をつくるについては役員諸君とも研究に研究を重ねたものであるが、従来組合組織では何かと不都合があり、組合といふものが組合員のための組合になつて仕事が悪くしうまくゆかない、それに将来この薬品の中間商業といふものゝ動く余地が資材関係で狭められて自滅のほかがなくなり、官庁との交渉も多元的で活動を阻まれる嫌ひがあつた、そこで全県一社の薬品統制会社に根本的に改組し、いままで専業として加へられてゐなかつた製薬をも定款に挿入し、製薬、卸、販売と一元化し統一し有機的にやつて活躍しようといふのであり、一つの職域転換に似た飛躍ともいへよう、これには主務省も大いに賛成し歓迎してゐる、まアいつてみれば電気

会社の株主も電気事業をやり会社も電気事業をやつてゐるとすれば頗る変なものであるだらう、それを電気事業は会社でやり株主が電気事業を行はぬといふ行方にするのであつて業者にとれば大問題たらざるを得ぬだらうが将来を見透すと頗る明るい希望がもてるわけである、そこで新会社の株主であるが、これは十八名の組合員及家族、店員以外を排除し株は実績によつて割当て、一株五十円とし八日に半額払込みを徴する、資本金は資金統制の關係上十九万五千円とする従来他人の製品だけを卸売してゐるにすぎなかつたが今後は会社で製薬をも行つてゆくのだからその点大變違ふ従来消極的受動的静止状態から新たに積極的能動的活躍に移る、わけであり国民の保健厚生のため大いに寄与したいと全員熱意に燃えてゐる

〔北日本新聞〕昭和十六年二月二日

八四一 昭和十六年四月 県配置売薬商業組合発足

富山県配置売業商業組合創立総会は二十四日午後二時から昭和会館ホールにおいて開催出席者五百名荒木組長欠席のため廣瀬重造氏議長席につき定款制定の件、事業計画、初年度予算、加入金（一出五十銭）等を異議なく可決の上役員選挙に入り詮衡委員十五名を挙げ詮衡の結果左の如く当選し引つゞき初年度における組員に対する貸付金額最高限度二千円に同組合の借入金額最高限度を十万円と決定午後五時閉会した、しかして商業組合の加入者数は四千六百七十七人、口数九千七百十四口で出資金総額は十九万四千円に達した、なほ理事長は後日理事会で互選の筈、事業計画および役員左の通り

一 取扱商品の仕入並に営業用品の共同購入 イ、組員の委託によりその取扱商品の仕入並に営業用品の共同購入、組員の取扱商品並に営業用品を組合に於て製造元と特約をなし共同に購入して組員に供給すること

二 営業に関する統制 イ、営業上の弊害を予防矯正し事業の健全なる発達を図るため統制委員会に於て営業方法及販売価格其他営業に関する統制事項を審議決定すると

共に組員営業の取締を為す ロ、組員の営業上に関する紛議を生じたるときはこれが調停解決すること

三 組員の営業に関する指導、研究及調査を為すこと

四 資金の貸付 組員に対し其の営業に必要な資金は信用評定委員会に於て作成したる信用程度表及貸付金の用途を調査し其金額及貸付方法を定む

△理事（十五名）金岡忠治、堀彦次郎、北川東二、水上嘉平、高松兵四郎、鹽井幸次郎、廣瀬重造、車谷定次郎、齊藤清兵衛、渡辺儀三郎、堀田定次郎、池田嘉吉、伊藤三郎平、内田佐幸、中島義正

△幹事（七名）竹脇長兵衛、戸田秀朝、田辺精三、橋本一井、曾我與助、開清次郎、金森哲治

△統制委員（五名）宮崎乙雄、北野治作（会員外）藤川幸三、堀友次郎、沢井三信（会員内）

△相談役（八名）荒木甚助、飯倉平兵衛、金尾義信、長谷川儀作、吉本理八郎、廣田竹太郎、田中清衡、西田彌八郎

（北日本新聞、昭和十六年四月二十五日）

八三 昭和十六年五月 売薬統制案を官民合同委員

会で検討

富山県売薬の企業合同に関し県では二日午前十時から議員控室において懇談会を開き

薬界代表者荒木県売組長、宮崎、堀副組長、藤川代議員
 会議長、金尾廣貫堂常務、廣瀬師天堂常務、廣出精講堂
 代表、堀田定次郎（小杉）車谷定次郎（滑川）池田嘉吉
 （上市）橋本一井（滑川）の諸氏、県から平山衛生課長、
 前田商工課長、藤井経済保安課長、衛生課本庶、島崎両
 技師、池田、土田両技師、経済保安課澤田警部、小橋警
 部補、県売北野事務長、同岩城検査員等出席

曩に富山県売薬統制会社設立発起人会第二部会から提出さ
 れた委員長試案、即ち資本金十九万九千五百円の統制会社
 を設立し県下枢要地に分工場、配給所を設置せんとする案
 及び廣貫堂試案として提示された工業組合の拡充強化の企
 業合同案及び滑川から提示された中間会社設置案の三案を
 中心として検討を重ねたが、右三案の折衷案を唱へるもの

あり又工業組合拡充案乃至は委員長試案を可とするものな
 ど結論に達せず結局官民合同委員会を組織して本県売薬の
 企業合同の根本方針を改めて協議することとした、然して
 売薬の企業合同問題も今となつては工業組合を拡充すべき
 か、それとも統制会社を組織するか二つの中何れかに決す
 べき時機に到達したものと見られる

（北日本新聞 昭和十六年五月四日）

八四 昭和十六年十月 県店頭売薬統制組合結成

富山売薬の統制は愈々その緒につき軌道工作へ急ピッチ
 をあげてゐるが、配買売薬と原料、装置、販売株式及び機
 構を異にし殊に方名に生命線を置く店頭売薬を配置売薬と
 混同し同一の統制下に置くことは理論上からも實際上から
 も不能とされてゐたところ愈々店頭配置両売薬を別個に切
 離すことになり、県の諒解の下に店頭側は独自の立場で国
 策に副ふべく努めることに決定、四日午後一時より富山市
 新総曲輪県売薬同業組合富山支部で県下の主要店頭売薬業

者代表

飯倉平兵衛、藤川圭三、内山甚兵衛、田邊精三、高松兵四郎、中林茂良、長谷川良造、金盛長蔵、志鷹傳平、石橋治郎、松崎善平、堀友二郎、武脇長平、野上松太郎、淀川幸次郎、稲田君子、中島宇三郎、林良一、余川豊代治、森田次作、赤坂嘉二郎、池田松次諸氏ほか三十余名出席し藤川圭三氏司会の下に

共同製剤所の設置、全県下店頭売業者の統制組合結成の件

等を協議した結果、共同製剤所を大体富山市に新設し原料の共同購入をも行ふこととし統制組合は「富山県店頭売業統制組合」（仮称）として全業者を一丸として結成し出資額は最低五万円（一口五十円）とすることに決定した、共同製剤所は既に候補工場内定してをり二十三日県売業同業組合富山支部に於て前記統制組合を結成する予定である

（北日本新聞「昭和十六年十月八日」）

八四 昭和十七年一月 県売業同業組合、一県一社

制再整備提唱

富山県売業同業組合では二十六日午前十時から売業振興委員会同午後一時から組合会を開き

曩に厚生省から指示された売業整備に関する件につき荒木組合長から之が主旨の概要を説明諒解をもとめ大東亜戦遂行上業界は挙げて国策に関するべきを力説し這般の会議に於て本県売業としては政府に対し

- 一 生産に要する最少限度の売業原料の配給確保
- 二 売業製造に要する最少限の従業員の確保
- 三 配置売業に要する最少限度の配給員（行商人）の確保

の諸点を要望したこと、および刻下の問題として県配置売業商業組合に対し

- 一 売業懸場の実績に重点を置き、同一地方同一世帯へ同業売業を配置せざるやう努めること
- 二 配置売業に要する最少限度の行商人数

三 同一地方同一世帯へ配置する最少限度の行商人数等の基本的調査を依頼し国策に即応した配置売薬の進むべき方途を研究してゐる旨を報告、各委員からも意見の開陳あり慎重協議を遂げたが両会合とも当局に善処方を一任散会した、しかし今や業界は国策に協力すべき必須の情勢に置かれ両三年本県業界が提唱して来た一県一社、一戸一袋は再度当面せる問題となるに至つた

〔北日本新聞〕昭和十七年一月二十七日

八四 昭和十七年七月 売薬行商人の配置売薬商業組合移管

県配置売薬商業組合では七日理事、部会長会ならびに総代、統制委員会を補佐、配置売薬整備に関する問題を中心に協議した、協議の結果、十月一日より配置売薬は全部商業組合を通じ各帳主に配置すること、各会社の行商人は全部商業組合の行商人に移管することに諸準備を急ぐことになつた

又一戸一袋制を実施するため配置区域を整理すること既に配置してある売薬の処理問題についても研究することになつたが、国策に向つて業者は一路邁進することを誓つた

富山売薬に欠くことのできぬ解熱剤アンチヘブリン、鎮静薬カフェインは、今仕入最中である、しかし全国的には夏季のため該薬品の出廻り少く、このまゝにして秋に入れば感冒薬はその需要の季節を失するので、富山県薬品統制会社では松井長兵衛常務、笹山梅治支配人並に県係官、県売薬工業組合代表者ととも、厚生省に特別配給の陳情をなすため七日上京した

〔北日本新聞〕昭和十七年七月九日

八五 昭和十七年九月 日本配置売薬統制協議会、配置売薬整備決定

時局の要請に依へて全国の配置売薬連絡統制機関として誕生した日本配置売薬統制協議会の発会式は去る十日東京市東日会館で開催、本県から廣瀬県売薬商業組合理事長、荒

木県売薬同業組合理事長、金尾廣實堂常務の三氏が出席したが、十一日同会館における厚生省主催配置売薬整備協議会に出席十五日朝婦宮の廣瀬理事長は左の如く語る

十日の発会式には二府十四県の配置売薬団体代表者五十名出席、私が議長席について規約等を決め役員選挙に入つたところ理事長として私に、副理事長は奈良県の岡村一雄氏が夫々選任された、十一日会議では二府十四県代表者全部と厚生省竹内技師が出席、配置売薬配給統制に關する本省の指示事項について説明を聴取、各自より意見の開陳が行はれた、その結果今秋十月一日から明秋九月三十日までの向ふ一ケ年間に全国的配置売薬の区域を決定完了すると共に全国の一戸一袋整理完了は昭和十九年九月までに実施することを申合せた、然も配置区域の決定については全国を十二ブロックとなし、各ブロック毎に協議会を開いて決定するが大体昭和十六年度の販売価格を五割と見て配置薬価格と得意戸数を各二割五分に算定し、一世帯配置薬は十八種目に決定を見た

厚生省における配置売薬整備協議会に出席の廣瀬県売薬商

業組合理事長は十五日婦宮、一世帯配置薬は左の十八種目と決定せる旨業界に発表した

△下痢とめ整腸剤 △外傷薬 △皮膚病薬 △吸出し △痔薬 (軟膏および坐薬) △清涼剤気付薬 △婦人病薬 (ふり出し) △解熱剤 (小児用を含む) △鎮痛剤 (頭痛、腹痛、歯痛止め) △鎮咳破痰剤 (小児用を含む) △小児五疳薬 △日薬 △下痢 △膏薬 (万金膏、あかぎれ膏を含む) △驅虫剤 △あせも打粉 △巴布劑 △健胃劑

(北日本新聞「昭和十七年九月十六日」)

八宅 昭和十七年十二月 県売薬工業組合の許可品

目通知

工発第一九四号

昭和十七年十二月七日

富山県売薬工業組合

布日龜次郎殿

日本売薬配給統制株式会社取扱売薬決定ニ關スル件

標記ノ件ニ関シ厚生省発衛第一一五号十二月二日付ニテ貴
 営業ニ係ル左記売薬決定セラレタル旨今般県ヲ通ジ御通知
 有之候条及移牒候也

方 名	主 要 効 能	販 売 総 価	販 売 地 所 在 府 県 名
脳 快	頭痛、歯痛	七、五〇〇円	大阪他一
一 服 散	下熱薬	六、一〇〇	同
セメン 円	良下し	五、三〇〇	同

(布目家所蔵文書)

八頁 昭和十八年二月 県売薬同業組合解散

明治四十一年創立以来、本県売薬の振興に多大の貢献を齎
 した県売薬同業組合は時局に即応、紀元の佳節十一日昭和
 会館で解散式を挙げたが、業者の団体では最古の歴史を誇
 り今日の売薬王国にまで業者を指導してきた同組合の簡単
 なる沿革は次のごとくである

明治二十年当時の売薬業者 邨澤金廣、石井義春、水上嘉

平三氏が本県売薬の声価を向上させるため売薬営業組合
 を組織、同三十三年邨澤金廣、中田清兵衛、阿部彌七郎、
 澤田金太郎氏ら十八名が発起で組合地区を富山市に限り、
 富山市売薬同業組合を組織、その後明治四十一年市内売
 薬業者は三千九百名に達したので組合地区を県下一円に
 拡張する必要に迫られ同年九月県売薬同業組合を設立、
 ここに同組合は三十六年に亘る歴史の一章を綴り出した、
 組合業務の主なるものとしては博士、学士などを招聘し、
 売薬の改良を計りまた外国に留学生を派遣し海外輸出を
 拡充すること等が挙げられ、その他行商人の風儀を矯正
 し信用を保ち行商人の割引売を将来の富山売薬のため自
 粛させるなどその声価を失墜せぬやう努力した功績は今
 日の大をなした所以である

〔北日本新聞〕昭和十八年二月十二日

八〇 昭和十八年五月 薬業振興委員会、十部門の

小委員会設置

富山工産振興会薬業振興委員会の初会議は十日午前十時から富山市参事会室で開催、委員四十名ならびに来賓新井県衛生課長、金森市助役ら出席して開会、国民儀礼、金尾会長の開会の挨拶、新井県衛生課長、金森助役の祝辞に併せ激励の辞あつて会議に入り、左記十項目を各部門毎の小委員へ後日会長から指名を作つて調査審議をなし、全体会議に諮つてそれぞれ実行に移すこととし、全事項にわたつて、廣田、澤田、廣瀬、水上、富川、岸各委員の意見発表あつて散会した

売薬生産企業整備に関する事項、薬品原料生産企業整備に関する事項、原材料の獲得に関する事項、得意家整理に関する事項、品質改善に関する事項、行商員確保に関する事項、他府県売薬との連絡協調に関する事項、医療営団、国民健康保険組合、薬剤師会等の連絡に関する事項、海外進出に関する事項、軍需薬品に

関する事項

〔北日本新聞〕昭和十八年五月十一日

八五〇 昭和十九年五月 富山軍需薬品協力部会発足

全国に冠たる伝統の製薬能力をあげて軍需部面に向け軍の作戦に即応せる強力なる総合生産体制を確立すべくこれが挙果的の實行機関たる富山軍需薬品協力部会の創立総会は二十三日午後一時から県庁第一会議室にて開催、県から北経済部長、小又商工課長、水上県薬業指導所主任技師ほか関係官、民間側から富山化学工業はじめ家庭薬生産者十七社、医薬品生産者九社の各代表ら六十余名出席、国民儀礼、設立委員長北経済部長の挨拶、小又商工課長の経過報告のち議事に入り部会則、初年度事業計画と予算三万八千八百円を可決、会長以下新役員を次のごとく県の指名にて選任して四時散会、業界初の決戦即応の新団体は輝やかしく発足した

△総裁 県知事西村彰一 △会長 県経済部長北榮造 △副

会長 県商工課長小又幸井、中井敏雄△顧問 県内政部長森本雅雄、県警察部長秋山博、遠隊区司令官竹出鼎三、金澤師団軍医部長小川安二郎、富山陸軍病院長長瀬徳治郎、富山薬専校長横田嘉右衛門、県会議長野上資良、高山市長石坂豊一、高岡市長木津太郎平、陸軍中将山崎定義、陸軍少将森尻伊祐、海軍中佐岩城七次、海軍少佐名村利正、県商工経済会々頭金岡又左衛門、県薬剤師会顧問中田清兵衛△相談役 県衛生課長土田清、県食糧課長原田東平、県林務課長横田守造、県経済保安課長相川龍藏、県労政課長三由正敏、県国民動員課長森榮松、県輸送課長四谷豊治、金澤師団軍医部々員新居保藏、陸軍薬剤中佐井口爲四郎、県会議員八尾菊次郎、同尾山三郎、澤田佐一郎、県薬剤師会長森正英、県商工経済会常任理事宮川保太郎、前富山県売薬同業組合長飯倉平兵衛△理事 地方事務官永井重弘、地方技師島崎米次郎、同水上慎一郎、富山県警部池田和一郎、北野治作、佐々倉正則、石黒七三、片山誠意、北川承三、笹山梅治△監事 荒木甚助、金尾義信、館村五三郎、廣瀬重造、金岡好造、宮

崎乙雄、和田英俊、松井伊兵衛、△事務長 村井信雄

〔北日本新聞〕昭和十九年五月二十四日

八五 昭和二十二年一月 一戸一袋制廃止と県家庭薬商業協同組合結成

一戸一袋営業配置区域の全国府県統一は配置営業の精神に反するとき県下西水橋町の売薬行商共同組合のあげたのろしは富山県家庭薬配置統制組合に強い刺激を与え両者の間に円満を欠いていたがさきに県薬務課の斡旋で妥協交渉が進められその最後の交渉委員会は十八日午前九時から総曲輪の組合事務所で開かれ

県側から泡田技官、家庭薬側から廣瀬理事長、塩井幸次郎、吉本與三次、水橋組合から野村山造、篠田正夫、飛騨薬作の諸氏が出席、協議の結果近く共同組合案によつて当然解消の運命にある現在の配置組合をこれ限りとし両組合の意見をまとめて今度新たに富山県家庭薬商業共同組合を結成し昔にかえつた自由な越中売薬進出を見せ

ることになった、なおこれによつて戦時中統制のワタに入れた地域敵守は解かれるわけで今後奈良、滋賀、大阪、東京の各売薬業者とお客争奪の競争は必至とみられてゐる

このうちは一万の越中売薬屋さんには良心的行商営業をつづけるとともに品質向上と価格の協定を守り越中売薬は一戸二袋までを認めることにしていたずらに同業者の摩擦をせず伝統越中売薬の誇りを高めることにした

(富山新聞、昭和二十二年一月十九日)

八三 昭和二十二年二月 県家庭薬配置商業協同組合設立発起

富山県家庭薬配置商業協同組合

設立同意を求める件

この度富山県家庭薬配置商業協同組合の設立を発起しましたので趣意書並に設立要綱御承認の上組合の設立に御同意下される様御依頼致します。

昭和二十二年二月一日

富山県家庭薬配置商業協同組合

設立発起人総代 廣瀬重造

殿

趣意書

茲に、我等家庭薬配置販売業者の自由意思に基く家庭薬配置商業協同組合の設立を企図するに当り其の趣旨を簡単に述べさせて頂きます。

今や新日本建設の爲め又国民生活安定確保の爲め民生産業の急速な振興を図る必要から立法されました商工協同組合法に基き当該組合の結成を急ぐことになりました。

而して戦時立法に依る従来の家家庭薬配置統制組合は近く解散することになったのであります。

民主的協同組合は自助的協同と自治的統制に依つて業の振興を期するのであります。今回我等同業者は寄集つて業の改良發達に寄与する爲めに事業経営の合理化を図るに必要な共同施設を行ふを目的とする富山県家庭薬配置商業協同組合の設立を発起したのであります。

組合の運営、役員任免、経費の徴収等は総会を中心とする組合員の自由意思に基いて民主的に運営し組合員の創意と責任とに於て極力その民主化を図ることになつております。

御承知の通り新日本建設の上に国民保健の爲め斯業の使命愈々重加されつゝあります。今や経済危機に臨んで業界は多事多難であります、業者は一致結束して協同自助の精神に則り新組合制度を活用し此の難関を突破しなければなりません。団結と組織のある所に強い政治力も生れて来ます、業界健全な発展と進歩の爲めに速に組合を設立し之を活用し以て業使命達成に邁進されることを念願して已みません。何卒設立の趣旨に御賛同下され進んで之に加はり、其の機能の發揮に全幅の支援協力下さる様御願ひ中上げる次第であります。

敬白

設立要綱

一 目的

組合員の緊密な結合により家庭薬配置販売業の改良発達に資するため組合員の事業の経営の合理化を図るに必要な共同施設を為すことを目的とする。

二 名称

富山県家庭薬配置商業協同組合

三 地区

富山県一円とする

四 事務所所在地

富山市

五 組合員たる資格

地区内に居住する家庭薬配置販売業を営む者を以て組織する。

六 出資一口の金額及其の払込方法

出資一口の金額は金貳百円とする。

出資の払込金額は一口について金貳百円全額払込むものとする。

七 事業計画の概要

一 組合員の取扱品の仕入、保管、販売

二 組合員の取扱品に対する検査

三 組合員の事業に関する指導、研究及び調査

四 組合員に対する事業資金の貸付、組合員の貯金の受入

五 組合員に対する事業資金の貸付、組合員の貯金の受入

六 組合員に対する事業資金の貸付、組合員の貯金の受入

七 組合員に対する事業資金の貸付、組合員の貯金の受入

五 その他組合の目的を達するために必要な事業

同 富山市今木町 岩瀬市男

同 富山市相生町八 稲場傳吉

八 経費の賦課徴収方法

初年度(昭和二十二年設立認可日) 同 富山市相生町八 稲場傳吉

至昭和二十二年十二月三十一日) 同 富山市相生町八 稲場傳吉

経費予算は金五拾壹万参千円で手数料及 同 富山市相生町八 稲場傳吉

雑収入で賄ひますが内金四拾万参千円は 同 富山市相生町八 稲場傳吉

組合員賦課金とし平等割で納入すること 同 富山市相生町八 稲場傳吉

になります。 同 富山市相生町八 稲場傳吉

九 組合の負担となる創立費及び其の償却方法

創立費は金五万八千円で初年度経常費に 同 富山市相生町八 稲場傳吉

繰入れ償却します 同 富山市相生町八 稲場傳吉

十 発起人の住所氏名(五十音順)

住 所 氏 名

富山県高岡市湊町一一五 明石善吉 同 富山市相生町八 稲場傳吉

同 富山市西田地方 有澤長宗 同 富山市相生町八 稲場傳吉

同 富山市浜黒崎八六八 東才次郎 同 富山市相生町八 稲場傳吉

同 中新川郡中加積村堀江 伊藤三郎平 同 富山市相生町八 稲場傳吉

同 富山市鹿島町四六 池上兵藏 同 富山市相生町八 稲場傳吉

(後略)

(石井家所蔵文書)

八三 昭和二十二年二月 県家庭薬配置商業協同組合定款

(表紙)
昭和二十二年二月

富山県家庭薬配置商業協同組合定款

第一章 総則

第一条 本組合ハ組合員ノ緊密ナ結合ニヨリ家庭薬配置販売業ノ改良発達ニ資スルタメ組合員ノ事業ノ経営ノ合理化ヲ図ルニ必要ナ共同施設ヲナスコトヲ目的トスル

第二条 本組合ハ富山県家庭薬配置商業協同組合ト称スル

第三条 本組合ノ地区ハ富山県一円トスル

第四条 本組合ハ事務所ヲ富山市ニ置ク

第五条 本組合ノ公告ハ本組合ノ揭示場ニ揭示シ又ハ地方

新聞ニ掲載スル

第六条 コノ定款デ別ニ定メタ場合ノ外、事業ノ執行、会計其他必要ナ事項ハ理事会ノ議決ヲ経テ別ニ定メル

第二章 組合員

第七条 本組合ハ、地区内ニ居住スル家庭薬配置販売業ヲ営ム者ヲ以テ組織スル

第八条 前条ニ掲ゲル資格ヲ有スル者ハ、本組合ノ承諾ヲ受ケテ組合員トナルコトガデキル

本組合ハ加入ノ申込ガアツタトキハ予メ總會デ定メタ方法ニヨツテソノ諾否ヲ決スル

第九条 本組合ニ加入シヨウトスル者ガ前条ノ承諾ヲウケタトキハ、遅滞ナクソノ引受ケヨウトスル出資口数ニ応ジ、全額ノ払込ヲシテケレバナライ

但シ、他人ノ持分ノ全部又ハ一部ヲ承継シタ場合ハコノ限りデナイ

前項本文ノ加入者カラハ加入金ヲ徴取スルコトガデキル
加入金ノ額ハ總會ノ議決ニヨツテ定メル

加入ハ加入シヨウトスル者ガ第一項及ビ第二項ノ規定ニヨル払込ヲシタトキニ効力ヲ生ズル

第十条 組合員ハ左ノ事由ニヨリ脱退スル

一 組合員タル資格ノ喪失

二 死亡又ハ解散

三 破産

四 禁治産

五 除名

第十一条 組合員ハ、前条ノ規定ニカムハラズ、事業年度

ノ終ニ脱退スルコトガデキル

脱退ノ申出ハ、少クトモ事業年度末ヨリ三月以前ニソノ

理由ヲ記載シタ書面デシナケレバナラナイ

第十二条 組合員ガ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ、總會

ノ議決ニヨツテ、組合員ヲ除名スルコトガデキル

一 出資ノ払込ソノ他本組合ニ支払ハナケレバナラナイ

金錢ノ支払ヲ怠リ、催告ヲ受ケタ後一月以内ニ、ソノ

義務ヲ履行シナイトキ

二 本組合ノ施設ヲ不正ニ利用シタトキ

三 本組合ノ事業ヲ妨ゲ又ハ妨ゲヨウトスル行為ガアツ

タトキ

四 信用ヲ失フ行為ガアツタトキ。

第十三条 組合員ガ脱退シタトキハ、ソノ年度ノ終リニオ

ケル組合ノ正味財産ニヨリソノ持分ノ金額ヲ払戻スモノ

トスル但シ除名ニヨル場合ハ、ソノ半額トスル

本組合ノ財産ヲ以テ本組合ノ債務ヲ完済スルコトガデキ

ナイトキハ、脱退シタ組合員ハ、ソノ出資口数ニ応ジ、

払込出資金額ヲ限度トシテ、損失額ノ払込ヲシナケレバ

ナラナイ

第十四条 組合員ハ左ニ掲ゲル事項ニ変更ヲ生ジタトキ又

ハ事業ノ休業止ヲシタトキハ、還滞ナク本組合ニ届ケナ

ケレバナラナイ

一 氏名又ハ名称

二 事業ヲ行フ場所

三 事業又ハ取扱品ノ種類

第三章 出資、準備金及ビ持分

第十五条 出資一口ノ金額ハ金貳百円トスル

出資ハ金錢ヲ以ツテ払込マナケレバナラナイ

第十六条 出資ノ払込金額ハ、一口ニツイテ金貳百円全額

払込ムモノトスル

第十七条 出資ノ払込ヲ怠ツタ組合員ハ、ソノ払込金額ニ

対シ払込期日ノ翌日ヨリ払込完了ノ日マデ日歩四銭ノ割

合ヲ以ツテ延滞金ヲ支払ハナケレバナライ

第十八条 本組合ハ、損失ノ填補ニ充テルタメ出資総額ノ

二分ノ一ニ相当スル金額ニ達スルマデ、毎事業年度ノ剩

余金ノ十分ノ一以上ヲ準備金トシテ積立テルモノトスル

加入金及ビ第十三条第一項但書ノ規定ニヨツテ払戻ヲシ

ナイ金額ハ、準備金ニ繰リ入レルモノトスル

第十九条 本組合ハ毎事業年度臨時緊急ノ支出ニ充テルタ

メ、剰余金ノ十分ノ一以上ヲ別途積立金トシテ積ミ立テ

ルモノトスル

第二十条 組合員ノ持分ハ、本組合ノ正味財産（納税積立

金及ビ退職給与引当金ヲ除ク）ニツキ、ソノ出資口数ニ

応ジテ算定スル

持分ノ算定ニ際シテハ、ソノ基礎トナル金額デアツテ計

算上不便ナ端数金額ハ、コレヲ切捨テルコトガデキル

第二十一条 組合員ハ、本組合ノ承諾ヲ受ケタ場合ニ限り、

他の組合員又ハ第八条ノ承諾ヲ受ケタ者ニ対シテ、ソノ

持分ノ全部又ハ一部ヲ譲渡スルコトガデキル

第四章 事業及ビソノ執行

第二十二条 本組合ハ、第一条ノ目的ヲ達スルタメ左ニ掲

ゲル事業ヲ行フ

一 組合員ノ取扱品ノ仕入、保管、販売ソノ他組合員ノ

事業ニ関スル共同施設

二 組合員ノ取扱品ニ対スル検査

三 組合員ノ事業ニ関スル指導、研究及ビ調査

四 組合員ニ対スル事業資金ノ貸付、組合員ノ貯金ノ受

入

五 ソノ他組合ノ目的ヲ達スルタメニ必要ナ事業

第二十三条 本組合ガ組合員ノ取扱品ノ仕入、保管、販売

又ハ検査ヲ行フ場合ハ、左ニ掲ゲル利率又ハ料金ノ範圍

内ニオイテ手数料ヲ徴取スル

一 仕入手数料 仕入代金ノ百分ノ五

二 保管料 家庭薬品種ニヨリ理事会ニ於テ別ニ

コレヲ定ム

三 販売手数料 販売代金ノ百分ノ五

四 検査手数料 千個ニ付壹円

第二十四条 本組合が組合員ニ対シテ事業資金ノ貸付ヲ行

フ場合ノ貸付利率ハ日歩式錢以内トスル、延滞利息ハ日歩四錢トス

貯金ノ受入ヲ行フ場合ノ利率ハ年四分以内トスル

第二十五条 本組合ハ配置先、都道府県毎ニ部会ヲ設ケ最

寄組合員ノ協同自助ト自治的統制ニヨリ配置先事情ニ即

シ業ノ振興ヲ図ルモノトスル

部会ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ定ムモノトスル

(後 略)

(石井家所蔵文書)

八五 昭和二十二年四月 県配置家庭菜北海道部会

会則

(昭和二十二年四月二十八日 富山市西別院に於ける総
会にて決議)

第一章 総 則

第一条 本会は富山県配置家庭菜北海道部会と称する

第二条 本会は富山県並びに北海道に於ける取締り官庁及

び関係業者団体と緊密なる連繫を保ち会員相互の親睦と
福利増進を図り業の振興発展を期するを以て目的とする

第三条 本会は事務所を会長宅に置く

第四条 本会は左の業務支部を設けて業務上其他会務の連
絡指導に当らしめ本会の補佐を為さしめるものとする

函館、後振、小樽、札幌、留萌、室蘭日高

石狩中央、南石狩、旭川、十勝、釧根、北見

第五条 本会は左の地方支部を設けて会務其他業務の連絡
指導に当らしめ本会の補佐を為さしめるものとする

富山、岩瀬、浜黒崎、水橋、滑川、中加積、上市、四方、

海老江、小杉、高岡、中田

第二章 事 業

第六条 本会は第二条の目的を達成する為め左の事業を行
う

一 優良家庭菜を配置し適正価格を以て正価販売をなす

二 不良家庭菜、不正配置員不当競走の防止

三 懸場並びに販売区域の保全確保

- 四 新業の発展向上に関する研究
- 五 薬事法規の厳守に関する施策
- 六 その他本会の目的達成に必要な事項

第三章 会 員

第七条 本会は北海道を区域として家庭薬の配置販売を業とする者及び配置販売に従事する懸場帳主または其配置員を以て組織する

第八条 新加入者は配置員身分証明書の交付を受けたる者または其帳主と認めたる者を会員とする

第九条 会員は本部会或は業務支部地方支部より業務上の諮問事項、調査事項等ありたる場合は速かに報告するものとす

第十条 会員にして不正行為あり業界の信用をきづつけたる者又は会員の事業を妨げようとする行為であった場合は本会は役員会の議決により除名する事が出来る

(後 略)

(『北海道売薬史』)

八三 昭和二十二年六月 富山薬業会発足

富山薬業会創立

富山薬業会の創立総会は六月三十日午後一時から富山商工会議所会議室で開催された。

△定款作成△評議員選出方法規定△二十二年事業計画
△物資取扱手数料および試験手数料決定△二十二年取
支予算ならびに役員報酬△二十二年度賦課金額および賦
課徴収方法△事務所位置△部会縮入評議員委嘱△役員選
任の件

など満場一致可決し午後五時半盛況裡に散会した。

役 員 ◇会長中井敏雄◇副会長廣瀬重造、富川保太郎
◇理事中井敏雄、和田英俊、金森将衛、塩井幸次郎、長
谷川儀仁、石黒七三、車谷定次郎、今村政夫、長谷川儀
作、藤井諭吉、笹山梅治、廣瀬重造、放生繁雄、富川保
太郎◇監事松井長兵衛、城石平三、堀田茂一

(『薬業日本』昭和二十二年七月十日)

八五 昭和二十二年七月 富山薬業青年倶楽部発足

富山県薬業界の中堅層を以て組織された富山薬業青年倶楽部の発会式は七月一日午後二時から市内総曲輪家庭薬配置商業協同組合会議室に於て挙行(後略)

(「薬業日本」昭和二十二年七月十日)

八七 昭和二十二年九月 県売薬行商人同志会連合会発足

富山県売薬行商人同志会連合会結成大会が九月十二日午後一時より県会議室に於いて開催(後略)

(「薬業日本」昭和二十二年九月二十日)

八八 昭和二十三年二月 県家庭薬配置商業協同組合、配置販売決定通知

組合員にお知らせ

去る二月二十日日本組合総会に於て配置販売に関して左の通り決定いたしましたから公告いたします

一 責任区域制を廃し自由配置制としこれが実施は三月一日よりとする

二 各部会は部会の支部を組合支部管内に設置すること
但しその必要を認めない場合はこの限りに非ず

三 各支部に肅正委員会を置く

四 不正事故を起した場合はその組合員の所属支部の肅正委員会において処理するものとする
肅正委員会には事故発生地の部会これに参画するものとする

五 事件が両支部に関係ある場合は双方協議して行ふものとする

六 濫売事故についても右委員会に於て処理するものとする

七 支部肅正委員会において処理し難きときは本部肅正委員会に申達し処理するものとする

八 現在組合員にして未だ許可証なき者に対しては原則として三県までの希望を認めること

但し部会長又は部会支部長の同意を必要とする

九 従来許可証を一枚ないし二枚持つてゐる者は三県（三枚）までにすることが出来る

但し部会長又は部会支部長の同意を必要とする

十 懸場の既得権の譲渡は自由とする

但しこれが譲受けに依り懸場先が三県以上になつても制限しない

譲渡人は譲渡しに見返しとして新たに一府県の希望が出来ない

十一 道義に反し悪質な配置をしてはならないこれを犯した者に対しては肅正委員会において処理を構ずるものとする

新加入者（今後）に対する件

一 組合に設けられた資格審査委員会において決定する

二 希望府県の申込に対しては当該部会長又は部会支部長の同意を必要とする

三 希望県数は原則として三県までを認めること

四 組合員の資格向上のため薬学講習会を充実し又は補導

所等の機関を利用すること

富山市新総曲輪十八番地

富山県家庭薬配置商業協同組合

（薬口新聞「昭和二十三年二月二十五日」）

八五 昭和二十三年八月 県薬業会、定款変更と協

同組合設置協議の臨時総会

事業団体法案実施に伴う富山県薬業会の定款変更並びに協同組合設置を付議する臨時総会は、八月二日午後二時から会員約百名出席の下富山市配置協同組合ホールで開催された。まず議事に入るにさきだつて臨時席の厚生省新村、翁両事務官及竹内家庭薬会理事長を石黒副会長より一同に紹介、新村事務官より新薬事法実施公布に伴う薬務局の設置、輸出医薬品の将来及資材関係の見透し等につき詳細に説明、特に資材の確保には薬務局も新設されたことでもあり最大の努力を払う旨確言あり、次いで翁事務官から薬事委員会、薬剤師協会の機構及び特に製造業者についての旧法との変

つた点（別稿参照）等の説明を聴取し、次いで竹内家庭薬
会理事長起ち、家庭薬会の現況と医薬品、家庭薬の製造販
売、差益問題等について約三十分に亘り意見の吐露あり、
出席会員に多大の感銘を与へた。それより臨時総会に入り
中井会長開会を宣し石黒副会長議長席につき、議事録署名
委員に杉村一郎、山崎實の両氏を任命

第一議案定款変更の件を上提、議長より従来の薬業会定
款と異なる点即ち第二条（目的）第三条（事業）を朗読、
之が可否を議場に図つたが堀、車谷の両氏より定款変更の
経緯を質し議長より事業者団合法案実施による従来原料
資材斡旋業務が不可能になつた為定款変せざるを得なくな
つた経路を説明、一同之を諒として異議なく可決し次いで
第二号議案特別経費に関する件を上提、異議なく可決次い
で協議案たる一、生産企業体を以つて協同組合設立の件に
移り石黒議長より別稿の趣旨を述べ従来薬業会定款に変
る点は持口数は自由の点、議決権は口数に関連せない点、
会長、副会長は理事長、副理事長になる点等で他は全部同
一であり従来条項を踏襲する旨を付言し、杉村一郎、高

井洋、放生繁雄、堀友二郎、齊藤吉造、車谷定次郎の各氏
より

一、薬業会と分離した場合の資産問題 二、協組は医薬
品丈か又は家庭薬のみか 三、協組未加入の場合出資金
返付 四、基盤として製造業者を中心にする案 五、原
料の見透し

等々についての質疑あり、石黒議長、北野専務理事より

一、は費用分担比率で行く 二、は家庭薬製産企業体で
出発医薬も包括して行く 三、は一応全部出資金として
扱ふ 四、は二と同様に考へる 五、見透しもあり協組
が出来れば積極的に動き度い

との答弁あり取あへず協同組合設立については発起人を定
め、書類を全業業会員に送付賛否を問ひ決定することに議
決、次いで第二号問題薬業関係金融機関設置の件について石
黒議長より趣旨を説明、一先づ二千万円程度の信用保証組
合を作る様立案し、已に県市の助成金を得る為知事、市長、
県市会議長等に陳情書を提出した旨付言具体的の問題につ
いては追而再度会合を開くことにし午後五時散会した。

〔藁日新聞〕昭和二十三年八月五日

八〇 昭和二十三年十月 県薬品商工業協同組合発

足

県下業者からその設立を要望されて居た富山県薬品商工業協同組合の創立総会は十月三十一日午後一時半から富山市商工会議所に於て開催された。当日は熊野富山県薬務課長代理役谷県商工課代表等の来賓を始め組合員たる県下の業者約六十名参集、先づ発起人代表として北野県薬業会専務理事開会の挨拶に兼ねて設立経過報告をなし笹山梅治氏の発言で議長に太田清孝氏（第一薬品常務）を推薦、太川氏議長就任の挨拶の後議事に入り第一号議案定款制定の件を上提、第五章第二十九条中理事十二名とあるを十五名監事三名を三名以内及び同三十一条の役員は組合員たる法人の業務を執行する役員の中から選定するを常任と否にかゝらず全役員に亘つて選定指名することに原案を夫々訂正、議事録署名委員に田邊芳太郎氏（第一薬工常務）今

村政雄氏（共榮製薬社長）の両氏を任命終つて、第二号議案（役員選任の件）を後に廻し第三号議案組合員の負担に帰すべき創立費及其償却の方法、第四号議案初年度事業計画第五号議案同収支予算の各件を夫々審議原案通り可決し、第六号議案初年度借入金最高限度、第七号議案取引金融機関設立、第八号議案系統機関決定を一括上提第六号議案は荒木庄之助氏の発言通り一千万円に、第七号議案は北陸銀行、大阪銀行、富士銀行、勸業銀行、北國銀行、昭和銀行、商工組合中央会金庫及富山市内に本支店を有する銀行と夫々決定第八号議案は理事会の決議を経て必要と認められた場合は理事長が決することに可決し、商工組合中央会加盟の点は理事会一任となる。次いで第二号議案役員選定の件が上提され議長より満場に諮つた結果、

木谷傳次郎、杉村一郎、篠田治吉、守脇朝一、島田信一、倉本作次郎

の七氏を銓衡委員に指名よつて銓衡委員は別室に於て慎重協議の結果左の各社を議長に報告、議長より満場に諮つた結果満場一致異議なく可決次いで第九号議案事務所設立の

件を上提、富山市表町四番地昭和会館内におくことに決定、
終つて熊野真業務課長代理より激励の祝辞あり太田議長の
挨拶があり午後四時閉会した。

(薬日新聞)昭和二十三年十一月五日)

八六 昭和二十三年十月 日本製薬団体連合会の設

立目的、事業、団体名

戦後の復興過程において新薬メーカーと家庭薬業界にそ
れぞれの新団体が結成された。この二つの生産者団体は、
昭和二十三年十月に大同団結し、今日に至つている。これ
が即ち「日本製薬団体連合会」(日薬連)である。

目的と事業

(イ) 目的

本会は会員相互の親睦、連絡及び啓発をはかり、会員
たる団体構成員の事業に共通の利益を増進し、業界の公
正な与論を明らかにし、以つて医薬品工業の平和的發展
並びに国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(ロ) 事業

(1) 会員相互の親睦及び自発的な情報の交換をはかるこ
と

(2) 統計資料の自発的提供を受け、これを総括し、公刊
すること

(3) 業界の公正な与論をとりまとめ、本会の立場を明ら
かにする決議を行うこと

(4) 医薬品及びその原料の品質改善、規格または生産若
しくは配分の能率を向上するため、必要に応じ政府そ
の他に意見を具中すること

(5) 機関誌の発行並びに講演会、研究会及び懇談会の開
催等により会員相互の啓発向上をはかること

(6) その他本会の目的を達成するために必要且つ適法な
る事項

これを骨子として事業を行うことになつては、年毎
に変化するわが国経済事情下にあつては、特に重点をおい
て採り上げ推進すべき事項が発生するので、期首において
予め事業計画を画定して、これに基づき諸般の事項を検討処

理することとしている。

団体名(昭和三十一年六月現在)	代表者名	所在地
東京医薬品工業協会	鈴木 万平	東京都千代田区 神田鎌倉町六
大阪医薬品協会	藤沢 友吉	大阪市東区道修 町四ノ二
東京都家庭薬工業協同組合	湯浅 巖	東京都中央区新 川一ノ八
大阪家庭薬協会	三田 良蔵	大阪市東区道修 町二ノ一六
富山県薬業連合会	広瀬 重造	富山市千歳町二 五
愛知県医薬品工業協会	今堀辰三郎	名古屋市中区京 町二ノ一〇
奈良県製薬協同組合	北山藤一郎	奈良県南葛城郡 御所町
京都製薬協会	森下 弘	京都市中京区壬 生下溝町三八
神奈川県製薬協会	早津 清二	横浜市神奈川 衛生部薬務課内
滋賀県薬業連合会	西谷 平一	滋賀県甲賀郡甲 賀町大原市場一 五七
佐賀県医薬品工業協会	中富 正義	佐賀市佐賀県厚 生部薬務予防課 内
福島県製薬協会	国政 亀雄	福島県岩瀬郡鏡 石村大字鏡田
兵庫製薬協会	百崎 辰雄	神戸市兵庫区塚 本町三ノ九
愛媛製薬協会	松田 栄一	松山市愛媛県衛 生部薬務課内
徳島製薬協会	大塚 正士	徳島市徳島県衛 生部薬務課内
宮城製薬協会	照井 留吉	仙台市三番町一 五〇
福岡製薬協会	高杉 義照	福岡市吉塚住吉 町六七六
山形製薬協会	横沢 浩一	山形市東原町二 四八
埼玉製薬協会	田辺 好安	浦和市埼玉県衛 生部薬務課内
長野製薬協会	角間覚兵衛	長野市長野県衛 生部薬務課内
石川県医薬品工業会	柴野常太郎	金沢市堅町六〇
岐阜製薬協会	小林勘次郎	岐阜市長良北町 一ノ一五三
岡山製薬協会	清水 丈	岡山県総社市総 社六七
広島製薬協会	森田 正造	福山市沖野上町 一一五五
熊本製薬協会	田代 仁	熊本県玉名郡菊 水町
鹿児島製薬協会	石川 謙三	鹿児島市西田町 黄金通り八〇
岩手製薬協会	藤原 巳省	盛岡市六日町一 〇三

北海道医薬品生産協会

岡島元治郎

札幌市北海道庁
衛生部医務薬事
課内

〔薬事年鑑＝昭和三十一年版〕

八三 昭和二十三年 東砺波地区、薬業振興会組織

東砺波地区の売薬は中田を中心として発展してきた。とくに、大正十五年には中田製薬会社を設立し、昭和二十年共栄製薬株式会社として、戦後の困難な時期をのりきり、二十年の間に急速な発展をとげた。

二十九年には、般若野地区に一二〇人、中田地区に七六人、町外では櫛田地区に四五人、浅井地区に三〇人の配置業者がおった。いずれも、近隣の相互扶助の精神を基本として各地区毎に薬業振興会をつくり、逐年発展の途をたどっている。

その組織内容と事業目的は、農業組合と同様に、業者の生業の緊急なる提携協力を基本として、

一 業者の取扱品の共同購入、共同融資

- 二 共同積立貯金の励行と適正納税の努力
- 三 業者の相互扶助と福利増進

四 業者の指導育成と啓発施策の実施

五 薬業の振興方策の推進

などの方針に従って活発な活動を行なっている。昭和二十三年、同志的にこの会を組織してから共栄製薬と表裏一体となり、各々の事業の拡大と新規業者の育成に努めた結果、創立当時の三倍にも増加し、その後もますます配置員増加の傾向にある。

中でも出色は般若野振興会で、一口百円の月掛貯金の総額は二十九年には約三百万円、同三十二年に六〇三万七千円に達した。毎月八日を定例常会とし、薬業講習と研究会、座談会に当たって自主的に研鑽に努め、農業と兼ねて農閑期利用の行商を組み合わせた合理的経営に専心努力し、年間二百万円以上を集める業者も数人あり、近年は村の青壮年層に二〇名も新規業者が増え、青年団の中に薬業部さえ組織されておる発展ぶりです。近年は振興会員の集金高が村の米の収穫高をずっと上まわっている。

般若野小学校の教材備品に振興会員の寄贈品が多く、中には遠い国々の珍しい特産物が列べてあったのは心温まる篤志である。またこの貯金は、凶作で農家経営に窮する農家の救済にも大きな力となっている。昭和三十二年には、優良組合として大蔵大臣賞をうけた。

中田地区振興会もこれに次ぐ発展を示し、現在一二〇万円の積立貯金をなし、ますます会員の増加と普及に努めている。会員の親睦と相互扶助の徹底を期するため、毎年春の観桜会、夏の海水浴には家族を挙げて参加し、レクリエーションの効果を挙げている。最近町村合併に伴い、この両振興会も文化活動の合流が話題になっているが、農協・信用金庫と提携して、貯金の励行・連帯保証による共同融資の利用・共同購入などにより経営の合理化に努め、しっかりとスクラムを組んで今日のデフレ傾向の中においても、一人の落伍者もない健実な歩みを見せている。

発足当時の各役員は次のとおりであった。

中田薬業振興会役員

会長 今村政雄 副会長 松下他八

常務理事 今村耕二

般若野薬業振興会役員

会長 山下善吉 副会長 松田富雄 坂上信一

(中田町誌)

八三 昭和二十五年一月 京薬政会規約発表

第一条 本会は富山県薬政会と称し、国民の健康にして文化的生活を確保するため、薬事衛生並に医療制度に関する問題を調査研究し薬業振興のため必要にして適正なる政治的活動をなすことを以つて目的とする。尚目的達成のため日本薬政会と連繫を密にするものとする。

第二条 本会の事務所を〇〇〇〇〇〇におく。

第三条 本会は薬事に関与し又は薬事に理解を有するものを以つて組織する。

本会に加入するには会員の紹介による。

第四条 本会は必要に応じ支部を、おくことが出来る。

第五条 本会に左の役員をおき、その任期は二カ年とする。

会長 一名

副会長 若干名

理事 若干名

監事 若干名

評議員 若干名

役員は総会において選挙する。

第六条 会長は本会の代表者となり会務を総理する。副会

長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行

する。理事は会長及び副会長を補佐し会務を掌る。

監事は会務及び会計を監査する。

理事のうち一名を会計責任者として会長の指名によつて

定める。

評議員は重要事項を研究審議するものとする。

第七条 本会に顧問及び参与若干名をおくことが出来る。

顧問及び参与は理事会の承認を経て会長が委嘱する。顧

問及び参与の任期は理事会に於いて、これを定める。

第八条 本会は毎年一回四月に定期総会を開く、但し総会

の議決は出席会員の過半数を以つて決する。

評議員会は総会に次ぐ議決機関にして会長之を招集する。

第九条 本会の経費は会費及びその他寄付金を以つてこれ

に当てる。本会の会費は年額〇〇〇円とする。

第十条 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十

一日までとし、会計は総会に報告してその承認を経なければ

ならない。

第十一条 理事会は事業遂行上必要と認めるときは委員会

をおくことができる。但し委員会の規約は別に之を定め

る。

第十二条 本会員にして不都合の行為のあつたときは、総

会の議決を経て会長はこれを除名することができる。

第十三条 本規約の変更は総会の議決を経なければなら

ない。

付 則

第十四条 本会第一次の役員は創立発起人会で定める。但

し、その任期は昭和二十五年の定期総会までとする。尚

第一次の会計年度は昭和二十五年三月三十一日までとす

る。

第十五条 本規約は昭和二十五年〇月〇日より効力を生ずる。

〔薬日新聞〕昭和二十五年一月二十五日

八六 昭和二十五年二月 県家庭薬協同組合連合会
の出資及び持分

第四章 出資及び持分

第十八条 出資一口の金額は金〇〇円とする。

第十九条 出資第一回の払込金額は〇〇円とする。

2 第二回以後の出資の払込は払込済出資金額に対して配当すべき剰余金のうちから払込に充てる外払込期日の少くとも二週間前までに払込の金額、期日及び方法を記載した書面を各組合に発してするものとする。

第二十条 出資の払込を怠つた組合員はその払込むべき金額に対し払込期日の翌日から払込完了の日まで日歩十銭の割合で延滞金を支払わなければならない。

第二十一条 組合員の持分は本連合会の正味財産（未払込

出資金額、納税積立金及び職員退職給与引当金を除く）につきその出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定に際してはその基礎となる金額であつて計算上不使な端数金額は切り捨てる。

〔薬日新聞〕昭和二十五年二月二十五日

八七 昭和二十五年四月 県家庭薬協同組合連合会
発足

待望の家庭薬協組連合会設立、二十三協組代表が熱烈な意見を発表、会長に広瀬重造、副会長に志甫常次郎、橋本一井、放生繁雄の各氏きまる。

〔薬日新聞〕昭和二十五年五月十四日

八八 昭和二十五年十二月 県医薬品販売業組合発
足

富山県下医薬品販売業者をもつて結成すべく過般米、城石

平三、関原清平、富田嘉七らの三氏が発起人代表となり準備中のところいよいよ機運熟し十二月十五日午後一時から富山市新桜町観光会館で、旧卸商組合、旧東西医薬品小売組合の全従業員三十余名が発起人となり結成式をあげるこゝととなった、なお本組合は県下一円で名称は「富山県医薬品販売業組合」となる。

〔薬日新聞〕昭和二十五年十二月十八日

八七 昭和二十五年十二月 県薬品組合会則案

富山県薬品組合会則（案）

第一条 本会を富山県薬品販売業者協会と称す

第二条 本会は薬品の使命が公共の福利増進にあると自覚する富山県における薬品販売業者をもつて組織す

第三条 本会の目的左の如し

イ 医薬品の公正なる取引の確保とサービスの改善

ロ 医薬品販売業者に必要な知識の研磨および会員相互

の親睦

ハ 薬業行政に関する連絡および会員の福祉増進に関する研究交渉

第四条 本会の事務所を富山市に置く

第五条 富山県内において薬品販売を行うものにして会則の義務を尊重し本会の目的達成に協力せんとするものは会員二名以上の推薦により役員会の承認を得て入会することを得

第六条 本会に入会せんとするときは入会金二百円を納入するものとする

第七条 本会を退会せんとするものは書面により届出を要す、但し会費滞納あるときは納入しなければならぬ

第八条 本会々則に違反しまたは薬事に関し違反に問はれたものは総会において出席者の三分の二以上の同意により除名することができる

第九条 本会に左の役員を置く

会長 一名

副会長 二名

理事 若干名

監事

若干名

役員の任期は二年とす

において必要と認めるとき会長各々これを招集す

第十条 役員は総会において会員中より互選する

第十八条 総会に別段の定めあるものゝほか次の事項を決議す

常務理事を必要とする時は理事中より互選する

一 会則の変更

第十一条 役員に欠員を生じ会長において必要と認められた時は補欠選挙を行う補欠者の任期は前任者の残存期間とす

二 役員会において必要と認められた事項

第十二条 本会は役員会の決議により顧問ならびに相談役を置くことを得

第十九条 本会に代議員を置き代議員会をもつて総会に代

を置くことを得

第二十條 会員は総会において一箇の議決権を有す

第十三条 会長は本会を代表し会務を総理する

第二十一条 代議員の議決は第二十条を準用す

第十四条 副会長を補佐し会長事故ある時は年齢順により

第二十二条 代議員は本会役員を兼ねることを得ず

会長の職務を代行する

第二十三条 本会に地区部会ならびに業態別部会を設く

第十五条 常務理事は本会の方針により会務を処理し理事

地区部会は各都市別に一部会を設く

は会務の運営にあたる

業態別部会は同一業態の者より部会設置の要求ありたる

第十六条 監事は会務ならびに会計の監査に当る

とき代議員会の承認を得て設置する事を得

第十七条 会議は左の如くす

第二十四条 部会は本会々則に則り別に部会々則を制定し

定時総会、臨時総会、役員会、代議員会

運営するものとす、但し部会々則は本会の承認を要する

定時総会は毎年一回事業年度終了後二ヶ月以内に臨時総

ものとす

会は役員会において必要なりと認めるとき役員会は会長

第二十五条 本会の代議員は左記により選出す

部会員十五名まで一名、十五名増す毎に一名

第二十六条 部会は本会々々費と別に部会々々費を徴収することを得

第二十七条 部長は部会の事業に関し本会に報告するものとす

第二十八条 本会の経費は会費ならびに寄付金およびその他の収入によるものとす

第二十九条 本会年度は毎年四月一日にはじまり翌年三月三十一日に終る

第三十条 本会に事務員若干名を置くことを得

(「薬口新聞」昭和二十五年十二月二十二日)

八六 昭和二十六年二月 県薬品組合発足

富山全県下を網羅する医薬品卸、小売業ならびに家庭薬卸業、原料薬品卸業者等をもつて組織結成する「富山県薬品組合」創立総会は二月二十一日午後一時から富山市総曲輪富山商工会議所会議室で発起人代表幹部役員等八十名出席

ほか来賓等迎えて開催された

関原清平氏おされて議長となり開会の挨拶について同組合規約(別項)の審議に入る。

第一条より逐次審議の結果万場一致決定、予算の審議に入り関原議長から報告、万場の承認を得、次で役員選挙に入り次の十八名候補委員を議長から任命(議長含む)

野上松太郎、朝山小三郎、鷹田喜三松、津田嘉三、重松為治、松井平兵衛、田中廉平、関原清平

別室にて慎重審議の結果、左記の如く二十名の役員を議長から発表、万場拍手をもつてこれを承認。

松井新組合長の力強い就任の挨拶あり、次で同組合長から次の二氏を顧問に推薦万場拍手をもつて承認。

▽薬剤師協会長 横田嘉右衛門

▽県業務課長 豊田 湊

次で来賓代表豊田業務課長から

県下医薬品販売業者が一丸となつて本日日出度く誕生を見たことは喜びにたえない。従来結集力の足らざる点が本会の結成により強固な団体として進展を見るは嬉しい

ことで薬事法の改正後毒劇物取締法の改訂等法規上の変化がある時県下一丸の本組合を結成、今後目的達成のため邁進して戴きたい。
と祝辞あり、松井組合長の閉会の挨拶をもつて議事終了、ちなみに正副会長ならびに役員は左の如し。

- ◇組合長 松井伊兵衛
- ◇副会長 井上 塩六
- ◇ " 城石 平三

(薬H新聞(昭和二十六年三月二日))

八六 昭和二十六年五月 県家庭薬協同組合連合会
の理事・監事選出表及び組合出資口数

組合名	組合員		山		新		従来の改正せ る出資 増減
	理事	監事	理事	監事	理事	監事	
広貨堂協組	二六	一	一	一	一	一	△二
富山家庭薬配置協組	一〇	二	二	一	三	一	△三
水橋家庭薬	四	二	二	一	三	一	△四
滑川	四	三	三	一	三	一	△六

広貨堂滑川協組	二七	一	一	一	一	一	△二
四方地区	六七	一	一	一	一	一	△三
上市家庭薬	三三	一	一	一	一	一	△三
射水売薬	三三	一	一	一	一	一	△三
射北家庭薬	六五	一	一	一	一	一	△三
中部薬業	四九	一	一	一	一	一	△三
第一薬工上市	一九	一	一	一	一	一	△三
岩瀬家庭薬	一六	一	一	一	一	一	△三
中新薬業	一六	一	一	一	一	一	△三
中田薬業	一〇	一	一	一	一	一	△三
広貨堂海老江	一六	一	一	一	一	一	△三
" 小杉	一三	一	一	一	一	一	△三
高岡家庭薬	一〇	一	一	一	一	一	△三
射水薬業	一五	一	一	一	一	一	△三
富山北部薬業	一〇	一	一	一	一	一	△三
富山配薬	一〇	一	一	一	一	一	△三
呉西家庭薬	一〇	一	一	一	一	一	△三
大司薬業	一〇	一	一	一	一	一	△三
富山県物産	一〇	一	一	一	一	一	△三
浜加積家庭薬	一〇	一	一	一	一	一	△三
水橋東部	一〇	一	一	一	一	一	△三
本江売薬	一〇	一	一	一	一	一	△三
砺波薬業	一〇	一	一	一	一	一	△三
足洗売薬	一〇	一	一	一	一	一	△三
八幡家庭薬	一〇	一	一	一	一	一	△三
友	一〇	一	一	一	一	一	△三

渡辺薬品協組	三	一	二	三	四	五
	六	七	八	九	一〇	一一
	一二	一三	一四	一五	一六	一七
	一八	一九	二〇	二一	二二	二三
	二四	二五	二六	二七	二八	二九
	三〇	三一	三二	三三	三四	三五
	三六	三七	三八	三九	四〇	四一
	四二	四三	四四	四五	四六	四七
	四八	四九	五〇	五一	五二	五三
	五四	五五	五六	五七	五八	五九
	六〇	六一	六二	六三	六四	六五
	六六	六七	六八	六九	七〇	七一
	七二	七三	七四	七五	七六	七七
	七八	七九	八〇	八一	八二	八三
	八四	八五	八六	八七	八八	八九
	九〇	九一	九二	九三	九四	九五
	九六	九七	九八	九九	一〇〇	

〔薬日新聞一昭和二十六年五月十九日〕

八七〇 昭和二十七年三月 北海道配置家庭薬協議会

創立趣意書

御承知の如く我々配置家庭薬配給業者及び配給員の取締規則改正について厚生省の諮問案として永らく全国業務課長会議の懸案となっておりましたが去る二月十八日の全国業務課長会議に満場一致議決し主務省に答申され今回薬事行政上の改正取締法として公布されましたが其の内

一 項目

都道府県において家庭薬の配置販売業の実態を把握し配置員の指導に万全を期するためその管内に於て業務を行う配置販売業者及び配置員を網羅する〇〇都道府県配置家庭薬協議会を速かに結成せしめる事

右の項目に依って当然北海道庁衛生部業務課管下にも北

海道配置家庭薬協議会なる団体を結成しなくてはならなくなり、そうして我々業者は官民一体となって職域を通じて社会衛生保険の為め奉仕することになり、又半面不正不良薬を駆逐して大衆の信頼をたかめ家庭薬本来の使命達成のため監督官庁と緊密なる連絡を保つのを本旨と致すのであります。

何分全国に散在せらるゝ北海道関係者、又道内在住者の業者に呼びかけて加入をお勧めするので全業者の御理解御加入を得て創立するには相当日時が要りますが、来る初秋の折り札幌市に於て当局の御臨席を得て創立総会を開催致したいと思っております。

法規による設立なので貴下にも是非御入会下されたくなお別紙書式に必要事項御記入の上創立事務所へ御郵送方お願い致します。

創立委員

- 富山市梅沢町 金山 清二
- 富山県上市町幸町 酒井金次郎
- 富山市清水町 栗島保次郎

富山県射水郡七美村	三枝 慶治
富山県水橋町狐塚	狐塚 義雄
富山市稲荷町十一	室田 長助
富山県婦負郡四方町	保科 義光
奈良県高市郡高取町	齊藤 勇
富山県滑川町常盤町	水口 誠一
奈良県高市郡畝傍町	木田 一作
富山市窪町	山内重太郎
奈良県高市郡畝傍町	鳥 真司
函館市新川町六七	谷 弥三郎
奈良県山辺郡丹波市町	上田 平一

昭和二十七年三月一日

創立委員代表 富山市梅沢町

金山 清二

事務所 富山市清水町十区

栗島保次郎方

〔北海道元稗史〕

八七 昭和二十七年四月 県薬業会と県家庭薬協同

組合連合会との統合協議

富山県薬業連合会設立要綱（仮称）

一 目的

富山県薬業各界が利害、歩調を調整し、強力なる有機的連繋によってその総力を結集し医薬品の品質の向上、改善、薬業道義の昂揚、市場の獲得等により業界の健全な発達をはかり、民衆の保健衛生に貢献すると共に会員相互の親睦と福祉をはかる。

二 組織方針

①富山県薬業会、富山県家庭薬協同組合連合会の両団体は解散し、その構成員は新団体に個別に加入する。

②新団体は県下主要地区に支部を置く。

三 名称

富山県薬業連合会

四 形態

社団法人組織とする。

五 地区 県一円とする。

六 事務所

主たる事務所を富山市に置く。

七 会員の資格

地区内に住所（法人は所在地）を有し、医薬品の製造、販売、交易を営む業者、又はそれらの業者をもって組織する団体。

八 事業

①富山県薬業界の発展および会員の利益のために自発的情報の交換を行いまた意見の統一により官界、政界その他関係方面への具申、答申、反映および金融、交易面の開拓等をはかる。

②会員の事業に要する原料、資材、その他必要品の斡旋ないし共同購入、配置員の教養向上、会員の事業のための共同施設。

③医薬品特に家庭薬の登録および許可ならびにその製造業及び販売業登録事項の手續斡旋等を行う。

④医薬品の品質、処方、製剤、包装等の研究改善経営の

合理化および製薬技術、生産設備の改善、販路拡充宣伝ならびにこれに関する施策を行う。

⑤その他業界の振興と会員の福祉のため自発的調査、研究資料の蒐集統計の作成等必要適法な事項について調査を行い、公共的資料として発表すること。

九 経営

事業手数料および賦課金を以ってする。

十 創立費

①創立費の限度は〇〇円とする。

②償却は第一事業年度の損益勘定にて行う。

〔薬日新聞〕昭和二十七年四月十九日

八七三 昭和二十七年五月 県薬業連合会発足と定款

第一章 総 則

第一条 本会は社団法人富山県薬業連合会と称する。

第二条 本会の目的は左の通りとする。

①会員の強力なる有機的連繋により、その総力を結集し、

富山県薬業の健全な発達をはかる。

② 会員相互扶助の精神に基づき、会員のために必要な共同事業を行う。

③ 会員の事業活動に必要な事項についての諸施策を行う。

④ 民衆の保健、衛生に寄与すると共に会員相互の親睦と福祉をはかる。

第三条 本会の地区は富山県一円とする。

第四条 本会の主たる事務所を富山市に置く。

第五条 本会は地区内に支部を置く。

第二章 事業

第六条 本会は第二条の目的を達成するため左の事業を行う。

① 情報の交換、意見の統一により官界、政界、その他関係方面への具中、答申および金融、交易面等の開拓。

② 医薬品の品質、処方、技術、包装意匠等の研究改善、生産設備の充実、経営の合理化、販路拡充宣伝ならびに会員の事業に必要な原料、資材等の斡旋、共同購入。

③ 医薬品販売業者の経済的地区の向上、経営技術の指導、

販路の拡張、薬業道義の昂揚および配置員の知識増進品位向上のため必要な諸施策。

④ 医薬品の登録、許可ならびにその製造、販売業の登録、配置員の身分証明書取扱に関する事項の手續斡旋。

⑤ 医薬品の海外輸出振興のための事業。

⑥ 配置販売先、最寄配置員の協同自助に関する事業。

⑦ 中央および他府県業者との連絡協調。

⑧ 業界の振興と会員の福利のため、研究資料の蒐集、統計の作成等必要適法な事項について自発的調査を行い、公共的資料とする。

⑨ 前各号に付帯する事業。

第三章 会 員

第七条 本会の会員たる資格を有する者を左の通りとする。

地区内に住所（法人は所在地）を有し医薬品の製造、販売、交易を営む業者、またはそれ等を以つて組織する団体およびこれに関係ある団体。

第八条 会員たる資格を有するものは本会の承諾を得て加入する事が出来る。

第九条 本会に加入しようとする者が前条の承諾をうけた時は遅滞なくその引受けようとする出資口数に応じ出資金を払込まねばならない。前項の加入者から加入金を徴収することが出来る。

第十条 会員は事業年度の終りに於いて脱退することが出来る。

退会の申出はその理由を記載した書面を事業年度末の九十日前迄に本会へ提出しなければならない。

第十一条 会員が左の一に該当する時は理事会の議決を経て除名することが出来る。

① 本会の体面を汚し、または本会の事業を妨げたり、事業の利用につき不正の行為があった時。

② 本会に対する義務を果さなかった時。

第十二条 会員が脱退したときはその持分の全額を払戻すものとする。

但し除名による場合はその半額とする。

第十三条 会員は左に掲げる事項に変更を生じたときは直ちに本会に届出なければならない。

① 名称または業務を執行する役員または専業を行う場所。

② 解散、合併または廃業したとき。

第四章 出資及持分

第十四条 出資一口の金額は三、〇〇〇円とする。

第十五条 出資は一時に全額払込むものとする。

第十六条 会員の持分は本会の正味財産（職員退職給与引当金を除く）につきその出資口数に応じて算定する。

第五章 役員、評議員、顧問、相談役及職員

第十七条 本会に左の役員を置く。

理事若干名、監事若干名、理事のうち一名を会長、〇名を副会長、〇名を常務理事とし理事会において選任する。

第十八条 会長は本会を代表し、本会の義務を執行する。

② 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時は予め会長から指示された順位によりその職務を代行する。

③ 理事は理事会を構成し本会の業務を執行する。

④ 常務理事は会長を補佐して当務を執行する。

⑤ 監事は本会の財産の状況を監査する。

第十九条 役員を選挙は総会において行う。

②選挙に関する規定は別にこれを定める。

第六章 支部

第二十条 役員は任期を二年とする。但し再選を妨げない。

第二十八条 本会は左の地区に支部を置く。

②補欠のため選挙された役員は前任者の残任期間とする。

支部名 地区

○○○ ○○○○

第二十一条 役員には総会の議決を経て報酬を支給することが出来る。

第二十九条 支部に左の役員を置く。

第二十二条 本会に評議員若干名を置く。

支部長一名、副支部長若干名、理事若干名、監事若干名、評議員若干名。

第二十三条 評議員は理事会の諮問に答申し、又は意見を具申する。

第三十条 支部役員は選挙は各支部毎に行うものとし第十九条第二項の規定を準用する。

第二十四条 評議員は各支部において支部役員中より選出する。

第三十一条 支部の構成と運営は総て支部の自治において行う。

②評議員選出区および数は別に定める。

第七章 会議

第二十五条 評議員の任期は二年とする。

第三十二条 本会に左の会議を置く。

第二十六条 本会に顧問および相談役を置くことが出来る。

総会 理事会 評議員会

②顧問および相談役は業業に閑し学識、経験のある者の中から役員会の議決を経て会長が委嘱する。

第三十三条 総会は定時総会および臨時総会とする。定時

第二十七条 本会に左の職員を置くことが出来る。

総会は毎事業年度終了後二ヶ月以内に、臨時総会は左の場合に会長が招集する。

主事若干名、主事補若干名、書記若干名。

①会長が必要と認めた時

②理事会および役員会の決議に依る時。

③会員の五分の一以上の請求のあった時。

第三十四条 総会の招集は開催の日から一週間前に会議の目的事項、日時、場所等を記載した書面を各会員に発してする。但し緊急を要する場合は三日前に通知を發して招集をなすことが出来る。

第三十五条 会員は前条に依り予め通知のあった事項につき書面または代理人をもって第二十三条における議決権を行うことが出来る。

②代理人が代理し得る会員は四人までとする。

前項の代理人は会員であることを要する。

第三十六条 総会においてはこの定款で別に定めがあるものの外、左に掲げる事項を議決する。

①定款の変更

②規約の設定、変更または廃止

③本会の解散または合併

④事業計画の設定または変更

⑤収支予算、決算の承認および経費の賦課、徴収方法

⑥其の他特に重要な事項

第三十七条 総会は会員の三分の一以上出席しなければならぬ。

第三十八条 会議の議決は出席した会員または役員の議決権の過半数をもってこれを決する。

第三十九条 総会の議事録は議長が作成し議長ならびに出席した会員二名以上が夫々記名捺印してこれを本会に保存する。

第四十条 理事会および評議員会は会長が招集する。

②会長に事故あるときは副会長が招集することが出来る。

③評議員中より議長副議長を互選し議長は評議員会の議事を運営し議長事故あるときは副議長之に当る。

第四十一条 理事会の招集は会議の目的、事項並びに日時、場所を記載した書面を以てする。但し緊急を用する場合、他の方法を以てこれに代えることができる。

第八章 会 計

第四十二条 本会の事業年度は一年とし毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第四十三条 本会はその行う事業について使用料または手数料を徴取することができる。

②前項の使用料または手数料の額は別に定める。

③本会は寄付金をうけることができる。

第四十四条 本会は経費に充当するため会員より会費を徴収する。

②前項の経費の分担額、徴収時期及び其他必要な事項は総会に於て定める。

第四十五条 既納の会費及び入会金は退会等の理由によつてはこれを返還しない。

第四十六条 本会は事業年度毎に職員退職給与引当金として給料総額の十分の一以上を計上する。

第四十七条 会長は毎事業年度の終りに於て左に掲げる書類を作成し定時総会に報告し且つ事務所に備えなければならぬ。

①財産目録

②貸借対照表

③損益計算書

④事業報告書

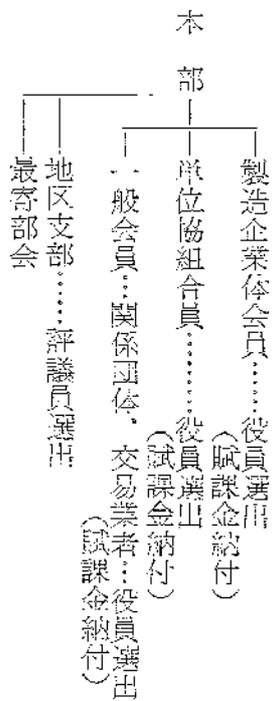
第四十四条 会員は本会の解散の場合に於て残金財産あるときはその分配をうけ、債務のある時は之を分担するものとする。

付 則

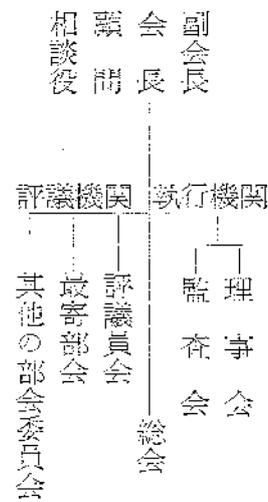
第四十九条 本会の負担に帰すべき設立費用は金〇〇万円以内とし初年度に於て償却する。

第五十条 初年度に限り役員任期は昭和二十九年定期総会までとする。

組 織



運営機構



〔薬日新聞〕昭和二十七年五月十日

八三 昭和二十七年七月 県薬政会、政治団体とし

ての態度存続決定

薬業新団体結成後における動き等ほか各件を協議する富山県薬政会常任理事会は七月九日午後〇時半から富山市丸の内町村会館で北川、広瀬、石黒正副会長、笹山幹事長を始め多数各理事出席して開かれた。

まず北川会長の開会の挨拶について、薬政会の動きを説明し、特に中央日本薬政会の支部的存在である各府県薬政会と本会はおのづから立場が異なり、配置県という特異な条

件から、三薬業団体が結足のもと誕生以来本会の主たる目的に向って進み来たが過日本県に誕生を見た薬業連合会に政治問題一切を含めてバトンを譲りしても良いと思ってい

るが如何取扱うべきか、本会は市町村選挙に対する運動を筆頭に医薬分業ほか各案等々と説明を加え、各役員の意見をただす、これに対し放生、渡辺、水上、橋本等の各委員から薬政会は現在のまゝ存続してあくまで政治結社としての問題を中心に問答を展開し、一方薬界必須事項は新団体でやった方が良いとの意見が強く二、三活発な論議もあったが結論的には本会はいくまで従前同様初志の目的に向って進むことに一決、他面新団体とも歩調をあわせて進むことに決定。ついで薬事研究所設立準備委員会の取扱いの件については北川会長よりすでに竣工間近き薬研であり最早準備委員の必要なきことをとき、併せて薬研隣接土地買取問題については、笹山幹事長より経過を報告し了解を求む。またサントニンによる会館建設資金の集金状況、現家屋土地（元連合会）買上価格手形収入、小切手等総計額約八百万円に対し土地購入代外運動資金としての使用額、現在高

等を逐一報告し、大体现在未納会費、百七、八十万円である旨放生委員より詳細報告あり了解を求め、新会館建設に對しては遅くも今秋十月頃までに完成したいとのべ、今後の新館着工委員に広瀬、石黒、橋本、今村正副会長、北野、放生両常務に薬政会北川会長、笹山幹事長の計八名に一任と決定を見たほか所謂芝田白書についての進行方針等については引続き開催される新団体初の役員会にゆづることとし二時すぎ散会した。

〔薬日新聞〕昭和二十七年七月十二日

八七 昭和二十七年八月 海老江薬業会発足

八月十四日午後一時より在村の二百六十余名の配置業者が出席して海老江村薬業会の創立総会を開催した。(後略)

〔薬日新聞〕昭和二十七年八月三十日

八七 昭和二十八年七月 常東薬業連合会結成

常東薬業連結成については数次にわたり準備会を開いて来たが、各方面の意見の一致をみて去る十三日午後一時から滑川町喜作において創立総会を開いた。(後略)

〔薬日新聞〕昭和二十八年七月十八日

八七 昭和二十九年六月 小杉町薬業会発足

昭和二十九年六月三十日午後二時より小杉町真福寺に於て輝かしき小杉町(合併)薬業会の創立第一回総会を開催せり(後略)

〔小杉町薬業史〕

八七 昭和三十一年四月 家庭薬配置の登録済組合
名

富山県に登録をうけている配置販売業者は現在次の二十五組合(会社)である。

▽富山家庭薬配置協同組合

富山市千歳町二五

▽広貨堂家庭薬協同組合

富山市梅沢町二二〇

▽共栄薬業協同組合

射水郡小杉町三ヶ

▽射水壳薬協同組合

射水郡小杉町三ヶ

▽富山県射北家庭薬協組

新湊市海老江一五五

▽新々家庭薬協同組合

婦負郡和合町四方

▽宝昌家庭薬協同組合

婦負郡和合町四方

▽富山北部薬業協同組合

富山市浜黒崎三、三三三

▽第一薬品工業家庭薬協組

富山市下奥井一

▽滑川地区配置家庭薬協組

滑川市大町一、七四八

▽富山県上市家庭薬協組

中新川郡上市町西中町

▽新潟製薬株式会社

新潟市白山浦二ノ一

▽日本家庭配置協同組合

福岡市新蓉島八三五

▽島崎栄貫堂

金沢市上弓の町七二

▽富山県中部薬業協同組合

滑川市堀江一の一一九

▽岩瀬家庭薬協同組合

富山市東岩瀬町六二

▽高岡家庭薬協同組合

高岡市新横町一、〇四一

▽八幡家庭薬協同組合

婦負郡和合町二三〇

▽水橋家庭薬協同組合

中新川郡水橋町七五七

▽奈良県家庭薬配置協同組合

奈良県御所町七一七

▽滋賀県家庭薬配置協組

滋賀県甲賀郡大原市場

▽大阪府配置家庭薬協組

大阪府天王寺区小橋西三町二六

▽東京都家庭薬配置協組

東京都墨田区寺島町五の一五八

▽石倉順平

東京都品川区小山町二の三六七一

▽心泉医薬株式会社

東京都新宿区須賀町二

(「薬日新聞」昭和三十一年四月七日)

八六 昭和三十三年六月 県薬業連合会、初の評議

会にて薬事法改正要望事項検討

富山県薬業連では六月廿三日午後二時から薬業会館において広瀬、石黒、今村、車谷正副会長、常田専務、放生、島田両常務、評議員二十余名が出席して初の評議員会を催した。広瀬会長の挨拶について正副議長の選出に入り、吉本、生駒、常出、布村、島田の五氏が諮考委員となり、別室に慎重に審議の結果、議長に塩田文三郎氏、副議長に酒井金次郎、布日孝吉の両氏を選出、塩田議長の挨拶について議事に入り、広瀬会長より

薬事法改正で要望事項を法文化されるよう運動してきたが、薬事同冠者の各団体の意見が調整できなかったということでまたも見送ることになった。われ／＼の要望事項法文化すべて実現方を陳情し努力を続けているが時間を要する問題なので、緊急措置として告示、省令通牒により要望事項の実現方を陳情し、薬事課長も通牒か何かで入れることを言明しているので近く何らかのかたちであらわれるものと思う。

薬事同冠者の意見調整のため、薬事協議会が設置され、廿日に初顔合せの会合が開かれ、今後の運営方法として

会議は非公開とし、緒方博士を委員長に、木村日薬連顧問を副委員長に決定し、毎月一回会合することとし、議題は業者団体で提案し薬事に関する重要諸問題を協議し、意見が一致し纏まった場合は厚生大臣へ具申し、具体化してゆくことになったが、各団体の意見調整をはかるのがネライのようである。

その他薬事制度運営施策要綱、国民皆保険など業界諸問題につき報告、常田専務より委員会の状況、配置家庭薬最終小売価格について説明、放生常務より映画「くすり富士」の作製が遅れている理由を説明後、臨席の塩岡課長から薬事制度施策要綱にもとづく通牒は考え方により医薬品の向の上の点から家庭薬生産メーカーのウエイトが重くなり前進したことであり、また他府県の配置販売業者から本県人の配置員身分証明書の下付については原則的には講習会をうけず試験をうけない者に身分証明書をだすことはできないとの所信が披瀝され、出席評議員より最終小売価格はできるだけ早く実施されたい。厳守しない者にはどんな処置をするか、評議員会をできるだけ多く開催されたいなどの意

見があつて四時すぎ散会。

〔薬日新聞〕昭和三十三年六月二十八日

八五 昭和三十三年七月 和合町四方地区の家庭薬

協同組合成立事情

和合町四方地区の二協組新々家庭薬協同組合、宝昌家庭薬協同組合を訪ねて感じたことは、一様に協組として独立採算の事業がないということと組合員があまりにも少人数のためと四方地区の条件から考えて事業が成り立たないということであつた。これはとくにメーカー単位にできた協組であるだけに組合員の自主性が薄いことも原因になつているのである。そうかといつて四方地区全体の協組組織から分立した当時の実情から見ても第一薬工の帳主新々薬品、だから製薬の帳主と三協組に分れたことは止むを得なかつたとも考えられる。たしかに協組事業において身分証明書の取扱いをのぞいては、どうしても必要にせまられる事業はないようである。しかし差当つて協組には、その必要にせ

まられない事業が、今日業界から見ても必要欠くべからざる事業でないかと見られているのは皮肉である。だが、予算不足では何もできない、小協組ではどうにもならないのが現況で、これはなんといつても業界今後の大きな課題に違いない。

(「家庭薬新聞」昭和三十三年七月二十四日)

八八〇 昭和三十四年五月 県薬業連合会、薬業信用

組合設立促進の請願

請 願 書

本県の薬業は県の財政と民生に大きな寄与をなしておりその盛衰は県政に大きく影響を及ぼす重要産業であるが本業は多数の中小零細業者より成っており、その金融事情は近時一般中小企業以上に困難な条件下にある。即ち家庭薬の販売に於いてはその営業地は他府県であり、事業内容は第三者の熟知し難い実状にあり、一般金融機関の融資を期待する場合種々の隘路が生ずる。又製薬業はその特異性から

長期の運転資金を必要としこれら機関の従来の貸付期間や枠では平常な運営に不便が多い。

元来中小企業者の企業経済における不利条件は業者の協同組織の活用にもたねば容易に克服し得ないのが現今の状況であり、企業資本の充足困難な立場に於いて業界資金の統合活用こそこの目的に副うものと考えられるが、本県薬業の経済事情が今次戦争前において既にかくの如き条件にある事から明治卅五年末昭和十八年迄県下各地に充業信用組合が組織運営され業の維持育成に貢献して来た。

然るに戦後これら組合は夫々新たに生れた信用金庫に改組統合された。戦後経済の立直しのためやむを得ぬ措置であつたろうが一般経済界も漸く安定した今日、かゝる事情と実績をもつ薬業界にかような機関の現存しない事は甚だ不利と言わざるを得ない。

過般来富山県薬事審議会において薬業信用組合設立の必要を決議答中されていることは洵に時宜を得た施策であるが当局におかれては本県重要産業である薬業の維持、振興の観点から業界資金の自主活用を目的とする薬業信用組合

が速かに設立される様請願致します。

設立目的並びに理由

一 昭和十八年の組織替までこの組合は業者に不可欠な自立金融機関として活用されて来た。現行の如き組織替は業界の自己資金が他の一般市場に流用され業界振興のため不利である。

二 配置業者の余裕資金は一般金融機関に預入され会社への投資、還元を極端に制限する慣習があるため会社は事業拡大の為の設備、運用資金の不足となっているがこれを緩和する。

三 輸出貿易拡大のため早急な設備改善を要求される製薬業者が弱小資本と経営規模では一般金融機関よりの融資限度ではその目的を達しない。

近時の医薬品界は多種、多量の商品資材を要求し利潤の稀薄化と共に資金回転の不良をもたらしているが特に配置家庭薬業界はまれにみる廻転の遅鈍なものであり年二回の資金廻転を出さぬため現状では設備資金はもとより運転資金にも不便を感じており長期かつ低利な資金を必

要とされる。

四 薬業信用組合は預金者の吸収及び貸付業務が比較的簡易、明瞭であるので経営、管理費等が節約でき、資金運用も最大活用ができ低利貸付が可能である。

五 従来懸場帳を担保とし保証協会、金融公庫より融資を受けてはいるが担保他保証人、再審査など繁雑な手続きに加え厳格な月賦償還のため不便を来たしており、又銀行、信用金庫では懸場帳を担保とすることを認めていない。薬業信用組合ではこの弊を除き懸場帳を担保或いはそれも要せず人物事業計画等について判定が容易なため簡易、伸縮性のある融資が可能である。

六 当組合は直接、間接にメーカーと配置業者との連繫を強め出先他府県の資金流出を防ぎ、他府県転出の傾向を是正し県産業としての維持に貢献する。

七 当組合の設立により一般金融機関に対して混乱が生ずるとは考えられない。

〔薬日新聞〕昭和三十四年五月二十三日

八一 昭和二十四年七月 第一薬品配置家庭薬協同

組合発足

第一薬品は自社製品の購入、販売を行う配置員の自主的な経済活動の促進と地位の向上をはかるため中小企業協組法に基く事業協同組合として「第一薬品配置家庭薬協同組合」を成立することになり本紙既報の如く数度に及ぶ発起人会の結果、この創立総会を七月十三日午後二時半から富山市総曲輪富山村相互銀行三階会議室で開いた。

当日城石県道商観光課組織金融係長、黒田薬務課長代理、広瀬薬連会長、沢田市商工課薬務係長ら來賓を迎え組合員四十数名が出席。

寺松第一薬品常務の開会あいさつに次で発起人を代表して金岡社長からあいさつあって議長に選ばれ議事に入る。①定款審議の件に入り同協組第一章総則から第七章会計、付則までを寺松、林河氏から朗読あり各章毎に逐条審議を行った結果、一、二、三、四の訂正を見たほか全文原案通り満場一致承認を見る。次で②事業計画並に収支予算設定の件を

はかり林第一薬品営業部長から事業計画案(別項)並に初年度(自34・7・13至35・5・31)の収支予算二一七、〇〇〇円の説明がなされ金岡議長これをはかった結果全会一致で可決を見た。③役員選挙の件、議長より方法をはかった結果定款二十一条四と五の項目に従い詮考委員説に全員同意、議長から次の五氏を指名、五氏は直ちに別室にて審議を行う。

近藤吉信、寺島敬一、砂原政治、寺松義光、林重悌

その結果金岡議長から左の如く発表、また取引銀行を富山相互銀行と決定。直ちに初役員会を開き理事長、専務理事の発表あり金岡氏から理事長就任のあいさつある。終つて城石県道商観光課係長から「我が同経済界の中で中小企業の占める役割は非常に大きく全国の九九%が中小企業であり、経済界に大きく参与している。これらは資本の力ではなく人の力によって結集されている。本組合も組合員の結集により益々団結を深め多難な途を切り開いてほしい」旨の祝辞がのべられ、代つて黒田薬務課長代理、広瀬薬連会長からも夫々祝辞がのべられ総会を終る。

▽理事長 金岡又左衛門

▽専務理事 寺松義光

〔薬日新聞〕昭和三十四年七月十八日

任期は前任者の残任期間とする。

第二章 服 務

第四条 指導員は北海道庁衛生部医務薬事課及び協議会長の指揮命令を受け家庭薬配置員の商行為の指導に当るものとする。

第五条 指導員は自ら配置員の模範となり其の職務の執行に当りては公正公平を本旨とし専ら配置家庭薬の発展の爲め寄与する心持を持たねばならない。

第六条 指導員は各県部会の部会指導員と常に緊密なる連絡を取り道内に於ける情報を蒐集し毎月一回書面を以て協議会長を経て道衛生部医務薬事課に報告しなければならない。

第七条 指導員が違反者を発見したるときは其都度直ちに其顛末を書面（様式第一号）で報告しなければならない。

第八条 指導員は必ず指導員徽章を佩用すると共に指導員之証（様式第二号）を携帯しなければならない。

八三 昭和三十四年八月 医薬品配置販売業配置員指導員規程

医薬品配置販売業配置員指導員規程（昭和三十四年八月一日実施）

第一章 目的資格及び委嘱

第一条 医薬品配置販売業配置員の商行為の指導に当らしめる為医薬品配置販売業配置員指導員（以下指導員と称す）を置く。

第二条 指導員は配置販売業に五ヶ年以上の経験を有し、薬事智識を有する者にして北海道庁衛生部医務薬事課の承認を経て北海道配置家庭薬協議会会長が委嘱する。

第三条 指導員の任期は二ヶ年とする。但し補欠指導員の

第三章 懲 戒

第九条 指導員は左の各号の一に該当する行為ありたる時は懲戒処分を受ける。

- 一 職務上の義務に違背したるとき
- 二 職務に関し指導員としての本分に悖り其の信用を失墜したるとき

第十条 前条による懲戒の種類左の如し。

- 一 解 嘱
- 二 譴 責

第十一条 指導員の懲戒は協議会会長之を行ふものとす。

(北海道売薬史)

八三 昭和三十六年十月 全国配置家庭薬協議会会

則制定

全国配置家庭薬協議会(会長塩井幸次郎氏)では、十月二十四日岡山市菅田温泉乃利武旅館において、大森岡山県厚生部長、塩岡富山県、長田奈良県、赤尾滋賀県、古市岡山県の業務主管課長らを来賓として迎え、配置関係代表ら六十余名が出席して臨時総会を開き、当面の諸問題について

左記のとおり種々協議を行なった。なお同日は去る八月石川県粟津温泉においての取決めにより出先協議会ブロック代表が新たに参加し盛大であつた。(出席者別項のとおり)会議は同日午後二時半から開かれ、枝松岡山県連合会長のあいさつに始まり、大森岡山県厚生部長、石黒会長代理のあいさつが行なわれたあと、枝松氏が議長となつて、次の順序で進められた。

①会則制定の件

去る八月石川県粟津温泉での出先協、全配協連絡協議会の取決めに従い、新たに出先協議会ブロック代表が参加することになつたので、会則を設けることになり、同案が議題に供せられたが結果別項のとおり決定をみた。

②配置販売業許可申請に関する事務的打合せ

許可申請の際に添付すべき履歴書、実務従事年数証明書、診断書等の様式について業界側意見をまとめ関係各県、厚生省へ具申することに一致した。

③配置販売品目指定基準に関する件

指定基準の一部変更はすでに決定をみているとのことで、

今月中に発表される予定であるとの報告に対し、出席代表から表示替えの猶予期間二カ年を、さらに延長するようのもぞむべきであるという声や、追補による表示変更事項の申請については特別認可として許可を早くするよう陳情すべきである、との発言が行なわれたが、けつきよく正副会長へ一任し、厚生省との懇談の機会を得ることによつて善処するという石黒会長代理の答弁に一切を委任した。

④ 配置従事届書式の件

事務局案を検討した結果両者の折ちゅう案を採用することとし、関係方面に了解を求めることに決めた。

以上の事務的問題について約二時間余を費したあと、各県代表から提出の議案について情報交換と対策協議を左のとおり行なつた。

① 配置品目一覧表ならびに医薬品製造品目承認及び許可の促進

前記③におけると同様の趣旨の発言があり、正副会長へ一任と決定。

② 配置従事届について

さきに申合わせたとおりの方針で関係方面に了承を求めることに決定。

③ 困保の影響について

岡山県提出議案であるが議案というより、むしろ他県代表側よりの参考意見を聞きたいとのことでこれに対し最近の情報二三交換された。

④ 配置員の社会補償について

これも同様、現在すでに実施中の他県側の情報提供を求めるもの。(省略)

以上で予定議案を全部終了したが、このあと富山県側入部元次郎、牧田清二両代表から特に出先協議会強化について、出先府県業務課へ積極的協力を求めるよう運動すべきである。また従来のような任意加入でなく法的裏付けのある強制加入にもつていくよう厚生省その他へ要望を行なうべきであるという発言があつた。さらにこのあと、滋賀県代表より配置薬のP・Rを真剣に採りあげ、協議会全体の力によつて共同宣伝を行なうよう、特別委員会設置を研究して

ほしい、との発言も行なわれ同五時すぎ閉会した。

〔家庭薬新聞「昭和三十六年十一月二日」〕

八八四 昭和二十七年十二月 医薬品配置商業組合の

結成決議

薬業連合会は本年最後の役員会を十七日午後三時から薬業会館で、正副会長、理事、監事四十数名のほか福王薬務課長を来賓に招き開かれ、各種報告事項を承認したあと配置商業組合結成問題を中心に論議が交され特に結成後の運営につき常東地区役員より、現単協を支部とした場合は地区によっては支部が二つも三つも出来るので、地区業界の団結を図るため一地区に支部を一つとするようにしてもらいたいと強硬な発言があり、そのため会議は難航し途中一旦休憩を行ない意見の調整をはかったが、常東地区はあくまで支部一本化の線をゆずらず、討議をかさねた結果一応商協結成を万場一致で可決したが、その後の運営については特別委員会を設け、各役員の意見を取り入れるよう研究善

処することとした。

〔薬日新聞「昭和二十七年十二月二十二日」〕

八八五 昭和二十八年五月 県配置家庭薬商業組合発

足

かねてから富山県配置家庭薬商業組合の創立について準備中のところ、このほど準備が完了したので五月一日午後二時より県薬事研究所講堂において創立総会を開催、各提出議案を審議決定してから理事、監事を選び、終つて来賓の祝辞があつて四時半終了。引き続き理事会を開き正副理事長並びに専務、常務の各理事を決めた。創立総会は塩井発起人代表のあいさつに始まり、ついで常田薬連専務から創立までの経過を具体的に報告、それより塩井幸次郎氏を議長に選んで議事に入る。

▽定款制定の件

定款案について各章ごとに審議が行われ、上市地区組合員より区分につき要望意見が述べられたほか、二、三の

質疑があつて多数決で承認決議。

▽事業計画及び収支予算決定の件

常田素速専務が昭和三十八年度、同三十九年度各収支とも八百万円の子算案内容並びに事業計画案につき説明がありいづれも原案通り決定。

▽経費の賦課並びに徴収方法決定の件

賦課金は身分証明書の手書きかえの際、各支部でこれを徴収する事とした。

▽創立費償却方法決定の件

収支予算案にもり込まれており、予算案の決定にともないこれも決定。

▽事務所所在地決定の件

同組合事務所を富山市千歳町薬業会館内におくことと決定

▽関係団体加入決定の件

富山県薬業連合会に加入することにした。

▽役員選挙の件

初年度においては指名推せんの方法をとることとし、放

生薬連常務から理事、監事の氏名を発表、

それより来賓の富山県中小企業団体中央会酒井専務から「一致団結して業界発展のために努力されることを望む」との祝辞があり四時半終了

引続いて薬業会館で理事会を開き、理事長に塩井幸次郎氏を再選、塩井新理事長就任あいさつのもと副理事長、専務、常務の各理事を指名、亀谷厚生部長の祝の言葉があつて理事会を終った。

▽理事長 塩井幸次郎

▽副理事長 石黒七三、今村政雄（一名未定）

▽専務理事 常田政信

▽常務理事 放生繁雄、村杉逸郎

▽理事 山本安三、牧田清二、堀友一郎、曾我正雄 酒井金二郎、坂井儀雄、新藤文次、越川政義、神田米三、早崎仙次、松井元吉、道振義一、三枝有一、金森大山、田中忠二、山崎六郎（一名未定）

▽監事 辻恒久、布村四市、寺松義光、中田八郎、金森吉治

（薬口新聞「昭和三十八年五月四日」）

八六 昭和三十八年五月 県配置家庭薬商業組合定

款

五月一日開かれた設立総会において決定を見た富山県配置家庭薬商業組合の定款全文は次の通りで、第一章から第六章、第五十六条からなっている。

第一章 総 則

〔目的〕

第一条 本組合は医薬品配置販売業の改善発達を図るための必要な事業を行ないこれらの者の経営の安定及び合理化を図ることを目的とする。

〔名称〕

第二条 本組合は富山県配置家庭薬商業組合と称する。

〔地区〕

第三条 本組合の地区は富山県一円とする。

〔事務所の所在地〕

第四条 本組合は事務所を富山市に置く。

〔公告の方法〕

第五条 本組合の公告は本組合の掲示場に掲示し、かつ必要があるときは北日本新聞及び某日、家庭薬新聞に掲載しとする。

〔規約〕

第六条 定款で定めるもののほか、本組合の組織及び運営に関し、必要な事項は規約で定める。

第二章 事 業

第七条 本組合は第一条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 医薬品配置販売業に関する指導及び教育
- (2) 医薬品配置販売業に関する情報または資料の収集及び提供
- (3) 医薬品配置販売業に関する調査研究
- (4) 安定事業に関する次に掲げる制限

- イ 組合員の販売する医薬品の種類に関する制限
- ロ 組合員の販売する医薬品の販売数量に関する制限
- ハ 組合員の販売する医薬品の販売方法に関する制限
- ニ 組合員の販売する医薬品の販売価格に関する制限

ホ 前各号に掲げる制限に付帯する事業

(5) 合理化事業に関する次に掲げる制限

イ 組合員の販売する医薬品の種類に関する制限

ロ 組合員の販売する医薬品の販売方法に関する制限

ハ 前各号に掲げる制限に付帯する事業

二 前項第四号および第五号に掲げる事業の内容及び実施に関する事項は調整規定で定める。

三 本組合はその事業に関し、組合員のためにする組合協約を締結することができる。

第八条 本組合は事業者台帳を作成する。

二 事業者台帳の記載事項は規約で定める。

第三章 組 合 員

〔組合員の資格〕

第九条 本組合員の組合員たる資格を有する者は、薬事法

第二十五条第三号の規定による許可を受けた者で本組合の

地区内に住所を有する者とする。

〔加入〕

第十条 組合員たる資格を有する者は本組合の承諾を得て

加入することができる。

二 本組合は加入の申込があった時は理事会においてその諾否を決する。

〔自由脱退〕

第十一条 組合員は、三十日前までに書面により予告して脱退することができる。

〔除名〕

第十二条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合はその総会の会日の十日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えるものとする。

(1) 経費の支払い、その他本組合に対する義務を怠った組合員

(2) 本組合の事業を妨げ、または妨げようとする行為をした組合員

(3) 犯罪その他信用を失なう行為をした組合員

〔届出〕

第十二条 組合員は次の各号の一に該当するときは、七日

以内に本組合に届け出なければならない。ただし第三号については資格事業を営む者に限る。

- (1) 氏名、名称又は住所を変更したとき
- (2) 事業の全部又は一部を休止し、もしくは廃止したとき
- (3) 常時使用する従業員の数が三十人をこえ、又は、三十人以下になったとき

〔使用料又は手数料〕

第十四条 本組合はその行なり事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

- 二 前項の使用料又は手数料の額は、規約又は調整規程で定める。

〔経費の賦課〕

第十五条 本組合は、その行なり事業の費用（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く）に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

- 二 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他経費の賦課について必要な事項は、総代会において定める。

〔制裁〕

第十六条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し理事会の議決により過怠金を課することができる。

この場合において本組合はその理事会の会日十日前までにその組合員に対しその旨を通知し、かつ理事会において弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第七条第二項の規定による調整規程に違反した組合員（違反したときに組合員であった者を含む）
- (2) 第七条第三項の規定による組合協約に違反した組合員
- (3) 第十二条第一号または第二号に掲げる行為のあった組合員
- (4) 第十三条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした組合員

員

二 前項第一号に該当する組合員に対しては過怠金を課するほか、事業に因する制限の制裁を課することができる。

三 制裁の内容及び実施に関する事項は調整規程で定める。

四 第一項第一号に該当する者に対する制裁は、同号の調整規程が効力を失った後でもなお課することができる。

第十七条 理事会は前条第二項に規定する制裁を課すると

きは、制裁審査委員会に諮問して行なう。

二 制裁審査委員会は、総代会において選挙された委員七人で組織する。

三 制裁審査委員会は、第一項の諮問があったときは事案を審査決定し、その決定を理事会に報告しなければならぬ。

四 前各項に定めるもののほか、制裁審査委員会に關し必要な事項は規約で定める。

第十八条 第十六条に規定する制裁の賦課に対して不服のある者は、制裁を課する旨の通知を受けた日から三十日以内にその旨を記載した書面をもって、本組合に不服の申立てをすることができる。

二 前項の不服の申立てがあつた場合においても制裁は停止しない。

第十九条 前条の不服の申立てを審査するため、本組合に不服審査委員会を置く。

二 不服審査委員会は、総代会において選挙された委員七名で組織する。

三 不服審査委員会は、前条の不服の申立てがあつたときは事案を審査決定し、その決定を理事会に報告しなければならぬ。

四 前各項に定めるもののほか、不服審査委員会に關し、必要な事項は、規約で定める。

〔薬日新聞〕昭和三十八年五月十一日

八七 昭和三十八年六月 県医薬品小売商業組合発

足

医薬品販売業者の経営安定および合理化をはかる目的からかねてより県小売商業組合の設立につき發起人会で準備中であつたが、六月二十七日午後二時半から薬事研究所講堂において、医薬品協組総代会に引続いて富山県小売商業組合創立総会を開いた。城石發起人代表のあいさつがあつてから議長に津田喜之氏を選出、それより定款案につき説明がありこれを承認、ついで事業計画案を決定、調整規程を承認、それより収支予算、賦課金（一人六〇〇円で協組賦

課金の一部をあてる)を決め、創立費を一万円とし、取引銀行を北陸銀行と決定。また借入金最高限度を五〇万円と決定し総代選挙を行う、引続き選考委員により理事十七名、監事二名を次のように選び、ただちに理事会を開き、正副理事長を互選した。

終って福王県薬務課長の祝辞があつて、創立総会を終了。

▽理事長 蔦 孝則

▽副理事長 棚田喜作

陸正、山本敬一、臼田正男、石坂九平、園常信、永野治

一、鷹田喜三松、平野新一、桜井健勝

▽監事、森桑三郎、前野幸

▽顧問 城石平三

初年度事業計画

(一)調整事業

①購買方法の制限

取引先の登録および取引先の制限

②販売方法の制限

・価格の表示

・正札販売

・不当販売の禁止

・訪問販売等の禁止

・景品付販売等の禁止

・宣伝の制限

・営業日数並に営業時間の制限

③監查事業

(二)組立交渉

①製造業者に対する交渉

②卸業者に対する交渉

③事業所、購買会等その他関係先に対する交渉

(三)医薬品販売に関する指導及び教育に関する事業、講演会、

講習会の開催

(四)情報、資料の収集

(五)調査研究に関する事業

(六)資金計画事業

資金の運用法並に調達方法

(「薬日新聞」昭和三十八年七月六日)

八八 昭和四十八年 北海道配置家庭薬協議会、不

廻り得意整理の取扱い

不廻り得意整理に当っては下記にご留意下さい。

一 不廻り得意家の古薬回収の意義

近年医薬品事情が次第に変わってきています。

先に配置した時点では適確な品目であっても、その次年に至って安全性から販売が認められなくなった品目もあり、又古薬は経年変化をきたしている恐れもあるので、使用なさる方の安全のため、古薬を回収することになったものであります。

二 古薬回収の対象を下記の通りとします。

①貴殿がお得意家に参上した、その日からさかのぼって満三年以上不廻りとなっている配置販売業者のものを、整理の対象とします。

②整理に当っては、別記配置販売業者名簿の委任状の提出者のみを対象とし、委任状の提出のない人のものと、箱張りに配置年月日のないものは整理を行

なってはならないこと。

③不廻り業者のうち、別記名簿の中のいずれにも該当しない名前のものと、配置年月日の記入のないものを発見したときは、その者の整理はやめて、支部長に報告して下さい。

④整理には必ず協議会特製の精算書を使用し、整理を行なった得意先の報告は、その精算書をもって報告書に替えます。つまり、精算書四枚のうちNo.1は得意先用に、No.2、3、4の三枚に回収薬と受取金額を添えて支部長に引渡しをもって、その得意家の報告が終了のものとなります。

北海道配置家庭薬協議会会長

(函館業務支部元薬史資料)